

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>全電源喪失時においてモニタリングステーション及びモニタリングポストが健全である場合、電源車（緊急時対策所用）以降の設備も同様に健全であることから、電源車（緊急時対策所用）からの給電が可能である。また、別途緊急時対策所については重大事故等対処設備（SA設備）であるため、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所まではSA設備とした。</p>  <p>図 モニタリングステーション及びモニタリングポストの設備構成の位置づけ</p>		<p>(2) 非常用発電機給電可能時間の設定根拠 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの最大所要負荷は4.4 kVA（無停電電源装置の負荷を含む）である。このため、最大所要負荷を満足するように、非常用発電機の容量は5 kVAとしている。 また、定格負荷時の非常用発電機の燃料消費量は1.86 L/hであり、非常用発電機の搭載燃料（軽油）が50 Lであることから、26時間程度の連続運転が可能である。これにより、定格負荷による24時間以上を十分に満足する。</p> <p>(3) 無停電電源装置給電時間の設定根拠 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの最大所要負荷は2.4 kVAであることから、最大所要負荷を満足するように無停電電源装置の容量を5 kVAとした。また、非常用交流電源設備の電源供給が確立するまでに要する時間が10秒以内であるのに対し、所要負荷4.0 kVAにおける無停電電源装置の電源供給時間は、約7分間となっており、10秒を十分満足する時間の電源供給が可能である。</p> <p>(4) 非常用発電機の燃料補給について 非常用発電機の燃料は、24時間連続運転が可能であるため、燃料が枯渇する24時間以内に、原子力災害対策本部の総括班が高台（T.P.31 m）に配備しているタンクローリー（4 KL）を使用して燃料を補給することとしている。</p>	<p>【大飯】設計の相違 ・泊ではモニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源は緊急時対策所を経由していない。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、電源設備のバックアップ時間について、より充実した記載となっている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>補足説明資料2. 放射能観測車の台数の根拠</p> <p>放射能観測車は、緊急時モニタリング時に発電所構内を走行しての放射線量の測定、又は風向風速の測定を行える車両である。</p> <p>緊急時モニタリング時の定点的な放射線量等の測定は放射線量についてはモニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストが担い、気象観測については気象観測所及び可搬型気象観測設備が担うことになる。</p> <p>放射能観測車は、機動性があり構内全域を走行して放射線量等の測定をすることが可能であるため定点的な測定とは違うことから緊急時モニタリング時は1台で対応可能である。</p> <p>さらに、必要に応じて原子力事業者間協定に基づき、他社より更に11台の融通が可能な状況である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、より充実した記載となっている。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. その他のモニタリング設備</p> <p>「設置許可基準規則」第60条（監視測定設備）及び「技術基準規則」第75条（監視測定設備）の対応として、可搬式モニタリングポストを、3号炉及び4号炉共用で11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策所付近における放射線量の測定が可能な個数）、予備として6個及び移動式放射能測定装置（モニタ車）1台を保管及び配備する。</p> <p>また、他の当社原子力発電所に移動式放射能測定装置（モニタ車）を5台保有しており融通を受けることが可能である。更に、原子力事業者間協力協定に基づき、移動式放射能測定装置（モニタ車）11台の融通を受けることが可能である。</p> <p>上記モニタリング設備の他に、モニタリング資機材運搬車及びサーベイメータや可搬式ダストサンブラ等を組み合わせることで、状況に応じて、発電所内外のモニタリングを総合的に行う。</p> <p>(1) サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（モニタリング資機材運搬車）</p> <p>サーベイメータ等を搭載し、任意の場所のモニタリングを行うモニタリング資機材運搬車を1台配備している。</p> <p>a 台数：1台 b 主な搭載機器（個数：各1個）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ ・汚染サーベイメータ ・NaIシンチレーションサーベイメータ ・可搬式ダストサンブラ ・衛星携帯電話  <p>(モニタリング資機材運搬車の写真)</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <p>・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。</p>




赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) サーベイメータや可搬式ダストサンプラ等 サーベイメータや可搬式のサンプラ等は、移動式放射能測定装置（モニタ車）、モニタリング資機材運搬車に搭載する他、状況に応じて、モニタリングに使用する。</p> <p>a. 放射線量の測定 サーベイメータにより現場の放射線量率を測定する。 ・電離箱サーベイメータ（個数：2個）予備1個</p>  <p>（電離箱サーベイメータ）</p> <p>b. 放射性物質の採取 可搬式のサンプラにより空気中の放射性物質（ダスト、よう素）を採取する。 ・可搬式ダストサンプラ（個数：2個）予備1個</p>  <p>（可搬式ダストサンプラ）</p> <p>c. 放射性物質の測定 ・NaIシンチレーションサーベイメータ（個数：2個）予備1個 ・汚染サーベイメータ（個数：2個）予備1個 ・γ線多重波高分析装置（個数：1個） ・ZnSシンチレーションサーベイメータ（個数：1個）予備1個 ・β線サーベイメータ（個数：1個）予備1個 ・GM計数装置（個数：1個） ・ZnSシンチレーション計数装置（個数：1個）</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>各種計測器のイメージを以下に示す。</p>  <p>(Na 1シンチレーションサーベイメータ) (汚染サーベイメータ) (γ線多重高分辨装置)</p>  <p>(Zn Sシンチレーションサーベイメータ) (β線サーベイメータ)</p>  <p>(GM計数装置) (Zn Sシンチレーション計数装置)</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

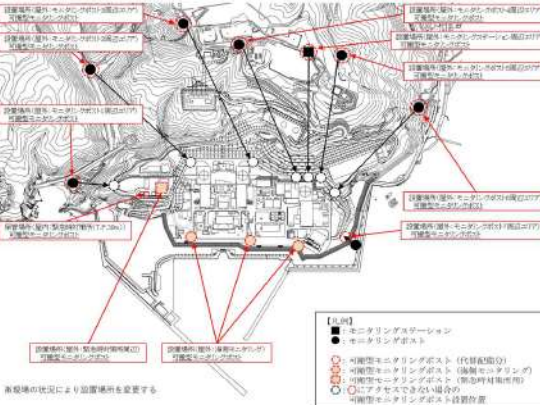
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 海水・排水の放射性物質の濃度測定 発電所の周辺海域については、取水路、放水路等の海水・排水を採取し、可搬型放射線計測装置（Na Iシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）により放射性物質を測定する。また、必要に応じて前処理を行い、ZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置を用いて水中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(4) 小型船舶によるモニタリング 発電所の周辺海域への放射性物質漏えいが確認された場合や敷地内でのモニタリングが困難な場合等には、船舶による発電所の周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>a. 台数：1台（予備1台） b. 最大積載重量：375kg c. モニタリング時に持ち込む主な資機材 ・電離箱サーベイメータ：1個 ・可搬式ダストサンブラ：1個 ・海水採取用機材（容器等）：1式 d. 保管場所 ・1・2号重油タンク近傍エリア（E.L.約+14m） e. 移動：車両等にて荷揚岸壁へ運搬 小型船舶を保管場所から車両等を用いて取水路まで運搬し、海面に着水するまでの時間は、現場での検証の結果、約2時間である。</p> 			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

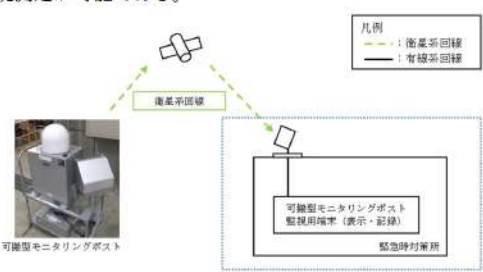
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 重大事故等時における放射能測定について</p> <p>重大事故等時において、バックグラウンドが上昇し、測定が困難になった場合には、1、2号炉ホットカウント室（（1、2号炉原子炉補助建屋内）(E.L.+23.8m)）にて、モニタリングで採取した試料（ダスト、よう素、海水、排水）の放射能測定を行う。</p> <p>ホットカウント室は、可搬型空気浄化装置で、放射性物質（ダスト、よう素）により汚染した空気を浄化することができ、ホットカウント室内に汚染した空気を可能な限り取り込まないようにする。</p> <p>ホットカウント室内の汚染防止対策として、ホットカウント室及びホットカウント室周りをポリシートで養生するとともに、万一汚染した場合は、ポリシートの取替えを行う。</p> <p>また、鉛マット等を測定器の周りに配置し、測定器のバックグラウンドを下げる。</p> <p>なお、放射性ブルーム通過中は放射能測定を実施しない。（放射能測定は他の事業所でも測定可能。）</p> <p>ホットカウント室の配置</p>  <p>1、2号炉 原子炉補助建屋 (E.L.+23.8m)</p> <p>特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>(6) 土壌モニタリング</p> <p>発電所敷地内の土壌を採取し、汚染サーベイメータ等により放射性物質を測定する。また、必要に応じてZnSシンチレーションサーベイメータによりα線（ウラン、プルトニウム等）、β線サーベイメータによりβ線（ストロンチウム等）を測定する。</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。

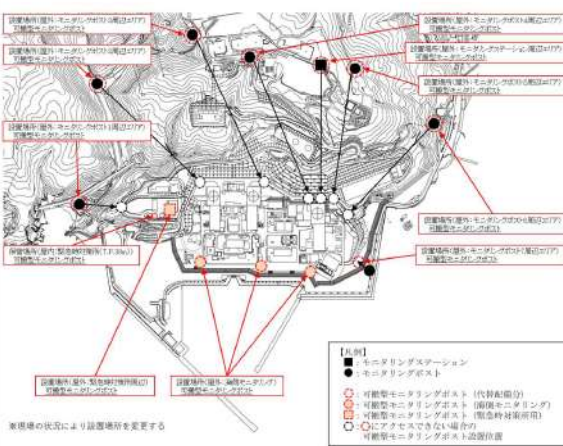
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>補足説明資料 3. 可搬型モニタリングポストの設置について</p> <p>(1) 可搬型モニタリングポストの台数について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、固定モニタリング設備の代替として使用するため、周辺監視区域境界付近に設置している数（モニタリングポスト 7 台、モニタリングステーション 1 台）と同等の 8 台を準備している。</p> <p>また、発電所海側モニタリング用 3 台、緊急時対策所付近 1 台を準備している。設置場所は原則、以下のとおりとする。</p>  <p>(2) 可搬型モニタリングポストの保管場所について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、耐震性を有する緊急時対策所に保管する。</p> <p>また、複数台を一括して固縛することにより転倒を防止するとともに、周囲に緩衝材を取り付け衝撃を緩和することにより保管時の健全性を維持する。</p> <p>(3) 可搬型モニタリングポストの設置について</p> <p>重大事故等の発生により、固定モニタリング設備が機能を喪失した場合、原子力災害対策本部の放管班 8 名のうち 2 名が、モニタリング情報及びプラント状況から適切な汚染防護装備（タイベック、マスク等）を着用し、資機材運搬車を使用し、可搬型モニタリングポストの保管場所から必要台数を機能喪失した固定モニタリング設備付近に設置する。防潮堤外側にあるモニタリングポスト 7 については、防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し、代替測定地点を防潮堤内側とする。</p> <p>また、原災法該当事象発生後（以下「緊急時モニタリング開始判断後」という。）は、発電所海側 3 台及び緊急時対策所付近に 1 台設置する。</p> <p>なお、設置時には可搬型モニタリングポストの転倒防止脚を使用し転倒防止を図る。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では補足説明資料 3 にて、可搬型モニタリングポストの設置についての記載を行っている。女川、大飯ではこれらの一部が後段で整理されているため、各社の該当ページに泊の記載を再掲し、比較している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4) 伝送データの監視</p> <p>可搬型モニタリングポストのデータは、下図のとおり、衛星系回線を利用したデータ伝送により、リアルタイムに緊急時対策所に設置した可搬型モニタリングポスト監視用端末に伝送、表示される。</p> <p>緊急時対策所の放管班員は、伝送データが伝送、記録されていることを確認し、その数値を定期的に原子力災害対策本部に報告する。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポストは外部バッテリーからの電源供給で、3.5日以上連続で測定が可能であることから、連続測定の場合は3日後までに放管班が予備バッテリー(3.5日以上連続測定可能)と交換する作業を実施することで7日間以上の連続測定が可能である。</p>  <p>凡例 --- 衛星系回線 --- 有線系回線</p> <p>可搬型モニタリングポスト</p> <p>可搬型モニタリングポスト 監視用端末(表示・記録)</p> <p>緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所に常設するアンテナ、緊急時対策所に常設する可搬型モニタリングポスト監視用端末は耐震性を有する設計とする。</p> <p>(5) 冬季の設置に関する影響</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外気温-19℃(最寄の気象官署における最低観測温度-18℃を担保した値)でも使用できる設計となっている他、衛星系回線は降雨雪時にも影響を受けにくいものを採用している。(降雨雪の影響を受けにくい無線周波数帯 [2.5 GHz/2.6 GHz[※]] を使用)</p> <p>また、設置場所への運搬については、泊発電所構内において一定(10 cm)以上の積雪が観測された時点で、速やかに除雪車による除雪が実施される体制にしていること、また可搬型モニタリングポストを運搬する車両は四輪駆動の車両を準備しているため支障はない。</p> <p>なお、設置場所に積雪があった場合には、運搬車両に除雪用具を積載しており、放管班が除雪することで設置場所を確保することが可能である。</p> <p>※ 地上 ⇒ 衛星間：2.6 GHz、衛星 ⇒ 地上間：2.5 GHz</p>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では補足説明資料3にて、可搬型モニタリングポストの設置についての記載を行っている。女川、大飯ではこれらの一部が後段で整理されているため、各社の該当ページに泊の記載を再掲し、比較している。 <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯の「補足説明資料5. 放射能放出率の算出」の一部と比較している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>(6) 可搬型モニタリングポストの設置位置について 可搬型モニタリングポストは、泊発電所から 8 方位をほぼ網羅する位置に設置する。 発電所からの位置関係は以下のとおり。</p>  <p>※現場の状況により設置場所を変更する</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

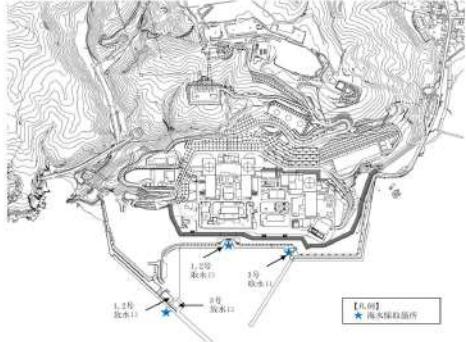
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>原子力事業者が実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1) 放射線量及び放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒事態が発生した場合、事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングステーション1台、モニタリングポスト5台の稼動状況を確認する。 モニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できない場合は、可搬式モニタリングポストにて放射線量の監視を行う。 可搬式モニタリングポストを海側敷地境界方向及び緊急時対策所付近に配備し、放射線量の監視を行う。 移動式放射能測定装置（モニタ車）が使用できない場合は、可搬型放射線計測装置により、発電所構内の放射性物質濃度を測定する。 敷地境界付近の放射線量のデータにより、海側方向に放射性物質が放出された場合でも、放出放射線量の算出が可能である。 		<p>補足説明資料4. 重大事故時の緊急時モニタリングについて</p> <p>警戒事態が発生し、原子力災害対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置した後、事象の進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、発電所対策本部長の指示により、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの測定データを確認するとともにモニタリングの準備を開始する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、放管班は発電所周辺（周辺海域を含む）に放出される放射性物質濃度及び放射線量を監視・測定するとともに、ブルームの発生・通過を判断するために緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(1) 陸域のモニタリングについて</p> <p>重大事故等が発生した場合に、泊発電所から発電所周辺に放出される放射性物質濃度及び放射線量を把握するため陸域モニタリングを実施する。</p> <p>a. 環境モニタリング時の防護装備</p> <p>放管班員は、重大事故発生後のモニタリング情報及びプラント状況から適切な放射線防護装備（タイベック、マスク等）を着用する。なお、冬季においては、タイベックの内側に防寒服を着用する。</p> <p>b. 気象条件の確認</p> <p>原子力災害対策本部の放管班長は、放管班員に対して以下のとおり気象条件の監視、測定、記録を指示する。</p> <p>① 気象観測所による観測</p> <p>気象観測所に設置している気象測器により、敷地内の風向、風速等の気象条件を中央制御室の環境監視盤で監視、測定、記録する。</p> <p>② 可搬型気象観測設備による観測</p> <p>気象観測所の気象観測設備が機能喪失した場合に、可搬型気象観測設備を配備し、敷地内の風向風速等の気象状況を監視、測定、記録する。</p> <p>また、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を設置し、ブルーム通過方向を確認するため、緊急時対策所付近の風向風速等の気象状況を監視、測定、記録する。</p> <p>さらに、気象観測設備のデータが正常に伝送されている場合は、発電所敷地内の気象データを詳細に把握するため、放管班長の指示する場所に可搬型気象観測設備を配備する。</p> <p>なお、可搬型気象観測設備の設置時には、転倒防止脚及び重り等を使用し、転倒防止を図る。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>c. 陸上モニタリングの実施</p> <p>(a) 発電所敷地における放射線量の測定 放管班長は、モニタリングポスト又はモニタリングステーションの放射線量上昇に伴い、敷地内線量率分布を把握する必要があると判断した場合、気象観測設備又は可搬型気象観測設備で確認した風向及び風速を基に、風下方向を主として発電所敷地内の放射線量の測定を実施するよう放管班員に指示する。</p> <p>① 可搬型モニタリングポストによる測定 緊急時モニタリング開始判断後は、発電所海側モニタリングとして、可搬型モニタリングポスト 3 台を配備し、測定、監視、記録する。 また、緊急時モニタリング開始判断後は、緊急時対策所付近用として、可搬型モニタリングポスト 1 台を配備し、測定、監視、記録する。</p> <p>② 放射能観測車、サーベイメータによる測定 敷地内の放射線量を把握するため、放射能観測車搭載の空間吸収線量率モニタで測定、監視、記録する。 また、放射線量が高い場合には、放射能観測車に積載している電離箱サーベイメータ等を使用し、放射線量を測定、記録する。 さらに必要に応じて、資機材運搬車にサーベイメータ等を積載し、放射線量等を測定、記録する。</p> <p>(b) 発電所敷地における放射性物質濃度の測定 放管班長は、モニタリングポスト又はモニタリングステーションの放射線量の上昇に伴い、発電所敷地において放射性物質濃度の確認をする必要があると判断した場合、気象観測設備又は可搬型気象観測設備で確認した風向及び風速を基に、ブルーム通過後は、ブルーム風下方向を主として発電所敷地内の放射性物質濃度の測定を実施するよう放管班員に指示する。 なお、測定にあたっては放射能レベルにより、採取量、測定時間等を調整する。</p> <p>① 空气中放射性物質の測定 敷地内において道路・通路が確保され、車両で寄り付き可能な場所から、放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンブラ、ダスト測定装置及びよう素測定装置等を用いて試料の採取、測定を行い、記録する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 海水、排水中及び土壌の放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電所の周辺海域の状況把握のために、取水路、放水路等の海水、排水の採取を行い、放射性物質の濃度測定を行う。 		<p>(2) 海域のモニタリングについて</p> <p>重大事故等が発生した場合に、泊発電所から発電所周辺海域等に放出される放射性物質の放出源を把握するため泊発電所専用港湾内外の海域の放射能濃度を測定する。</p> <p>a. 海水サンプリング箇所について</p> <p>重大事故時等の発生により周辺海域の状況把握として、原則、以下の箇所の海水をサンプリングすることにより放射能濃度を把握することとしている。</p>  <p>b. 海水サンプリングの体制</p> <p>泊発電所において原子力防災体制が発令された場合は、原子力災害対策本部が設置される。海水のサンプリングは放管班長の指示により開始する。</p> <p>c. 海水サンプリングの方法について</p> <p>放管班員は、モニタリング情報及びプラント状況から適切な汚染防護装備（タイベック、マスク等）を着用し、さらに救命胴衣を着用して、放射能観測車、資機材運搬車又は業務車両で専用港岸壁まで移動し、採取用資機材を岸壁から海水内に投入して海水をサンプリングする。</p> <p>d. 海水放射能の測定及び測定結果の報告</p> <p>採取した海水は放射能測定装置でガンマ線放出核種の放射能の測定を実施する。分析結果は速やかに放管班長に報告するとともに、記録し保管する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・また、発電所の周辺海域への放射性物質の漏えいが確認された場合や敷地内でのモニタリングが困難な場合等には、小型船舶による発電所の周辺海域の放射線量及び放射性物質の測定を行う。</p> <p>・発電所敷地内の土壌モニタリングが必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(3) 気象観測</p> <p>・気象観測設備が使用できない場合は、可搬式気象観測装置で気象観測を行う。</p>		<p>(3) 海上モニタリングについて</p> <p>放管班員2名は、海水中の放射性物質濃度の測定で海水サンプリングを実施し水中の放射性物質濃度の測定を実施するが、このサンプリングで海水への放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合には、周辺海域への放射性物質の濃度等を確認するため、小型船舶を使用した海上モニタリング（船上においては、採取用資機材を使用した海水サンプリング、サーベイメータによる放射線量の測定、ダスト・よう素サンプラによる空気中の放射性物質の採取）を実施する。</p> <p>なお、使用する船舶は予備を含め2隻用意し、発電所構内高台（T.P.31m以上）のそれぞれ別な場所に保管する。</p> <p>(4) ブルーム発生時の対処について</p> <p>緊急時モニタリングにおけるブルーム発生への対処については以下のとおりである。</p> <p>a. ブルーム発生の連絡</p> <p>(a) モニタリングポスト、モニタリングステーション及び気象観測設備が使用可能な場合</p> <p>事故発生後、放射能観測車を使用した緊急時モニタリング実施中、対策本部において、モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポスト（発電所海側3台及び緊急時対策所付近1台）による放射線量の測定データ、気象観測設備及び可搬型気象観測設備（緊急時対策所付近1台）の風向、風速の測定データから炉心風下方向の放射線量の上昇によりブルーム発生の兆候が認められた場合、放管班長から移動無線設備（車載型）等を使用して放射能観測車の放管班員にその旨を連絡する。</p> <p>(b) モニタリングポスト、モニタリングステーション及び気象観測設備が機能喪失の場合</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量及び可搬型気象観測設備による風向、風速の測定データから炉心風下方向の放射線量の上昇によりブルーム発生の兆候が認められた場合、放管班長から移動無線設備（車載型）等を使用して放射能観測車の放管班員にその旨を連絡する。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違</p> <p>・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(4) 緊急時モニタリングの実手順及び体制				
モニタリングの考え方やポストの代替	対応	開始時期の考え方やモニタリングポストが使用できない場合	対応要員	
モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替	可搬式モニタリングポストの配置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後	2~4名	
海側敷地境界方向の放射線監視 緊急時対策所付近の状況把握				
空気中のモニタリング	空気中（ダスト・よゆ素）の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合	2名	
土壌のモニタリング	土壌の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）	2名	
水中のモニタリング	海水、排水の測定	重大事故等発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	2名	
海上のモニタリング	空気中（ダスト・よゆ素）及び海水の測定	重大事故等発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	4名	
恒設の気象観測設備の代替	可搬式気象観測装置の設置	重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合	6名	
			<p>b. ブルーム発生時の対処 連絡を受けた（あるいは自ら判断した）放射能観測車の放管班員は、放管班長からの指示に従い速やかに緊急時モニタリングを中止し、緊急時対策所又は放射線量の低い風上方向へ退避する。 なお、退避する際においても車載の空間吸収線量率モニタや電離箱サーベイメータによる測定を実施し、移動に伴う放射線量の変動を把握する。</p> <p>c. ブルーム通過後の対処 緊急時対策所又は風上方向に退避後、モニタリングポスト、モニタリングステーション又は可搬型モニタリングポストの測定データ等によりブルームが通過したと判断された場合、放管班員は放管班長の指示に従い緊急時モニタリングを再開する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>
			<p>緊急時モニタリングの基本的フロー（例）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																													
		<p>(5) 緊急時モニタリングの成立性について 各モニタリング項目のおおよその所要時間は以下のとおりである。(要員 2 名×2 班 (A 班, B 班) での実施)。 A 班は可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備の設置については、約 490 分で実施可能、B 班は約 200 分で放射能観測車を用いた空間放射線・放射能物質濃度の測定、海水中の放射性物質濃度の測定が実施可能である。</p> <table border="1" data-bbox="1254 379 1818 1088"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">緊急時対策所付近の可搬型モニタリングポストの設置、発電所海側に可搬型モニタリングポストの設置【A 班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約 10 分</td> </tr> <tr> <td>② 防護装備着用 約 20 分</td> </tr> <tr> <td>③ 可搬型モニタリングポスト 1 台を保管場所から移動・設置・測定開始 約 20 分</td> </tr> <tr> <td>④ 車両準備・移動 約 10 分</td> </tr> <tr> <td>⑤ 機材積載 約 20 分 (可搬型モニタリングポスト 3 台を積載)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 可搬型モニタリングポスト 3 台 (発電所海側) を設置・測定開始 約 40 分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①～⑥の合計 約 120 分</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">緊急時対策所付近の可搬型気象観測設備の設置【A 班】 (防護装備含む)</td> <td>① 事前打合せ 約 10 分</td> </tr> <tr> <td>② 防護装備着用 約 20 分</td> </tr> <tr> <td>③ 保管場所からの移動 約 10 分</td> </tr> <tr> <td>④ 可搬型気象観測設備 1 台を設置・測定開始 約 40 分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①～④の合計 約 80 分</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">可搬型モニタリングポストの設置【A 班】 (防護装備、車両準備・積載含む) ※固定モニタリング設備 (8 箇所)</td> <td>① 事前打合せ 約 10 分</td> </tr> <tr> <td>② 防護装備着用 約 20 分</td> </tr> <tr> <td>③ 車両準備・移動 約 10 分</td> </tr> <tr> <td>④ 機材積載 約 20 分 (可搬型モニタリングポスト 4 台を積載)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 可搬型モニタリングポスト 4 台設置・測定開始 約 50 分 (要員 2 名×1 班で実施、移動時間含む)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 保管場所に移動 約 10 分</td> </tr> <tr> <td>⑦ 機材積載 約 20 分 (可搬型モニタリングポスト 4 台を積載)</td> </tr> <tr> <td>⑧ 可搬型モニタリングポスト 4 台設置・測定開始 約 50 分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①～⑧の合計 約 190 分</td> </tr> </tbody> </table>	項目	所要時間	緊急時対策所付近の可搬型モニタリングポストの設置、発電所海側に可搬型モニタリングポストの設置【A 班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分	② 防護装備着用 約 20 分	③ 可搬型モニタリングポスト 1 台を保管場所から移動・設置・測定開始 約 20 分	④ 車両準備・移動 約 10 分	⑤ 機材積載 約 20 分 (可搬型モニタリングポスト 3 台を積載)	⑥ 可搬型モニタリングポスト 3 台 (発電所海側) を設置・測定開始 約 40 分	①～⑥の合計 約 120 分		緊急時対策所付近の可搬型気象観測設備の設置【A 班】 (防護装備含む)	① 事前打合せ 約 10 分	② 防護装備着用 約 20 分	③ 保管場所からの移動 約 10 分	④ 可搬型気象観測設備 1 台を設置・測定開始 約 40 分	①～④の合計 約 80 分		可搬型モニタリングポストの設置【A 班】 (防護装備、車両準備・積載含む) ※固定モニタリング設備 (8 箇所)	① 事前打合せ 約 10 分	② 防護装備着用 約 20 分	③ 車両準備・移動 約 10 分	④ 機材積載 約 20 分 (可搬型モニタリングポスト 4 台を積載)	⑤ 可搬型モニタリングポスト 4 台設置・測定開始 約 50 分 (要員 2 名×1 班で実施、移動時間含む)	⑥ 保管場所に移動 約 10 分	⑦ 機材積載 約 20 分 (可搬型モニタリングポスト 4 台を積載)	⑧ 可搬型モニタリングポスト 4 台設置・測定開始 約 50 分	①～⑧の合計 約 190 分		<p>【大飯】記載方針の相違 ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>
項目	所要時間																															
緊急時対策所付近の可搬型モニタリングポストの設置、発電所海側に可搬型モニタリングポストの設置【A 班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分																															
	② 防護装備着用 約 20 分																															
	③ 可搬型モニタリングポスト 1 台を保管場所から移動・設置・測定開始 約 20 分																															
	④ 車両準備・移動 約 10 分																															
	⑤ 機材積載 約 20 分 (可搬型モニタリングポスト 3 台を積載)																															
	⑥ 可搬型モニタリングポスト 3 台 (発電所海側) を設置・測定開始 約 40 分																															
①～⑥の合計 約 120 分																																
緊急時対策所付近の可搬型気象観測設備の設置【A 班】 (防護装備含む)	① 事前打合せ 約 10 分																															
	② 防護装備着用 約 20 分																															
	③ 保管場所からの移動 約 10 分																															
	④ 可搬型気象観測設備 1 台を設置・測定開始 約 40 分																															
①～④の合計 約 80 分																																
可搬型モニタリングポストの設置【A 班】 (防護装備、車両準備・積載含む) ※固定モニタリング設備 (8 箇所)	① 事前打合せ 約 10 分																															
	② 防護装備着用 約 20 分																															
	③ 車両準備・移動 約 10 分																															
	④ 機材積載 約 20 分 (可搬型モニタリングポスト 4 台を積載)																															
	⑤ 可搬型モニタリングポスト 4 台設置・測定開始 約 50 分 (要員 2 名×1 班で実施、移動時間含む)																															
	⑥ 保管場所に移動 約 10 分																															
	⑦ 機材積載 約 20 分 (可搬型モニタリングポスト 4 台を積載)																															
	⑧ 可搬型モニタリングポスト 4 台設置・測定開始 約 50 分																															
①～⑧の合計 約 190 分																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由										
		<table border="1" data-bbox="1288 140 1780 630"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・移動 約 10 分</td> </tr> <tr> <td>※気象観測設備の代替測定</td> <td>④ 機材積載 約 20 分（可搬型気象観測設備 1 台を積載） ⑤ 可搬型気象観測設備 1 台を設置・測定開始 約 40 分 ①～⑤の合計 約 100 分</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車による監視【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・積載 約 10 分 ④ ダスト・よう素測定：約 30 分/箇所（3）・（1）（1） ⑤ 放射線測定（空間線量率モニター）：連続測定可 ①～④（⑤は④と同時に進行）の合計 約 70 分</td> </tr> <tr> <td>海水サンプリング【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・積載 約 10 分 ④ 移動・試料採取 約 20 分×3 箇所、60 分/3 箇所 ⑤ 試料測定 約 10 分×3 箇所分、30 分/3 箇所分 ①～⑤の合計約 130 分</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1265 638 1624 662">(6) 陸域のモニタリングの訓練について</p> <p data-bbox="1288 662 1825 774">緊急時モニタリングのうち陸域のモニタリングについては、放管班の緊急時モニタリング訓練を通して技術力を維持しており具体的には、放管班 2 名で以下の項目を実施している。</p> <ul data-bbox="1310 782 1825 917" style="list-style-type: none"> ・可搬型モニタリングポスト設置訓練（放射線防護具着用，冬季実施） ・ダスト・よう素サンプリング訓練（放射線防護具着用） ・サーベイメータによる測定訓練（放射線防護具着用） ・上記項目の連絡訓練 <p data-bbox="1288 925 1825 981">また、定例業務により定期的に以下の測定を実施している。</p> <ul data-bbox="1310 989 1825 1045" style="list-style-type: none"> ・走行状態での放射線量の測定 ・定点で停止状態での放射線量の測定，風向風速の測定 <p data-bbox="1288 1077 1825 1220">緊急時モニタリングについてはブルーム通過時の対処も含め、放射能観測車による上記の訓練及び定例の業務から放射線量測定及び風向風速測定により適切に判断し実施できる。なお、今後も継続して訓練を行い必要な改善を実施していくこととしている。</p> <p data-bbox="1265 1252 1624 1276">(7) 海上モニタリングの成立性について</p> <p data-bbox="1288 1276 1825 1444">海上のモニタリングについては、海上という特殊な場所でのモニタリングとなることから、津波等における危険が十分に小さいと判断される時期で、海水への放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合に、発電所周辺海域への放射能等を確認するため、小型船舶を使用して実施する。</p> <p data-bbox="1310 1452 1825 1476">なお、使用する小型船舶は予備を含め 2 艇用意し、発電所</p>	項目	所要時間	可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・移動 約 10 分	※気象観測設備の代替測定	④ 機材積載 約 20 分（可搬型気象観測設備 1 台を積載） ⑤ 可搬型気象観測設備 1 台を設置・測定開始 約 40 分 ①～⑤の合計 約 100 分	放射能観測車による監視【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・積載 約 10 分 ④ ダスト・よう素測定：約 30 分/箇所（3）・（1）（1） ⑤ 放射線測定（空間線量率モニター）：連続測定可 ①～④（⑤は④と同時に進行）の合計 約 70 分	海水サンプリング【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・積載 約 10 分 ④ 移動・試料採取 約 20 分×3 箇所、60 分/3 箇所 ⑤ 試料測定 約 10 分×3 箇所分、30 分/3 箇所分 ①～⑤の合計約 130 分	<p data-bbox="1848 143 2027 167">【大飯】記載方針の相違</p> <p data-bbox="1848 175 2161 223">・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>
項目	所要時間												
可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・移動 約 10 分												
※気象観測設備の代替測定	④ 機材積載 約 20 分（可搬型気象観測設備 1 台を積載） ⑤ 可搬型気象観測設備 1 台を設置・測定開始 約 40 分 ①～⑤の合計 約 100 分												
放射能観測車による監視【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・積載 約 10 分 ④ ダスト・よう素測定：約 30 分/箇所（3）・（1）（1） ⑤ 放射線測定（空間線量率モニター）：連続測定可 ①～④（⑤は④と同時に進行）の合計 約 70 分												
海水サンプリング【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・積載 約 10 分 ④ 移動・試料採取 約 20 分×3 箇所、60 分/3 箇所 ⑤ 試料測定 約 10 分×3 箇所分、30 分/3 箇所分 ①～⑤の合計約 130 分												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<p>構内高台（T.P.31m 以上）のそれぞれ別な場所に保管する。</p> <p>・要員</p> <table border="1" data-bbox="1272 204 1803 319"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>開始時期</th> <th>要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>・津波等による危険がないと判断される時期で取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射線物質濃度が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合</td> <td>放管班2名 船舶要員1名※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：船舶要員は、シルトフェンス設置要員または放管班員を充当する。</p> <p>・所要時間</p> <table border="1" data-bbox="1272 367 1803 526"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>所用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>① 事前打合せ 約10分 ② 防護装着用 約20分 ③ 船舶の運搬・資機材積載：80分 ④ 採取測定地点移動 20分/海上1箇所程度 ⑤ 試料採取/測定・サーベイ：70分/海上1箇所程度 ①～⑤の合計約200分</td> </tr> </tbody> </table>	項目	開始時期	要員	海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射線物質濃度が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合	放管班2名 船舶要員1名※	項目	所用時間	海上モニタリング	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装着用 約20分 ③ 船舶の運搬・資機材積載：80分 ④ 採取測定地点移動 20分/海上1箇所程度 ⑤ 試料採取/測定・サーベイ：70分/海上1箇所程度 ①～⑤の合計約200分	
項目	開始時期	要員											
海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射線物質濃度が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合	放管班2名 船舶要員1名※											
項目	所用時間												
海上モニタリング	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装着用 約20分 ③ 船舶の運搬・資機材積載：80分 ④ 採取測定地点移動 20分/海上1箇所程度 ⑤ 試料採取/測定・サーベイ：70分/海上1箇所程度 ①～⑤の合計約200分												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

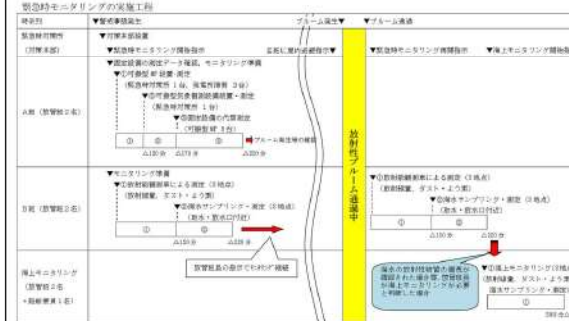
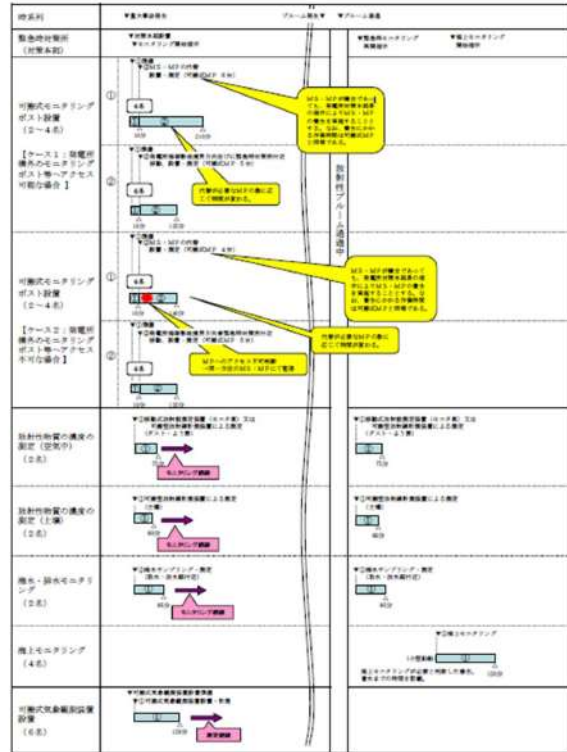
大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

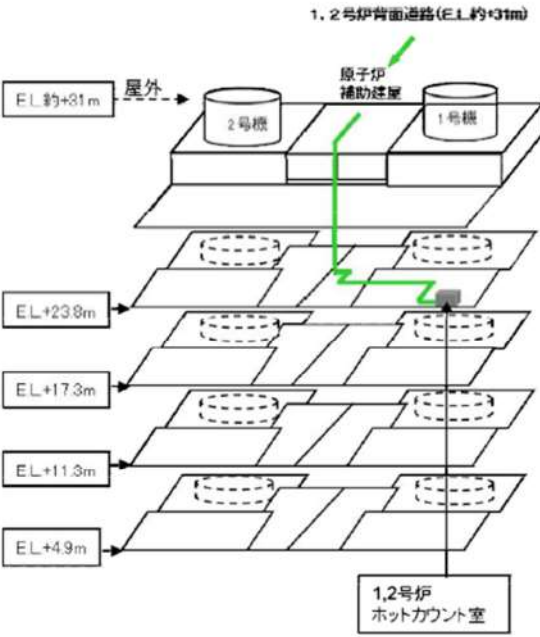
相違理由

4. 緊急時モニタリングに関する要員の動き
 「3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制」に示す対応要員について、事故発生からブルーム通過後までの動きを以下に示す。
 (1) 事故発生からブルーム通過後までの要員の動き



【大飯】記載方針の相違
 ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) ホットカウント室へのアクセス性について 海水及び排水サンプリングで採取したサンプリング試料の放射能測定を実施する1,2号炉のホットカウント室については、耐震Sクラスの補助建屋内にあり、補助建屋へアクセスする1,2号炉背面道路（E.L.約+31m）からホットカウント室（E.L.+23.8m）までのアクセスルートについては、障害となる機器がないためアクセスが可能である。</p>  <p>ホットカウント室へのアクセスルート</p>			<p>【大飯】運用の相違 ・海水及び排水サンプリングで採取した試料の放射能測定についても、泊は女川同様現場において放射能測定装置で測定を行う運用である。（3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制に記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 放射能放出率の算出</p> <p>重大事故等が発生した場合に、海側敷地境界付近を含み原子炉格納施設を囲む8方位をほぼ網羅する位置に可搬式モニタリングポストを設置し、風下方向の放射線量を測定する。また、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータから、放射能放出率を算出し、放出放射エネルギーを求める。</p> <p>(1) 可搬式モニタリングポストの配置場所</p> <p>下図に可搬式モニタリングポストの配置場所を示す。</p> <p>可搬式モニタリングポストは、大飯発電所から8方位をほぼ網羅する位置に設置する。また、アクセスルートが確保できていない等の状況から構外モニタリングポスト付近に設置できない場合は、発電所構内にある同一方位のモニタリングポストまたは可搬式モニタリングポストにて監視する。</p> 		<p>【比較のため泊欄には補足説明資料3.(1)を掲載】</p> <p>(1) 可搬式モニタリングポストの台数について</p> <p>可搬式モニタリングポストは、固定モニタリング設備の代替として使用するため、周辺監視区域境界付近に設置している数（モニタリングポスト7台、モニタリングステーション1台）と同等の8台を準備している。</p> <p>また、発電所海側モニタリング用3台、緊急時対策所付近用1台を準備している。設置場所は原則、以下のとおりとする。</p> 	<p>【大飯】資料構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 冬季の設置に関する影響</p> <p>可搬式モニタリングポストは、外気温-10℃でも使用できる設計となっている他、衛星系回線は降雨雪時にも影響を受けにくいものを採用している。(降雨雪の影響を受けにくい無線周波数帯 [2.5 GHz/2.6 GHz] を使用)</p> <p>また、設置場所への運搬については、大飯発電所構内において一定(10cm)以上の積雪が観測された時点で、速やかに除雪車による除雪が実施される体制にしているため支障はない。</p> <p>なお、設置場所に積雪があった場合には、運搬車両に除雪用具を積載しており、除雪することで設置場所を確保することが可能である。</p>		<p>【比較のため泊欄には補足説明資料3.(5)を掲載】</p> <p>(5) 冬季の設置に関する影響</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外気温-19℃(最寄の気象官署における最低観測温度-18℃を担保した値)でも使用できる設計となっている他、衛星系回線は降雨雪時にも影響を受けにくいものを採用している。(降雨雪の影響を受けにくい無線周波数帯 [2.5 GHz/2.6 GHz[®]] を使用)</p> <p>また、設置場所への運搬については、泊発電所構内において一定(10 cm)以上の積雪が観測された時点で、速やかに除雪車による除雪が実施される体制にしていること、また可搬型モニタリングポストを運搬する車両は四輪駆動の車両を準備しているため支障はない。</p> <p>なお、設置場所に積雪があった場合には、運搬車両に除雪用具を積載しており、放管班が除雪することで設置場所を確保することが可能である。</p> <p>※ 地上 ⇒ 衛星間：2.6 GHz, 衛星 ⇒ 地上間：2.5 GHz</p>	<p>【大飯】個別設計の相違 【大飯】根拠を明確化</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 放射能放出率の算出</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するために、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>（出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会平成22年4月）」より）</p> <p>a. 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times D \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h) D : 風下のモニタリング地点で実測された空気カーマ率^{※1} (μGy/h) D₀ : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率 (μGy/h) (at 放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis)^{※2} U : 平均風速 (m/s) E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>b. 放射性ヨウ素放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times X \times U / X_0 \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h) X : 風下のモニタリング地点で実測された大気中の放射性ヨウ素濃度^{※1} (Bq/m³) X₀ : 地上高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図より読み取った地表における大気中放射性ヨウ素濃度 (Bq/m³) (at 放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s)^{※2} U : 平均風速 (m/s)</p> <p>※1: モニタリングで得られたデータを使用 ※2: 排気筒から放出される放射性ヨウ素の等濃度分布図および放射性ヨウ素からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ) (日本原子力研究所2004年6月JAERI-Data/Code 2004-010)</p>	<p>3. 参考 環境モニタリング設備等</p> <p>3.3 放射能放出率の算出</p> <p>3.3.1 環境放射線モニタリング指針に基づく算出</p> <p>(1) 地上高さから放出された場合の測定について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するために、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会平成22年4月）」より</p> <p>a. 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times \text{D} \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h) 4 : 安全係数 D : 風下の地表モニタリング地点で実測された空気カーマ率^{※1} (μGy/h) U : 平均風速 (m/s) D₀ : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率^{※2} (μGy/h) (at 放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis) E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>b. 放射性ヨウ素放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times X \times U / X_0 \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h) 4 : 安全係数 X : 風下の地表モニタリング地点で実測された大気中の放射性ヨウ素濃度^{※1} (Bq/m³) U : 平均風速 (m/s) X₀ : 地上放出高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図より読み取った地表における大気中放射性ヨウ素濃度^{※2} (Bq/m³) (at 放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s)</p> <p>※1: モニタリングで得られたデータを使用 ※2: 排気筒から放出される放射性ヨウ素の等濃度分布図および放射性ヨウ素からの等空気カーマ率分布図 (Ⅲ) (日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010)</p>	<p>(8) 環境放射線モニタリング指針に基づく算出について</p> <p>a. 地上高さから放出された場合の測定について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するために、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会平成22年4月）」より</p> <p>(a) 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times \text{D} \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h) D : 風下のモニタリング地点で実測された空気カーマ率^{※1} (μGy/h) D₀ : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率 (μGy/h) (at 放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis)^{※2} U : 平均風速 (m/s) E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるγ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>(b) 放射性ヨウ素放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times X \times U / X_0 \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h) X : 風下のモニタリング地点で実測された放射性ヨウ素濃度^{※1} (Bq/m³) X₀ : 地上高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図から読み取った地表における大気中放射性ヨウ素濃度 (Bq/m³) (at 放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s)^{※2} U : 平均風速 (m/s)</p> <p>※1: モニタリングで得られたデータを使用 ※2: 排気筒から放出される放射性ヨウ素の等濃度分布図および放射性ヨウ素からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ) (日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010)</p>	<p>【大飯】女川実績の反映 【女川】資料番号の相違</p>

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 放出放射能の計算例</p> <p>以下に、放射性希ガスによる放出放射能の計算例を示す。 (風速は「1m」、大気安定度は「D」とする。)</p> <p>放射性希ガス放出率 = $4 \times D \times U / D_0 / E$ $= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 1.2 \times 10^3 / 0.5 = 3.3 \times 10^8$ (GBq/h) (3.3×10^{17} Bq/h)</p> <p>4 : 安全係数 D : モニタリング地点 (風下方向) 実測された空間放射線量率 $\Rightarrow 50$ mGy/h ($5 \times 10^4 \mu$Gy/h) ※ 1 Sv = 1 Gy とした U : 放出地上高さにおける平均風速 $\Rightarrow 1.0$ m/s D₀ : $1.2 \times 10^3 \mu$Gy/h E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー $\Rightarrow 0.5$ MeV/dis</p> <p>※ 放射性ヨウ素の放出放射能量は、可搬型ダストサンプラにより採取、測定したデータから算出する。</p> <p>(5) 可搬式モニタリングポストによる放射線量の計測について</p> <p>重大事故等が発生した場合に、周辺監視区域境界に設置している固定モニタリング設備 (モニタリングステーション1台、モニタリングポスト5台) が機能を喪失した場合の代替用に6個及び海側敷地境界方向に5個可搬式モニタリングポストを設置し、風下方向の放射線量を測定する。</p> <p>なお、ブルームが高い位置から放出された場合でも、ブルームが通過する上空と地表面の間に放射線を遮へいするものが無いため、地表面に設置する可搬式モニタリングポストで十分に計測が可能である。</p> <div data-bbox="123 1045 616 1300"> <p>【放出高さ0mの場合】 大気安定度D 約 3.0×10^4 (Gy/h) モニタリングポスト等の伊心からの距離 約120m~約23km</p> <p>【放出高さ80mの場合】 大気安定度D 約 1.2×10^4 (Gy/h) モニタリングポスト等の伊心からの距離 約220m~約23km</p> </div> <p>図 地表面における放射線量からのγ線による空気カーマ率分布</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ)」 (日本原子力研究所2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010) (条件等加筆)</p>	<p>【比較のため(3)を移動して掲載】</p> <p>(3) 放射能放出率の計算例 <放射能放出率の計算例></p> <p>以下に、放射性希ガスによる放射能放出率の計算例を示す。 (風速は「1m/s」、大気安定度は「D」とする。)</p> <p>放射性希ガス放出率 = $4 \times D \times U / D_0 / E$ $= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 1.2 \times 10^3 / 0.5 = 3.3 \times 10^8$ (GBq/h) (3.3×10^{17} Bq/h)</p> <p>4 : 安全係数 D : 地表モニタリング地点で (風下方向) 実測された空間放射線量率 $\Rightarrow 50$ mGy/h ($5 \times 10^4 \mu$Gy/h) ※ 1 Sv = 1 Gy とした U : 放出地上高さにおける平均風速 $\Rightarrow 1.0$ m/s D₀ : 空気カーマ率のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する層から読み取った地表地点における空気カーマ率 $\Rightarrow 3.1 \times 10^3 \mu$Gy/h E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー $\Rightarrow 0.5$ MeV/dis</p> <p>※ 放射性ヨウ素の放出放射能率は、可搬型ダスト・より濃サンプラにより採取し、可搬型放射能計測装置により測定したデータから算出する。</p> <p>(2) 高い位置から放出された場合の測定について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、地表面に配置するため、高所から放射性雲が放出された場合、放射線量率としては低くなる。しかしながら、放射性雲が通過する上空と地表面の間に放射線を遮蔽するものがないため、地表面に配置する可搬型モニタリングポストで十分に測定が可能である。</p> <div data-bbox="683 909 1176 1252"> <p>【放出高さ160mの場合】 大気安定度D 約 1.2×10^4 (Gy/h) 可搬型モニタリングポストの設置場所 原子伊格納施設から約150m</p> <p>【放出高さ0mの場合】 大気安定度D 約 3.1×10^4 (Gy/h) 可搬型モニタリングポストの設置場所 原子伊格納施設から約220m</p> </div> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ)」 (日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010) (条件等加筆)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒高さ 0.P. +175m* ・敷地グラウンドレベル 0.P. +15m* ・可搬型モニタリングポスト設置場所 (原子伊格納施設から約150~880m) ・可搬型モニタリングポスト設置場所 (原子伊格納施設から約220m~約1km) <p>※：2011年東北地方太平洋沖地震に伴う地震変動を考慮すると、表記値より一様に1m沈下</p> <p>第3.3.1-1図 各大気安定度における地表面での放射線量からのγ線による空気カーマ率分布図</p>	<p>b. 放射能放出率の算出 <放射能放出率の計算例></p> <p>以下に、放射性希ガスによる放射能放出率の計算例を示す。 (風速は「1m/s」、大気安定度は「D」とする。)</p> <p>放射性希ガス放出率 = $4 \times D \times U / D_0 / E$ $= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 1.2 \times 10^3 / 0.5 = 3.3 \times 10^8$ (GBq/h) (3.3×10^{17} Bq/h)</p> <p>4 : 安全係数 D : モニタリング地点 (風下方向) で実測された空間放射線量率 $\Rightarrow 50$ mGy/h ($5 \times 10^4 \mu$Gy/h) ※ 1 Sv = 1 Gy とした U : 放出地上高さにおける平均風速 $\Rightarrow 1.0$ m/s D₀ : $1.2 \times 10^3 \mu$Gy/h E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるγ線実効エネルギー $\Rightarrow 0.5$ MeV/dis</p> <p>※ 放射性ヨウ素の放出放射能量は、可搬型ダスト・より濃サンプラにより採取・測定したデータから算出する。</p> <p>c. 高い位置から放出された場合の測定について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、地表面に配置するため、高所からブルームが放出された場合、放射線量率としては低くなる。しかしながら、ブルームが通過する上空と地表面の間に放射線を遮蔽するものがないため、地表面に配置する可搬型モニタリングポストで十分に測定が可能である。</p> <div data-bbox="1288 893 1803 1268"> <p>【放出高さ70mの場合】 大気安定度D 約 1.2×10^4 (Gy/h) 可搬型モニタリングポストの設置場所 原子伊格納施設から約220m</p> <p>【放出高さ0mの場合】 大気安定度D 約 3.1×10^4 (Gy/h) 可搬型モニタリングポストの設置場所 原子伊格納施設から約220m</p> </div> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ)」 (日本原子力研究所2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒高さ：T.P. 83.1m ・敷地グラウンドレベル：T.P. 10.0m ・可搬型モニタリングポスト設置場所 (原子伊格納施設から約220m~約1km) <p>第1図 各大気安定度における地表面でのブルームからのγ線による空気カーマ率分布図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																				
	<p>3.3.2 可搬型モニタリングポストの配置位置における放射^青性雲の検知性について</p> <p>(1)環境放射線モニタリング指針に基づく評価 放射^青性雲が放出された場合において、放射^青性雲は必ずしも可搬型モニタリングポストの配置位置を通過するわけではなく、間隙を通過するケースも考えられる。そのため、第 3.3.2-1 表の条件において、放出高さ及び大気安定度が該当する空気カーマ率図（第 3.3.2-1 図、第 3.3.2-2 図）を用いて、配置する可搬型モニタリングポストの検知性を評価した。</p> <p style="text-align: center;">第 3.3.2-1 表 評価条件</p> <table border="1" data-bbox="689 544 1211 895"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定内容</th> <th>設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速</td> <td>1.0m/s</td> <td>それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として 1.0m/s を設定した。</td> </tr> <tr> <td>風向</td> <td>8 方位</td> <td>可搬型モニタリングポストの配置位置を考慮した。</td> </tr> <tr> <td>大気安定度</td> <td>D（中立）</td> <td>女川原子力発電所で観測された大気安定度のうち、最も出現頻度の高い大気安定度を採用（2012 年 1 月～12 月）した。</td> </tr> <tr> <td>放出位置</td> <td>2 号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管（地上高約 37m、標高約 50 m）</td> <td>2 号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管からの放出を想定した。</td> </tr> <tr> <td>評価地点</td> <td>可搬型モニタリングポストの配置位置</td> <td>当該配置場所での放射^青性雲の検知性を確認するため。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定内容	設定理由	風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として 1.0m/s を設定した。	風向	8 方位	可搬型モニタリングポストの配置位置を考慮した。	大気安定度	D（中立）	女川原子力発電所で観測された大気安定度のうち、最も出現頻度の高い大気安定度を採用（2012 年 1 月～12 月）した。	放出位置	2 号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管（地上高約 37m、標高約 50 m）	2 号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管からの放出を想定した。	評価地点	可搬型モニタリングポストの配置位置	当該配置場所での放射 ^青 性雲の検知性を確認するため。	<p>(9)可搬型モニタリングポスト設置場所におけるブルーム^青の検知性について</p> <p>a. 環境放射線モニタリング指針に基づく評価 ブルーム^青が放出された場合において、ブルーム^青は必ずしも可搬型モニタリングポストの配置位置を通過するわけではなく、間隙を通過するケースも考えられる。そのため、第 1 表の条件において、放出高さ及び大気安定度が該当する空気カーマ率図（第 1 図、第 2 図）を用いて、配置する可搬型モニタリングポストの検知性を評価した。</p> <p style="text-align: center;">第 1 表 評価条件</p> <table border="1" data-bbox="1301 544 1771 935"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定内容</th> <th>設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速</td> <td>1.0m/s</td> <td>それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として 1.0m/s を設定した。</td> </tr> <tr> <td>風速</td> <td>8 方位</td> <td>可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。</td> </tr> <tr> <td>大気安定度</td> <td>D（中立）</td> <td>泊発電所構内で最も出現頻度の高い大気安定度を採用した。</td> </tr> <tr> <td>放出位置</td> <td>3 号炉格納容器（地上高 70m）</td> <td>3 号炉原子炉格納容器からの漏えいを想定</td> </tr> <tr> <td>評価地点</td> <td>可搬型モニタリングポストの設置場所</td> <td>当該設置場所でのブルーム^青の検知性確認のため。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定内容	設定理由	風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として 1.0m/s を設定した。	風速	8 方位	可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。	大気安定度	D（中立）	泊発電所構内で最も出現頻度の高い大気安定度を採用した。	放出位置	3 号炉格納容器（地上高 70m）	3 号炉原子炉格納容器からの漏えいを想定	評価地点	可搬型モニタリングポストの設置場所	当該設置場所でのブルーム ^青 の検知性確認のため。	
項目	設定内容	設定理由																																					
風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として 1.0m/s を設定した。																																					
風向	8 方位	可搬型モニタリングポストの配置位置を考慮した。																																					
大気安定度	D（中立）	女川原子力発電所で観測された大気安定度のうち、最も出現頻度の高い大気安定度を採用（2012 年 1 月～12 月）した。																																					
放出位置	2 号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管（地上高約 37m、標高約 50 m）	2 号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管からの放出を想定した。																																					
評価地点	可搬型モニタリングポストの配置位置	当該配置場所での放射 ^青 性雲の検知性を確認するため。																																					
項目	設定内容	設定理由																																					
風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として 1.0m/s を設定した。																																					
風速	8 方位	可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。																																					
大気安定度	D（中立）	泊発電所構内で最も出現頻度の高い大気安定度を採用した。																																					
放出位置	3 号炉格納容器（地上高 70m）	3 号炉原子炉格納容器からの漏えいを想定																																					
評価地点	可搬型モニタリングポストの設置場所	当該設置場所でのブルーム ^青 の検知性確認のため。																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<div data-bbox="694 191 1187 925"> <p>【放出高さ 40m、大気安定度 D】</p> <p>第 3.3.2-2 図 風下直角方向空気カーマ率</p> <p>【放出高さ 40m】</p> <p>第 3.3.2-1 図 風下軸上空気カーマ率</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（Ⅲ）」 （日本原子力研究所 2004 年 6 月 JAERI Data/Code 2004-010）</p> </div> <div data-bbox="694 1149 1232 1404"> <p>(2) 評価結果</p> <p>各風向における評価地点での放射線量率を読み取り（第 3.3.2-3 図）、その感度を第 3.3.2 表に示す。</p> <p>ここでは、風向きによる差を確認するために、風下方向の敷地境界位置での放射線量率を 1 と規格化して求めた。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約 2 桁低くなるが、最低でも 1.4×10^{-2} 程度の感度を有しており、放射性雲通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p> </div>	<div data-bbox="1411 191 1680 957"> <p>第 1 図 風下軸上空気カーマ率</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（Ⅲ）」 （日本原子力研究所 2004 年 6 月 JAERI Data/Code 2004-010）</p> <p>第 2 図 風下直角方向空気カーマ率</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（Ⅲ）」 （日本原子力研究所 2004 年 6 月 JAERI Data/Code 2004-010）</p> </div> <div data-bbox="1299 1149 1814 1404"> <p>b. 評価結果</p> <p>各風向における評価地点での放射線量率を読み取り（第 3 図）、その感度を第 2 表に示す。</p> <p>ここでは、風向きによる差を確認するために、風下方向の敷地境界位置での放射線量率を 1 と規格化して求めた。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約 1 桁低くなるが、最低でも 1.4×10^{-1} 程度の感度を有しており、ブルーム通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p> </div>	<p>相違理由</p> <p>【女川】解析結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																													
	<p>第3.3.2-2表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（1）</p> <p>評価地点での放射線量率の感度 <small>（風下方向の数値は隣接位置での放射線量率を1として規格化）</small></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価地点</th> <th>南</th> <th>南西</th> <th>西</th> <th>北西</th> <th>北</th> <th>北東</th> <th>東</th> <th>南東</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト No.1</td> <td>4.3×10⁻⁴</td> <td>1.9×10⁻⁴</td> <td>7.7×10⁻⁵</td> <td>8.5×10⁻⁵</td> <td>6.7×10⁻⁴</td> <td>6.3×10⁻⁴</td> <td>2.9×10⁻⁴</td> <td>2.2×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.2</td> <td>2.2×10⁻⁴</td> <td>3.8×10⁻⁴</td> <td>5.8×10⁻⁴</td> <td>2.9×10⁻⁴</td> <td>5.7×10⁻⁴</td> <td>1.1×10⁻⁴</td> <td>2.9×10⁻⁴</td> <td>1.7×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.3</td> <td>8.7×10⁻⁴</td> <td>6.9×10⁻⁴</td> <td>1.2×10⁻³</td> <td>9.5×10⁻⁴</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>6.3×10⁻⁴</td> <td>1.9×10⁻⁴</td> <td>1.7×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.4</td> <td>2.6×10⁻⁴</td> <td>1.2×10⁻³</td> <td>6.5×10⁻⁴</td> <td>9.6×10⁻⁴</td> <td>4.8×10⁻⁴</td> <td>2.1×10⁻³</td> <td>6.7×10⁻⁴</td> <td>7.4×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.5</td> <td>4.3×10⁻⁴</td> <td>3.8×10⁻⁴</td> <td>2.3×10⁻⁴</td> <td>2.4×10⁻⁴</td> <td>2.9×10⁻⁴</td> <td>2.1×10⁻⁴</td> <td>1.4×10⁻⁴</td> <td>1.3×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.6</td> <td>2.6×10⁻⁴</td> <td>1.5×10⁻⁴</td> <td>1.2×10⁻⁴</td> <td>5.2×10⁻⁴</td> <td>3.3×10⁻⁴</td> <td>7.9×10⁻⁴</td> <td>2.9×10⁻⁴</td> <td>8.7×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>海側(No.1)</td> <td>5.2×10⁻⁴</td> <td>5.8×10⁻⁴</td> <td>1.9×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>6.7×10⁻⁴</td> <td>5.3×10⁻⁴</td> <td>3.5×10⁻⁴</td> <td>1.3×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>海側(No.2)</td> <td>8.7×10⁻⁴</td> <td>1.9×10⁻⁴</td> <td>7.7×10⁻⁴</td> <td>9.5×10⁻⁴</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>5.3×10⁻⁴</td> <td>3.8×10⁻⁴</td> <td>4.3×10⁻⁴</td> </tr> </tbody> </table> <p>■：風下方向の評価地点を示す。 —：風下方向のうち、最も高い値となるもの。</p> <p>第3.3.2-3図 可搬型モニタリングポストの設置場所及び放射線量率の感度（風向：北）(P1)</p> <p>また、可搬型モニタリングポストの配置位置にアクセスできない場合の代替測定場所（第3.3.2-4図）での放射線量率の感度について同様に評価した。その感度を第3.3.2-3表に示す。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約1桁低くなるが、最低でも2.2×10⁻⁴程度の感度を有しており、放射性雲通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p>	評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東	モニタリングポスト No.1	4.3×10 ⁻⁴	1.9×10 ⁻⁴	7.7×10 ⁻⁵	8.5×10 ⁻⁵	6.7×10 ⁻⁴	6.3×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁴	2.2×10 ⁻⁴	モニタリングポスト No.2	2.2×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁴	5.8×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁴	5.7×10 ⁻⁴	1.1×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁴	1.7×10 ⁻⁴	モニタリングポスト No.3	8.7×10 ⁻⁴	6.9×10 ⁻⁴	1.2×10 ⁻³	9.5×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻³	6.3×10 ⁻⁴	1.9×10 ⁻⁴	1.7×10 ⁻⁴	モニタリングポスト No.4	2.6×10 ⁻⁴	1.2×10 ⁻³	6.5×10 ⁻⁴	9.6×10 ⁻⁴	4.8×10 ⁻⁴	2.1×10 ⁻³	6.7×10 ⁻⁴	7.4×10 ⁻⁴	モニタリングポスト No.5	4.3×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁴	2.3×10 ⁻⁴	2.4×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁴	2.1×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻⁴	1.3×10 ⁻⁴	モニタリングポスト No.6	2.6×10 ⁻⁴	1.5×10 ⁻⁴	1.2×10 ⁻⁴	5.2×10 ⁻⁴	3.3×10 ⁻⁴	7.9×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁴	8.7×10 ⁻⁴	海側(No.1)	5.2×10 ⁻⁴	5.8×10 ⁻⁴	1.9×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	6.7×10 ⁻⁴	5.3×10 ⁻⁴	3.5×10 ⁻⁴	1.3×10 ⁻⁴	海側(No.2)	8.7×10 ⁻⁴	1.9×10 ⁻⁴	7.7×10 ⁻⁴	9.5×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻³	5.3×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	<p>第2表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（1）</p> <p>評価地点での放射線量率の感度 <small>（風下方向の数値は隣接位置での放射線量率を1として規格化）</small></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価地点</th> <th>南</th> <th>南西</th> <th>西</th> <th>北西</th> <th>北</th> <th>北東</th> <th>東</th> <th>南東</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト1</td> <td>1.4×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>1.4×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>2.9×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト2</td> <td>1.8×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>4.3×10⁻⁴</td> <td>6.4×10⁻⁴</td> <td>2.1×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト3</td> <td>3.8×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>4.3×10⁻⁴</td> <td>4.3×10⁻⁴</td> <td>2.1×10⁻⁴</td> <td>2.1×10⁻⁴</td> <td>4.3×10⁻⁴</td> <td>2.9×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト4</td> <td>1.1×10⁻⁴</td> <td>8.4×10⁻⁴</td> <td>8.7×10⁻⁴</td> <td>8.0×10⁻⁴</td> <td>1.4×10⁻⁴</td> <td>1.4×10⁻⁴</td> <td>2.1×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>8.7×10⁻⁴</td> <td>8.1×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>3.8×10⁻⁴</td> <td>8.4×10⁻⁴</td> <td>4.3×10⁻⁴</td> <td>5.8×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト5</td> <td>1.1×10⁻⁴</td> <td>2.1×10⁻⁴</td> <td>2.8×10⁻⁴</td> <td>8.7×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>4.3×10⁻⁴</td> <td>4.3×10⁻⁴</td> <td>2.7×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト6</td> <td>8.7×10⁻⁴</td> <td>8.1×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>3.4×10⁻⁴</td> <td>5.8×10⁻⁴</td> <td>8.7×10⁻⁴</td> <td>4.3×10⁻⁴</td> <td>5.8×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト7</td> <td>1.4×10⁻⁴</td> <td>1.4×10⁻⁴</td> <td>3.8×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>8.4×10⁻⁴</td> <td>8.8×10⁻⁴</td> <td>5.7×10⁻⁴</td> <td>1.1×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>海側a-3</td> <td>4.3×10⁻⁴</td> <td>8.4×10⁻⁴</td> <td>8.6×10⁻⁴</td> <td>4.3×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>8.2×10⁻⁴</td> <td>8.7×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>海側a-2</td> <td>2.0×10⁻⁴</td> <td>2.1×10⁻⁴</td> <td>4.4×10⁻⁴</td> <td>1.4×10⁻⁴</td> <td>2.1×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>3.2×10⁻⁴</td> <td>5.8×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>海側a-1</td> <td>2.1×10⁻⁴</td> <td>2.9×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>1.4×10⁻⁴</td> <td>4.3×10⁻⁴</td> <td>8.7×10⁻⁴</td> <td>8.8×10⁻⁴</td> </tr> </tbody> </table> <p>■：風下方向の評価地点を示す。 —：風下方向のうち、最も高い値となるもの。</p> <p>第3図 可搬型モニタリングポストの設置場所及び放射線量率の感度評価の例（風向：北西）</p> <p>また、可搬型モニタリングポストの配置位置にアクセスできない場合の代替測定場所（第4図）での放射線量率の感度について同様に評価した。その感度を第3表に示す。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約1桁低くなるが、最低でも5.7×10⁻⁴程度の感度を有しており、ブルーム通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p>	評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東	モニタリングポスト1	1.4×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	モニタリングポスト2	1.8×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	6.4×10 ⁻⁴	2.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	モニタリングポスト3	3.8×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	2.1×10 ⁻⁴	2.1×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁴	モニタリングポスト4	1.1×10 ⁻⁴	8.4×10 ⁻⁴	8.7×10 ⁻⁴	8.0×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻⁴	2.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	モニタリングステーション	8.7×10 ⁻⁴	8.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁴	8.4×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	5.8×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	モニタリングポスト5	1.1×10 ⁻⁴	2.1×10 ⁻⁴	2.8×10 ⁻⁴	8.7×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	2.7×10 ⁻⁴	モニタリングポスト6	8.7×10 ⁻⁴	8.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	3.4×10 ⁻⁴	5.8×10 ⁻⁴	8.7×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	5.8×10 ⁻⁴	モニタリングポスト7	1.4×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	8.4×10 ⁻⁴	8.8×10 ⁻⁴	5.7×10 ⁻⁴	1.1×10 ⁻⁴	海側a-3	4.3×10 ⁻⁴	8.4×10 ⁻⁴	8.6×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	8.2×10 ⁻⁴	8.7×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	海側a-2	2.0×10 ⁻⁴	2.1×10 ⁻⁴	4.4×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻⁴	2.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	3.2×10 ⁻⁴	5.8×10 ⁻⁴	海側a-1	2.1×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	8.7×10 ⁻⁴	8.8×10 ⁻⁴	<p>【女川】解析結果の相違</p>
評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.1	4.3×10 ⁻⁴	1.9×10 ⁻⁴	7.7×10 ⁻⁵	8.5×10 ⁻⁵	6.7×10 ⁻⁴	6.3×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁴	2.2×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.2	2.2×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁴	5.8×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁴	5.7×10 ⁻⁴	1.1×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁴	1.7×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.3	8.7×10 ⁻⁴	6.9×10 ⁻⁴	1.2×10 ⁻³	9.5×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻³	6.3×10 ⁻⁴	1.9×10 ⁻⁴	1.7×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.4	2.6×10 ⁻⁴	1.2×10 ⁻³	6.5×10 ⁻⁴	9.6×10 ⁻⁴	4.8×10 ⁻⁴	2.1×10 ⁻³	6.7×10 ⁻⁴	7.4×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.5	4.3×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁴	2.3×10 ⁻⁴	2.4×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁴	2.1×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻⁴	1.3×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.6	2.6×10 ⁻⁴	1.5×10 ⁻⁴	1.2×10 ⁻⁴	5.2×10 ⁻⁴	3.3×10 ⁻⁴	7.9×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁴	8.7×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								
海側(No.1)	5.2×10 ⁻⁴	5.8×10 ⁻⁴	1.9×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	6.7×10 ⁻⁴	5.3×10 ⁻⁴	3.5×10 ⁻⁴	1.3×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								
海側(No.2)	8.7×10 ⁻⁴	1.9×10 ⁻⁴	7.7×10 ⁻⁴	9.5×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻³	5.3×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								
評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト1	1.4×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト2	1.8×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	6.4×10 ⁻⁴	2.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト3	3.8×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	2.1×10 ⁻⁴	2.1×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト4	1.1×10 ⁻⁴	8.4×10 ⁻⁴	8.7×10 ⁻⁴	8.0×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻⁴	2.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								
モニタリングステーション	8.7×10 ⁻⁴	8.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁴	8.4×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	5.8×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト5	1.1×10 ⁻⁴	2.1×10 ⁻⁴	2.8×10 ⁻⁴	8.7×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	2.7×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト6	8.7×10 ⁻⁴	8.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	3.4×10 ⁻⁴	5.8×10 ⁻⁴	8.7×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	5.8×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト7	1.4×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	8.4×10 ⁻⁴	8.8×10 ⁻⁴	5.7×10 ⁻⁴	1.1×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								
海側a-3	4.3×10 ⁻⁴	8.4×10 ⁻⁴	8.6×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	8.2×10 ⁻⁴	8.7×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								
海側a-2	2.0×10 ⁻⁴	2.1×10 ⁻⁴	4.4×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻⁴	2.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	3.2×10 ⁻⁴	5.8×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								
海側a-1	2.1×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	7.1×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻⁴	8.7×10 ⁻⁴	8.8×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>(6) 可搬式モニタリングポストによる放射線量率の検出について</p> <p>a. 重大事故等時における敷地内の空間放射線量率測定に必要な最大測定レンジについて</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、敷地内で空間放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは福島第一原子力発電所の実績を踏まえて92mSv/h程度（炉心からの距離320m程度の場合）が必要であると考えられる。当社のモニタリング設備は、炉心から約320m～2kmの範囲で各方位に分散して設置されており、100mSv/hの測定レンジがあればブルーム発生を感知することは十分に可能である。</p> <p>仮に炉心に近いモニタリング箇所で直接・スカイシャイン線の影響により測定範囲を超えたとしても、近隣のモニタリング設備の測定値により推定することは可能である。</p> <p>b. 最大レンジの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/hであった。これをもとに炉心から約320mと約2kmを計算すると線量率は、約3～92mSv/hとなる。 <p>(距離と線量率の関係)</p> <table border="1" data-bbox="94 1141 376 1284"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離 (m)</th> <th>線量率 (mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約320</td> <td>約13～92^{※1}</td> </tr> <tr> <td>約900</td> <td>約11^{※2}</td> </tr> <tr> <td>約2,000</td> <td>約3～8^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>・事故後、福島第一原子力発電所の事務所本館南側（原子炉施設より約200m）の仮設モニタリングポストで空間線量率は1mSv/h程度であった。</p> <p>・瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、設置場所を変更する等の対応を実施する。</p>	炉心からの距離 (m)	線量率 (mSv/h)	約320	約13～92 ^{※1}	約900	約11 ^{※2}	約2,000	約3～8 ^{※3}	<p>3.3.3 可搬型モニタリングポストの計測範囲</p> <p>(1) 重大事故等時における放射線量率測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、モニタリングポストの代替として敷地境界で放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて約12～20mSv/h程度（炉心との距離が最も短い（2号炉とモニタリングポスト6）約750m程度の場合）が必要と考えられる。また、海側への放出を考慮して配置する可搬型モニタリングポストと炉心との距離は約150m程度であるため、同様に約13～160mSv/h程度が必要である。このため、1000mSv/hの測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、女川原子力発電所の有効性評価におけるCs-137の放出量は約1.4TBqであるため、測定される放射線量率はさらに低くなると想定される。</p> <p>仮に、測定レンジを超えたとしても、近隣の可搬型モニタリングポスト等の測定値より推定することが可能である。また、瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、配置位置を変更する等の対応を実施する。</p> <p>(2) 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射線量率の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/hであった（2011.3.15 9:00）。これをもとに炉心から約150m及び750mを計算すると、放射線量率は、それぞれ約13～160mSv/h及び約12～20mSv/hとなる。</p> <p>(距離と放射線量率の関係)</p> <table border="1" data-bbox="689 1157 940 1300"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離 (m)</th> <th>放射線量率 (mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海側 約150</td> <td>約13～160^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト 代替 約750</td> <td>約12～20^{※1}</td> </tr> <tr> <td>約900</td> <td>約11^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>・事故後、福島第一原子力発電所の事務所本館南側（原子炉施設より約200m）の仮設モニタリングポストで空間線量率は1mSv/h程度であった。</p> <p>・瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、設置場所を変更する等の対応を実施する。</p>	炉心からの距離 (m)	放射線量率 (mSv/h)	海側 約150	約13～160 ^{※1}	モニタリングポスト 代替 約750	約12～20 ^{※1}	約900	約11 ^{※2}	<p>(10) 可搬型モニタリングポストのレンジについて</p> <p>a. 重大事故等時における敷地内の空間放射線量率測定に必要な最大測定レンジについて</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、モニタリングポストの代替として敷地境界で放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて約13～124mSv/h程度（炉心との距離が最も短い（3号炉とモニタリングポスト7）約250m程度の場合）が必要と考えられる。また、海側への放出を考慮して配置する可搬型モニタリングポストと炉心との距離は約220m程度であるため、同様に約13～128mSv/h程度が必要である。このため、1,000mSv/hの測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、泊発電所3号炉の有効性評価におけるCs-137の放出量は約0.51TBqであるため、測定される放射線量率はさらに低くなると想定される。</p> <p>仮に、測定レンジを超えたとしても、近隣の可搬型モニタリングポスト等の測定値より推定することが可能である。また、瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、配置位置を変更する等の対応を実施する。</p> <p>b. 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射線量率の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/hであった（2011.3.15 9:00）。これを基に炉心から約220mと1kmを計算すると、放射線量率は、約7～128mSv/hとなる。</p> <p>(距離と線量率の関係)</p> <table border="1" data-bbox="1265 1157 1556 1300"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離 (m)</th> <th>線量率 (mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約220</td> <td>約13～128^{※1}</td> </tr> <tr> <td>約900</td> <td>約11^{※2}</td> </tr> <tr> <td>約1,000</td> <td>約7～11^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>・事故後、福島第一原子力発電所の事務所本館南側（原子炉施設より約200m）の仮設モニタリングポストで空間線量率は1mSv/h程度であった。</p> <p>・瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、設置場所を変更する等の対応を実施する。</p>	炉心からの距離 (m)	線量率 (mSv/h)	約220	約13～128 ^{※1}	約900	約11 ^{※2}	約1,000	約7～11 ^{※3}	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】設計の相違 ・プラント設計、プラント配置設計の相違による線量の相違</p> <p>【女川】個別解析結果の相違</p> <p>【女川】設計の相違 ・プラント設計、プラント配置設計の相違による線量の相違</p>
炉心からの距離 (m)	線量率 (mSv/h)																										
約320	約13～92 ^{※1}																										
約900	約11 ^{※2}																										
約2,000	約3～8 ^{※3}																										
炉心からの距離 (m)	放射線量率 (mSv/h)																										
海側 約150	約13～160 ^{※1}																										
モニタリングポスト 代替 約750	約12～20 ^{※1}																										
約900	約11 ^{※2}																										
炉心からの距離 (m)	線量率 (mSv/h)																										
約220	約13～128 ^{※1}																										
約900	約11 ^{※2}																										
約1,000	約7～11 ^{※3}																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【島根2号炉まとめ資料(令和3年6月規制庁公開版)】</p> <p>(3) 重大事故等時における初期対応段階での空間放射線量率の測定について</p> <p>可搬式モニタリング・ポストによる放射線量率の測定は、放射性物質の放出開始前から必要に応じ測定を行うため、原災法該当事象に該当する敷地境界付近の放射線量率である5μSv/h(5,000nGy/h)を可搬式モニタリング・ポストによっても検知できる必要がある。</p> <p>可搬式モニタリング・ポストの計測範囲は10nGy/h～10⁹nGy/hであり、「3.3.2(2) 評価結果」に示す可搬式モニタリング・ポストの検知性で確認した結果から、1/20程度の放射線量率(250nGy/h)を想定した場合においても、測定することが可能である。</p>	<p>c. 重大事故等時における初期対応段階での空間放射線量率の測定について</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量率の測定は、放射性物質の放出開始前から必要に応じ測定を行うため、原災法該当事象に該当する敷地境界付近の放射線量率である5μSv/h(5,000nGy/h)を可搬型モニタリングポストによっても検知できる必要がある。</p> <p>可搬型モニタリングポストの計測範囲はB.G.～1,000mGy/hであり、「(9)b. 評価結果」に示す可搬型モニタリングポストの検知性で確認した結果から、1/7程度の放射線量率(約714nGy/h)を想定した場合においても、測定することが可能である。</p>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は島根2号炉の知見を踏まえ記載を拡充したため、島根2号炉と比較する。 <p>【島根】設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下、同様の相違は相違理由を省略する <p>【島根】設備仕様の相違</p> <p>【島根】個別解析結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は島根より感度の低下が小さい。

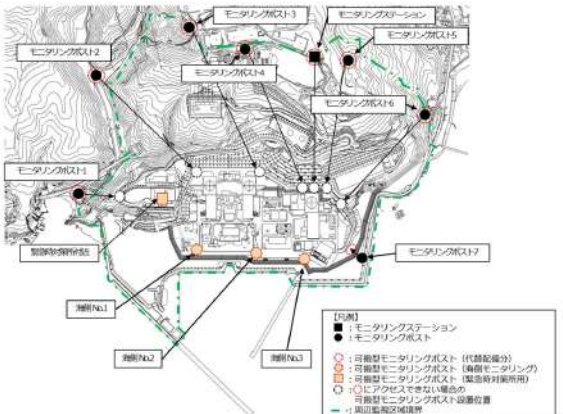
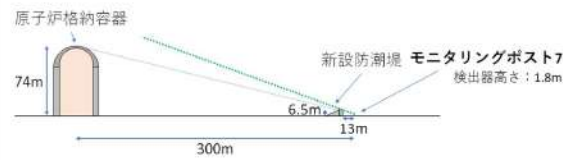
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>(11) 防潮堤によるモニタリングポスト及び可搬型モニタリングポスト計測への影響について</p> <p>a. モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに可搬型モニタリングポストの設置場所の考え方</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに可搬型モニタリングポストの設置場所は、設置許可基準規則を踏まえ以下の通り選定した。また、モニタリングポスト 7 が機能喪失した場合の代替測定に用いる可搬型モニタリングポスト及び海側に設置する可搬型モニタリングポスト（3 箇所）の設置場所については、新設防潮堤の内側と外側いずれに設置すべきかを第 1 表にて検討し、設置判断の容易さの観点においてメリットが大きい防潮堤の内側に設置することとした。新設防潮堤の内側及び外側に設置した場合のいずれにおいても、新設防潮堤から十分な離隔距離を確保することで、バックグラウンドとなる放射線の影響が小さいこと、また、3 号炉原子炉格納容器及び放出されるブルームからの放射線を遮る範囲が狭いことを確認しており、問題なく測定が可能であることから、新設防潮堤の計測への影響は軽微であるため、第 1 表においては、測定以外の観点について防潮堤の外側又は内側に設置する場合のそれぞれについてメリット及びデメリットを整理した。</p> <p>【設置許可基準規則第 31 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、放射線量を監視、測定するため、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限している周辺監視区域境界付近に設置している。 <p>【設置許可基準規則第 60 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリングポスト又はモニタリングステーションを代替する目的で設置する可搬型モニタリングポストは、原則、代替しようとするモニタリングポスト又はモニタリングステーションの設置位置に設置する。ただし、防潮堤外側にあるモニタリングポスト 7 については、設置判断の容易さを考慮し、代替測定地点を防潮堤内側とする。 当該箇所への移動ルートが通行できない場合はアクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更する。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置する可搬型モニタリングポストについては、設置判断の容易さを考慮し、防潮堤内のアクセスルート上に設置する。 	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																				
		<p>・ 緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断を行うために設置する可搬型モニタリングポストは、緊急時対策所付近に設置する。</p> <p>第 1 表：可搬型モニタリングポストの設置場所における選定比較表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>比較項目</th> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設防潮堤外側に設置 設置判断の容易さ</td> <td>特になし</td> <td>手順の明確化及び的確な状況の把握により対応は可能であるが、津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置場所が異なることから、設置前に状況を確認し対応手順を使い分ける必要が生じ、事故時対応が複雑になる。</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>設置時間</td> <td>以下のおり内側に設置した場合と遜色なく設置可能。 ・海側 3 箇所に設置した場合：70 分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全 8 箇所）：190 分</td> <td>特になし</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>新設防潮堤内側に設置 設置判断の容易さ</td> <td>津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置する手順を使い分ける必要がなく、設置判断も含め運用が単純化でき、速やかに設置手順に移行できる。</td> <td>特になし</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>設置時間</td> <td>タイムチャートに影響が無い程度ではあるが、外側より早順に設置が可能。 ・海側 3 箇所に設置した場合：70 分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全 8 箇所）：190 分</td> <td>特になし</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 新設防潮堤の外側に設置するモニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの配置</p> <p>a. の考え方で整理した結果、3 号炉の原子炉から見て新設防潮堤の外側に設置するのは、第 1 図に示す通り、常設のモニタリングポスト 7 のみである。モニタリングポスト 7 から 3 号炉の原子炉方向を見たときの新設防潮堤との位置関係は第 2 図の通りである。この位置関係における新設防潮堤による観測への影響を c. 及び d. にて確認した。</p>	比較項目	メリット	デメリット	評価	新設防潮堤外側に設置 設置判断の容易さ	特になし	手順の明確化及び的確な状況の把握により対応は可能であるが、津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置場所が異なることから、設置前に状況を確認し対応手順を使い分ける必要が生じ、事故時対応が複雑になる。	△	設置時間	以下のおり内側に設置した場合と遜色なく設置可能。 ・海側 3 箇所に設置した場合：70 分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全 8 箇所）：190 分	特になし	○	新設防潮堤内側に設置 設置判断の容易さ	津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置する手順を使い分ける必要がなく、設置判断も含め運用が単純化でき、速やかに設置手順に移行できる。	特になし	○	設置時間	タイムチャートに影響が無い程度ではあるが、外側より早順に設置が可能。 ・海側 3 箇所に設置した場合：70 分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全 8 箇所）：190 分	特になし	○	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <p>・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載</p>
比較項目	メリット	デメリット	評価																				
新設防潮堤外側に設置 設置判断の容易さ	特になし	手順の明確化及び的確な状況の把握により対応は可能であるが、津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置場所が異なることから、設置前に状況を確認し対応手順を使い分ける必要が生じ、事故時対応が複雑になる。	△																				
設置時間	以下のおり内側に設置した場合と遜色なく設置可能。 ・海側 3 箇所に設置した場合：70 分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全 8 箇所）：190 分	特になし	○																				
新設防潮堤内側に設置 設置判断の容易さ	津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置する手順を使い分ける必要がなく、設置判断も含め運用が単純化でき、速やかに設置手順に移行できる。	特になし	○																				
設置時間	タイムチャートに影響が無い程度ではあるが、外側より早順に設置が可能。 ・海側 3 箇所に設置した場合：70 分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全 8 箇所）：190 分	特になし	○																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに可搬型モニタリングポスト配置</p>  <p>第2図 モニタリングポスト7から3号炉の原子炉方向を見たときの新設防潮堤との位置関係</p> <p>c. 平常時の観測に対する影響【設置許可基準規則第31条】 「原子力発電所放射線モニタリング指針 JEAG4606-2017」では、モニタリングポストによる測定時に考慮すべき事項として「地形的に狭隘な場所、コンクリート法面付近のような、バックグラウンド放射線が特殊な場所ではできるだけ避ける。」と記載があることから、新設防潮堤によるバックグラウンドへの影響を検討した。 旧防潮壁設置によるモニタリングポスト観測への影響を確認した結果、設置の前後1年間での年間平均値は、設置前(平成24年)37.5 nGy/h、設置後(平成26年)38.1nGy/hであり、モニタリングポスト1～6及びモニタリングステーションの平成24年と平成26年の年間平均値(変動幅は-0.2nGy/h～+0.6nGy/h)と比較しても、モニタリングポスト7の変動値(+0.6nGy/h)は他のモニタリングポスト等の年間平均値の変動幅内にあることを確認している。 第3図及び第4図に示す通り、新設防潮堤とモニタリングポスト7の距離は若干近づく(2m程度)ものの12m程度の距離があり、影響は小さいと考えられる。 また、防潮堤の内側に設置する可搬型モニタリングポ</p>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

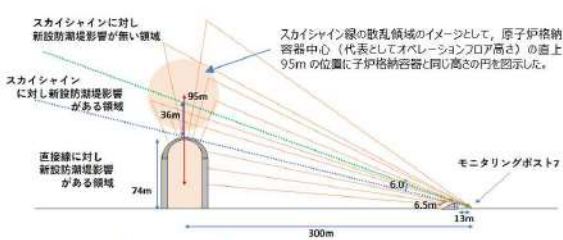
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>トについてもバックグラウンドへの影響を低減するため、防潮堤から 12m 以上離れた距離に設置することとする。</p>  <p>第 3 図 モニタリングポスト 7 に対する新設防潮堤と旧防潮堤の位置関係</p>  <p>第 4 図 モニタリングポスト 7 と旧防潮堤の写真</p> <p> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>d. 事故時の観測に対する影響【設置許可基準規則第 31 条】 【設置許可基準規則第 60 条】 空間放射線量率を測定するに当たり抛り所とすべきものに、原子力災害対策指針補足参考資料である「緊急時モニタリングについて(平成 30 年 4 月 4 日制定, 令和 3 年 12 月 21 日改訂)」があり、建物等による遮蔽の影響について極力低減を図るものとされている。そこで、第 2 図に示した位置関係を踏まえ、放射線の経路ごとに感度への影響について検討を行った。</p> <p>(a) クラウドシャイン線の観測への影響 事故時に放出された放射性物質は、風によりある方位に集中する可能性があるため、各方位でクラウドシャイン線を観測できることが重要である。 放射性物質がモニタリングポスト 7 の方位に移動する場合には、第 5 図で示す通り放射性物質が放出された直後はモニタリングポスト 7 の位置から線源を直接見込むことはできず、新設防潮堤は相当の厚みを有するため、直接線の観測は困難である。しかし、放射性物質がモニタリングポスト 7 の方位に拡散した場合には、モニタリングポスト 7 の方位における年平均風速は 2.4m/s であり、原子炉格納容器から新設防潮堤影響のない範囲までの距離を保守的に約 150m と仮定しても、放射性物質の移動時間的には約 1 分と比較的速やかに通り抜け</p>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>ることになり、それ以降はクラウドシャイン線が直接監視できる状況となるため、放射線監視が可能である。また、見込まない範囲の放射性物質からの放射線が一部散乱し、線量率の増加に寄与する。</p> <p>新設防潮堤により見えない角度は地面から 20° 程度の範囲であり、検出器上方の 180° に対し 11%程度であり影響は小さい。</p> <p>新設防潮堤の内側に設置する可搬型モニタリングポストについては、防潮堤からの距離を 12m 以上確保することとしているが、仮に 12m とした場合の位置関係を第5図に示した。新設防潮堤の内側に設置した場合は放出直後の放射性物質を線源として見込むことが可能な上、新設防潮堤により見えない角度は地面から 11° 程度であり、モニタリングポスト7の位置での影響と同様に影響は小さいことを確認した。</p> <p>第5図 クラウドシャイン線の観測</p> <p>また、放射性物質がモニタリングポスト7の方位に移動しない場合は、他のモニタリングポストにて観測が可能である。</p> <p>(b) 直接線・スカイシャイン線の観測への影響</p> <p>新設防潮堤の内側に設置する可搬型モニタリングポストについては、原子炉格納容器の方位に新設防潮堤がないため、直接線及びスカイシャイン線への影響はない。</p> <p>モニタリングポスト7の位置における影響を検討したところ、以下に示すとおり、新設防潮堤の遮蔽を考慮しても、新設防潮堤が無い場合と比較し同オーダーレベルでの観測が可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新設防潮堤によりモニタリングポスト7の設置位置から原子炉格納容器を直視することはできず、新設防潮堤は相当の厚みを有するため、直接線の計測は困難と考えられる。 ● ただし、直接線は原子炉格納容器外側の外部遮蔽により強く低減されるため、炉心損傷時に発生する直接線とスカイシャイン線ではスカイシャイン線の寄与の方が支配的であることから、計測に対する影響 	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>は小さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 例として有効性評価で想定する格納容器過圧破損モード「大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」では約 1:10 となる。 ● スカイシャイン線については、新設防潮堤の影響を受ける角度（領域）は 6.0° と狭く、例えば 0.5MeV γ 線の空気に対する平均自由行程は 95m 程度であり、多くのスカイシャイン線による放射線が新設防潮堤の影響が無い領域まで到達するため、スカイシャイン線は十分計測することが可能である。  <p>第 6 図 直接線及びスカイシャイン線の経路</p> <p>また、直接線及びスカイシャイン線は格納容器が線源となるため、他モニタリングポストでも共通して線量率が増加傾向を示すことから、他モニタリングポストの観測結果も踏まえ、総合的にモニタリングを行うことが可能である。</p> <p>(c) 計測における感度低下の影響確認</p> <p>(a) 及び (b) で記載の通り防潮堤の内側に設置する可搬型モニタリングポストの感度への影響とモニタリングポスト 7 の位置における影響は同程度と見込まれるため、代表してモニタリングポスト 7 の位置における感度低下の影響を確認する。</p> <p>以下に示すとおり、感度低下の影響を考慮しても事故時の計測が可能である。</p> <p>【設置許可基準規則第 31 条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一例として、設計基準事故である LOCA 時において原子炉格納容器からモニタリングポスト 7 方向の風向となった場合、モニタリングポスト 7 における線源（ブルーム）からの線量率は新設防潮堤の影響が無い場合で約 $10 \mu\text{Sv/h}$ 以上となる。 ● (a) 及び (b) で記載の通り、クラウドシャインによる感度の低下は 11% 程度、直接スカイシャイン線については同オーダーでの計測が可能と考えているものの、こ 	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

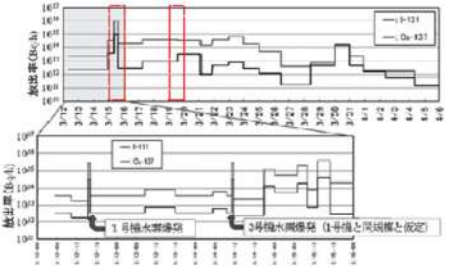
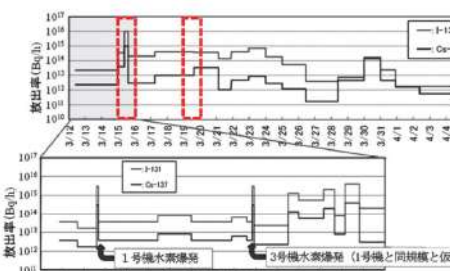
第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>れにより感度が1/10に低下したと仮定しても、モニタリングポストの計測範囲は0.87nGy/h～100mGy/hであり、LOCA時の線量率の1/10の線量率（1μGy/h）を計測することができる。</p> <p>【設置許可基準規則第60条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有効性評価で想定する格納容器過圧破損モード「大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」の場合、炉心損傷後（原子炉格納容器破損前）のモニタリングポスト7における直接線・スカイシャイン線の線量率の最大は、新設防潮堤の影響が無い場合の解析値で約3.5mSv/hとなる。 ● (a)及び(b)で記載の通り、新設防潮堤の影響として、クラウドシャインによる感度の低下は11%程度、直接スカイシャイン線については同オーダーでの計測が可能と考えているものの、これにより感度が1/10に低下したと仮定しても、モニタリングポストの計測範囲は0.87nGy/h～100mGy/hであり、炉心損傷時の線量率の1/10の線量率（350μGy/h）を計測することができる。 	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) プルーム発生時の移動方向の把握</p> <p>モニタリング設備で監視している空間放射線量率の時間変化より、プルームの移動方向を知ることができる。以下の図のように、プルームがモニタリング箇所近づいてくると、近づいてこない場合では空間放射線量率の時間変化に違いが出ることから、プルームの移動方向の特定が可能である。</p> <p>【モニタリング箇所上空にプルームが近づいてくる場合】</p> <p>【モニタリング箇所上空にプルームが近づいてこない場合】</p> <p><small>(出典:「福島原子力事故調査報告書」東京電力株式会社)</small></p>		<p>(12) プルーム発生時の移動方向の把握</p> <p>モニタリング設備で監視している空間放射線量率の時間変化より、プルームの移動方向を知ることができる。以下の図のように、プルームがモニタリング箇所近づいてくると、近づいてこない場合では空間放射線量率の時間変化に違いが出ることから、プルームの移動方向の特定が可能である。</p> <p>【モニタリング箇所上空にプルームが近づいてくる場合】</p> <p>【モニタリング箇所上空にプルームが近づいてこない場合】</p> <p><small>(出典:「福島原子力事故調査報告書」東京電力株式会社)</small></p>	

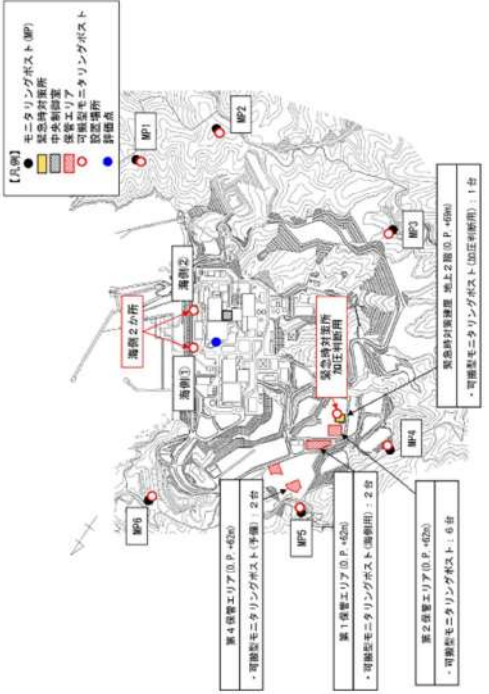
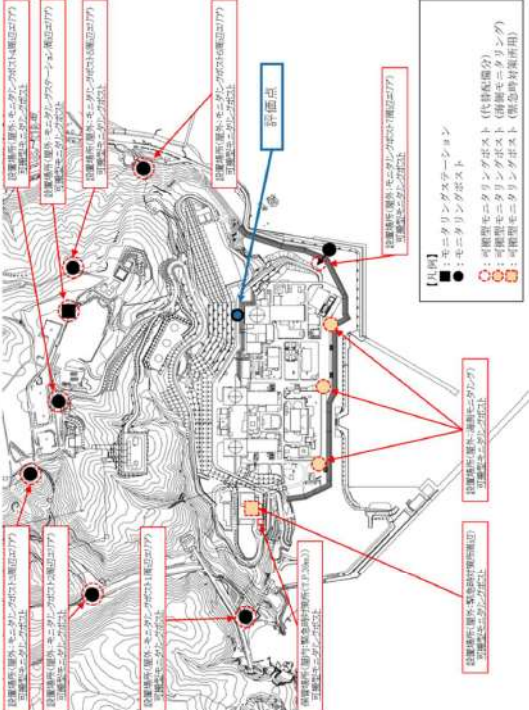
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.3.4 可搬型放射線計測装置の計測範囲</p> <p>(1) 重大事故等時における放射性物質濃度測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、放射能観測車の代替として放射性物質濃度を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて、Cs-137 で約 $2.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$、I-131 で約 $5.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ が必要である。</p> <p>このため、$3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ の測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、女川原子力発電所の有効性評価におけるCs-137の放出量は約1.4TBqであるため、測定される放射性物質濃度はさらに低くなると想定される。</p> <p>(2) 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射性物質濃度の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の濃度は、Cs-137 が約 $2.4 \times 10^{-6} \text{Bq/cm}^3$、I-131 が約 $5.9 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ であった(2011.3.19)。この日における福島第一原子力発電所からの放出率の推定値が、事故後の最大放出率の推定値の約1/100程度であることを踏まえると、Cs-137 が約 $2.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$、I-131 が約 $5.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ となる。</p>  <p>第3.3.4-1図 Cs-137とI-131の放出率推定値の時間変化 出典：「放射性物質の大気拡散評価」(永井晴康 Jpn. J. Health Phys., 47(1), 13～16(2012))</p>	<p>(1.3) 放射能測定装置の計測範囲</p> <p>a. 重大事故等時における放射性物質濃度測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、放射能観測車の代替として放射性物質濃度を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて、Cs-137 で約 $2.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$、I-131 で約 $5.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ が必要である。</p> <p>このため、$3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ の測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、泊発電所3号炉の有効性評価におけるCs-137の放出量は約0.51TBqであるため、測定される放射性物質濃度はさらに低くなると想定される。</p> <p>b. 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射性物質濃度の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の濃度は、Cs-137 が約 $2.4 \times 10^{-6} \text{Bq/cm}^3$、I-131 が約 $5.9 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ であった(2011.3.19)。この日における福島第一原子力発電所からの放出率の推定値が、事故後の最大放出率の推定値の約1/100程度であることを踏まえると、Cs-137 が約 $2.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$、I-131 が約 $5.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ となる。</p>  <p>出典：「放射性物質の大気拡散評価」(永井晴康 Jpn. J. Health Phys., 47(1), 13～16(2012))</p>	<p>【女川】個別解析結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.3.5 可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量評価</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外部バッテリー（2個）により5日間以上電源供給が可能であり、5日後からは予備の外部バッテリー（2個）と交換することにより、必要な期間継続して計測が可能な設計としている。なお、外部バッテリーは、第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策建屋内に保管し、通常時から充電を行うことで、5日目に確実に交換できる設計とする。</p> <p>また、9台すべての可搬型モニタリングポストの外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、移動時間も含めて約380分で可能である。</p> <p>ここでは、以下の評価条件から、可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量の評価を示す。</p> <p><被ばく線量の評価条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災プラント：女川原子力発電所2号炉 ・想定シナリオ：「大破断LOCA時に高圧炉心スプレイ系及び低圧注水機能喪失並びに全交流動力電源が喪失したシーケンス」において、原子炉格納容器フィルタベント系を経由した格納容器ベントを実施するシナリオ ・評価点：評価点を第3.3.5-1図に示す。評価点は格納容器ベント実施プラントから作業エリアまでの距離よりも、格納容器ベント実施プラントに近い範囲内で選定した。 ・大気拡散条件：2号炉周辺現場作業エリアのうち厳しい評価結果を与える作業場所の相対濃度及び相対線量を参照 ・評価時間：合計380分 （移動合計時間約290分+作業時間約10分×9か所） ・作業開始時間：格納容器ベント実施10時間後から作業開始（事故発生から63時間後） ・作業場所まわりの遮蔽：考慮しない ・マスクによる防護係数：50 	<p>(14) 可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量評価</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外部バッテリーにより3.5日間以上電源供給が可能であり、それ以降は予備のバッテリーと交換することにより、必要な期間継続して計測が可能な設計としている。なお、外部バッテリーは緊急時対策所内に保管し、通常時から充電を行うことで、確実に交換できる設計とする。</p> <p>また、12台すべての可搬型モニタリングポストの外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、移動時間も含めて約290分で可能である。</p> <p>ここでは、以下の評価条件から、可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量の評価を示す。</p> <p><被ばく線量の評価条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災プラント：泊発電所3号炉 ・想定シナリオ：大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故 ・評価点：評価点を第1図に示す。評価点は発災プラントから作業エリアまでの距離よりも、発災プラントに近い範囲内で選定した。 ・大気拡散条件：3号炉周辺現場作業エリアのうち厳しい評価結果を与える作業場所の相対濃度及び相対線量を参照 ・評価時間：合計290分（移動時間等合計約170分+作業時間約10分×12箇所） ・作業開始時間：バッテリー交換が必要となる3.5日に対して余裕を持たせ、事故後2.0日（48時間）から作業開始 ・作業場所周りの遮蔽：考慮しない。 ・マスクによる防護係数：50 	<p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッテリーの連続稼働期間が異なるが、バッテリー交換により必要期間確保する方針は同様である。 <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置設計、可搬型モニタリングポスト設置台数が異なることによる移動時間の相違 <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故シーケンスの相違 <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置設計、可搬型モニタリングポスト設置台数が異なることによる移動時間の相違 <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッテリーの連続稼働期間が異なるが、バッテリー交換により必要期間確保する方針は同様である。 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

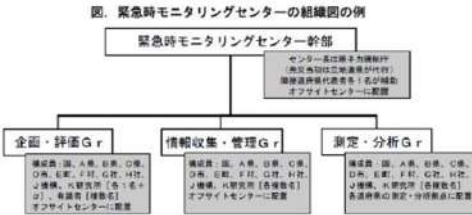
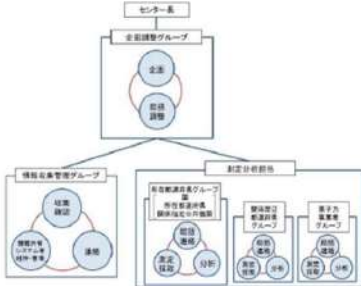
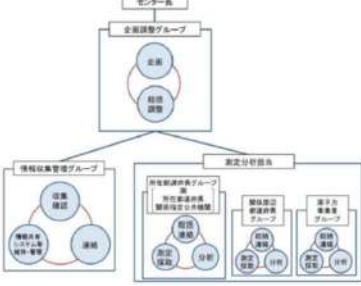
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3.5.5-1図 評価点及び可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所</p> <p>・被ばく経路：以下を考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ①原子炉建屋内等の放射性物質からのガンマ線による屋外での被ばく ②放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による屋外での被ばく ③大気中に放出された放射性物質の吸入摂取による屋外での被ばく ④地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による屋外での被ばく ⑤原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置に沈着した放射性物質のガンマ線による屋外での被ばく ⑥原子炉格納容器フィルタベント系配管に沈着した放射性物質のガンマ線による屋外での被ばく 	 <p>第1図 評価点及び可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所</p> <p>被ばく経路：以下を考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建屋内からのガンマ線による被ばく <ul style="list-style-type: none"> ・直接ガンマ線 ・スカイシャインガンマ線 (2) 大気中へ放出された放射性物質による被ばく <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドシャインによる外部被ばく ・グランドシャインによる外部被ばく ・吸入摂取による内部被ばく 	<p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊発電所では重大事故でフィルタベント設備を使用しない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


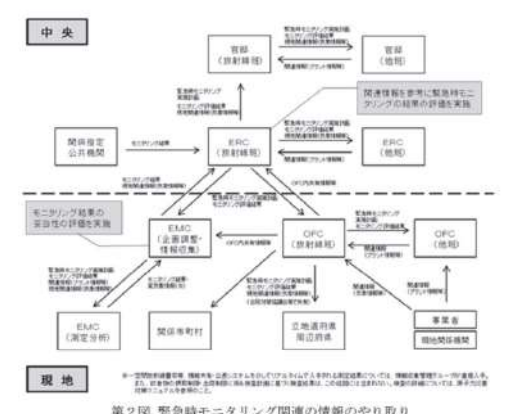
大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由								
	<table border="1" data-bbox="678 185 1200 300"> <tr> <td>作業開始時間</td> <td>格納容器ベント実施 10 時間後[※]</td> </tr> <tr> <td>作業に係る被ばく線量</td> <td>約 45mSv</td> </tr> </table> <p data-bbox="678 304 1200 411">※バッテリーは 5 日間以上電源供給が可能のため、交換は格納容器ベント（約 2.6 日）後となる。また、格納容器ベント開始から 10 時間は待避することから、作業時の線量として格納容器ベント実施 10 時間後の線量を想定した。</p>	作業開始時間	格納容器ベント実施 10 時間後 [※]	作業に係る被ばく線量	約 45mSv	<table border="1" data-bbox="1256 181 1809 296"> <tr> <td>作業開始時間</td> <td>事故後 48 時間後[※]</td> </tr> <tr> <td>作業に係る被ばく線量</td> <td>約 40mSv</td> </tr> </table> <p data-bbox="1256 301 1809 357">※バッテリー交換が必要となる 3.5 日に対して余裕を持たせつつ、保守的な評価となるよう事故後 2.0 日（48 時間）の線量を想定した。</p>	作業開始時間	事故後 48 時間後 [※]	作業に係る被ばく線量	約 40mSv	<p data-bbox="1841 260 2094 280">【女川】個別解析結果による相違</p>
作業開始時間	格納容器ベント実施 10 時間後 [※]										
作業に係る被ばく線量	約 45mSv										
作業開始時間	事故後 48 時間後 [※]										
作業に係る被ばく線量	約 40mSv										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由									
		<p>補足説明資料 5. モニタリングポスト, モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの計測結果の保存について</p> <p>モニタリングポスト, モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの空間放射線量率の計測結果は, 次表のとおり記録及び保存している。</p> <table border="1" data-bbox="1256 411 1816 533"> <thead> <tr> <th></th> <th>固定モニタリング設備</th> <th>可搬型モニタリングポスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記録</td> <td>泊 3 号炉中央制御室の環境監視盤及び現場に記録</td> <td>緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に記録</td> </tr> <tr> <td>保存</td> <td>泊 3 号炉中央制御室の環境監視盤本体及び現場に保存</td> <td>緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に保存</td> </tr> </tbody> </table> <p>補足説明資料 6. 気象観測設備の観測データについて</p> <p>気象観測設備による観測データは, 1, 2 号炉中央制御室及び 3 号炉中央制御室の環境監視盤に表示し, 運転員による監視を行っている。</p> <p>観測データに異常が認められた場合には, 運転員から設備主管箇所に連絡され, 原因調査及び修繕等の対応を行う。</p> <p>また, 気象観測設備は定期的に点検・校正し, 健全性を確認している。</p>		固定モニタリング設備	可搬型モニタリングポスト	記録	泊 3 号炉中央制御室の環境監視盤及び現場に記録	緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に記録	保存	泊 3 号炉中央制御室の環境監視盤本体及び現場に保存	緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に保存	
	固定モニタリング設備	可搬型モニタリングポスト										
記録	泊 3 号炉中央制御室の環境監視盤及び現場に記録	緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に記録										
保存	泊 3 号炉中央制御室の環境監視盤本体及び現場に保存	緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に保存										

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
<p>7. 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p> <p>(1) 発電所敷地外のモニタリング</p> <p>原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成25年6月5日 全部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。</p>  <p>図. 緊急時モニタリングセンターの組織図の例</p> <table border="1" data-bbox="123 590 593 933"> <caption>表. 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成の例</caption> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>要員の適性</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時モニタリングセンター幹部</td> <td>緊急時モニタリング全般を統括できる者</td> <td>国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入るまでは連絡係で代行</td> </tr> <tr> <td>企画・評価グループ</td> <td>緊急時モニタリング項目の決定 関係機関との調整 緊急時モニタリング結果の解析 緊急時モニタリング結果に基づく住民の適切な対応</td> <td>国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。</td> </tr> <tr> <td>情報収集・管理グループ</td> <td>緊急時モニタリング結果の収集、整理 緊急時モニタリング結果の報告、発信 関係機関との情報授受</td> <td>各組織から上がる情報を（EPC放射線班）で集約するために、関係機関を中心として、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。</td> </tr> <tr> <td>測定・分析グループ</td> <td>緊急時モニタリングにおける測定、分析を行える者</td> <td>道府県のモニタリング実施機関を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：原子力規制委員会 緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム第5回委員会（H25.3.11） 配布資料2（会合での意見反映版）</p>	機能	要員の適性	人員構成	緊急時モニタリングセンター幹部	緊急時モニタリング全般を統括できる者	国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入るまでは連絡係で代行	企画・評価グループ	緊急時モニタリング項目の決定 関係機関との調整 緊急時モニタリング結果の解析 緊急時モニタリング結果に基づく住民の適切な対応	国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。	情報収集・管理グループ	緊急時モニタリング結果の収集、整理 緊急時モニタリング結果の報告、発信 関係機関との情報授受	各組織から上がる情報を（EPC放射線班）で集約するために、関係機関を中心として、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。	測定・分析グループ	緊急時モニタリングにおける測定、分析を行える者	道府県のモニタリング実施機関を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。	<p>3.9 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p> <p>(1) 原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成30年10月1日一部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、第3.9-1図及び第3.9表のとおり、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。</p>  <p>第3.9-1図 緊急時モニタリングセンターの体制図</p> <table border="1" data-bbox="683 734 1220 1061"> <caption>第3.9表 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成</caption> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整グループ</td> <td>・ 上席放射線防災専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・ 国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</td> </tr> <tr> <td>情報収集管理グループ</td> <td>・ 国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</td> </tr> <tr> <td>測定分析担当</td> <td>・ 所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：緊急時モニタリングセンター設置要領 第3版（令和元年6月25日）</p>	機能	人員構成	企画調整グループ	・ 上席放射線防災専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・ 国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成	情報収集管理グループ	・ 国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成	測定分析担当	・ 所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定	<p>補足説明資料7. 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p> <p>(1) 原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成30年10月1日 一部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、第1図及び第1表のとおり、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。</p>  <p>第1図 緊急時モニタリングセンターの組織図の例</p> <table border="1" data-bbox="1265 734 1803 1061"> <caption>第1表 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成の例</caption> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整グループ</td> <td>・ 緊急時モニタリングセンター内の総括 ・ 緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等</td> </tr> <tr> <td>情報収集管理グループ</td> <td>・ 緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理 ・ 緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等 ・ 情報共有システムの維持・異常対応等</td> </tr> <tr> <td>測定分析担当</td> <td>・ 所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、それぞれに全体を統括するグループ長を配置</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：緊急時モニタリングセンター設置要領 第3版（令和元年6月25日）</p>	機能	人員構成	企画調整グループ	・ 緊急時モニタリングセンター内の総括 ・ 緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等	情報収集管理グループ	・ 緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理 ・ 緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等 ・ 情報共有システムの維持・異常対応等	測定分析担当	・ 所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、それぞれに全体を統括するグループ長を配置	<p>【大飯】女川実績の反映</p>
機能	要員の適性	人員構成																																
緊急時モニタリングセンター幹部	緊急時モニタリング全般を統括できる者	国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入るまでは連絡係で代行																																
企画・評価グループ	緊急時モニタリング項目の決定 関係機関との調整 緊急時モニタリング結果の解析 緊急時モニタリング結果に基づく住民の適切な対応	国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。																																
情報収集・管理グループ	緊急時モニタリング結果の収集、整理 緊急時モニタリング結果の報告、発信 関係機関との情報授受	各組織から上がる情報を（EPC放射線班）で集約するために、関係機関を中心として、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。																																
測定・分析グループ	緊急時モニタリングにおける測定、分析を行える者	道府県のモニタリング実施機関を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。																																
機能	人員構成																																	
企画調整グループ	・ 上席放射線防災専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・ 国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成																																	
情報収集管理グループ	・ 国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成																																	
測定分析担当	・ 所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定																																	
機能	人員構成																																	
企画調整グループ	・ 緊急時モニタリングセンター内の総括 ・ 緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等																																	
情報収集管理グループ	・ 緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理 ・ 緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等 ・ 情報共有システムの維持・異常対応等																																	
測定分析担当	・ 所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、それぞれに全体を統括するグループ長を配置																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) オフサイトセンターへの情報連絡 原子力事業者防災業務計画において、緊急時モニタリングセンターが設置されるオフサイトセンターに、以下の状況を把握し、所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> a. 事故の発生時刻及び場所 b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置 c. 被ばくおよび障害等人身災害にかかわる状況 d. 発電所敷地周辺における放射線および放射能の測定結果 e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況 f. 気象状況 g. 収束の見通し h. 放射能影響範囲の推定結果 i. その他必要と認める事項 </div>	<p>(2) 原子力事業者防災業務計画において、以下の状況を把握し、オフサイトセンターに所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事象発生時刻及び場所 ② 事象発生の原因、状況及び拡大防止措置 ③ 被ばく及び障害等人身災害に係る状況 ④ 発電所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果 ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況 ⑥ 気象状況 ⑦ 収束の見通し ⑧ その他必要と認める事項 <p>(3) オフサイトセンターから緊急時モニタリングセンターへの情報のやり取りは、第3.9-2図のとおりである。事業者はオフサイトセンターへ情報連絡する事項（放出源情報）を連絡し、オフサイトセンターは、その情報を緊急時モニタリングセンターに提供することとなる。</p>  <p>第3.9-2図 緊急時モニタリング関連の情報のやり取り 出典：緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）第6版（令和元年7月5日）</p>	<p>(2) 原子力事業者防災業務計画において、以下の状況を把握し、オフサイトセンターに所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> a. 事故の発生時刻及び場所 b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置 c. 被ばく及び障害等人身事故にかかわる状況 d. 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果 e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況 f. 気象状況 g. 収束の見通し h. その他必要と認める事項 </div> <p>(3) オフサイトセンターから緊急時モニタリングセンターへの情報のやり取りは、第2図のとおりである。事業者はオフサイトセンターへ情報連絡する事項（放出源情報）を連絡し、オフサイトセンターは、その情報を緊急時モニタリングセンターに提供することとなる。</p>  <p>第2図 緊急時モニタリング関連の情報のやり取り 出典：緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）第7版（令和3年12月21日）</p>	<p>【大飯】女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>8. 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景 平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。 この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2) 原子力事業者間協力協定（内容） (目的) 原災法第14条※の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的としている。</p> <p>〔※原災法第14条（他の原子力事業所への協力） 原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。〕</p> <p>(事業者) 電力9社（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州）、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容) 発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について支援本部への協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>	<p>3.10他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1)原子力事業者間協力協定締結の背景 平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。 この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2)原子力事業者間協力協定（内容） (目的) 原災法第14条*の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的とする。</p> <p>〔※原災法第14条（他の原子力事業所への協力） 原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。〕</p> <p>(事業者) 北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容) 発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に対する支援に関する事項について協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>	<p>補足説明資料8. 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景 平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。 この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2) 原子力事業者間協力協定（内容） (目的) 原災法第14条*の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的とする。</p> <p>〔*原災法第14条（他の原子力事業所への協力） 原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。〕</p> <p>(事業者) 電力9社（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州）、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容) 発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に対する支援に関する事項について協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>	<p>【女川】大飯実績の反映</p> <p>【大飯】女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>【比較のため本ページ女川欄には 3.1 を掲載】</p> <p>3.1 その他条文との基準適合性</p> <p>3.1.1 設置許可基準規則第 6 条</p> <p>監視設備に関する要求事項のうち、設置許可基準規則第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>(1) 風（台風）</p> <p>敷地付近で観測された最大瞬間風速は、大船渡特別地域気象観測所での観測記録（1940 年～2012 年）によれば 44.2m/s（2002 年 10 月 2 日）である。</p> <p>監視設備が風（台風）の影響を受けた場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(2) 竜巻</p> <p>気象庁「竜巻等の突風データベース」（1961 年～2012 年）に基づき、竜巻検討地域における過去に発生した竜巻による最大風速及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速によって定めた基準竜巻の最大風速は 92m/s であり、女川原子力発電所の立地する地域特性から地形効果による基準竜巻の割増しも不要と考えるが、将来的な気候変動による竜巻発生の不確実性を考慮し、安全側に切り上げて設計竜巻の最大風速は 100m/s と設定した。</p> <p>監視設備が竜巻により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(3) 凍結</p> <p>石巻特別地域気象観測所の観測記録（1887 年～2012 年）によれば、最低気温は-14.6℃（1919 年 1 月 6 日）である。</p> <p>監視設備が凍結の影響を受けた場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>補足説明資料 9. 設置許可基準規則第六条との基準適合性</p> <p>監視設備に関する要求事項のうち、設置許可基準規則第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>(1) 風（台風）</p> <p>最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所での観測記録（気象庁の気象統計情報における観測記録。）によると、風速の観測記録史上 1 位の最大風速は 49.8m/s（寿都特別地域気象観測所、1952 年 4 月 15 日）であり、この観測記録は移転前の局地的な強風の影響を受けやすい場所に設置されていた時の記録であり、移転後の最大風速は 20.3 m/s（2004 年 2 月 23 日）である。また、小樽特別地域気象観測所での最大風速は 27.9m/s（1954 年 9 月 27 日）である。いずれも設計基準風速（36m/s 地上高 10m, 10 分間平均）に包絡される。</p> <p>監視設備が風（台風）の影響を受けた場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(2) 竜巻</p> <p>日本で過去に発生した最大の竜巻規模は F3（風速 70m/s～92m/s）である。</p> <p>観測記録の統計処理による年超過確率によれば、発電所における 10⁻⁵/年値は風速 65m/s である。</p> <p>設計竜巻の最大風速は、これらのうち最も保守的な値である F3 の風速範囲の上限値 92m/s とする。</p> <p>安全施設は、設計竜巻の最大風速を安全側に切り上げた 100m/s に対して、竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>監視設備は、設計竜巻の最大風速を安全側に切り上げた 100m/s に対して機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(3) 凍結</p> <p>最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所での観測記録（1884 年～2020 年）及び小樽特別地域気象観測所の観測記録（1943 年～2020 年）で-18.0℃（小樽特別地域気象観測所 1954 年 1 月 24 日）である。</p> <p>監視設備が凍結の影響を受けた場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>【女川】立地箇所の相違による気象観測結果の相違</p> <p>【女川】立地箇所の相違による気象観測結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>【比較のため本ページ女川欄には 3.1 を掲載】</p> <p>(4)積雪 建築基準法施行令第 86 条第 3 項に基づき宮城県が作成した積雪量分布によると、女川地区は 40cm である。また、石巻特別地域気象観測所の観測記録（1887 年～2012 年）によれば、最深積雪量は 43cm（1923 年 2 月 17 日）である。</p> <p>発電所建屋内の監視設備及び地下布設の通信回線は、建屋の壁等により積雪の影響を受けない設計とする。 また、屋外に設置する監視設備は、除雪するなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。</p> <p>(5)落雷 監視設備が落雷により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(6)地滑り 監視設備が地滑りにより機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(7)火山の影響 監視設備に影響を与える可能性のある火山事象は降下火砕物であり、文献調査、敷地内の地質調査結果及び降下火砕物シミュレーション結果に基づく層厚は 15cm である。 発電所建屋内の監視設備及び地下布設の通信回線は、建屋の壁等により降下火砕物の影響を受けない設計とする。 また、屋外に設置する監視設備は、除灰するなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。</p> <p>(8)森林火災 監視設備は、消火活動により可能な限り森林火災からの影響の軽減を図る設計とする。 監視設備が森林火災により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(9)生物学的事象 監視設備は、貫通部の穴じまいや目張りをするなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。 監視設備が小動物の侵入に対し機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>(4) 積雪 建築基準法及び同施行令第 86 条第 3 項に基づく北海道建築基準法施行細則によると、建築物を設計する際に要求される基準積雪量は、泊村においては 150cm である。また、寿都特別地域気象観測所での観測記録（1893 年～2020 年）及び小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943～2020 年）によれば、月最深積雪の最大値は、189cm（寿都特別地域気象観測所 1945 年 3 月 17 日）である。 監視設備は、積雪による荷重に対し機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(5) 落雷 監視設備は、落雷により機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(6) 地滑り 監視設備は、地滑りにより機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(7) 火山の影響 監視設備は、降下火砕物による荷重に対して機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(8) 外部火災 監視設備は、消火活動により可能な限り森林火災からの影響の軽減を図る設計とする。 監視設備が森林火災により機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(9) 生物学的事象 監視設備は、貫通部の穴じまいや目張りをするなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。 監視設備が小動物の侵入に対し機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>【女川】立地箇所の相違による気象観測結果の相違 ・記載表現は泊の 6 条を踏襲している。</p> <p>【女川】設計の相違 ・積雪に対する設計方針が異なるが、安全機能を確保は他の気象に対する対応と同様である。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は火山の影響に対し、代替設備でモニタリング設備の安全機能を確保するため、火山事象影響について記載しない方針としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【比較のため本ページ女川欄には3.1を掲載】</p> <p>(10) 電磁的障害 監視設備は、ラインフィルタ等の設置等により、電磁的障害に対し機能喪失しない設計とする。 監視設備が電磁的障害により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>(10) 電磁的障害 監視設備は、ラインフィルタの設置等により、電磁的障害による擾乱に対し機能喪失しない設計とする。 監視設備が電磁的障害により機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

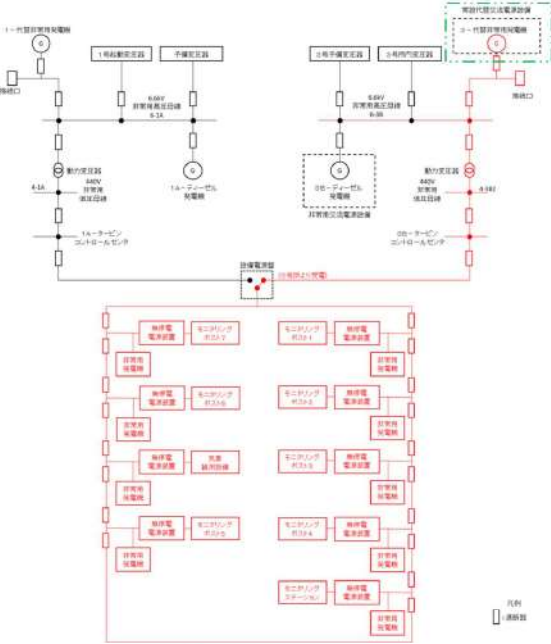
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、本ページ大飯欄は補足資料6.を掲載】</p> <p>6. 可搬式気象観測装置の観測項目について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合、放出放射エネルギー評価や大気中における放射性物質拡散状態の推定を行うために、気象観測設備が使用できない場合は、可搬式気象観測装置で以下の項目について気象観測を行う。</p> <p>(1) 観測項目 風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度</p> <p>なお、風向、風速、日射量及び放射収支量については、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目である。</p> <p>(2) 各測定項目の必要性 放出放射エネルギー、大気安定度及び放射性物質の降雨による地表への沈着の推定には、それぞれ以下の観測項目が必要となる。</p> <p>a. 放出放射エネルギー 風向、風速、大気安定度</p> <p>b. 大気安定度 風速、日射量、放射収支量</p> <p>c. 放射性物質の降雨による地表への沈着の推定 雨量</p>		<p>補足説明資料10. 可搬式気象観測設備の観測項目について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合、放出放射エネルギー評価や大気中における放射性物質拡散状態の推定を行うために、気象観測設備が機能喪失した場合及びブルームの通過方向を緊急時対策所にて把握する場合は、可搬式気象観測設備で以下の項目について気象観測を行う。</p> <p>(1) 観測項目 風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量</p> <p>風向、風速、日射量及び放射収支量については、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目である。</p> <p>(2) 各測定項目の必要性 放出放射エネルギー、大気安定度及び放射性物質の降雨による地表への沈着の推定には、それぞれ以下の観測項目が必要となる。</p> <p>a. 放出放射エネルギー 風向、風速、大気安定度</p> <p>b. 大気安定度 風速、日射量、放射収支量</p> <p>c. 放射性物質の降雨による地表への沈着の推定 雨量</p>	<p>①の相違</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・測定項目は異なるが、泊も「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定められた項目を網羅している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料14</p> <p>DBとしての電源車（緊急時対策所用）（DB）の無停電電源装置の位置付けについて</p> <p>1. 電源車の条文要求上の位置付け</p> <p>DBとしての電源車（緊急時対策所用）（DB）は、第34条で要求されている「異常が発生した場合に適切な措置をとるため」に必要な設備の一つとして設置しているものであり、次項のとおり異常時において使用する機器等の負荷をカバーする容量を備えている。</p> <p>緊急時対策所等の電源構成は添付1のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>許可基準規則 第34条（緊急時対策所）</p> <p>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p> </div>		<p>補足説明資料11. 設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーションの無停電電源装置及び非常用発電機の位置付けについて</p> <p>1. 無停電電源装置の条文要求上の位置付け</p> <p>設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機は、第31条で要求されている「無停電電源等により電源復旧までの期間を担保できる設計」として設置しているものであり、次項のとおり必要な負荷をカバーする容量を備えている。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成は第1図のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>許可基準規則 第31条（監視設備）</p> <p>発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>許可基準規則の解釈 第31条（監視設備）</p> <p>5 第31条において、モニタリングポストについては、非常用所内電源に接続しない場合、無停電電源等により電源復旧までの期間を担保できる設計であること。また、モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計であること。</p> </div>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯及び女川には本資料はないが、島根2号炉のまとめ資料確認結果として、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの無停電電源装置及び非常用発電機の位置付けについての資料を追加した。 ・島根2号炉ではモニタリングポスト及びモニタリングステーションの非常用発電機を保安電源設備に位置付けているが、泊では保安電源設備には該当しないことを説明した資料である。 ・大飯発電所3/4号炉緊急時対策所のまとめ資料において、保安電源の該非について同等の資料があったため参考に大飯欄に掲載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>なお、当該の電源車（緊急時対策所用）（DB）は、以下の理由により第 33 条（保安電源設備）に規定される保安電源には該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所は重要安全施設には該当しない。 ・非常用電源設備を施設する必要がある「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」については、技術基準規則解釈第 45 条に明確化されているが、これに緊急時対策所は含まれない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>許可基準規則 第 33 条（保安電源設備）</p> <p>発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> </div>		 <p>第 1 図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図</p> <p>なお、当該の無停電電源装置及び非常用発電機は、以下の理由により第 33 条（保安電源設備）に規定される保安電源には該当しない。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは重要安全施設には該当しない。</p> <p>非常用電源設備を施設する必要がある「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」については、技術基準規則解釈第 45 条に明確化されているが、これにモニタリングポスト及びモニタリングステーションは含まれない。</p> <p style="color: green; text-align: center;">重大事故等対処設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>許可基準規則 第 33 条（保安電源設備）</p> <p>発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>技術基準規則 第45条（保安電源設備） 発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備を施設しなければならない。</p> <p>技術基準規則解釈 第45条（保安電源設備） 1 第1項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」とは、以下の装置をいう。 ・第2条第2項第9号ホに規定される装置 ・燃料プール補給水系 ・第34条第1項第6号に規定する事故時監視計器 ・原子炉制御室外からの原子炉停止装置 ・PWRの加圧器逃がし弁（手動開閉機能）及び同元弁 ・非常用電源設備の機能を達成するための燃料系</p> <p>2. 緊急時対策所の電源車の容量</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）の容量は100kVAであり、合計負荷容量の約78kVAを十分に満足する容量を有している。</p> <p>3. 電源車に対する規制要求事項</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）については、設計基準事故時に緊急時対策所に必要な設備としてMS-3と位置づけられることから、以下の条文に対する基準適合性について整理した。詳細については、添付2に示す。</p> <p>第3条（地盤） 第4条（地震） 第5条（津波） 第6条（地震、津波以外の自然現象） 第8条（火災） 第9条（溢水） 第10条（誤操作の防止） 第12条（安全施設）</p>		<p>技術基準規則 第45条（保安電源設備） 発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備を施設しなければならない。</p> <p>技術基準規則解釈 第45条（保安電源設備） 1 第1項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」とは、以下の装置をいう。 ・第2条第2項第9号ホに規定される装置 ・燃料プール補給水系 ・第34条第1項第6号に規定する事故時監視計器 ・原子炉制御室外からの原子炉停止装置 ・PWRの加圧器逃がし弁（手動開閉機能）及び同元弁 ・非常用電源設備の機能を達成するための燃料系</p> <p>2. 設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の容量</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の容量は5kVAであり、無停電電源装置及び非常用発電機はモニタリングポスト又はモニタリングステーション以外に負荷を担わないため、十分な容量を有している。</p> <p>3. モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機に対する規制要求事項</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機については、設計基準事故時にモニタリングポスト及びモニタリングステーションに必要な設備としてMS-3と位置づけられることから、以下の条文に対する基準適合性が求められるが、ハザードにより機能喪失した場合は、代替措置により安全機能を確保するため、第10条及び第12条に対する適合性を添付1に整理した。</p> <p>第3条（地盤） 第4条（地震） 第5条（津波） 第6条（地震、津波以外の自然現象） 第8条（火災） 第9条（溢水） 第10条（誤操作の防止） 第12条（安全施設）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 異常時における電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）の運用について</p> <p>緊急時対策所は、通常時は発電所の1号機側非常用所内電源系統から受電するが、事故発生による緊急時対策所立ち上げ以降は、専用の電源車（緊急時対策所用）（DB）から受電する。しかし、事故発生後においても、1号機側非常用所内電源系統から受電が継続している場合は、その状態を継続可能と考える。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）1台に加えて、代替交流電源として電源車（緊急時対策所用）3台を分散して配備する。電源車（緊急時対策所用）（DB）の起動失敗等により電源供給ができない場合は、SAに移行するおそれがある事象として電源車（緊急時対策所用）の起動を実施する。これにより、緊急時対策所等への電源供給に支障がない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>優先順位：電源車（緊急時対策所用）（DB）⇒電源車（緊急時対策所用）①⇒電源車（緊急時対策所用）②⇒電源車（緊急時対策所用）③</p> <p>※1号機側非常用所内電源系統から受電が継続している場合は、使用する場合がある。</p> </div> <p>5. 31条（監視設備）における電源確保について</p> <p>31条においては、電源復旧までの期間を担保する電源として、モニタリングステーション及びモニタリングポスト（以下、「モニタリングポスト等」という。）の専用の無停電電源装置を活用する。モニタリングポスト等の無停電電源装置は約24時間の電源供給が可能な容量を有しており、SAに移行するまでの時間である約30分*に対して十分な余裕を確保していることから、31条の要求事項を満足している。</p> <p>なお、電源車（緊急時対策所用）（DB）からモニタリングポスト等への電源供給が可能であり容量も確保されていることから、異常時には当該電源車を使用できる。また、全交流動力電源が喪失し30分が経過した以降の電源確保対応としては、SA対応として可搬式モニタリングポストを活用することで、確実な対応が可能である。</p> <p>6. 35条（通信連絡設備）における電源の確保について</p> <p>35条においては、設計基準事故が発生した場合の対応として、非常用所内電源系又は無停電電源に接続することが要求されており、設計基準事故が発生した場合に緊急時対策所において適切な措置をとる上で必要な機器等に無停電電源装置を配置している。これらの無停電電源装置は約2時間以上の電源供給が可能な容量を有しており、SAに移行するまでの時間である約30分*に対して十分な余裕を確保していることから、35条の要</p>		<p>4. 異常時における無停電電源装置及び非常用発電機の運用について</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、通常時、非常用低圧母線のコントロールセンタから無停電電源装置を経由して所内電源を受電している。</p> <p>所内電源喪失時は、無停電電源装置から継続して受電を行う。所内電源喪失後約10秒で非常用交流電源装置（ディーゼル発電機）から無停電電源装置を経由して受電を行う。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション局舎内に設置している非常用発電機制御盤内の不足電圧継電器により電源喪失を検知することで自動起動し、運転待機状態となる。</p> <p>自動起動から約40秒以内に、自動切替により電源供給を開始する。非常用発電機は約24時間電源供給が可能である。</p> <p>また、復電した場合は不足電圧継電器による検知で、所内電源側に自動で切り替わりその後、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機が自動停止する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>適合性</p> <p>三 Cクラス ・特約地帯力に対しておこなわれる安全性評価に備える期間で補えること。 ・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と動的地帯力を組みあわせ、その結果生ずる応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力係数を許容係数とするこ と。 ・機器・配管系については、運転運転時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と動的地帯力を組みあわせ、その結果生ずる応力に対して、応答が全体的におお じな状態状態に留まること。 2 第4条第2項に規定する「地震の発生によって生ずる点それぞれがある設計基準対 象施設の安全性能の喪失に起因する設計基準対象施設的安全性能の喪失（地震 地帯力により発生するおそれがある津波及び閉鎖状態の地震等による安全性能の 喪失を含む。）及びそれに基づく設計基準による公衆への影響を防止する観点から、 当該施設の安全性能が喪失した場合の相対的な程度（以下「動的重度度」と いう。）をいう。設計基準対象施設は、動的重度度に応じて、以下のクラス（以 下「動的重度度分類」という。）に分類するものとする。 三 Cクラス 8 Cクラスに属する施設及びCクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施 設と同等の安全性が要求される施設をいう。 4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によ ること。 二 静荷地帯力 ①建物・構築物 ・水平地帯力は、地震動せん断力係数C_hに、次に示す施設の新設重要部分分類に 応じた係数を乗じ、さらに当該階層以上の重量を乗じて算定すること。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>三 Cクラス ・特約地帯力に対しておこなわれる安全性評価に備える期間で補えること。 ・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と動的地帯力を組みあわせ、その結果生ずる応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力係数を許容係数とするこ と。 ・機器・配管系については、運転運転時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と動的地帯力を組みあわせ、その結果生ずる応力に対して、応答が全体的におお じな状態状態に留まること。 2 第4条第2項に規定する「地震の発生によって生ずる点それぞれがある設計基準対 象施設の安全性能の喪失に起因する設計基準対象施設的安全性能の喪失（地震 地帯力により発生するおそれがある津波及び閉鎖状態の地震等による安全性能の 喪失を含む。）及びそれに基づく設計基準による公衆への影響を防止する観点から、 当該施設の安全性能が喪失した場合の相対的な程度（以下「動的重度度」と いう。）をいう。設計基準対象施設は、動的重度度に応じて、以下のクラス（以 下「動的重度度分類」という。）に分類するものとする。 三 Cクラス 8 Cクラスに属する施設及びCクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施 設と同等の安全性が要求される施設をいう。 4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によ ること。 二 静荷地帯力 ①建物・構築物 ・水平地帯力は、地震動せん断力係数C_hに、次に示す施設の新設重要部分分類に 応じた係数を乗じ、さらに当該階層以上の重量を乗じて算定すること。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p>	<p>設置許可基準規則</p> <p>（安全施設）第十二条 安全施設は、その安全性能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 2 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を言わぬ。）をいう。以下同</p>	<p>適合性</p> <p>している。 所内電路が喪失した場合は、モニタリングポスト及びモニタリングポスト専用用の無停電電源装置から継続して受電を行う。 これらの電源供給は自動で行われることにより、運転員による操作は不要な設計としている。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の重要度分類指針に基づく重要度分類は「MS3」に該当し、MS3に対する要求に適合した設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の重要度分類指針に基づく重要度分類は「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するも の」に該当しない。</p>
<p>許可基準規則</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全性能の喪失に起因する設計基準による公衆への影響を考慮して算定しなければならない。</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>三 Cクラス ・特約地帯力に対しておこなわれる安全性評価に備える期間で補えること。 ・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と動的地帯力を組みあわせ、その結果生ずる応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力係数を許容係数とするこ と。 ・機器・配管系については、運転運転時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と動的地帯力を組みあわせ、その結果生ずる応力に対して、応答が全体的におお じな状態状態に留まること。 2 第4条第2項に規定する「地震の発生によって生ずる点それぞれがある設計基準対 象施設の安全性能の喪失に起因する設計基準対象施設的安全性能の喪失（地震 地帯力により発生するおそれがある津波及び閉鎖状態の地震等による安全性能の 喪失を含む。）及びそれに基づく設計基準による公衆への影響を防止する観点から、 当該施設の安全性能が喪失した場合の相対的な程度（以下「動的重度度」と いう。）をいう。設計基準対象施設は、動的重度度に応じて、以下のクラス（以 下「動的重度度分類」という。）に分類するものとする。 三 Cクラス 8 Cクラスに属する施設及びCクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施 設と同等の安全性が要求される施設をいう。 4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によ ること。 二 静荷地帯力 ①建物・構築物 ・水平地帯力は、地震動せん断力係数C_hに、次に示す施設の新設重要部分分類に 応じた係数を乗じ、さらに当該階層以上の重量を乗じて算定すること。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>三 Cクラス ・特約地帯力に対しておこなわれる安全性評価に備える期間で補えること。 ・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と動的地帯力を組みあわせ、その結果生ずる応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力係数を許容係数とするこ と。 ・機器・配管系については、運転運転時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と動的地帯力を組みあわせ、その結果生ずる応力に対して、応答が全体的におお じな状態状態に留まること。 2 第4条第2項に規定する「地震の発生によって生ずる点それぞれがある設計基準対 象施設の安全性能の喪失に起因する設計基準対象施設的安全性能の喪失（地震 地帯力により発生するおそれがある津波及び閉鎖状態の地震等による安全性能の 喪失を含む。）及びそれに基づく設計基準による公衆への影響を防止する観点から、 当該施設の安全性能が喪失した場合の相対的な程度（以下「動的重度度」と いう。）をいう。設計基準対象施設は、動的重度度に応じて、以下のクラス（以 下「動的重度度分類」という。）に分類するものとする。 三 Cクラス 8 Cクラスに属する施設及びCクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施 設と同等の安全性が要求される施設をいう。 4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によ ること。 二 静荷地帯力 ①建物・構築物 ・水平地帯力は、地震動せん断力係数C_hに、次に示す施設の新設重要部分分類に 応じた係数を乗じ、さらに当該階層以上の重量を乗じて算定すること。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p>	<p>設置許可基準規則</p> <p>（安全施設）第十二条 安全施設は、その安全性能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 2 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を言わぬ。）をいう。以下同</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="67 135 224 319">計画基準規則</th> <th data-bbox="67 319 224 718">規則の解釈(該当箇所の要件)</th> <th data-bbox="67 718 224 1441">適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="67 135 224 319"> 3 耐震重要施設は、その使用中に地震動による施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による地震力によって作用する地震力(以下「地震地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものでなければならぬ。 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある地震の地震力に対して安全機能が損なわれおそれがないものでなければならぬ。 (津波による地震の防止) 第五条 設計基準津波施設は、その使用中に当該設計基準津波施設に入ることによる影響を及ぼすおそれがある津波(以下「基準津波」という。)に対し安全機能が損なわれおそれがないものでなければならぬ。 </td> <td data-bbox="67 319 224 718"> 規則の解釈(該当箇所の要件) 3 第6条の「安全機能が損なわれおそれがないもの」とは、以下のとおりであること。 ①Sクラスに属する設備(津波動機、原水防止設備及び津波監視設備を除く。以下「設備」という。)は、基準津波による地震動(以下「地震動」という。)に起因する地震力(以下「地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものであること。 ②Sクラスに属する設備(津波動機、原水防止設備及び津波監視設備を除く。以下「設備」という。)は、基準津波による地震動(以下「地震動」という。)に起因する地震力(以下「地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものであること。 </td> <td data-bbox="67 718 224 1441"> 発電所(緊急時対策用)(DB)は、「耐震重要施設」には該当しない。 発電所(緊急時対策用)(DB)は、「耐震重要施設」には該当しない。 発電所(緊急時対策用)(DB)は「Sクラス」に属する設備ではない。なお、電源車(緊急時対策用)は「耐震重要施設」に該当しない。 自然条件によって影響を受けた場合でも、分析認定された SA 設備(DB)は基準津波(1.5m)に耐える。 </td> </tr> </tbody> </table>	計画基準規則	規則の解釈(該当箇所の要件)	適合性	3 耐震重要施設は、その使用中に地震動による施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による地震力によって作用する地震力(以下「地震地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものでなければならぬ。 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある地震の地震力に対して安全機能が損なわれおそれがないものでなければならぬ。 (津波による地震の防止) 第五条 設計基準津波施設は、その使用中に当該設計基準津波施設に入ることによる影響を及ぼすおそれがある津波(以下「基準津波」という。)に対し安全機能が損なわれおそれがないものでなければならぬ。	規則の解釈(該当箇所の要件) 3 第6条の「安全機能が損なわれおそれがないもの」とは、以下のとおりであること。 ①Sクラスに属する設備(津波動機、原水防止設備及び津波監視設備を除く。以下「設備」という。)は、基準津波による地震動(以下「地震動」という。)に起因する地震力(以下「地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものであること。 ②Sクラスに属する設備(津波動機、原水防止設備及び津波監視設備を除く。以下「設備」という。)は、基準津波による地震動(以下「地震動」という。)に起因する地震力(以下「地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものであること。	発電所(緊急時対策用)(DB)は、「耐震重要施設」には該当しない。 発電所(緊急時対策用)(DB)は、「耐震重要施設」には該当しない。 発電所(緊急時対策用)(DB)は「Sクラス」に属する設備ではない。なお、電源車(緊急時対策用)は「耐震重要施設」に該当しない。 自然条件によって影響を受けた場合でも、分析認定された SA 設備(DB)は基準津波(1.5m)に耐える。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="654 135 806 319">計画基準規則</th> <th data-bbox="654 319 806 718">規則の解釈(該当箇所の要件)</th> <th data-bbox="654 718 806 1441">適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="654 135 806 319"> 3 耐震重要施設は、その使用中に地震動による施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による地震力(以下「地震地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものでなければならぬ。 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある地震の地震力に対して安全機能が損なわれおそれがないものでなければならぬ。 (津波による地震の防止) 第六条 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。以下「津波」という。)に起因する地震力(以下「地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものでなければならぬ。 </td> <td data-bbox="654 319 806 718"> 規則の解釈(該当箇所の要件) 3 第6条の「安全機能が損なわれおそれがないもの」とは、以下のとおりであること。 ①Sクラスに属する設備(津波動機、原水防止設備及び津波監視設備を除く。以下「設備」という。)は、基準津波による地震動(以下「地震動」という。)に起因する地震力(以下「地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものであること。 ②Sクラスに属する設備(津波動機、原水防止設備及び津波監視設備を除く。以下「設備」という。)は、基準津波による地震動(以下「地震動」という。)に起因する地震力(以下「地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものであること。 </td> <td data-bbox="654 718 806 1441"> 原子炉の緊急停止機能 未観界維持機能 原子炉冷却材圧カバウンダリの過圧防止機能 原子炉停止後における除熱のための残留熱除去機能、二次系からの除熱機能、二次系への補給水機能 原子炉内高圧時における注水機能 原子炉内低圧時における注水機能 格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気 気中の放射性物質の濃度低減機能 格納容器の冷却機能 格納容器内の可燃性ガス制御機能 非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能 非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能 非常用の交流電源機能 非常用の直流電源機能 非常用の計測制御用直流電源機能 補機冷却機能 </td> </tr> </tbody> </table>	計画基準規則	規則の解釈(該当箇所の要件)	適合性	3 耐震重要施設は、その使用中に地震動による施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による地震力(以下「地震地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものでなければならぬ。 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある地震の地震力に対して安全機能が損なわれおそれがないものでなければならぬ。 (津波による地震の防止) 第六条 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。以下「津波」という。)に起因する地震力(以下「地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものでなければならぬ。	規則の解釈(該当箇所の要件) 3 第6条の「安全機能が損なわれおそれがないもの」とは、以下のとおりであること。 ①Sクラスに属する設備(津波動機、原水防止設備及び津波監視設備を除く。以下「設備」という。)は、基準津波による地震動(以下「地震動」という。)に起因する地震力(以下「地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものであること。 ②Sクラスに属する設備(津波動機、原水防止設備及び津波監視設備を除く。以下「設備」という。)は、基準津波による地震動(以下「地震動」という。)に起因する地震力(以下「地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものであること。	原子炉の緊急停止機能 未観界維持機能 原子炉冷却材圧カバウンダリの過圧防止機能 原子炉停止後における除熱のための残留熱除去機能、二次系からの除熱機能、二次系への補給水機能 原子炉内高圧時における注水機能 原子炉内低圧時における注水機能 格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気 気中の放射性物質の濃度低減機能 格納容器の冷却機能 格納容器内の可燃性ガス制御機能 非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能 非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能 非常用の交流電源機能 非常用の直流電源機能 非常用の計測制御用直流電源機能 補機冷却機能	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1240 135 1388 319">設置許可基準規則</th> <th data-bbox="1240 319 1388 718">規則の解釈(該当箇所の要件)</th> <th data-bbox="1240 718 1388 1441">適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1240 135 1388 319"> 設置許可基準規則 じ。)が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならぬ。 </td> <td data-bbox="1240 319 1388 718"> 規則の解釈(該当箇所の要件) 原子炉の緊急停止機能 未観界維持機能 原子炉冷却材圧カバウンダリの過圧防止機能 原子炉停止後における除熱のための残留熱除去機能、二次系からの除熱機能、二次系への補給水機能 原子炉内高圧時における注水機能 原子炉内低圧時における注水機能 格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気 気中の放射性物質の濃度低減機能 格納容器の冷却機能 格納容器内の可燃性ガス制御機能 非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能 非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能 非常用の交流電源機能 非常用の直流電源機能 非常用の計測制御用直流電源機能 補機冷却機能 </td> <td data-bbox="1240 718 1388 1441"> 適合性 </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則	規則の解釈(該当箇所の要件)	適合性	設置許可基準規則 じ。)が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならぬ。	規則の解釈(該当箇所の要件) 原子炉の緊急停止機能 未観界維持機能 原子炉冷却材圧カバウンダリの過圧防止機能 原子炉停止後における除熱のための残留熱除去機能、二次系からの除熱機能、二次系への補給水機能 原子炉内高圧時における注水機能 原子炉内低圧時における注水機能 格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気 気中の放射性物質の濃度低減機能 格納容器の冷却機能 格納容器内の可燃性ガス制御機能 非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能 非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能 非常用の交流電源機能 非常用の直流電源機能 非常用の計測制御用直流電源機能 補機冷却機能	適合性	<p>相違理由</p>
計画基準規則	規則の解釈(該当箇所の要件)	適合性																			
3 耐震重要施設は、その使用中に地震動による施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による地震力によって作用する地震力(以下「地震地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものでなければならぬ。 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある地震の地震力に対して安全機能が損なわれおそれがないものでなければならぬ。 (津波による地震の防止) 第五条 設計基準津波施設は、その使用中に当該設計基準津波施設に入ることによる影響を及ぼすおそれがある津波(以下「基準津波」という。)に対し安全機能が損なわれおそれがないものでなければならぬ。	規則の解釈(該当箇所の要件) 3 第6条の「安全機能が損なわれおそれがないもの」とは、以下のとおりであること。 ①Sクラスに属する設備(津波動機、原水防止設備及び津波監視設備を除く。以下「設備」という。)は、基準津波による地震動(以下「地震動」という。)に起因する地震力(以下「地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものであること。 ②Sクラスに属する設備(津波動機、原水防止設備及び津波監視設備を除く。以下「設備」という。)は、基準津波による地震動(以下「地震動」という。)に起因する地震力(以下「地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものであること。	発電所(緊急時対策用)(DB)は、「耐震重要施設」には該当しない。 発電所(緊急時対策用)(DB)は、「耐震重要施設」には該当しない。 発電所(緊急時対策用)(DB)は「Sクラス」に属する設備ではない。なお、電源車(緊急時対策用)は「耐震重要施設」に該当しない。 自然条件によって影響を受けた場合でも、分析認定された SA 設備(DB)は基準津波(1.5m)に耐える。																			
計画基準規則	規則の解釈(該当箇所の要件)	適合性																			
3 耐震重要施設は、その使用中に地震動による施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による地震力(以下「地震地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものでなければならぬ。 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある地震の地震力に対して安全機能が損なわれおそれがないものでなければならぬ。 (津波による地震の防止) 第六条 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。以下「津波」という。)に起因する地震力(以下「地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものでなければならぬ。	規則の解釈(該当箇所の要件) 3 第6条の「安全機能が損なわれおそれがないもの」とは、以下のとおりであること。 ①Sクラスに属する設備(津波動機、原水防止設備及び津波監視設備を除く。以下「設備」という。)は、基準津波による地震動(以下「地震動」という。)に起因する地震力(以下「地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものであること。 ②Sクラスに属する設備(津波動機、原水防止設備及び津波監視設備を除く。以下「設備」という。)は、基準津波による地震動(以下「地震動」という。)に起因する地震力(以下「地震力」という。)に対し、安全機能が損なわれおそれがないものであること。	原子炉の緊急停止機能 未観界維持機能 原子炉冷却材圧カバウンダリの過圧防止機能 原子炉停止後における除熱のための残留熱除去機能、二次系からの除熱機能、二次系への補給水機能 原子炉内高圧時における注水機能 原子炉内低圧時における注水機能 格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気 気中の放射性物質の濃度低減機能 格納容器の冷却機能 格納容器内の可燃性ガス制御機能 非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能 非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能 非常用の交流電源機能 非常用の直流電源機能 非常用の計測制御用直流電源機能 補機冷却機能																			
設置許可基準規則	規則の解釈(該当箇所の要件)	適合性																			
設置許可基準規則 じ。)が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならぬ。	規則の解釈(該当箇所の要件) 原子炉の緊急停止機能 未観界維持機能 原子炉冷却材圧カバウンダリの過圧防止機能 原子炉停止後における除熱のための残留熱除去機能、二次系からの除熱機能、二次系への補給水機能 原子炉内高圧時における注水機能 原子炉内低圧時における注水機能 格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気 気中の放射性物質の濃度低減機能 格納容器の冷却機能 格納容器内の可燃性ガス制御機能 非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能 非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能 非常用の交流電源機能 非常用の直流電源機能 非常用の計測制御用直流電源機能 補機冷却機能	適合性																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>許可基準相別</p> <p>物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区域の分限に基づいて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずること。</p> <p>① 原子炉の電源停止及び伝達停止を意味し、維持するための安全機能を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域及び火災区域</p> <p>② 燃料は物質の貯蔵又は燃焼を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域</p> <p>③ 緊急時の停止については、消火設備の故障、排気動作又は燃焼作が原因と場合のほか、火災感知設備の故障、動作動作又は燃焼が原因とにより消火設備が作動した場合には、緊急用原子炉を安全に停止させるための機能を有するものも含まれる。</p> <p>④ 消火設備（安全格納に属するものに限る。）は、燃焼、排気動作又は燃焼作が原因と場合においても緊急用原子炉を安全に停止させるための機能を備えなければならない。</p> <p>（注）水による燃焼の防止等）</p> <p>第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内に設置する消火設備が原因と場合においても緊急用原子炉を安全に停止させるための機能を有するものでなければならない。</p> <p>② 設計基準書対策施設は、発電用原子炉施設内の放射線物質を含む液体を含む容器又は配管の破損によって当該容器又は配管から放射線物質を含む液体が流出した場合には、</p>	<p>物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区域の分限に基づいて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずること。</p> <p>① 原子炉の電源停止及び伝達停止を意味し、維持するための安全機能を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域及び火災区域</p> <p>② 燃料は物質の貯蔵又は燃焼を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域</p> <p>③ 緊急時の停止については、消火設備の故障、排気動作又は燃焼作が原因と場合のほか、火災感知設備の故障、動作動作又は燃焼が原因とにより消火設備が作動した場合には、緊急用原子炉を安全に停止させるための機能を有するものも含まれる。</p> <p>④ 消火設備（安全格納に属するものに限る。）は、燃焼、排気動作又は燃焼作が原因と場合においても緊急用原子炉を安全に停止させるための機能を備えなければならない。</p> <p>（注）水による燃焼の防止等）</p> <p>第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内に設置する消火設備が原因と場合においても緊急用原子炉を安全に停止させるための機能を有するものでなければならない。</p> <p>② 設計基準書対策施設は、発電用原子炉施設内の放射線物質を含む液体を含む容器又は配管の破損によって当該容器又は配管から放射線物質を含む液体が流出した場合には、</p>	<p>設置許可基準規則が適用されるものではない。</p> <p>4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。</p>	<p>相違理由</p>
<p>適合性</p> <p>を適用している。</p> <p>電源車（緊急時対策用）(DB)は原子炉を安全に停止させるための機能を有しているため、別表外である。なお、消火設備として消火設備を併設している。</p> <p>電源車（緊急時対策用）(DB)は屋外の高さ(EL+3m)に設置しているため、屋内施設からの溢水の影響を蒙らない。</p> <p>また、1 米液体水タンク等の屋外への設置については、液体は斜面を流れ落ちること、発電機は車体に搭載しており屋上から約1m の高さの位置にあること、車前そのものは緊急対策としてワイヤを取り付けていることから屋外タンクの破損による溢水の影響を蒙らない。</p> <p>電源車（緊急時対策用）(DB)は放射線物質を含む液体を内包しない。</p>	<p>物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区域の分限に基づいて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずること。</p> <p>① 原子炉の電源停止及び伝達停止を意味し、維持するための安全機能を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域及び火災区域</p> <p>② 燃料は物質の貯蔵又は燃焼を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域</p> <p>③ 緊急時の停止については、消火設備の故障、排気動作又は燃焼作が原因と場合のほか、火災感知設備の故障、動作動作又は燃焼が原因とにより消火設備が作動した場合には、緊急用原子炉を安全に停止させるための機能を有するものも含まれる。</p> <p>④ 消火設備（安全格納に属するものに限る。）は、燃焼、排気動作又は燃焼作が原因と場合においても緊急用原子炉を安全に停止させるための機能を備えなければならない。</p> <p>（注）水による燃焼の防止等）</p> <p>第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内に設置する消火設備が原因と場合においても緊急用原子炉を安全に停止させるための機能を有するものでなければならない。</p> <p>② 設計基準書対策施設は、発電用原子炉施設内の放射線物質を含む液体を含む容器又は配管の破損によって当該容器又は配管から放射線物質を含む液体が流出した場合には、</p>	<p>適合性</p> <p>の局舎内に、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機は非常用発電機専用の局舎内に設置されており、通常運転時、運転時の過渡変化時及び設計基準事故時に想定される温度、放射線量等の環境条件による影響を受けない。</p> <p>その他、自然現象により影響を受けた場合でも代替措置により、機能を喪失しない設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機及び非常用発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中にモニタリングポスト及びモニタリングステーションの負荷による試験、検査が可能と設計とする。</p> <p>7 第4項に規定する「発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる」とは、実系統を用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のパイプ系統を用いること等を許容することを意味する。</p> <p>8 第4項に規定する「試験又は検査」については、次の各号によること。</p> <p>一 発電用原子炉の運転中に待機状態にある安全施設は、運転中に定期的に試験又は検査（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）に規定される試験又は検査を言</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由					
許認可基準規則	規則の解釈(該当箇所の抜粋)	許認可基準規則	規則の解釈(該当箇所の抜粋)	設置許可基準規則	規則の解釈(該当箇所の抜粋)	適合性					
当該実施が指定区域外へ漏えいしないものでなければならぬ。 (誤操作の防止) 第十二条 設計基準が規定する安全設備は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならぬ。 2. 安全設備は、正常に操作することができ、かつ、異常な事態が生じた場合に、必要な措置を講じて、安全機能を確保するものでなければならない。	1 第1項に規定する「誤操作を防止するための措置を講じたもの」とは、人間工学的上の誤操作を考慮して、原の配置及び操作員並びに非等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において常用原子炉施設の状態を正確かつ迅速に把握できるように配慮すること並びに保守期間において取りこぼしのないよう留意すること等の措置を講じた設計であることという。また、運転中の異常な状態変化又は設計基準を逸脱する発生後、ある時期までは、運転員の操作を妨げないこと等の必要が安全機能が確保される設計であることという。 2 第2項に規定する「正常に操作することができ」とは、当該設計が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時に発生する事象条件(赤字を含む。)及び施設が有意な可能性をもって同時に発生する事象条件(赤字を含む。)を、運転員が容易に設備を運転できる設計であることという。	当該実施が指定区域外へ漏えいしないものでなければならぬ。 (誤操作の防止) 第十二条 設計基準が規定する安全設備は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならぬ。 2. 安全設備は、正常に操作することができ、かつ、異常な事態が生じた場合に、必要な措置を講じて、安全機能を確保するものでなければならない。	1 第1項に規定する「安全機能を確保するための措置を講じたもの」とは、人間工学的上の誤操作を考慮して、原の配置及び操作員並びに非等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において常用原子炉施設の状態を正確かつ迅速に把握できるように配慮すること並びに保守期間において取りこぼしのないよう留意すること等の措置を講じた設計であることという。また、運転中の異常な状態変化又は設計基準を逸脱する発生後、ある時期までは、運転員の操作を妨げないこと等の必要が安全機能が確保される設計であることという。 2 第2項に規定する「正常に操作することができ」とは、当該設計が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時に発生する事象条件(赤字を含む。)及び施設が有意な可能性をもって同時に発生する事象条件(赤字を含む。)を、運転員が容易に設備を運転できる設計であることという。	5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならない。	10 第5項に規定する「蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物」とは、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス燃焼又は重量機器の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的損傷、配管の破損又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイル評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会)等によること。 11 第6項に規定する「重要安全施設」については、「常用炉用水型原子炉施設的安全機能の重要度分類に関する審査指針」における重要度分類に基づく重要成分	1 第1項に規定する「安全機能を確保するための措置を講じたもの」とは、人間工学的上の誤操作を考慮して、原の配置及び操作員並びに非等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において常用原子炉施設の状態を正確かつ迅速に把握できるように配慮すること並びに保守期間において取りこぼしのないよう留意すること等の措置を講じた設計であることという。また、運転中の異常な状態変化又は設計基準を逸脱する発生後、ある時期までは、運転員の操作を妨げないこと等の必要が安全機能が確保される設計であることという。 2 第2項に規定する「正常に操作することができ」とは、当該設計が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時に発生する事象条件(赤字を含む。)及び施設が有意な可能性をもって同時に発生する事象条件(赤字を含む。)を、運転員が容易に設備を運転できる設計であることという。	1 第1項に規定する「安全機能を確保するための措置を講じたもの」とは、人間工学的上の誤操作を考慮して、原の配置及び操作員並びに非等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において常用原子炉施設の状態を正確かつ迅速に把握できるように配慮すること並びに保守期間において取りこぼしのないよう留意すること等の措置を講じた設計であることという。また、運転中の異常な状態変化又は設計基準を逸脱する発生後、ある時期までは、運転員の操作を妨げないこと等の必要が安全機能が確保される設計であることという。 2 第2項に規定する「正常に操作することができ」とは、当該設計が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時に発生する事象条件(赤字を含む。)及び施設が有意な可能性をもって同時に発生する事象条件(赤字を含む。)を、運転員が容易に設備を運転できる設計であることという。	設置許可基準規則	規則の解釈(該当箇所の抜粋)	適合性	相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

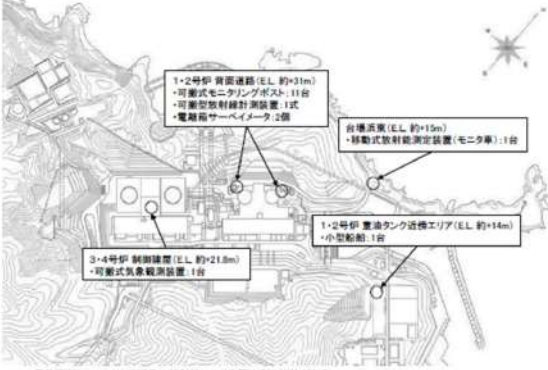
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>許可基準適用 で、多量性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならない。</p> </td> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>規則の概観（該当箇所の抜粋） 事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内重圧制御における注水機能、原子炉内圧制御における注水機能 燃料容器内の放射線計測装置の異常低減機能 燃料容器内の冷却機能 燃料容器内の可燃性ガス制御機能 非常用交流電源から非常用の負荷に列し電力を供給する機能 非常用交流電源から非常用の負荷に列し電力を供給する機能 非常用の交流電源機能 非常用の計測制御用直流電源機能 非常用冷却機能 外部用冷却供給機能 原子炉制御室非常用換気空調機能 正操気供給機能 二、その機能を有する機器の系統があり、それぞれの系統について多量性又は多様性を確保する安全機能 原子炉冷却圧力（バウナ）を維持する配管の閉鎖機能 原子炉冷却圧力（バウナ）を維持する配管の閉鎖機能 原子炉停止系に対する予知信号（常用系として作動可能なもの）の発生機能 工学的安全施設に分類される機器又は系統に対する作動信号の発生機能 事故時の原子炉の停止状態の把握機能 事故時の炉心冷却状態の把握機能 事故時の放射線計測装置の把握機能 事故時のプラント操作のための情報の把握機能 6 第3項に規定する「指定される全ての環境条件」は、通常運転時、運転時の異常な過渡酸化時及び設計基準事故時において、その過渡が期待されている異常物、系統及び機器が、その間にさらされると考えられる全ての環境条件をいう。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事 故に際するまでの間、2項に規定される全ての環境条件 において、その機能を発揮することによってあるもの であらなければならない。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>規則の概観（該当箇所の抜粋） 規則「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションは発電所と共用されており、1号炉及び2号炉から同時に受電可能だが、1号炉及び2号炉から同時に受電することはない。</p> </td> </tr> </table>	<p>許可基準適用 で、多量性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならない。</p>	<p>規則の概観（該当箇所の抜粋） 事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内重圧制御における注水機能、原子炉内圧制御における注水機能 燃料容器内の放射線計測装置の異常低減機能 燃料容器内の冷却機能 燃料容器内の可燃性ガス制御機能 非常用交流電源から非常用の負荷に列し電力を供給する機能 非常用交流電源から非常用の負荷に列し電力を供給する機能 非常用の交流電源機能 非常用の計測制御用直流電源機能 非常用冷却機能 外部用冷却供給機能 原子炉制御室非常用換気空調機能 正操気供給機能 二、その機能を有する機器の系統があり、それぞれの系統について多量性又は多様性を確保する安全機能 原子炉冷却圧力（バウナ）を維持する配管の閉鎖機能 原子炉冷却圧力（バウナ）を維持する配管の閉鎖機能 原子炉停止系に対する予知信号（常用系として作動可能なもの）の発生機能 工学的安全施設に分類される機器又は系統に対する作動信号の発生機能 事故時の原子炉の停止状態の把握機能 事故時の炉心冷却状態の把握機能 事故時の放射線計測装置の把握機能 事故時のプラント操作のための情報の把握機能 6 第3項に規定する「指定される全ての環境条件」は、通常運転時、運転時の異常な過渡酸化時及び設計基準事故時において、その過渡が期待されている異常物、系統及び機器が、その間にさらされると考えられる全ての環境条件をいう。</p>	<p>3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事 故に際するまでの間、2項に規定される全ての環境条件 において、その機能を発揮することによってあるもの であらなければならない。</p>	<p>規則の概観（該当箇所の抜粋） 規則「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションは発電所と共用されており、1号炉及び2号炉から同時に受電可能だが、1号炉及び2号炉から同時に受電することはない。</p>		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>設置許可基準原則 電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設的安全性が向上する場合は、この限りでない。 7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設的安全性を損なわないものでなければならない。</p> </td> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>適合性 規則「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションは発電所と共用されており、1号炉及び2号炉から同時に受電可能だが、1号炉及び2号炉から同時に受電することはない。</p> </td> </tr> </table>	<p>設置許可基準原則 電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設的安全性が向上する場合は、この限りでない。 7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設的安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>適合性 規則「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションは発電所と共用されており、1号炉及び2号炉から同時に受電可能だが、1号炉及び2号炉から同時に受電することはない。</p>	
<p>許可基準適用 で、多量性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならない。</p>	<p>規則の概観（該当箇所の抜粋） 事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内重圧制御における注水機能、原子炉内圧制御における注水機能 燃料容器内の放射線計測装置の異常低減機能 燃料容器内の冷却機能 燃料容器内の可燃性ガス制御機能 非常用交流電源から非常用の負荷に列し電力を供給する機能 非常用交流電源から非常用の負荷に列し電力を供給する機能 非常用の交流電源機能 非常用の計測制御用直流電源機能 非常用冷却機能 外部用冷却供給機能 原子炉制御室非常用換気空調機能 正操気供給機能 二、その機能を有する機器の系統があり、それぞれの系統について多量性又は多様性を確保する安全機能 原子炉冷却圧力（バウナ）を維持する配管の閉鎖機能 原子炉冷却圧力（バウナ）を維持する配管の閉鎖機能 原子炉停止系に対する予知信号（常用系として作動可能なもの）の発生機能 工学的安全施設に分類される機器又は系統に対する作動信号の発生機能 事故時の原子炉の停止状態の把握機能 事故時の炉心冷却状態の把握機能 事故時の放射線計測装置の把握機能 事故時のプラント操作のための情報の把握機能 6 第3項に規定する「指定される全ての環境条件」は、通常運転時、運転時の異常な過渡酸化時及び設計基準事故時において、その過渡が期待されている異常物、系統及び機器が、その間にさらされると考えられる全ての環境条件をいう。</p>								
<p>3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事 故に際するまでの間、2項に規定される全ての環境条件 において、その機能を発揮することによってあるもの であらなければならない。</p>	<p>規則の概観（該当箇所の抜粋） 規則「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションは発電所と共用されており、1号炉及び2号炉から同時に受電可能だが、1号炉及び2号炉から同時に受電することはない。</p>								
<p>設置許可基準原則 電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設的安全性が向上する場合は、この限りでない。 7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設的安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>適合性 規則「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションは発電所と共用されており、1号炉及び2号炉から同時に受電可能だが、1号炉及び2号炉から同時に受電することはない。</p>								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

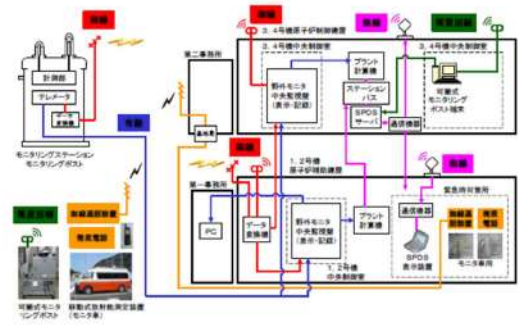
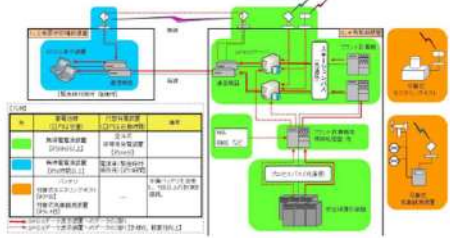
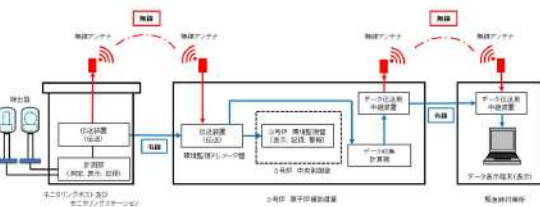
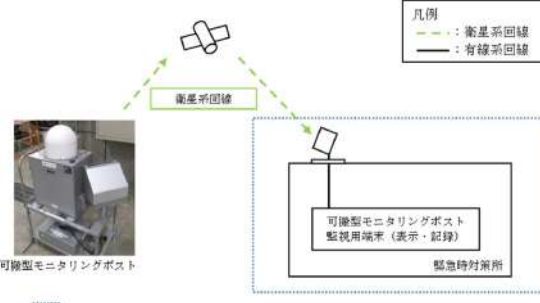
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>許可基準規則 炉又は設備の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわなければならない。</p> <p>規則の解釈(該当箇所の抜粋) 飛散物とは、内部発生エネルギーの高い蒸気及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発又は重機機器の落下等によって発生する飛散物を含む。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電気の短絡又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイル評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会)等によること。</p> <p>適合性 は屋外に設置しており、屋内の蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により安全性を損なうことはない。また飛散物の発生源も遠くない。なお、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管については、飛散物が発生する可能性を十分に低く抑えるとともに、破損を想定しても他の設備の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計としている。</p> <p>11 第60条に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」においてクラスAMS-1に分類される下記の機能を有する構造物等を対象とする。</p>			
<p>6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものである。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。</p> <p>7 安全施設(重要安全施設を除く。)は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわなければならない。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10. 移動式放射能測定装置（モニタ車）、可搬式モニタリングポスト等の保管場所</p> <p>移動式放射能測定装置（モニタ車）、可搬式モニタリングポスト等の保管場所を以下に示す。</p> <p>可搬式モニタリングポスト等は、1，2号炉背面道路（E.L. 約+31m）のコンテナ内等に保管する。また、固縛し、転倒を防止することにより保管時の健全性を維持する。</p>  <p>● 保管場所については手続書の検封等により変更する可能性がある。</p>		<p>【比較のため、本ページ泊欄は60-2を掲載】</p> 	<p>【大飯】記載箇所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>11. モニタリングステーション及びモニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト、移動式放射能測定装置（モニタ車）のデータ伝送について</p> <p>モニタリングステーション、モニタリングポストで測定したデータの伝送については、有線及び無線により、伝送を行う構成としており多様性を有している。また、伝送したデータは、1、2号炉および3、4号炉中央制御室等で監視、記録を行うことができる。</p>  <p>モニタリング設備のデータ伝送概略図</p> <p>緊急時対策所（指揮所）へのSPDSデータ伝送に係る設備については、SBO時には空冷式非常用発電装置から給電する。</p> <p>また、SBO発生から空冷式非常用発電装置の起動までの時間（約30分）は、無停電電源装置より給電可能である。なお、緊急時対策所（指揮所）のSPDS表示装置、通信機器については、電源車（緊急時対策所用）から給電する。</p> <p>また、SBO発生から電源車（緊急時対策所用）の起動までの時間（約1時間）は、無停電電源装置より給電可能とする。</p>  <p>SBO時におけるSPDSデータ伝送について</p>		<p>【比較のため、本ページ泊欄は1.1.3及び1.3を抜粋して掲載】</p> <p>1.1.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションで測定したデータの伝送を行う構成は、建屋間*において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定したデータは、モニタリングポスト及びモニタリングステーション設置場所、中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図を第1.1.3図に示す。</p> <p>※ 建屋（3号炉原子炉補助建屋、緊急時対策所）は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションと同等以上の耐震性を有しており、伝送の多様化の対象範囲は耐震性を有した建屋間とする。</p>  <p>第1.1.3図 モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図</p> <p>設計基準対象施設</p>  <p>第1.3.1-2図 可搬型モニタリングポストの伝送概略図</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、電源車（緊急時対策所用）による給電は大飯特有の運用

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

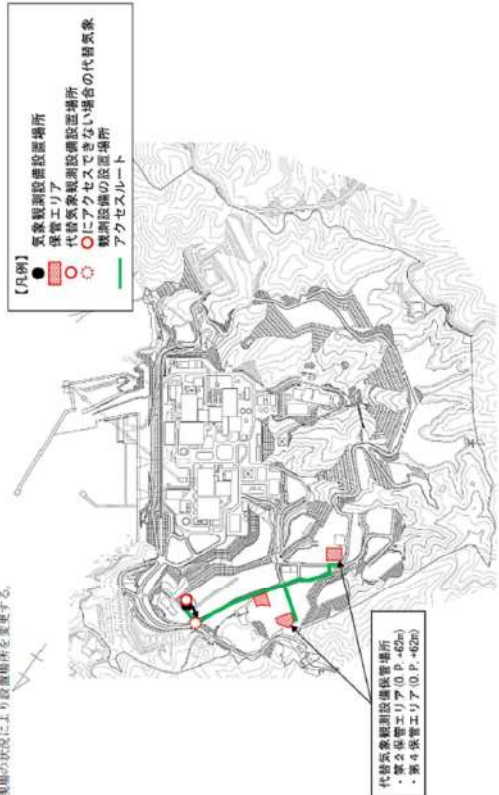
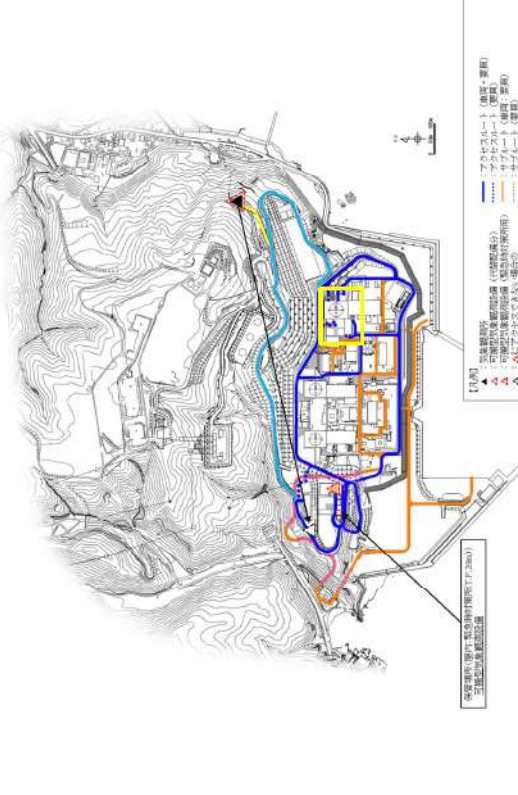
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>60-3 アクセスルート</p>	<p>60-7 アクセスルート図</p>	<p>60-7 アクセスルート図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉 重大事故等時アクセスルート図（第60条関係）〔屋外〕（2）</p>	<p>泊発電所3号炉 重大事故等時アクセスルート図（第60条関係）〔屋外〕（2）</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 【大飯】記載内容の相違 <ul style="list-style-type: none"> 泊のアクセスルート図は女川2号炉及び島根2号炉の情報と同等になるよう作成している。 【女川】記載表現の相違 <ul style="list-style-type: none"> 泊は島根2号炉のアクセスルート図を参考に凡例を詳細化した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号機 重大事故等時アクセスルート図(第60条関係)〔屋外〕(3)</p>  <p>※：現状の状況により設置場所を変更する。</p>	<p>泊発電所3号炉 重大事故等時アクセスルート図(第60条関係)〔屋外〕(3)</p> 	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 【大飯】記載内容の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・泊のアクセスルート図は女川2号炉及び島根2号炉の情報と同等になるよう作成している。 【女川】記載表現の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・泊は島根2号炉のアクセスルート図を参考に凡例を詳細化した。

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA61H-9 r.13.0
提出年月日	令和5年8月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

61条

令和5年8月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(女川との比較のため、項目を並べ替えている。)		(女川との比較のため、項目を並べ替えている。)	
	61条 緊急時対策所 目次	目次	
61条 緊急時対策所		61条	
61-1 設置許可基準等に対する適合			
61-8 SA設備基準適合性一覧表	61-1 SA設備基準適合性 一覧表	61-1 SA設備基準適合性一覧表	
	61-2 単線結線図	61-10 単線結線図	
61-2 配置図	61-3 配置図	61-2 配置図	
61-5 系統図	61-4 系統図	61-4 系統図	
61-4 試験・検査説明資料	61-5 試験及び検査	61-3 試験・検査説明資料	
61-6 容量設定根拠	61-6 容量設定根拠	61-5 容量設定根拠	
	61-7 保管場所図	61-11 保管場所図	
61-3 アクセスルート	61-8 アクセスルート図	61-7 アクセスルート図	
	61-9 緊急時対策所について（被ばく評価除く）	61-8 適合状況説明資料（補足説明資料）	【女川】資料構成の相違
			女川「61-9 緊急時対策所について（被ばく評価除く）」は、泊「61-8 適合状況説明資料（補足説明資料）」に対応しているが、資料構成が34条（緊急時対策所）まとめ資料と同一のため、比較は34条の資料で行う。
			【女川】資料構成の相違
			泊「61-9 適合状況説明資料（補足説明資料 通信連絡設備）」は、35条（通信連絡設備）まとめ資料と同一のため、比較は35条の資料で行う。
		61-9 適合状況説明資料（補足説明資料 通信連絡設備）	
61-7 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について	61-10 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について	61-6 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">61-1 設置許可基準規則に対する適合</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 「設置許可基準規則に対する適合」については、女川及び泊では、61条本文にて記載しており、61条本文比較表にて比較することとする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【設置許可基準規則】 （緊急時対策所）</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>（解釈）</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。</p> <p>また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画</p>			<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>「設置許可基準規則に対する適合」については、女川及び泊では、61条本文にて記載しており、61条本文比較表にて比較することとする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動に対する地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「1.5.2重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所の機能に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊</p>			<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>「設置許可基準規則に対する適合」については、女川及び泊では、61条本文にて記載しており、61条本文比較表にて比較することとする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを使用する。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう薬剤の服用がなく、仮設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7 日間で100mSv を超えないことを判断基準とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSv を超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が事故後7 日間で100mSv を超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する設計とする。緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムについては、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置については、「10.2 代替電源設備」にて</p>			<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>「設置許可基準規則に対する適合」については、女川及び泊では、61条本文にて記載しており、61条本文比較表にて比較することとする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>記載する。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（通信連絡）として、緊急時対策所から中央制御室、屋内外の作業場所、原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合、代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）を使用する。</p> <p>代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクより、タンクローリーを用いて、燃料を補給できる設計とする。燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>			<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>「設置許可基準規則に対する適合」については、女川及び泊では、61条本文にて記載しており、61条本文比較表にて比較することとする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">61-8 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p style="text-align: center;">61-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p style="text-align: center;">61-1 SA設備 基準適合性一覧表</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA設備基準適合性 一覧表（常設）

4号機	緊急時対策所	柏崎刈羽6号機及び7号機	大飯3号機及び4号機	適合性	理由
機	機組設置・運用（注1） 機組の運用・保守体制	機組設置・運用（注1） 機組の運用・保守体制	機組設置・運用（注1） 機組の運用・保守体制	○	機組設置・運用（注1） 機組の運用・保守体制
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
機	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 SA設備基準適合性 一覧表（常設）

6号機	緊急時対策所	柏崎刈羽6号機及び7号機	大飯3号機及び4号機	適合性	理由
機	機組設置・運用（注1） 機組の運用・保守体制	機組設置・運用（注1） 機組の運用・保守体制	機組設置・運用（注1） 機組の運用・保守体制	○	機組設置・運用（注1） 機組の運用・保守体制
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
機	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組
	機組	機組	機組	○	機組

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	緊急時対策所	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表（常設）	適合性	理由
機	機組設置・運用（注1） 機組の運用・保守体制	機組設置・運用（注1） 機組の運用・保守体制	○	機組設置・運用（注1） 機組の運用・保守体制
	機組	機組	○	機組
	機組	機組	○	機組
	機組	機組	○	機組
	機組	機組	○	機組
	機組	機組	○	機組
	機組	機組	○	機組
	機組	機組	○	機組
	機組	機組	○	機組
	機組	機組	○	機組
機	機組	機組	○	機組
	機組	機組	○	機組
	機組	機組	○	機組
	機組	機組	○	機組
	機組	機組	○	機組
	機組	機組	○	機組
	機組	機組	○	機組
	機組	機組	○	機組
	機組	機組	○	機組
	機組	機組	○	機組

【女川・大飯】記載表現の相違
 ・女川は1シートに2つの設備を記載
 ・泊は1シートに1つの設備を記載
 ・大飯は1シートに7つの設備を記載
 ・いずれも43条への適合性を説明している。

○記号は「表」欄記載の各設備の名称に一致する場合は記載せず。
 ①②は設備の設置箇所又は記載内容の相違を示す記号であり、記載内容の相違を示す記号として記載する。相違内容が同一である場合は記載せず。
 ③④は設備の設置箇所又は記載内容の相違を示す記号であり、記載内容の相違を示す記号として記載する。相違内容が同一である場合は記載せず。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
女川原子力発電所 2 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)		泊発電所 3 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表 (可動)	
(比較のため前段から再掲する。)		<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は 1 シートに 2 つの設備を記載 ・泊は 1 シートに 1 つの設備を記載 ・大飯は 1 シートに 7 つの設備を記載 ・いずれも 43 条への適合性を説明している。 <p>【泊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較できるよう並び替えを実施。 	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

Table with multiple columns for comparison between different power plant units, including equipment names and status indicators.

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

Table detailing the SA equipment standard compliance for Unit 2 of the Onagawa Nuclear Power Plant, listing various components and their compliance status.

泊発電所3号炉

Table titled '泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬)' showing compliance details for Unit 3 of the Shikoku Electric Power Co., Ltd. plant.

相違理由

- 【女川・大飯】記載表現の相違
・女川は1シートに2つの設備を記載
・泊は1シートに1つの設備を記載
・大飯は1シートに7つの設備を記載
・いずれも43条への適合性を説明している。
【泊】
・比較できるよう並び替えを実施。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p> <p>SA設備基準適合性 一覧表（可搬型）</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>SA設備基準適合性 一覧表（可搬型）</p> <p>(比較のため前段から再掲する。)</p>	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表（可搬）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名称</th> <th>規格</th> <th>適合性</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">炉内設備</td> <td>炉内監視装置</td> <td>...</td> <td>適合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉内温度計</td> <td>...</td> <td>適合</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉外設備</td> <td>炉外監視装置</td> <td>...</td> <td>適合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉外温度計</td> <td>...</td> <td>適合</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配管設備</td> <td>配管監視装置</td> <td>...</td> <td>適合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管温度計</td> <td>...</td> <td>適合</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気設備</td> <td>電気監視装置</td> <td>...</td> <td>適合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気温度計</td> <td>...</td> <td>適合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名称	規格	適合性	相違理由	炉内設備	炉内監視装置	...	適合		炉内温度計	...	適合		炉外設備	炉外監視装置	...	適合		炉外温度計	...	適合		配管設備	配管監視装置	...	適合		配管温度計	...	適合		電気設備	電気監視装置	...	適合		電気温度計	...	適合		<p>相違理由</p> <p>【女川・大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は1シートに2つの設備を記載 泊は1シートに1つの設備を記載 大飯は1シートに7つの設備を記載 いずれも43条への適合性を説明している。 <p>【泊】</p> <ul style="list-style-type: none"> 比較できるよう並び替えを実施。
項目	設備名称	規格	適合性	相違理由																																								
炉内設備	炉内監視装置	...	適合																																									
	炉内温度計	...	適合																																									
炉外設備	炉外監視装置	...	適合																																									
	炉外温度計	...	適合																																									
配管設備	配管監視装置	...	適合																																									
	配管温度計	...	適合																																									
電気設備	電気監視装置	...	適合																																									
	電気温度計	...	適合																																									
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p> <p>SA設備基準適合性 一覧表（可搬型）</p> <p>(比較のため後段に再掲する。)</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>SA設備基準適合性 一覧表（可搬型）</p> <p>(比較のため後段に再掲する。)</p>	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表（可搬）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名称</th> <th>規格</th> <th>適合性</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">炉内設備</td> <td>炉内監視装置</td> <td>...</td> <td>適合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉内温度計</td> <td>...</td> <td>適合</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉外設備</td> <td>炉外監視装置</td> <td>...</td> <td>適合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉外温度計</td> <td>...</td> <td>適合</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配管設備</td> <td>配管監視装置</td> <td>...</td> <td>適合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管温度計</td> <td>...</td> <td>適合</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気設備</td> <td>電気監視装置</td> <td>...</td> <td>適合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気温度計</td> <td>...</td> <td>適合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名称	規格	適合性	相違理由	炉内設備	炉内監視装置	...	適合		炉内温度計	...	適合		炉外設備	炉外監視装置	...	適合		炉外温度計	...	適合		配管設備	配管監視装置	...	適合		配管温度計	...	適合		電気設備	電気監視装置	...	適合		電気温度計	...	適合		<p>相違理由</p> <p>【女川・大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は1シートに2つの設備を記載 泊は1シートに1つの設備を記載 大飯は1シートに7つの設備を記載 いずれも43条への適合性を説明している。 <p>【泊】</p> <ul style="list-style-type: none"> 比較できるよう並び替えを実施。
項目	設備名称	規格	適合性	相違理由																																								
炉内設備	炉内監視装置	...	適合																																									
	炉内温度計	...	適合																																									
炉外設備	炉外監視装置	...	適合																																									
	炉外温度計	...	適合																																									
配管設備	配管監視装置	...	適合																																									
	配管温度計	...	適合																																									
電気設備	電気監視装置	...	適合																																									
	電気温度計	...	適合																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																		
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性 一覧表（可搬型）</p> <table border="1" data-bbox="712 204 1193 906"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名（施設名）</th> <th>規格</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>緊急電源・照明・圧力・圧力損失計・燃料油</td> <td>規格</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（表）規格を参照する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>燃料発生装置（圧力）</td> <td>適合性</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2号機</td> <td>緊急電源・照明・圧力・圧力損失計・燃料油</td> <td>規格</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（表）規格を参照する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>燃料発生装置（圧力）</td> <td>適合性</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3号機</td> <td>緊急電源・照明・圧力・圧力損失計・燃料油</td> <td>規格</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（表）規格を参照する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>燃料発生装置（圧力）</td> <td>適合性</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名（施設名）	規格	適合性	第1号機	緊急電源・照明・圧力・圧力損失計・燃料油	規格	D	燃料	（表）規格を参照する	—	燃料	燃料発生装置（圧力）	適合性	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	第2号機	緊急電源・照明・圧力・圧力損失計・燃料油	規格	D	燃料	（表）規格を参照する	—	燃料	燃料発生装置（圧力）	適合性	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	第3号機	緊急電源・照明・圧力・圧力損失計・燃料油	規格	D	燃料	（表）規格を参照する	—	燃料	燃料発生装置（圧力）	適合性	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表（可搬）</p> <table border="1" data-bbox="1256 204 1809 1010"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名（施設名）</th> <th>規格</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>緊急電源・照明・圧力・圧力損失計・燃料油</td> <td>規格</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（表）規格を参照する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>燃料発生装置（圧力）</td> <td>適合性</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2号機</td> <td>緊急電源・照明・圧力・圧力損失計・燃料油</td> <td>規格</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（表）規格を参照する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>燃料発生装置（圧力）</td> <td>適合性</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3号機</td> <td>緊急電源・照明・圧力・圧力損失計・燃料油</td> <td>規格</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（表）規格を参照する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>燃料発生装置（圧力）</td> <td>適合性</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td>（特定機器等からの燃焼ガス）</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名（施設名）	規格	適合性	第1号機	緊急電源・照明・圧力・圧力損失計・燃料油	規格	D	燃料	（表）規格を参照する	—	燃料	燃料発生装置（圧力）	適合性	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	第2号機	緊急電源・照明・圧力・圧力損失計・燃料油	規格	D	燃料	（表）規格を参照する	—	燃料	燃料発生装置（圧力）	適合性	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	第3号機	緊急電源・照明・圧力・圧力損失計・燃料油	規格	D	燃料	（表）規格を参照する	—	燃料	燃料発生装置（圧力）	適合性	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は1シートに2つの設備を記載 ・泊は1シートに1つの設備を記載 ・大飯は1シートに7つの設備を記載 ・いずれも43条への適合性を説明している。
項目	設備名（施設名）	規格	適合性																																																																																																																																																																																																		
第1号機	緊急電源・照明・圧力・圧力損失計・燃料油	規格	D																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（表）規格を参照する	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	燃料発生装置（圧力）	適合性																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
第2号機	緊急電源・照明・圧力・圧力損失計・燃料油	規格	D																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（表）規格を参照する	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	燃料発生装置（圧力）	適合性																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
第3号機	緊急電源・照明・圧力・圧力損失計・燃料油	規格	D																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（表）規格を参照する	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	燃料発生装置（圧力）	適合性																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
項目	設備名（施設名）	規格	適合性																																																																																																																																																																																																		
第1号機	緊急電源・照明・圧力・圧力損失計・燃料油	規格	D																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（表）規格を参照する	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	燃料発生装置（圧力）	適合性																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
第2号機	緊急電源・照明・圧力・圧力損失計・燃料油	規格	D																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（表）規格を参照する	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	燃料発生装置（圧力）	適合性																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
第3号機	緊急電源・照明・圧力・圧力損失計・燃料油	規格	D																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（表）規格を参照する	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	燃料発生装置（圧力）	適合性																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		
	燃料	（特定機器等からの燃焼ガス）	—																																																																																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
		<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 60%;">設備名称</th> <th style="width: 10%;">規格区分</th> <th style="width: 20%;">規格番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">基本設計</td> <td>設備設置・配置 (設備の設置・配置) (機中機外設置)</td> <td>0-4</td> <td>【備考】規格番号なし(設備設計)</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>設備用(機中機外共通)など</td> <td>✓</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>組立</td> <td>設備用(機中機外共通)など</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>設備用(機中機外共通)など</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">構造</td> <td>構造</td> <td>【備考】規格番号なし(設備設計)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>【備考】規格番号なし(設備設計)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気</td> <td>電気</td> <td>【備考】規格番号なし(設備設計)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>【備考】規格番号なし(設備設計)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">熱</td> <td>熱</td> <td>【備考】規格番号なし(設備設計)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>熱</td> <td>【備考】規格番号なし(設備設計)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水</td> <td>水</td> <td>【備考】規格番号なし(設備設計)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>水</td> <td>【備考】規格番号なし(設備設計)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測</td> <td>計測</td> <td>【備考】規格番号なし(設備設計)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計測</td> <td>【備考】規格番号なし(設備設計)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御</td> <td>制御</td> <td>【備考】規格番号なし(設備設計)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>制御</td> <td>【備考】規格番号なし(設備設計)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>その他</td> <td>【備考】規格番号なし(設備設計)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>【備考】規格番号なし(設備設計)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】規格番号なし(設備設計)とは、設計内容が規格に適合せず、設備名称の相違を理由として記載する、仕様書の内容としての記載する。</p> <p>【備考】規格番号なし(設備設計)とは、設計内容が規格に適合せず、設備名称の相違を理由として記載する、仕様書の内容としての記載する。</p> <p>【備考】規格番号なし(設備設計)とは、設計内容が規格に適合せず、設備名称の相違を理由として記載する、仕様書の内容としての記載する。</p>	項目	設備名称	規格区分	規格番号	基本設計	設備設置・配置 (設備の設置・配置) (機中機外設置)	0-4	【備考】規格番号なし(設備設計)	構造	-	-	材料	設備用(機中機外共通)など	✓	-	組立	設備用(機中機外共通)など	-	-	検査	設備用(機中機外共通)など	-	-	構造	構造	【備考】規格番号なし(設備設計)	-	構造	【備考】規格番号なし(設備設計)	-	電気	電気	【備考】規格番号なし(設備設計)	-	電気	【備考】規格番号なし(設備設計)	-	熱	熱	【備考】規格番号なし(設備設計)	-	熱	【備考】規格番号なし(設備設計)	-	水	水	【備考】規格番号なし(設備設計)	-	水	【備考】規格番号なし(設備設計)	-	計測	計測	【備考】規格番号なし(設備設計)	-	計測	【備考】規格番号なし(設備設計)	-	制御	制御	【備考】規格番号なし(設備設計)	-	制御	【備考】規格番号なし(設備設計)	-	その他	その他	【備考】規格番号なし(設備設計)	-	その他	【備考】規格番号なし(設備設計)	-	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は1シートに2つの設備を記載 泊は1シートに1つの設備を記載 大飯は1シートに7つの設備を記載 いずれも43条への適合性を説明している。 <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>女川には当該設備の記載がない。</p>
項目	設備名称	規格区分	規格番号																																																																								
基本設計	設備設置・配置 (設備の設置・配置) (機中機外設置)	0-4	【備考】規格番号なし(設備設計)																																																																								
	構造	-	-																																																																								
	材料	設備用(機中機外共通)など	✓	-																																																																							
	組立	設備用(機中機外共通)など	-	-																																																																							
	検査	設備用(機中機外共通)など	-	-																																																																							
構造	構造	【備考】規格番号なし(設備設計)	-																																																																								
	構造	【備考】規格番号なし(設備設計)	-																																																																								
電気	電気	【備考】規格番号なし(設備設計)	-																																																																								
	電気	【備考】規格番号なし(設備設計)	-																																																																								
熱	熱	【備考】規格番号なし(設備設計)	-																																																																								
	熱	【備考】規格番号なし(設備設計)	-																																																																								
水	水	【備考】規格番号なし(設備設計)	-																																																																								
	水	【備考】規格番号なし(設備設計)	-																																																																								
計測	計測	【備考】規格番号なし(設備設計)	-																																																																								
	計測	【備考】規格番号なし(設備設計)	-																																																																								
制御	制御	【備考】規格番号なし(設備設計)	-																																																																								
	制御	【備考】規格番号なし(設備設計)	-																																																																								
その他	その他	【備考】規格番号なし(設備設計)	-																																																																								
	その他	【備考】規格番号なし(設備設計)	-																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		<p>泊発電所 3 号炉 S A 設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>緊急時対応要員</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>緊急時対応要員 (常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>37</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>38</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>39</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>41</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>42</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>43</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>44</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>45</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>46</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>52</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>55</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>56</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>57</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>59</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>61</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>62</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>64</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>65</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>66</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>67</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>68</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>69</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>70</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>71</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>73</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>74</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>76</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>77</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>78</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>79</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>81</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>82</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>83</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>84</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>85</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>86</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>87</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>88</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>89</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>91</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>92</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>93</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>94</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>95</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>96</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>97</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>98</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>99</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>緊急時対応要員 (非常駐)</td> <td>24 時間常駐</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	項目内容	規格	備考	1	緊急時対応要員	24 時間常駐	○	2	緊急時対応要員 (常駐)	24 時間常駐	○	3	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	4	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	5	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	6	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	7	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	8	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	9	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	10	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	11	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	12	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	13	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	14	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	15	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	16	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	17	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	18	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	19	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	20	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	21	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	22	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	23	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	24	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	25	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	26	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	27	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	28	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	29	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	30	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	31	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	32	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	33	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	34	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	35	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	36	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	37	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	38	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	39	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	40	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	41	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	42	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	43	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	44	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	45	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	46	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	47	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	48	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	49	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	50	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	51	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	52	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	53	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	54	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	55	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	56	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	57	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	58	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	59	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	60	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	61	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	62	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	63	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	64	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	65	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	66	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	67	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	68	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	69	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	70	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	71	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	72	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	73	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	74	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	75	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	76	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	77	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	78	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	79	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	80	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	81	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	82	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	83	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	84	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	85	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	86	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	87	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	88	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	89	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	90	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	91	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	92	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	93	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	94	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	95	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	96	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	97	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	98	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	99	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	100	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は 1 シートに 2 つの設備を記載 ・泊は 1 シートに 1 つの設備を記載 ・大飯は 1 シートに 7 つの設備を記載 ・いずれも 43 条への適合性を説明している。 <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>女川には当該設備の記載がない。</p>
項目名	項目内容	規格	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1	緊急時対応要員	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2	緊急時対応要員 (常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
10	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
11	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
12	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
13	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
14	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
15	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
16	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
17	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
18	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
19	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
20	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
21	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
22	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
23	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
24	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
25	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
26	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
27	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
28	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
29	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
30	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
31	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
32	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
33	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
34	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
35	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
36	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
37	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
38	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
39	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
40	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
41	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
42	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
43	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
44	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
45	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
46	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
47	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
48	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
49	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
50	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
51	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
52	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
53	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
54	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
55	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
56	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
57	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
58	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
59	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
60	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
61	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
62	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
63	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
64	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
65	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
66	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
67	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
68	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
69	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
70	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
71	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
72	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
73	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
74	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
75	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
76	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
77	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
78	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
79	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
80	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
81	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
82	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
83	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
84	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
85	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
86	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
87	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
88	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
89	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
90	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
91	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
92	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
93	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
94	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
95	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
96	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
97	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
98	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
99	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
100	緊急時対応要員 (非常駐)	24 時間常駐	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																													
		<p style="text-align: center;">泊発電所 3 号炉 S A 設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目名</th> <th style="width: 60%;">項目内容</th> <th style="width: 10%;">適合性</th> <th style="width: 20%;">相違事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">機 器 類</td> <td>制御設備 (電源・保安・監視・警報) (注) 監視・保安・監視・警報</td> <td>○</td> <td>【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報</td> </tr> <tr> <td>保護</td> <td>○</td> <td>【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報</td> </tr> <tr> <td>継電</td> <td>○</td> <td>【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報</td> </tr> <tr> <td>変圧器</td> <td>○</td> <td>【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報</td> </tr> <tr> <td>変圧器</td> <td>○</td> <td>【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報</td> </tr> <tr> <td>変圧器</td> <td>○</td> <td>【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">機 器 類</td> <td>集電母線</td> <td>○</td> <td>【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報</td> </tr> <tr> <td>送電母線</td> <td>○</td> <td>【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報</td> </tr> <tr> <td>送電母線</td> <td>○</td> <td>【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報</td> </tr> <tr> <td>送電母線</td> <td>○</td> <td>【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報</td> </tr> <tr> <td>送電母線</td> <td>○</td> <td>【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報</td> </tr> <tr> <td>送電母線</td> <td>○</td> <td>【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報</td> </tr> <tr> <td>送電母線</td> <td>○</td> <td>【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報</td> </tr> <tr> <td>送電母線</td> <td>○</td> <td>【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報</td> </tr> <tr> <td>送電母線</td> <td>○</td> <td>【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報</td> </tr> <tr> <td>送電母線</td> <td>○</td> <td>【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機 器 類</td> <td>送電母線</td> <td>○</td> <td>【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報</td> </tr> <tr> <td>送電母線</td> <td>○</td> <td>【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	項目内容	適合性	相違事項	機 器 類	制御設備 (電源・保安・監視・警報) (注) 監視・保安・監視・警報	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報	保護	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報	継電	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報	変圧器	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報	変圧器	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報	変圧器	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報	機 器 類	集電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報	機 器 類	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は 1 シートに 2 つの設備を記載 泊は 1 シートに 1 つの設備を記載 大飯は 1 シートに 7 つの設備を記載 いずれも 43 条への適合性を説明している。 <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>女川には当該設備の記載がない。</p>
項目名	項目内容	適合性	相違事項																																																													
機 器 類	制御設備 (電源・保安・監視・警報) (注) 監視・保安・監視・警報	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報																																																													
	保護	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報																																																													
	継電	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報																																																													
	変圧器	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報																																																													
	変圧器	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報																																																													
	変圧器	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報																																																													
機 器 類	集電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報																																																													
	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報																																																													
	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報																																																													
	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報																																																													
	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報																																																													
	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報																																																													
	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報																																																													
	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報																																																													
	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報																																																													
	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報																																																													
機 器 類	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報																																																													
	送電母線	○	【相違事項】 (注) 監視・保安・監視・警報																																																													
		<p>注：○は適合性あり、△は適合性あり (注) 監視・保安・監視・警報</p> <p>注：○は適合性あり、△は適合性あり (注) 監視・保安・監視・警報</p> <p>注：○は適合性あり、△は適合性あり (注) 監視・保安・監視・警報</p>																																																														

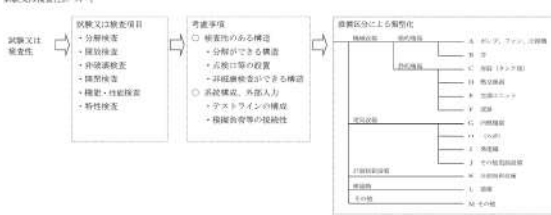


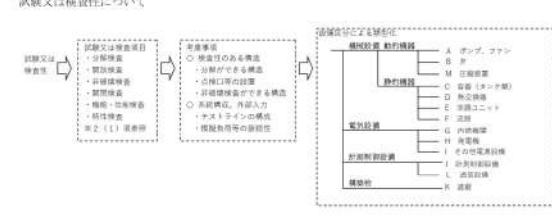
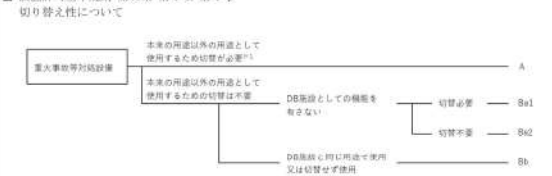
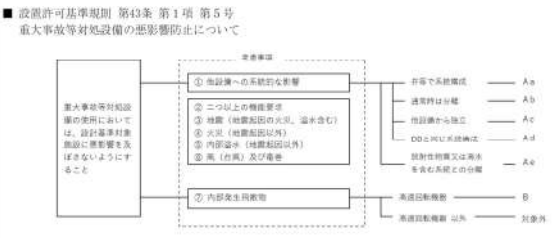
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>注：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A部、A部、A部等)</p>		<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>	<p>【女川】記載充実（大飯参照） 【大飯】記載分類記号等の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>  <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> 	<p>【女川】記載充実（大飯参照） 【大飯】記載分類記号等の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故対応設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1" data-bbox="1265 638 1803 726"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-	<p>【女川】記載充実（大飯参照） 【大飯】記載分類記号等の相違</p>
区分	設計方針	関連資料	備考								
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-								

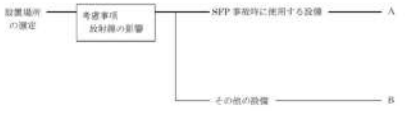



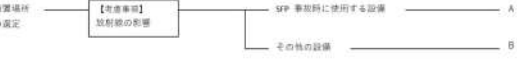
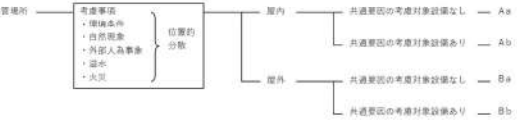


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか <p>手続数量の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> A 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 B 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 C ①、②以外 <p>手続数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① フラント空検中等立即可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか ② 保守点検中でも使用可能（外観目視、点検・点検、メカチェック、機能確認等一式点検（点検済みの設備との取替を含む）の際に事前に取替を実施してからの保守点検するかどうか等）である設備 <p>③、④以外</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか <p>手続数量も含めて設計方針とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> A 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 B 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 C ①、②以外 	<p>【女川】記載充実（大飯参照） 【大飯】記載分類記号等の相違</p>
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 単一かつ確実な接続 ② 接続部の標準の統一 <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> コネクタ接続 より簡便な接続規格等による接続 <p>配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ボルト締フランジ接続 より簡便な接続規格等による接続 その他の標準 接続なし 		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続設備と接続するものに係る</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 両側かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一 <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉のボルト・ネジによる接続 透視・計表各設備電源 専用の接続方法による接続 <p>水・空気配管</p> <ul style="list-style-type: none"> 大口径等 ボルト締フランジ接続 より簡便な接続規格等による接続 小口径等 専用の接続方法による接続 油配管、計装付属配管 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所（建屋外から供給するものに係る）</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線による影響因子 ・洪水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象 <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内（壁面貫通） 屋外及び屋外 <p>その他（空気）</p> <p>接続箇所なし</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所（建屋外から供給するものに係る）</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境条件 ・洪水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象 <p>水・電力</p> <p>屋内（壁面貫通）</p> <p>その他（空気）</p> <p>可兼外</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因故障について</p> 	<p>【女川】記載充実（大飯参照） 【大飯】記載分類記号等の相違</p>
<p>61-8-8</p>			

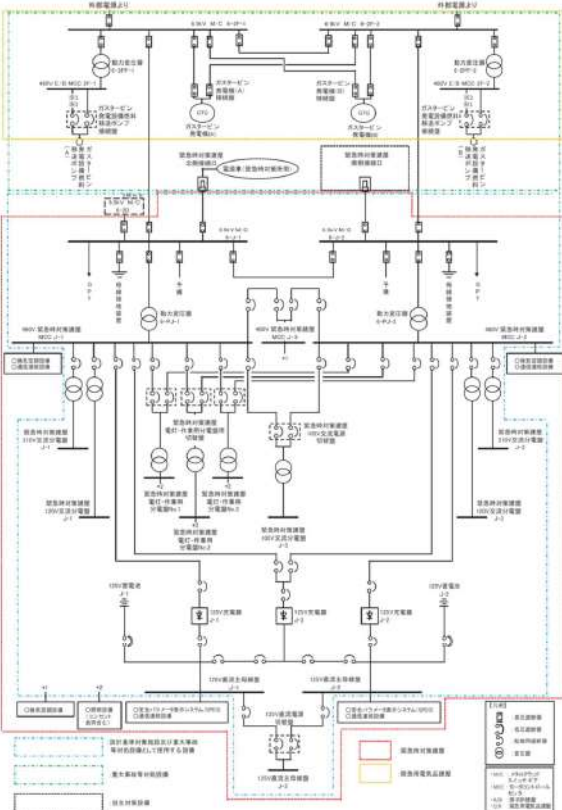
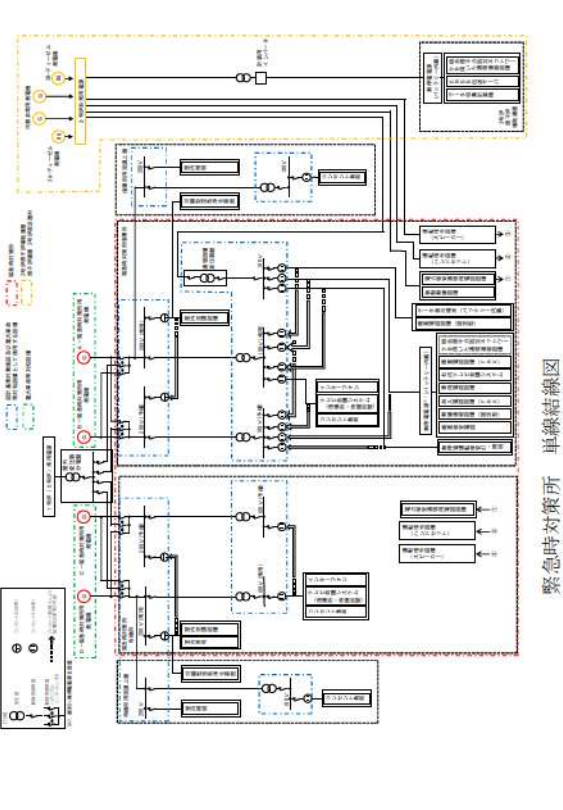
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>61-2 単線結線図</p>	<p>61-10 単線結線図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p>図 61-2-1 緊急時対策建屋 単線結線図</p>		<p>【女川】・設計の相違 (相違理由①)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">単線結線図 緊急時対策所</p>

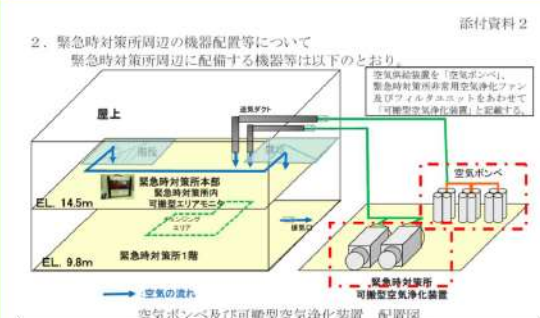
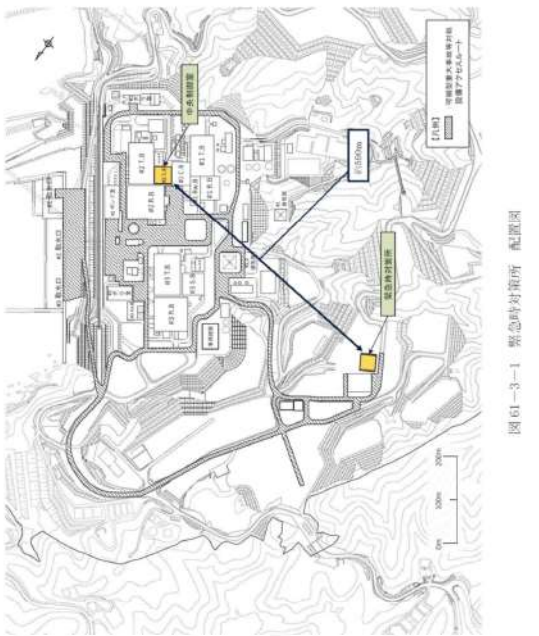
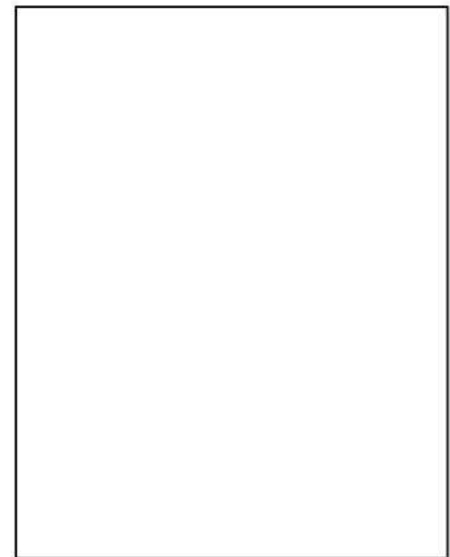

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>61-2 配置図</p>	<p>61-3 配置図</p>	<p>61-2 配置図</p>	

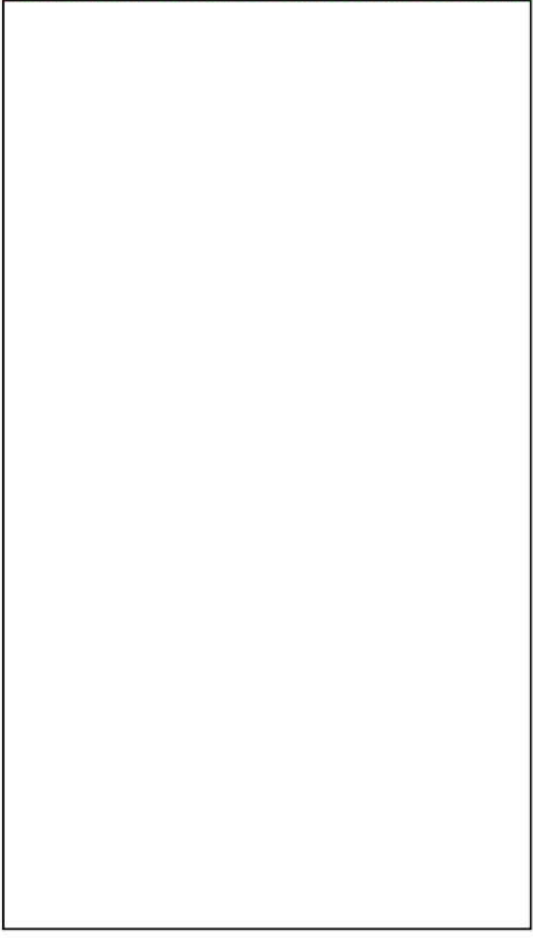
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>添付資料2</p> <p>2. 緊急時対策所周辺の機器配置等について 緊急時対策所周辺に配備する機器等は以下のとおり</p>  <p>緊急時対策所周辺機器 配置図</p> <p>緊急時対策所内資機材配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安電話（携帯型） 食料、飲料水 酸素濃度計 二酸化炭素計 可搬型エアモニター 簡易トイレセット 汚染防護服（タイベック） 全面マスク 交換カードリッジ 表面汚染サーベイメータ ガンマ線測定用サーベイメータ等 <p>緊急時対策所内資機材配置図</p> <p>■ = DR、■ = SA</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>緊急時対策所 配置図</p>  <p>緊急時対策所 配置図</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>緊急時対策所配置図</p> <p>#3 - 3号炉 R/B - 原子炉建屋 A/B - 原子炉補助建屋 DR/B - ディーゼル発電機建屋</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計の相違（相違理由①）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p>  <p>図61-3-1 5号炉内緊急時対策所配置図</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

<p>大阪発電所3/4号炉</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部)</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所)</p> <p>5号炉原子炉建屋 3階平面図</p> <p>図61-3-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 及び (待機場所) 配置図</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■：机 ●：本部要員 <p>(a) 緊急時対策所 レイアウト</p> <p>図61-3-3 緊急時対策所の要員 配置図 (その1)</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■：机 ●：本部要員 ●：現場要員 <p>(a) 緊急時対策所 ブルーム通過中レイアウト</p> <p>図61-3-4 緊急時対策所の要員 配置図 (その2)</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>緊急時対策所指揮所</p> <p>緊急時対策所待機所</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 (相違理由①)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

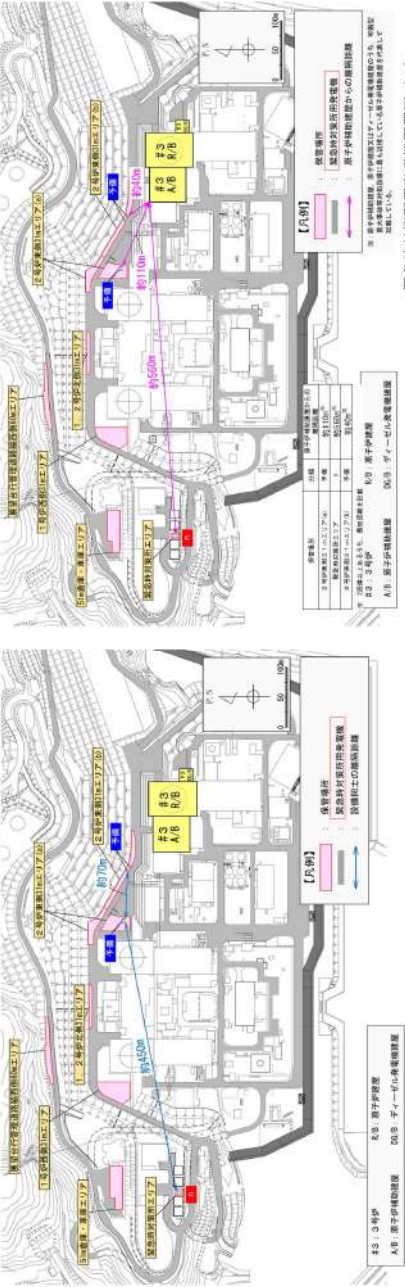
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="672 159 705 486" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 詳細な内容は別添資料の観点から公開できません。 </div> <div data-bbox="712 167 1176 965" style="border: 1px solid black; height: 500px; margin-top: 10px;"></div> <div data-bbox="1187 383 1220 758" style="text-align: center; font-size: small;"> 図 61-3-5 緊急時対策所 電源設備（燃料系統） 配置図 </div>		<p>【女川】記載箇所の相違 後段の「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 換気空調系配置図」にまとめて記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="672 159 705 478" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特記事項の内容は商業施設の見直しから公開できません。 </div> <div data-bbox="712 159 1176 965" style="border: 1px solid black; height: 500px; margin-top: 10px;"></div> <div data-bbox="1187 279 1220 853" style="font-size: small; margin-top: 10px;"> 図 61-3-6 緊急時対策所、電源車（緊急時対策所用）及び緊急時対策所用高圧母線 配置図 </div>		<p>【女川】設計の相違（相違理由⑥）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p>図 61-3-14 代替交流電源設備 配置図</p>	 <p>緊急時対策所用発電機配置図 (1)</p> <p>緊急時対策所用発電機配置図 (2)</p>	<p>【女川】配置設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>5号炉原子力建屋緊急時対策所(対策本部)</p> <p>5号炉原子力建屋緊急時対策所(待機場所)</p> <p>【凡例】 ●：酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタ、差圧計、伝音場所 ●：酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、測定箇所 ●：可搬型エリアモニタ測定箇所 ●：差圧計測定箇所</p> <p>5号炉原子力建屋 3階平面図</p> <p>図 61-3-23 5号炉原子力建屋緊急時対策所 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタ、差圧計 配置図</p>	<p>5号炉原子力建屋緊急時対策所(待機場所)</p> <p>特図5の内容は図電機部の観点から公開できません。</p> <p>図 61-3-15 緊急時対策所 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所可搬型エリアモニタ、差圧計 配置図</p>	<p>緊急時対策所 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタ、圧力計 配置図</p> <p>緊急時対策所 酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタ、圧力計 配置図</p> <p>データ収集計算機、ENSS 伝送サーバ 配置図</p> <p>図 61-3-15 緊急時対策所 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所可搬型エリアモニタ、差圧計 配置図</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】配置設計の相違</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>61-5 系統図</p>	<p>61-4 系統図</p>	<p>61-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.1.3 換気設備の構成</p> <p>図61A.1 緊急時対策所換気設備の概略系統図</p> <p>9. 可搬型空気浄化装置</p> <p>図61A.2 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の概略系統図</p>	<p>図 61-4-1 緊急時対策所換気空調系 系統概略図 (ブルーム通過前及び通過後：非常用送風機による正圧化)</p>	<p>緊急時対策所換気空調設備 系統概略図 (ブルーム通過前及び通過後：可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化)</p>	<p>【女川】設計の相違 (相違理由①) 【女川】設計の相違 (相違理由②)</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違 (2-3③の相違)</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>図 61-3-1 3号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 換気設備 系統概略図 (ブルーム通過前及び通過後：可搬型換気浄化装置による正圧化)</p> <p>図 61-3-2 3号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場) 換気設備 系統概略図 (ブルーム通過前及び通過後：可搬型換気浄化装置による正圧化)</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. プールーム(青ガス)通過中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空気浄化アンモニア自動空気浄化装置(ポンプ停止) ・ 緊急時対策室内の正圧を維持 <p>図61-3-3 空気供給装置への切替の概略系統図</p> <p>4. プールーム通過中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空気浄化アンモニア自動空気浄化装置(ポンプ停止) ・ 緊急時対策室内の正圧(1.0kPa)を維持 <p>図61-3-4 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替の概略系統図</p>	<p>図61-4-2 緊急時対策所換気空調系 系統概略図 (プルーム通過中：加圧設備による正圧化)</p>	<p>緊急時対策所換気空調設備 系統概略図 (プルーム通過中：空気供給装置による正圧化)</p>	<p>【女川】設計の相違 (相違理由①) 【女川】設計の相違 (相違理由②)</p> <p>【柏崎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載方針の相違 (2-3③の相違)
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>図61-6-2 3号炉原子力建屋内緊急時対策所 (対策本部) 換気設備 系統概略図 (プルーム通過中：加圧装置(空気ポンプ)による正圧化)</p> <p>図61-6-1 3号炉原子力建屋内緊急時対策所 (内務場所) 換気設備 系統概略図 (プルーム通過中：加圧装置(空気ポンプ)による正圧化)</p>			

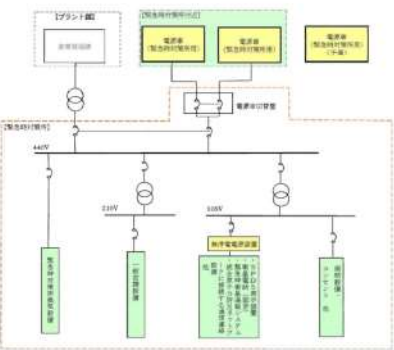
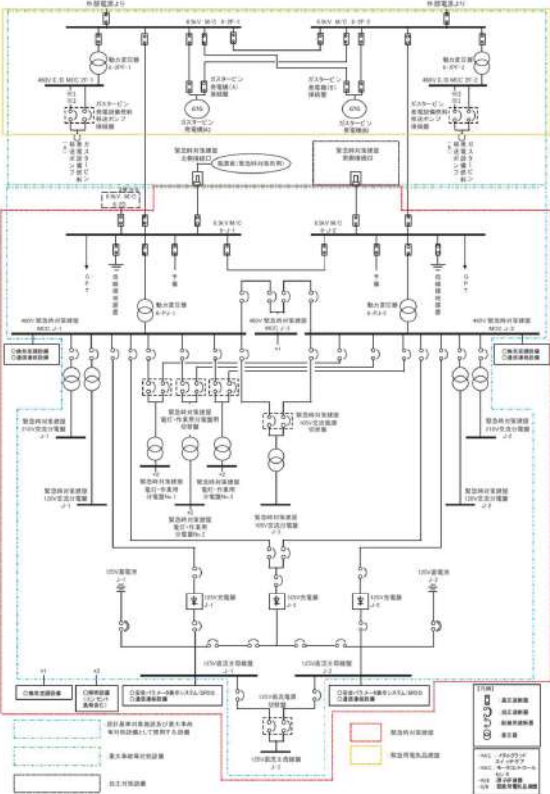
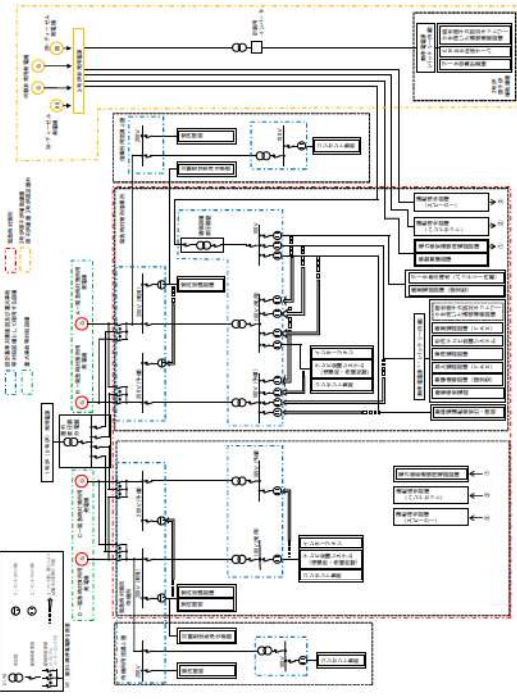
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="981 148 1218 167" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 特記の内容は商業機密の観点から公開できません。 </div> <div data-bbox="667 183 1227 507" style="border: 1px solid black; height: 200px; margin: 10px 0;"></div> <div data-bbox="792 523 1102 542" style="text-align: center;"> 図 61-4-3 緊急時対策建屋加圧バウンダリ イメージ図 (1/2) </div> <div data-bbox="981 592 1218 611" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 特記の内容は商業機密の観点から公開できません。 </div> <div data-bbox="667 627 1227 951" style="border: 1px solid black; height: 200px; margin: 10px 0;"></div> <div data-bbox="792 967 1102 986" style="text-align: center;"> 図 61-4-3 緊急時対策建屋加圧バウンダリ イメージ図 (2/2) </div>		<p>・記載方針の相違 女川は加圧範囲が多くバウンダリを明記</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>2.3 電源設備</p> <p>緊急時対策所の常設電源は、通常時は、発電所の非常用所内電源系統から受電するが、全交流電源喪失以降は、代替交流電源設備の電源車 (緊急時対策所用) から受電する。電源車 (緊急時対策所用) は、予備を含めて 3 台配備し、多重性を確保するとともに、補修点検の対応を可能にする。</p> <p>電源構成を図 4 に示す。</p>  <p>図 61.5.5 緊急時対策所 給電系統概要図</p>	 <p>図 61-2-1 緊急時対策建屋 単線結線図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>61-2 単線結線図より再掲</p> </div>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 300px;">緊急時対策所 単線結線図</p>	<p>【大飯・女川】・設計の相違 (相違理由①)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

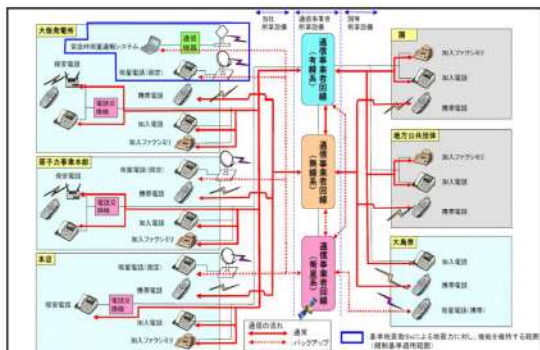


図 61.5.6 通信設備（発電所外）（社外）の系統図（1/2）〔通信設備（発電所外）（社内）と共用のものを含む〕

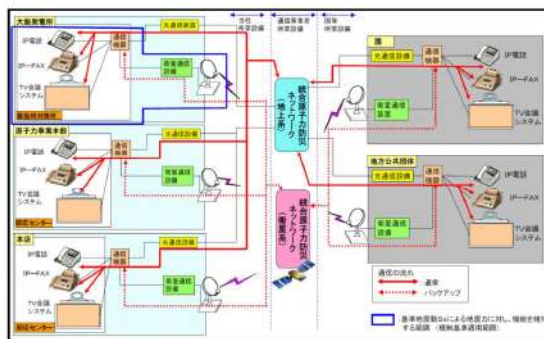


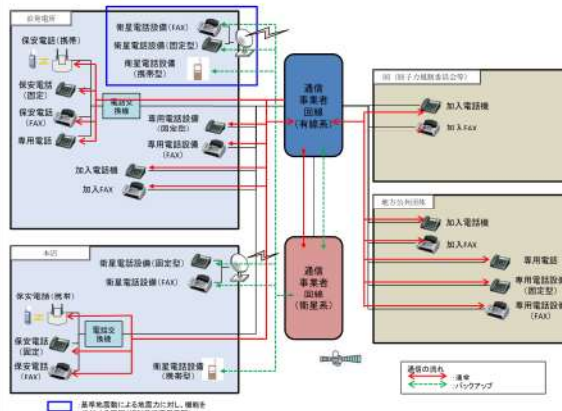
図 61.5.7 通信設備（発電所外）（社外）の系統図（2/2）

女川原子力発電所2号炉

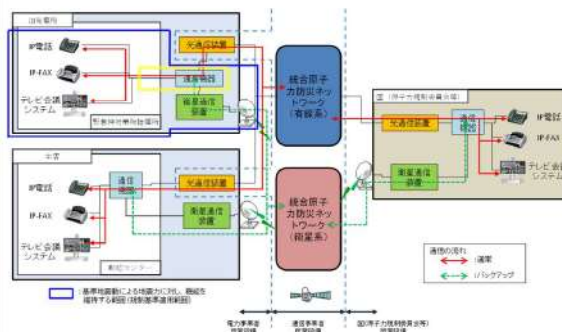
泊発電所3号炉

相違理由

【女川】記載充実（大飯参照）
 【大飯】設備構成の相違



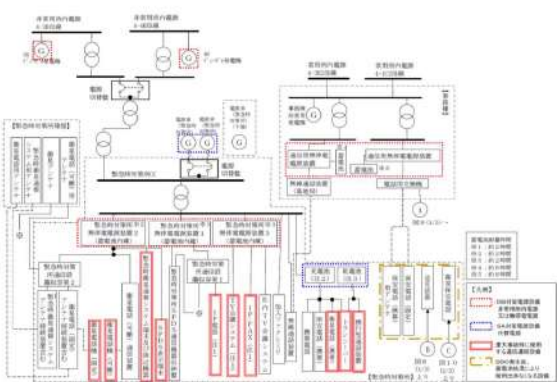
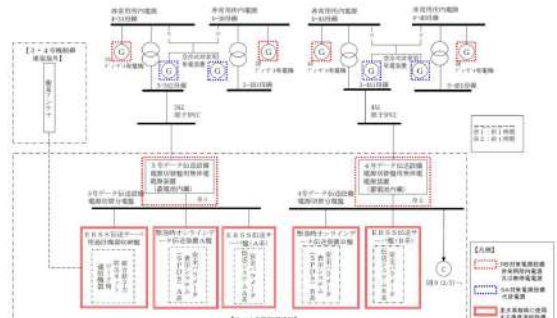
通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その1）



通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その2）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 61.5.7 通信連絡設備の電源及び代替電源設備の系統図（1/3）</p>	 <p>図 61.5.7 通信連絡設備の電源及び代替電源設備の系統図（2/3）</p>		<p>電源は61-補足説明資料39ページにて記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図 61.5.7 通信連絡設備の電源及び代替電源設備の系統図 (3 / 3)</p> <p>この図は、大飯発電所3/4号炉の通信連絡設備の電源供給と代替電源設備の系統を示しています。上部には、500V、300V、100Vの系統が示され、それぞれに異なる種類の電源（常時用、非常用、蓄電池）が接続されています。下部には、通信機、監視装置、制御装置などの具体的な設備が配置され、それらがどのように電源から電力を受け取るかが示されています。また、非常時に備えた蓄電池の充電と放電の制御も示されています。</p>		<p>図 61.5.8 緊急時対策所情報収集設備の概要</p> <p>この図は、緊急時対策所における情報収集設備の概要を示しています。無線LAN、衛星通信、無線LANルーター、無線LANアクセスポイント、無線LANクライアント、無線LANアダプタ、無線LANコントローラ、無線LANスイッチ、無線LANアクセサリなどの設備が示されています。また、無線LANネットワークの構成や、無線LANルーターの接続方法も示されています。図には、無線LANネットワークの構成や、無線LANルーターの接続方法も示されています。</p>	<p>電源は61-補足説明資料39ページにて記載</p> <p>【大飯】・記載方針の相違</p>
<p>図 61.5.8 緊急時対策所情報収集設備の概要</p> <p>この図は、緊急時対策所における情報収集設備の概要を示しています。無線LAN、衛星通信、無線LANルーター、無線LANアクセスポイント、無線LANクライアント、無線LANアダプタ、無線LANコントローラ、無線LANスイッチ、無線LANアクセサリなどの設備が示されています。また、無線LANネットワークの構成や、無線LANルーターの接続方法も示されています。図には、無線LANネットワークの構成や、無線LANルーターの接続方法も示されています。</p>		<p>安全パラメータ表示システム (SPDS) の概要</p> <p>この図は、安全パラメータ表示システム (SPDS) の概要を示しています。無線LAN、衛星通信、無線LANルーター、無線LANアクセスポイント、無線LANクライアント、無線LANアダプタ、無線LANコントローラ、無線LANスイッチ、無線LANアクセサリなどの設備が示されています。また、無線LANネットワークの構成や、無線LANルーターの接続方法も示されています。図には、無線LANネットワークの構成や、無線LANルーターの接続方法も示されています。</p>	

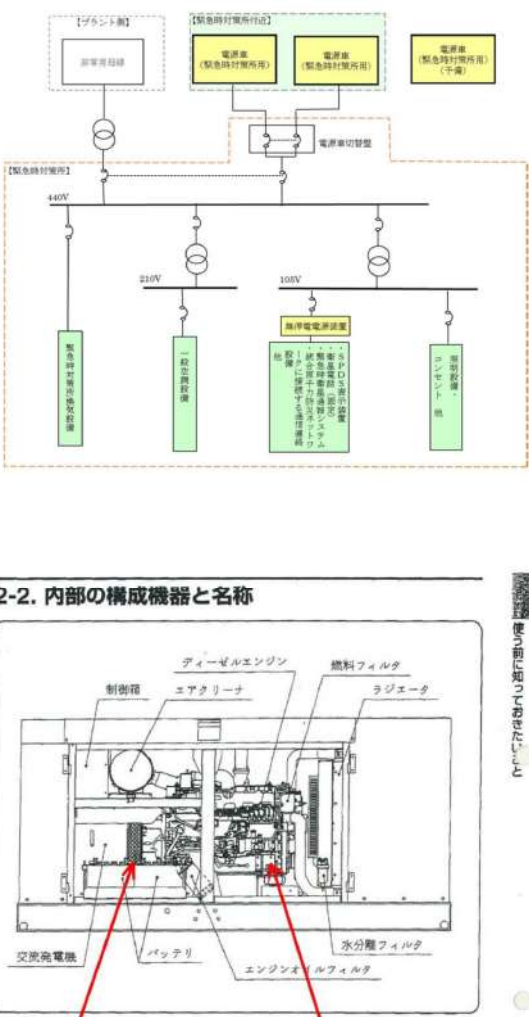
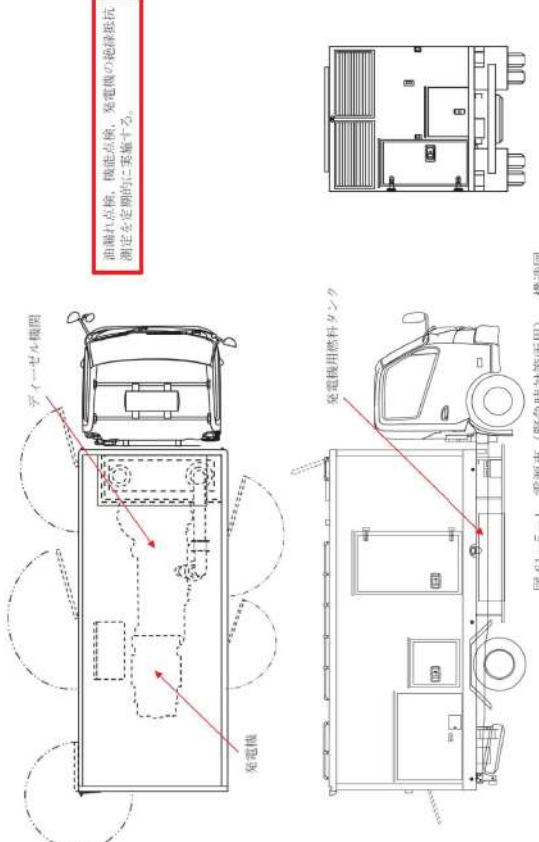
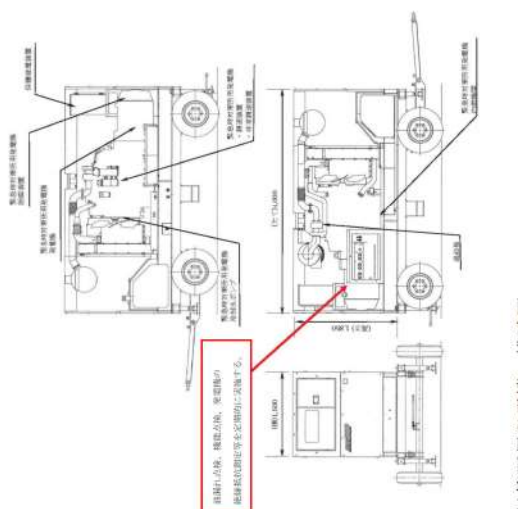
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

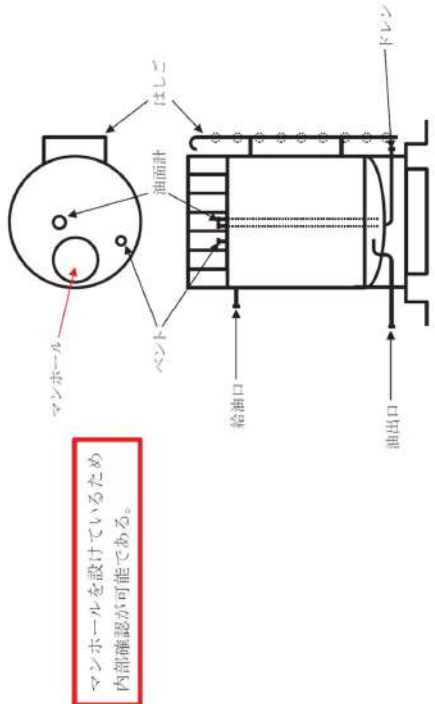
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">61-4 試験・検査説明書</p>	<p style="text-align: center;">61-5 試験及び検査</p>	<p style="text-align: center;">61-3 試験・検査説明資料</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

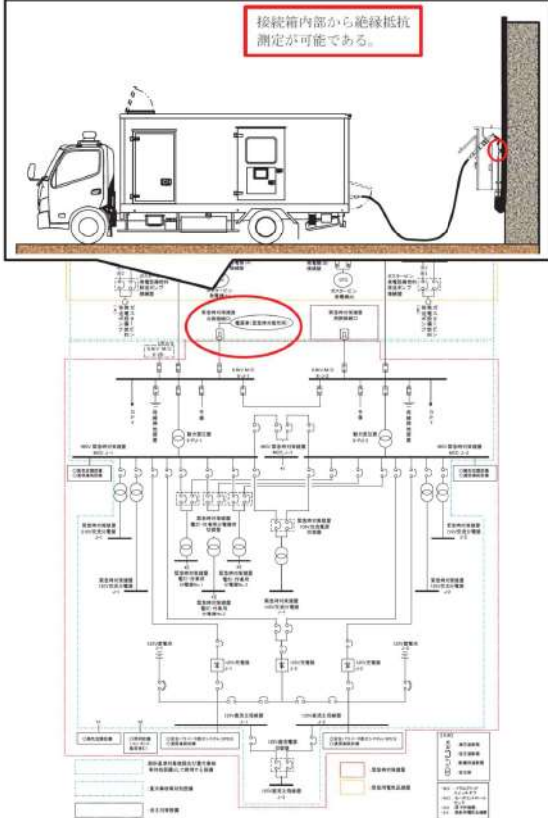
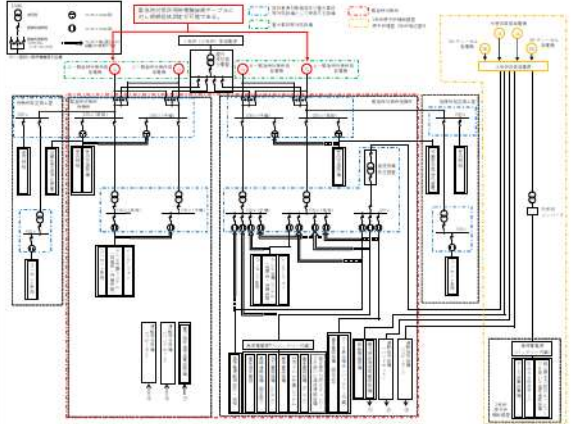
第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電源車（緊急時対策所用） 試験・検査内容</p>  <p>2-2. 内部の構成機器と名称</p> <p>ディーゼルエンジン、燃料フィルタ、ラジエータ、エアクリーナ、制密箱、交流発電機、バッテリー、エンジンオイルフィルタ、水分離フィルタ</p> <p>ボルトを取り外すことで発電機の分解点検が可能</p> <p>シリンダーカバー、ピストンを取り外すことで内燃機関の分解点検が可能</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>油漏れ点検、機能点検、発電機の絶縁抵抗測定を定期的に実施する。</p> <p>図 61-5-1 電源車（緊急時対策所用） 構造図</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>燃料ポンプ、補給ポンプ、発電機の絶縁抵抗測定等を定期的に実施する。</p> <p>緊急時対策所用発電機 構造図</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>設備構造は異なるが、同様な試験検査が可能であることに相違ない。</p>

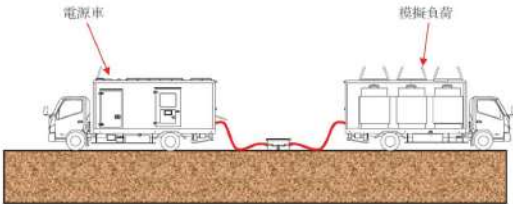
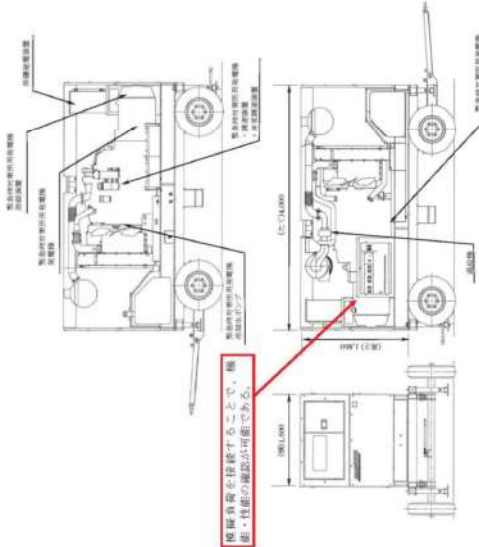
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 61-5-2 緊急時対策用軽油タンク 概要図</p>		<p>・設計の相違 (相違理由⑦)</p>

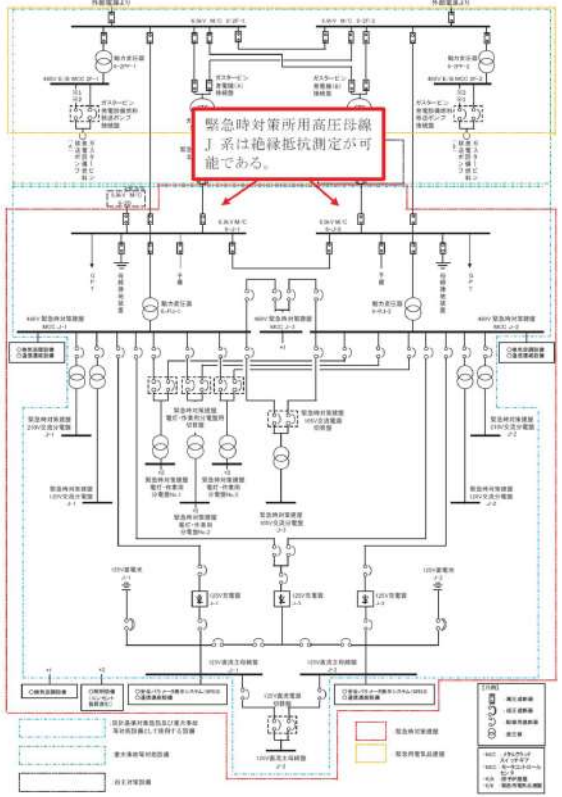
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 978 1111 1002">図 61-5-3 電源車用ケーブル 試験系統図</p>	 <p data-bbox="1323 608 1742 632">緊急時対策所用発電機用ケーブル 試験系統図</p>	<p data-bbox="1839 145 2159 220">・設備構成の相違 設備構造は異なるが、同様な試験検査が可能であることに相違ない。</p>

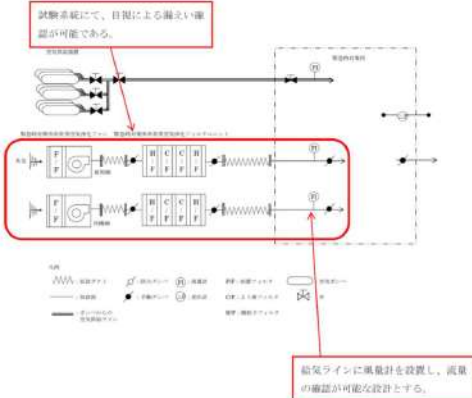
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p>電源車</p> <p>模擬負荷</p> <p>図 61-5-4 電源車 (緊急時対策所用) 試験系統図 (模擬負荷による電源車の出力性能確認)</p>	 <p>緊急時対策所用発電機 試験系統図 (模擬負荷による緊急時対策所用発電機の出力性能確認)</p> <p>模擬負荷を接続することによって、性能の確認が可能である。</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>設備構造は異なるが、同様な試験検査が可能であることに相違ない。</p>

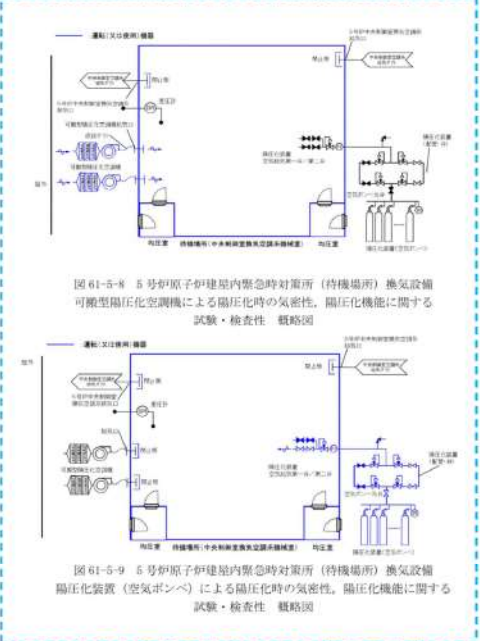
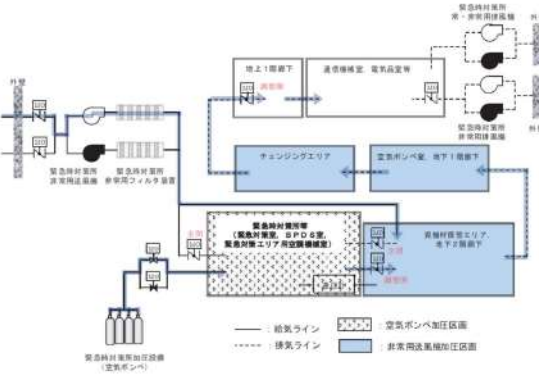
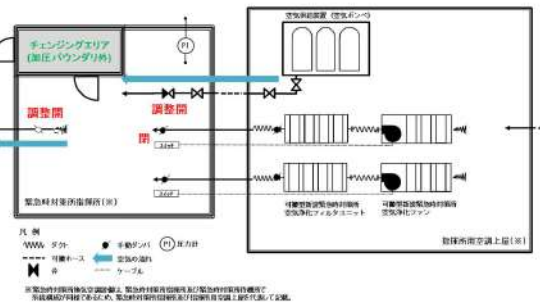
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="705 1002 1131 1024">図 61-5-5 緊急時対策所用高圧母線 J系 試験系統図</p>		<p data-bbox="1841 145 2049 167">・設計の相違 (相違理由①)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

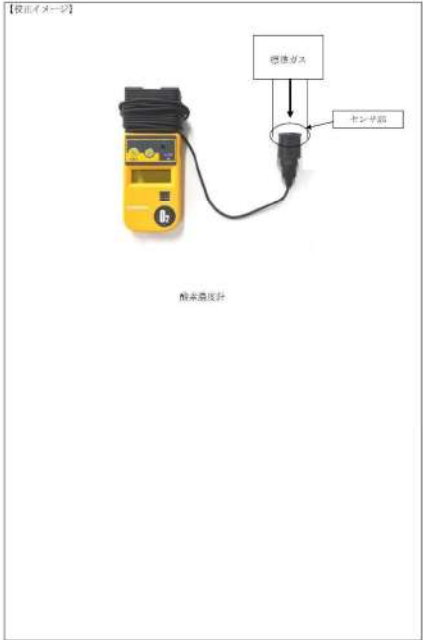




大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>可搬型空気浄化装置及び空気供給装置 試験・検査内容</p>  <p>試験系統にて、目視による漏えい確認が可能である。</p> <p>給気ラインに差圧計を設置し、高圧の確認が可能な設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="123 622 571 774"> <caption>【試験・検査項目】</caption> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機能・性能確認</td> <td>非常用空気浄化ファンを運転する。</td> <td>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内の給気ラインで、定格流量 33～40m³/min が確保できること。</td> </tr> <tr> <td>漏えい確認</td> <td>試験系統のダクトの外観確認を行う。</td> <td>試験系統において、著しい漏えいがないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判定基準	機能・性能確認	非常用空気浄化ファンを運転する。	緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内の給気ラインで、定格流量 33～40m ³ /min が確保できること。	漏えい確認	試験系統のダクトの外観確認を行う。	試験系統において、著しい漏えいがないこと。	<p>○緊急時対策所の気密性、正圧化に関する試験・検査性について</p> <p>緊急時対策所の気密性、正圧化に関する点検及び検査は表61-5-1及び図61-5-6、7のとおりである。</p> <p>表61-5-1 緊急時対策所の気密性、正圧化機能に関する試験・検査性</p> <table border="1" data-bbox="694 375 1198 518"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>外観検査</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、差圧計各々の点検を行うとともに、これら設備を組み合わせた状態で緊急時対策所の気密性、正圧化機能・性能が正常であることを確認する。</p> <p>緊急時対策所の機能・性能検査は、緊急時対策建屋地下階に対して、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置により定格流量により緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階を規定差圧に正圧化できることを確認する。</p> <p>また、緊急時対策所においては、機能・性能検査として緊急時対策所加圧設備の空気ポンペより規定流量の空気を緊急時対策所に供給した場合、緊急時対策所を規定差圧に正圧化できることを確認する。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	外観確認	又は停止中	機能・性能試験	気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認	<p>○緊急時対策所の気密性、正圧化に関する試験・検査性について</p> <p>緊急時対策所の気密性、正圧化に関する点検及び検査は次の表及び図の通りである。</p> <p>表 緊急時対策所の気密性、正圧化に関する試験・検査性</p> <table border="1" data-bbox="1276 375 1780 518"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>外観検査</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、圧力計各々の点検を行うとともに、これら設備を組み合わせた状態で緊急時対策所の気密性、正圧化機能・性能が正常であることを確認する。</p> <p>緊急時対策所の機能・性能検査は、緊急時対策所に対して、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットにより定格流量により緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を規定差圧に正圧化できることを確認する。</p> <p>また、緊急時対策所においては、機能・性能検査として空気供給装置の空気ポンペにより、規定流量の空気を緊急時対策所に供給した場合、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を規定差圧に正圧化できることを確認する。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	外観確認	又は停止中	機能・性能試験	気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認	<p>【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違 記載は異なるが、試験検査が可能であることに相違ない。</p> <p>【女川】 ・設計の相違 女川は必要な設備を緊急時対策所等（緊急時対策室、SPDS室、緊急時対策エリア用空調機械室）に配備しており、これらのエリアを正圧化する。 泊は必要な設備を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に配備しており、これらのエリアを正圧化する。</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由①） 【女川】・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【柏崎】 ・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
検査項目	検査方法	判定基準																												
機能・性能確認	非常用空気浄化ファンを運転する。	緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）内の給気ラインで、定格流量 33～40m ³ /min が確保できること。																												
漏えい確認	試験系統のダクトの外観確認を行う。	試験系統において、著しい漏えいがないこと。																												
発電用原子炉の状態	項目	内容																												
運転中	外観検査	外観確認																												
又は停止中	機能・性能試験	気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認																												
発電用原子炉の状態	項目	内容																												
運転中	外観検査	外観確認																												
又は停止中	機能・性能試験	気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認																												
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>○5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の気密性、隔圧化に関する試験・検査性について</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の気密性、隔圧化に関する点検及び検査は表61-5-1のとおりである。</p> <p>表61-5-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の気密性、隔圧化機能に関する試験・検査性</p> <table border="1" data-bbox="123 1005 593 1133"> <thead> <tr> <th>プラント状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>外観検査</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>気密性、隔圧化機能の確認 運転性能の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>可搬型隔圧化空調機、差圧計各々の点検を行うと共に、これら設備を組み合わせた状態で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の気密性、隔圧化機能・性能が正常であることを確認する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能・性能検査は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に対して、可搬型隔圧化空調機により定格流量により高気密室内を規定差圧に隔圧化できることを確認する。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所においては、機能・性能検査として5号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ポンペ隔圧化装置の空気ポンペより規定流量の空気を高気密室に供給した場合、高気密室内を規定差圧に隔圧化できることを確認する。二酸化炭素吸収装置の機能・性能検査は、対策要員が待機している10時間に発生する二酸化炭素を吸収するために必要な二酸化炭素吸収剤量が確保されていることを確認する。</p>	プラント状態	項目	内容	運転中	外観検査	外観確認	又は停止中	機能・性能試験	気密性、隔圧化機能の確認 運転性能の確認																					
プラント状態	項目	内容																												
運転中	外観検査	外観確認																												
又は停止中	機能・性能試験	気密性、隔圧化機能の確認 運転性能の確認																												

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p>  <p>図 61-5-8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 換気設備可搬型隔正圧化空調機による隔正圧化時の気密性、隔正圧化機能に関する試験・検査性 概略図</p> <p>図 61-5-9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 換気設備隔正圧化装置 (空気ポンプ) による隔正圧化時の気密性、隔正圧化機能に関する試験・検査性 概略図</p>	 <p>図 61-5-7 緊急時対策所加圧設備による正圧化時の気密性、正圧化機能に関する試験・検査性 概略図 (ブルーム通過中)</p>	 <p>緊急時対策所空気供給装置による正圧化時の気密性、正圧化機能に関する試験・検査性 概要図 (ブルーム通過中)</p>	<p>【女川】設計の相違 (相違理由①⑧)</p>

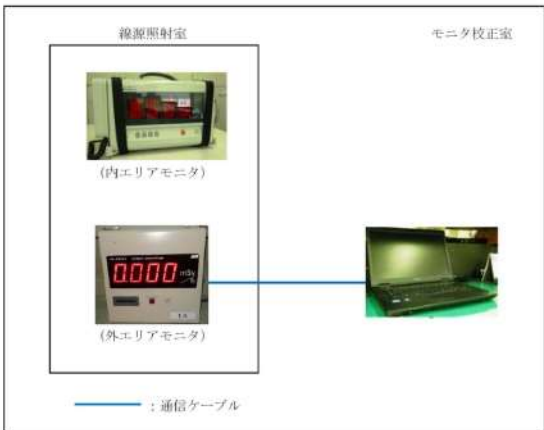

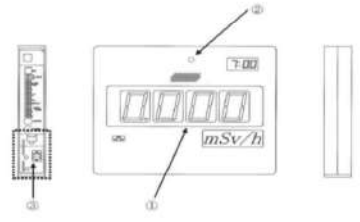
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

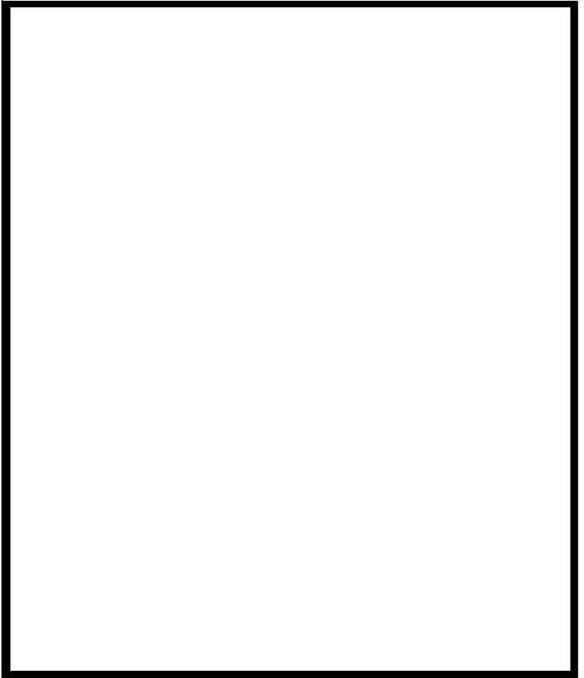
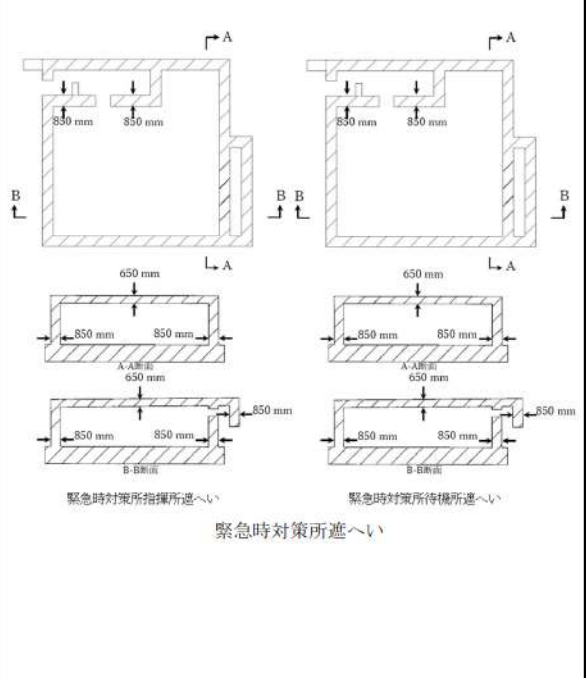
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>酸素濃度計 試験・検査内容</p>  <p>酸素濃度計</p>	<p>○酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び差圧計の試験・検査性について</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び差圧計は、運転中又は停止中においても校正ガスによる性能検査が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計概略図を図61-5-8、二酸化炭素濃度計概略図を図61-5-9に示す。</p>  <p>図 61-5-8 酸素濃度計の概略図</p>  <p>図 61-5-9 二酸化炭素濃度計の概略図</p>	<p>○酸素濃度・二酸化炭素濃度計の試験及び検査について</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は発電用原子炉の運転中又は停止中においても校正ガスによる性能検査が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計外観図を以下に示す。</p>  <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計の外観図</p>	<p>【女川】記載箇所の相違 治の圧力計については、後頁にて記載する。</p> <p>【大阪】設計の相違 設備構造は異なるが、同様な試験検査が可能であることに相違ない。</p>
<p>二酸化炭素濃度計 試験・検査内容</p>  <p>二酸化炭素濃度計</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
<p>緊急時対策所内可搬型エアモニタ及び</p> <p>緊急時対策所外可搬型エアモニタ 試験・検査内容</p> <p>・試験構成</p>  <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="89 750 631 965"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の外観を目視（または品質記録）により確認する。</td> <td>有害な欠陥（表面のかき傷、磨耗、クラック、腐食等の欠陥のうち、機器の健全性に影響を及ぼすもの）がないこと。</td> </tr> <tr> <td>校正検査</td> <td>標準線源を照射して基準線量当量率に対するモニタ指示値を確認する。</td> <td>基準線量当量率に対して±30%以内であること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判定基準	外観検査	各部の外観を目視（または品質記録）により確認する。	有害な欠陥（表面のかき傷、磨耗、クラック、腐食等の欠陥のうち、機器の健全性に影響を及ぼすもの）がないこと。	校正検査	標準線源を照射して基準線量当量率に対するモニタ指示値を確認する。	基準線量当量率に対して±30%以内であること。	<p>○緊急時対策所可搬型エアモニタの試験・検査性について</p> <p>緊急時対策所可搬型エアモニタは、運転中又は停止中においても模擬入力による機能・性能試験及び校正が可能とし、機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所可搬型エアモニタ概略図を図61-5-10に示す。</p>  <p>図61-5-10 緊急時対策所可搬型エアモニタの概略図</p>	<p>○緊急時対策所可搬型エアモニタの試験・検査性について</p> <p>緊急時対策所可搬型エアモニタは、発電用原子炉の運転中又は停止中においても模擬入力による機能・性能試験及び構成が可能とし、機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所可搬型エアモニタ概略図を以下に示す。</p>  <table border="1" data-bbox="1355 598 1590 710"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>本体（表示部）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>Si半導体検出器 収納部</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>電源ユニット部</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所可搬型エアモニタ</p>	番号	名 称	1	本体（表示部）	2	Si半導体検出器 収納部	3	電源ユニット部	<p>【大飯】・設計の相違</p> <p>設備構造は異なるが、同様な試験検査が可能であることに相違ない。</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>泊は女川と同様に、61条添付資料に試験・検査項目を記載している。</p>
検査項目	検査方法	判定基準																		
外観検査	各部の外観を目視（または品質記録）により確認する。	有害な欠陥（表面のかき傷、磨耗、クラック、腐食等の欠陥のうち、機器の健全性に影響を及ぼすもの）がないこと。																		
校正検査	標準線源を照射して基準線量当量率に対するモニタ指示値を確認する。	基準線量当量率に対して±30%以内であること。																		
番号	名 称																			
1	本体（表示部）																			
2	Si半導体検出器 収納部																			
3	電源ユニット部																			

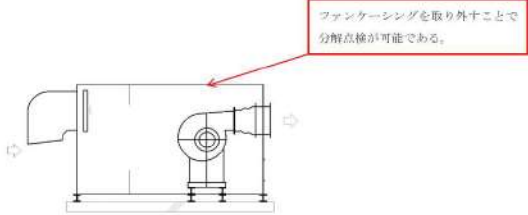
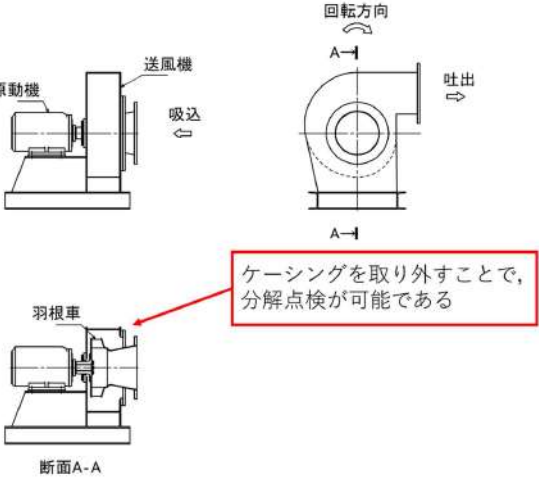
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】・記載方針の相違 (記載充実)</p>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

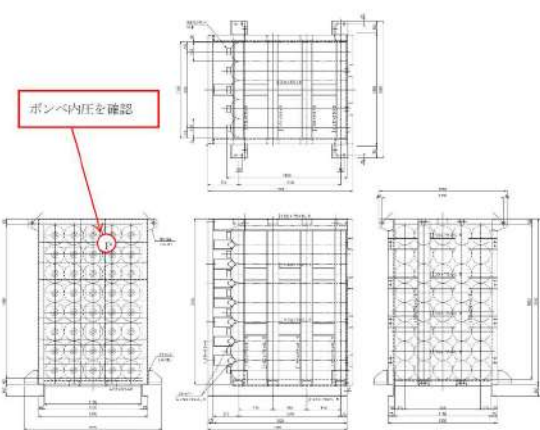
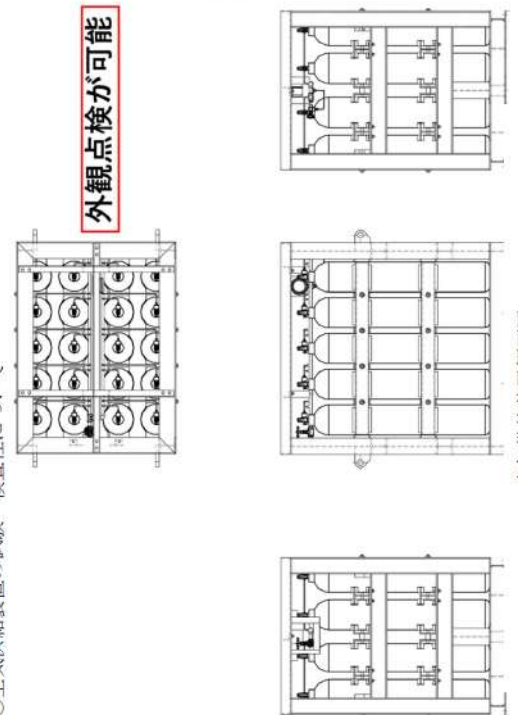
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型空気浄化装置 試験・検査内容</p> <p>可搬型空気浄化装置ファン・原動機概要図</p>  <p>ファンケーシングを取り外すことで分解点検が可能である。</p>		<p>○可搬型空気浄化装置の試験・検査性について</p>  <p>回転方向 A-A 吐出 吸込 原動機 送風機 羽根車 断面A-A</p> <p>ケーシングを取り外すことで、分解点検が可能である</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン概要図</p>	<p>【女川】・記載方針の相違（記載充実）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

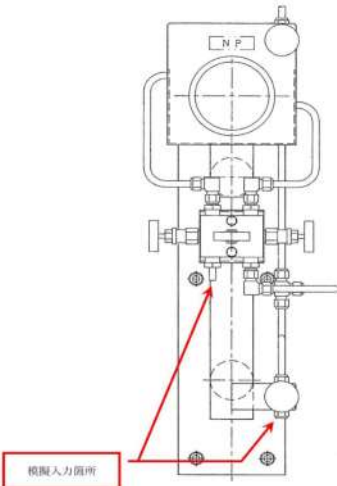
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型空気浄化装置フィルタユニット概要図</p> <p>平面図</p> <p>断面図</p> <p>アクセスパネルを設け、開放点検が可能な設計とする。</p> <p>フィルタの前後差圧を確認できる差圧計を設置し、差圧確認が可能な設計とする。</p>		<p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット概要図</p> <p>フィルタの前後差圧を確認できる差圧計を設置し、差圧確認が可能な設計とする。</p> <p>アクセスパネルを設けているため、開放点検が可能である。</p>	<p>【女川】・記載方針の相違（記載充実）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

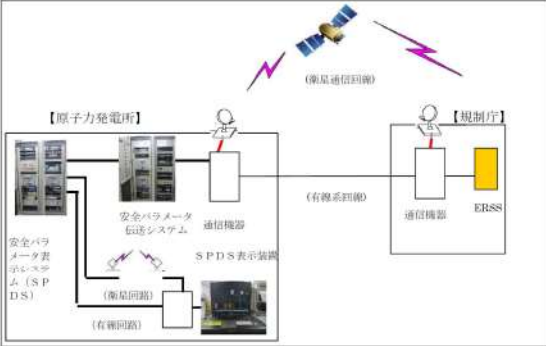
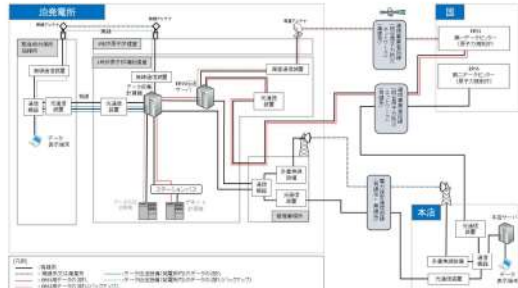
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>空気供給装置 試験・検査内容</p> <p>空気供給装置概要図</p> 		<p>外観点検が可能</p>  <p>○空気供給装置の試験・検査性について</p> <p>空気供給装置概要図</p>	<p>【大飯・女川】・記載方針の相違（記載充実）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>○圧力計の試験・検査性について</p>  <p>模範入力箇所</p> <p>圧力計概要図</p> <p>※内容は今後の竣工図面に応じて適宜修正する。</p>	<p>【大飯・女川】・記載方針の相違（記載充実）</p>

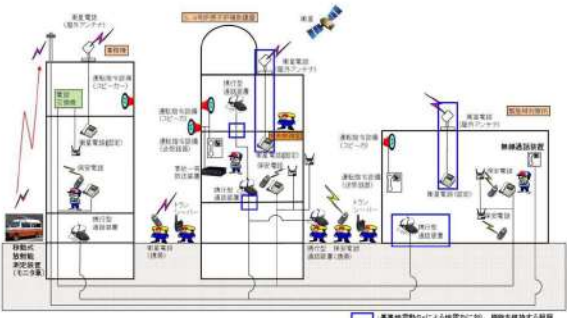
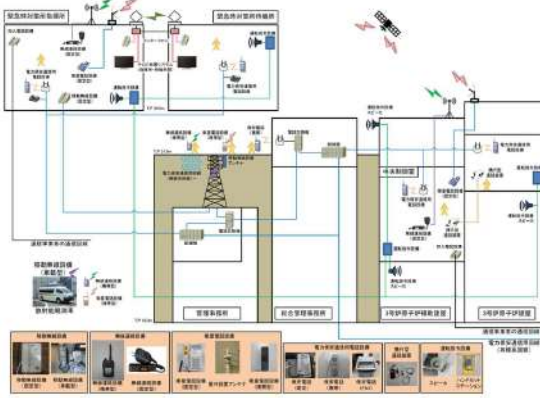
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置及び安全パラメータ伝送システム 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="94 662 638 762"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td>機能・性能の確認</td> <td>通信確認</td> <td>通信に異常のないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ データ照合については、必要に応じて実施</p>	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	機能・性能の確認	通信確認	通信に異常のないこと		<p>○安全パラメータ表示システム（SPDS）の試験・検査性について</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）における試験及び検査は下表のとおりである。安全パラメータ表示システム（SPDS）の概要を下図に示す。</p> <p>表 安全パラメータ表示システム（SPDS）の試験・検査</p> <table border="1" data-bbox="1254 311 1814 363"> <thead> <tr> <th>対応設備</th> <th>試験・検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> <td>機能の確認、外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>※データ照合については、必要に応じて実施</p>  <p>図 安全パラメータ表示システム（SPDS）の概要</p> <p>※試験区間：緊急時対策所指揮所 ～ 3号炉原子炉補助建屋 ※試験区間：3号炉原子炉補助建屋 ～ 国（ERSS伝送）</p>	対応設備	試験・検査項目	安全パラメータ表示システム（SPDS）	機能の確認、外観の確認	<p>【女川】・記載充実（大阪参照） 女川は、通信連絡設備側に安全パラメータ表示システム（SPDS）の試験・検査図面を記載している。</p> <p>【大阪】・記載方針の相違 試験・検査項目は同様である。</p>
検査項目	検査方法	判断基準																	
数量確認	在否確認	存在すること																	
外観確認	損傷確認	損傷がないこと																	
機能・性能の確認	通信確認	通信に異常のないこと																	
対応設備	試験・検査項目																		
安全パラメータ表示システム（SPDS）	機能の確認、外観の確認																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>通信連絡設備の概要</p> <p>1. 通信連絡設備（発電所内用）の試験・検査</p> <table border="1" data-bbox="80 292 645 446"> <thead> <tr> <th>対応設備</th> <th>試験・検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話（固定）</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> <tr> <td>衛星電話（携帯）</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> <tr> <td>衛星電話（可搬）</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> <tr> <td>携帯型通話装置</td> <td>数量確認、外観確認、通話通信確認</td> </tr> </tbody> </table> 	対応設備	試験・検査項目	衛星電話（固定）	数量確認、外観確認、通話通信確認	衛星電話（携帯）	数量確認、外観確認、通話通信確認	衛星電話（可搬）	数量確認、外観確認、通話通信確認	トランシーバー	数量確認、外観確認、通話通信確認	携帯型通話装置	数量確認、外観確認、通話通信確認		<p>○通信連絡設備（発電所内）の試験・検査性について</p> <p>通信連絡設備（発電所内）における試験及び検査は下表のとおりである。 通信連絡設備（発電所内）の概要を下图に示す。</p> <p>表 通信連絡設備（発電所内）の試験・検査</p> <table border="1" data-bbox="1249 319 1818 470"> <thead> <tr> <th>対応設備</th> <th>試験・検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯型通話装置</td> <td>通話通信の確認、外観の確認</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）</td> <td>通話通信の確認、外観の確認</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）</td> <td>通話通信の確認、外観の確認</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</td> <td>通話通信の確認、外観の確認</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>通話通信の確認、外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 通信連絡設備（発電所内）の概要 [通信連絡設備（発電所外）と共用を含む]</p>	対応設備	試験・検査項目	携帯型通話装置	通話通信の確認、外観の確認	無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認	衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	通話通信の確認、外観の確認	インターフォン	通話通信の確認、外観の確認	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載充実（大飯参照） <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の相違
対応設備	試験・検査項目																										
衛星電話（固定）	数量確認、外観確認、通話通信確認																										
衛星電話（携帯）	数量確認、外観確認、通話通信確認																										
衛星電話（可搬）	数量確認、外観確認、通話通信確認																										
トランシーバー	数量確認、外観確認、通話通信確認																										
携帯型通話装置	数量確認、外観確認、通話通信確認																										
対応設備	試験・検査項目																										
携帯型通話装置	通話通信の確認、外観の確認																										
無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認																										
衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認																										
テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	通話通信の確認、外観の確認																										
インターフォン	通話通信の確認、外観の確認																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉

2. 通信連絡設備（発電所外用）〔社外〕の試験・検査

対応設備	試験・検査項目
衛星電話（固定）	数量確認、外観確認、通話通信確認
衛星電話（携帯）	数量確認、外観確認、通話通信確認
衛星電話（可搬）	数量確認、外観確認、通話通信確認
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX（有線系、無線系））	数量確認、外観確認、通話通信確認
安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置及び安全パラメータ伝送システム	数量確認、外観確認、機能・性能の確認
緊急時衛星通報システム	数量確認、外観確認、機能・性能の確認

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

○通信連絡設備（発電所外用）の試験・検査性について

通信連絡設備（発電所外用）における試験及び検査は下表のとおりである。
 通信連絡設備（発電所外用）の概要を下図に示す。

対応設備	試験・検査項目
衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）、衛星電話設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP電話、IP-FAX、テレビ会議システム）	通話通信の確認、外観の確認

図 通信連絡設備（発電所外用）の概要

相違理由

【女川】

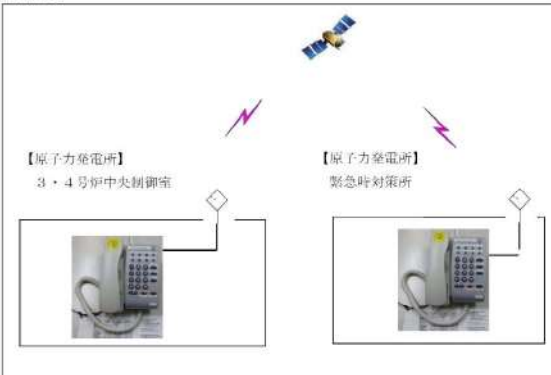
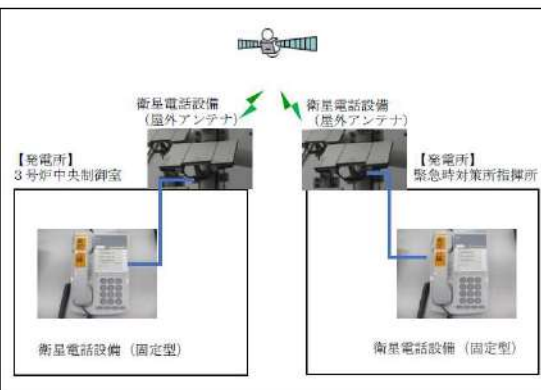

- ・記載充実（大阪参照）

【大阪】

- ・設備構成の相違




赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>衛星電話（固定） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>試験区間：3・4号炉中央制御室～緊急時対策所</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="107 686 645 845"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること 着信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話確認</td> <td>通話が可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること 着信が可能であること	通話確認	通話が可能であること		<p>衛星電話設備（固定型） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【凡例】 —：有線（建屋内） ※試験区間：中央制御室～緊急時対策所指揮所</p> <p>衛星電話設備（FAX） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【凡例】 —：有線（建屋内） ※試験区間：緊急時対策所指揮所～即応センター</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載充実（大飯参照） <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の相違 <p>【女川】【大飯】・設備の相違（相違理由①）</p>
検査項目	検査方法	判断基準															
数量確認	在否確認	存在すること															
外観確認	損傷確認	損傷がないこと															
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること 着信が可能であること															
	通話確認	通話が可能であること															

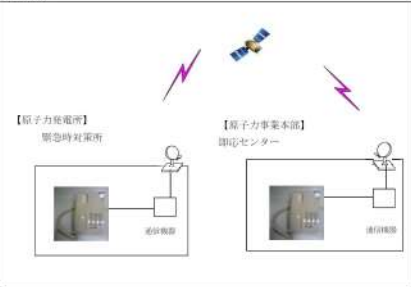

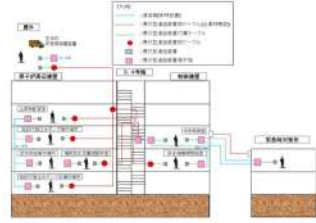
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

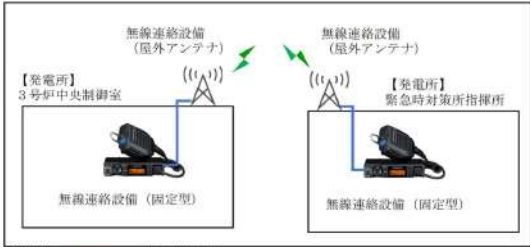
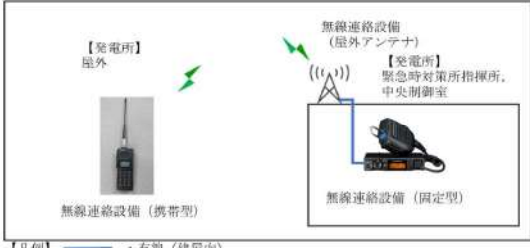
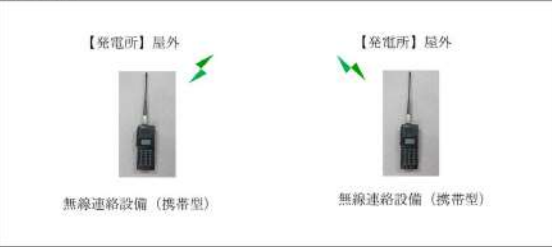
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>衛星電話（携帯） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>試験区間：現場 ～ 緊急時対策所</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>着信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話確認</td> <td>通話が可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること		着信が可能であること	通話確認	通話が可能であること		<p>衛星電話設備（携帯型） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【凡例】 —：有線（建屋内） ※試験区間：屋外～緊急時対策所指揮所、屋外～中央制御室</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載充実（大飯参照） <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の相違
検査項目	検査方法	判断基準																	
数量確認	在否確認	存在すること																	
外観確認	損傷確認	損傷がないこと																	
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること																	
		着信が可能であること																	
	通話確認	通話が可能であること																	
<p>衛星電話（携帯） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>試験区間：現場 ～ 現場</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>着信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話確認</td> <td>通話が可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること		着信が可能であること	通話確認	通話が可能であること			
検査項目	検査方法	判断基準																	
数量確認	在否確認	存在すること																	
外観確認	損傷確認	損傷がないこと																	
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること																	
		着信が可能であること																	
	通話確認	通話が可能であること																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

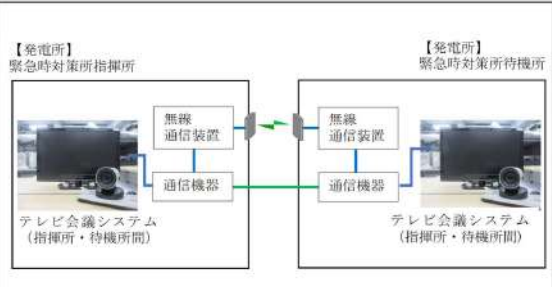
第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>衛星電話（可搬） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>試験区画：緊急時対策所 ～ 原子力事業本部</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="174 614 548 758"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>存在確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>目視確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話確認</td> <td>着信が可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>携行型通話装置 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="174 1045 560 1157"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>存在確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>目視確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話確認</td> <td>着信が可能であること</td> </tr> </tbody> </table> 	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	存在確認	存在すること	外観確認	目視確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること	通話確認	着信が可能であること	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	存在確認	存在すること	外観確認	目視確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること	通話確認	着信が可能であること			<p>【大飯】・設計の相違</p>
検査項目	検査方法	判断基準																													
数量確認	存在確認	存在すること																													
外観確認	目視確認	損傷がないこと																													
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること																													
	通話確認	着信が可能であること																													
検査項目	検査方法	判断基準																													
数量確認	存在確認	存在すること																													
外観確認	目視確認	損傷がないこと																													
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること																													
	通話確認	着信が可能であること																													

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

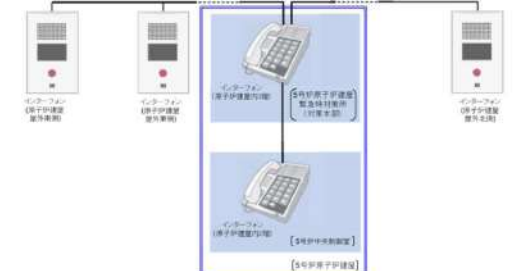
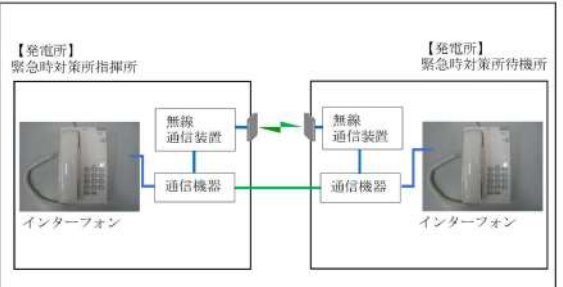
大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>無線連絡設備 (固定型) 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【発電所】3号炉中央制御室 (無線連絡設備 (固定型))</p> <p>【発電所】緊急時対策所指揮所 (無線連絡設備 (固定型))</p> <p>【凡例】 ———— : 有線 (建屋内)</p> <p>※試験区間：中央制御室～緊急時対策所指揮所</p> <p>無線連絡設備 (固定型)、無線連絡設備 (携帯型) 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【発電所】屋外 (無線連絡設備 (携帯型))</p> <p>【発電所】緊急時対策所指揮所、中央制御室 (無線連絡設備 (固定型))</p> <p>【凡例】 ———— : 有線 (建屋内)</p> <p>※試験区間：現場 (携帯型)～緊急時対策所指揮所 (固定型) 現場 (携帯型)～中央制御室 (固定型)</p> <p>無線連絡設備 (携帯型) 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【発電所】屋外 (無線連絡設備 (携帯型))</p> <p>【発電所】屋外 (無線連絡設備 (携帯型))</p> <p>※試験区間：屋外～屋外</p>	<p>・記載の充実</p> <p>【大飯】・設備の相違</p> <p>泊は、無線連絡設備 (固定型) を緊急時対策所に用いることから、試験・検査内容を記載している。なお、女川も緊急時対策所に無線連絡設備 (固定型) を用いるものの、試験・検査内容について通信連絡設備に記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>※テレビ会議システム（指揮所・待機所間）の無線通信装置及び通信機器は、インターホンと同じ</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> — : 有線（建屋内） — : 有線（建屋間） ⇄ : 無線（建屋間） 	<p>【大飯・女川】・設計の相違（相違理由⑤）</p>

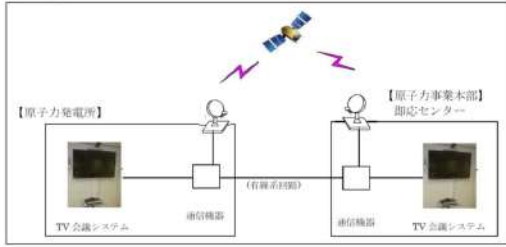
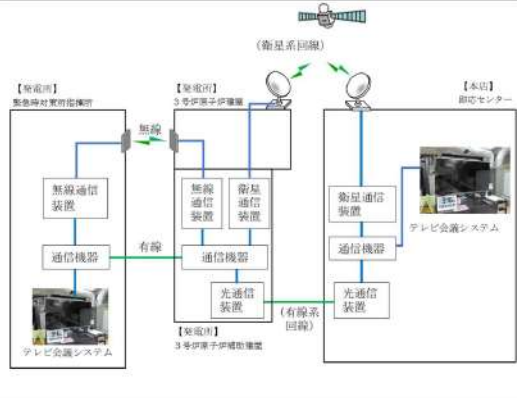
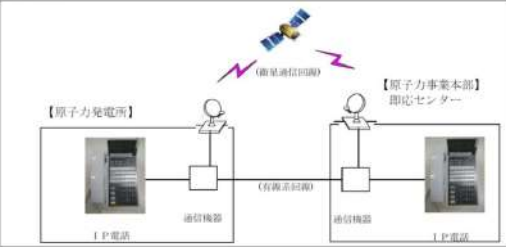
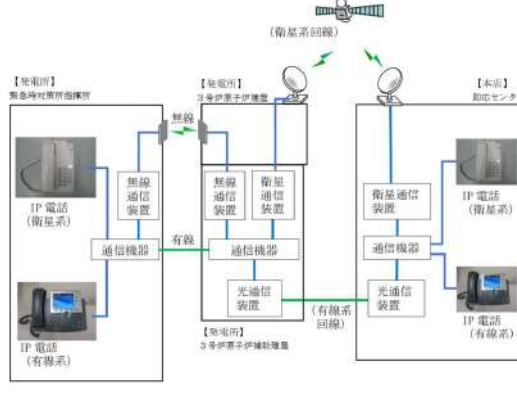
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>○5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの試験・検査性について</p> <p>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、プラント運転中及びプラント停止中に、屋外3箇所を設置するインターフォンと、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉中央制御室に設置するインターフォンとの通話確認を行うことができるようにすることで、機能・性能の確認が可能な設計とする。5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの構成概略を図61-5-14に示す。</p>  <p>図61-5-14 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの概略構成図</p>		<p>インターフォン 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>※インターフォンの無線通信装置及び通信機器は、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）と同じ</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> — : 有線（建屋内） — : 有線（建屋間） — : 無線（建屋間） 	<p>【大飯・女川】・設計の相違（相違理由⑤）</p>

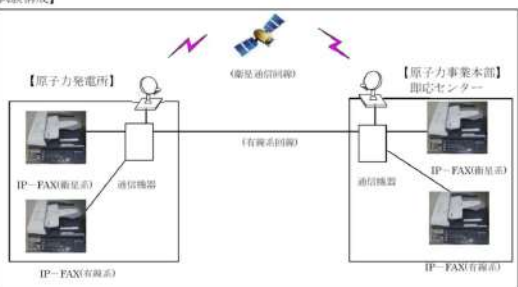
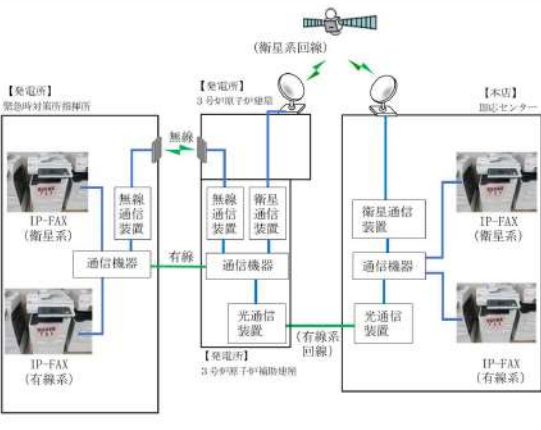
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>TV会議システム（統合原子力防災ネットワーク） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【原子力発電所】 TV会議システム 通信機器 (有線系回線) 通信機器 【原子力事業本部】 即応センター TV会議システム</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="112 550 571 686"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通話確認（映像含む）</td> <td>着信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話が可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること	通話確認（映像含む）	着信が可能であること	通話が可能であること		<p>泊発電所3号炉</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【発電所】 緊急時対策用通信機 無線通信装置 通信機器 (有線系回線) 無線通信装置 衛星通信装置 通信機器 光通信装置 【発電所】 3号炉原子炉補助機室 無線通信装置 衛星通信装置 通信機器 光通信装置 (有線系回線) 【本部】 即応センター 衛星通信装置 通信機器 テレビ会議システム</p> <p>【凡例】 — : 有線（建屋内）</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載充実（大飯参照） <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の相違
検査項目	検査方法	判断基準																
数量確認	在否確認	存在すること																
外観確認	損傷確認	損傷がないこと																
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること																
	通話確認（映像含む）	着信が可能であること																
		通話が可能であること																
<p>IP電話（統合原子力防災ネットワーク） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【原子力発電所】 IP電話 通信機器 (衛星通信回線) 通信機器 (有線系回線) 通信機器 【原子力事業本部】 即応センター IP電話</p> <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="112 1244 571 1380"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通話確認</td> <td>着信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通話が可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること	通話確認	着信が可能であること	通話が可能であること		<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP電話） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【発電所】 緊急時対策用通信機 IP電話（衛星系） 無線通信装置 通信機器 (有線系回線) 無線通信装置 衛星通信装置 通信機器 光通信装置 【発電所】 3号炉原子炉補助機室 IP電話（衛星系） 無線通信装置 衛星通信装置 通信機器 光通信装置 (有線系回線) 【本部】 即応センター 衛星通信装置 IP電話（衛星系） 通信機器 IP電話（有線系） 通信機器 IP電話（有線系）</p> <p>【凡例】 — : 有線（建屋内）</p>	
検査項目	検査方法	判断基準																
数量確認	在否確認	存在すること																
外観確認	損傷確認	損傷がないこと																
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること																
	通話確認	着信が可能であること																
		通話が可能であること																


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>IP-FAX（有線系、衛星系）（総合原子力防災ネットワーク） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="100 566 593 710"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>確認方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>存在確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通話通信確認</td> <td>接続確認</td> <td>発信が可能であること</td> </tr> <tr> <td>通信確認</td> <td>FAX 送受信が可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	確認方法	判断基準	数量確認	存在確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	通話通信確認	接続確認	発信が可能であること	通信確認	FAX 送受信が可能であること		<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-FAX） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【凡例】</p> <p>— : 有線（建屋内）</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載充実（大飯参照） <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の相違
検査項目	確認方法	判断基準															
数量確認	存在確認	存在すること															
外観確認	損傷確認	損傷がないこと															
通話通信確認	接続確認	発信が可能であること															
	通信確認	FAX 送受信が可能であること															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>緊急時衛星通報システム 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="129 774 616 858"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量確認</td> <td>在否確認</td> <td>存在すること</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>損傷確認</td> <td>損傷がないこと</td> </tr> <tr> <td>機能・性能の確認</td> <td>通信確認</td> <td>通信に異常のないこと</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判断基準	数量確認	在否確認	存在すること	外観確認	損傷確認	損傷がないこと	機能・性能の確認	通信確認	通信に異常のないこと			<p>【大飯】大飯3/4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原災法に基づく通報などは、緊急時対策所に設置しているPCにより、衛星回線を使用して地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置している。</p> <p>・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備（固定型）により通報できる（伊方3号炉および川内1/2号炉と同様）。また、泊3号炉は衛星電話設備（FAX）を設置しており、これによる通報も可能。</p>
検査項目	検査方法	判断基準													
数量確認	在否確認	存在すること													
外観確認	損傷確認	損傷がないこと													
機能・性能の確認	通信確認	通信に異常のないこと													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>61-6 容量設定根拠</p>	<p>61-6 容量設定根拠</p>	<p>61-5 容量設定根拠</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>a. 建屋内の正圧維持について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標圧力：100Pa <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）／隣接区画の陽圧化差圧</p> <p>【設定根拠】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の陽圧化バウンダリは、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものと考えられる。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）／隣接区画の陽圧化差圧</p> <p>【設定根拠】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の陽圧化バウンダリは、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものと考えられる。</p> <p>被ばく評価で用いる気象条件における風速（約1.0m/s）に対する動圧に抗する建屋内圧力に十分な余裕を見込むため、想定風速を10m/sとした。</p> $P（動圧）=0.5 \times \rho \times U^2 \approx 0.5 \times 1.2 \times 10^2 \approx 60Pa$ <p>更に余裕を見込み、目標圧力を100Paに設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定条件：建屋体積3000m³、100Paでの建屋アウトリーク率0.15回/h必要な換気流量は7.5m³/minとなる。 	<table border="1" data-bbox="667 164 1209 284"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所/隣接区画の正圧化差圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>差圧</td> <td>Pa</td> <td>20 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>緊急時対策所の加圧バウンダリは、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものと考えられる。</p> <p>緊急時対策所の加圧バウンダリの設計に際しては、重大事故等時の室内の温度を、緊急時対策建屋の設計最高温度40.0℃、隣接区画を設計最低温度-4.9℃と仮定すると、緊急時対策所の階層高さは最大5.8mであるため、以下のとおり約11Paの圧力差があれば、温度の影響を無視できると考えられる。</p> $\begin{aligned} \Delta P &= \{(-4.9\text{℃の乾き空気の密度}) \\ &\quad - (+40.0\text{℃の乾き空気の密度})\} \times \text{階層高さ} \\ &= (1.316 - 1.127) \times 5.8 \\ &= 0.189 \times 5.8 \\ &= 1.096\text{kg/m}^2 (\approx 11\text{Pa}) \end{aligned}$ <p>このため、緊急時対策所の加圧バウンダリの必要差圧は設計裕度を考慮して隣接区画+20Paとする。</p>	名称		緊急時対策所/隣接区画の正圧化差圧	差圧	Pa	20 以上	機器仕様に関する注記		—	<table border="1" data-bbox="1254 164 1796 284"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所/正圧化差圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>差圧</td> <td>Pa</td> <td>100 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の加圧バウンダリは、配置上、屋外に設置されているため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所へのインリークは風の動圧に起因する差圧によるものと考えられる。</p> <p>被ばく評価で用いる気象条件における風速（約3.4m/s）に対する動圧に抗する緊急時対策所内圧力に十分な余裕を見込むため、想定風速を10m/sとした。</p> $P（動圧）=0.5 \times \rho \times U^2 = 0.5 \times 1.2 \times 10^2 = 60Pa$ <p>ρ：流体の密度 U：流体の速度</p> <p>ここで、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の必要差圧は60Paに余裕を持った100Paに設定する。</p>	名称		緊急時対策所/正圧化差圧	差圧	Pa	100 以上	機器仕様に関する注記		—	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 <p>女川の緊急時対策所は屋内設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p> <p>泊、大飯は緊急時対策所が屋外設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧よりも、風の動圧に起因する差圧の方が大きい。風の動圧に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】</p> <p>流量に関しては本項の設計漏洩量にて整理</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
名称		緊急時対策所/隣接区画の正圧化差圧																			
差圧	Pa	20 以上																			
機器仕様に関する注記		—																			
名称		緊急時対策所/正圧化差圧																			
差圧	Pa	100 以上																			
機器仕様に関する注記		—																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																
<p>(3) 非常用空気浄化ファンを使用する場合 非常用空気浄化ファンは事故発生後、ブルーム（希ガス）通過時を除いて恒常的に使用する設備であるため、平衡状態において建屋内の圧力並びに酸素濃度及び二酸化炭素濃度を維持・抑制するための条件を満足する必要がある。</p> <p>a. 建屋内の正圧維持について ・目標圧力：100Pa 被ばく評価で用いる気象条件における風速（約1.0m/s）に対する動圧に抗する建屋内部圧力に十分な余裕を見込むため、想定風速を10m/sとした。 $P（動圧）=0.5 \times \rho \times U^2 \approx 0.5 \times 1.2 \times 10^3 \approx 60Pa$ 更に余裕を見込み、目標圧力を100Paに設定 ・算定条件：建屋体積3000m³、100Paでの建屋アウトリーク率0.15回/h必要な換気流量は7.5m³/minとなる。</p> <p>b. 建屋内酸素濃度維持について（建屋体積は2,500m³とする。） ・許容酸素濃度：19%以上（「鉱山保安法施行規則」を準拠した） ・算出条件：緊急時対策所内の作業は主に机上作業であるものの、建屋内の歩行は行うため、滞在人数150人^{*1}の酸素消費量は、成人の呼吸量（歩行時）^{*2}とした。 必要な最低換気流量は5.1 m³/minとなる。</p> <p>c. 建屋内二酸化炭素濃度抑制について（建屋体積は2,500m³とする。） ・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下（「鉱山保安法施行規則」を準拠した） ・算出条件：滞在人数150人^{*1}の二酸化炭素吐き出し量は、自転車運転を行う程度の作業（中等作業）^{*2}時の量とした。 必要な最低換気流量は7.2 m³/minとなる。</p> <p>a. ～c. より、非常用空気浄化ファンの流量を7.5m³/minとすれば、加圧、酸素濃度、二酸化炭素濃度を維持・抑制するための全ての条件を満たすことができるが、長期間の居住性を考慮し、酸素濃度、二酸化炭素濃度に余裕をみて、非常用空気浄化ファンの流量を33～40m³/minとする。流量を33 m³/minとしたとき、平衡時の酸素濃度は20.4%、二酸化炭素濃度は0.4%となる。</p> <p>※1 事故時に必要な要員110人に余裕を見込んで150人とする ※2 「空気調和・衛生工学便覧」より</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所非常用送風機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/台</td> <td>620以上（注1）、（1,000以上（注2））</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>注1：要求値を示す 注2：公称値を示す</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【設定根拠】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 換気量</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(a) 収容人数 ・収容対策要員人数：200人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(b) 許容二酸化炭素濃度、許容酸素濃度 許容二酸化炭素濃度は、労働安全衛生規則に記載の許容二酸化炭素濃度1.5%に余裕をみて1.0%以下とする。許容酸素濃度は、労働安全衛生法酸素欠乏防止規則に定める18%以上とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(c) 必要換気量の計算式</td> </tr> <tr> <td colspan="3">①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q₁)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・収容人数：n=200人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（労働安全衛生規則に余裕をみた値）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・大気二酸化炭素濃度：C₀=0.03%（標準大気中の二酸化炭素濃度）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・二酸化炭素発生量：M=0.03 m³/h/人（空気調和・衛生工学便覧の軽作業の作業程度の吐出し量）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・必要換気量：Q₁=100Mn/(C-C₀)m³/h（空気調和・衛生工学便覧のCO₂濃度基準必要換気量）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">$Q_1=100 \times 0.03 \times 200 \div (1.0 - 0.03) = 618.56 \approx 620 [m^3/h]$</td> </tr> <tr> <td colspan="3">②酸素濃度基準に基づく必要換気量Q₂</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・収容人数：n=200人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・吸気酸素濃度：a=20.95%（標準大気中の酸素濃度）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・許容酸素濃度：b=18%（労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止規則）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・成人の呼吸量：c=0.48m³/h/人（空気調和・衛生工学便覧）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度：d=16.4%（空気調和・衛生工学便覧）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・必要換気量：Q₂=c(a-d)n/(a-b)m³/h（空気調和・衛生工学便覧のO₂濃度基準必要換気量）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">$Q_2=0.48 \times (20.95 - 16.4) \times 200 \div (20.95 - 18.0) = 148.07 \approx 149 [m^3/h]$</td> </tr> </tbody> </table>	名称		緊急時対策所非常用送風機	台数	台	1（予備1）	容量	m ³ /h/台	620以上（注1）、（1,000以上（注2））	機器仕様に関する注記		注1：要求値を示す 注2：公称値を示す	【設定根拠】			(1) 換気量			(a) 収容人数 ・収容対策要員人数：200人			(b) 許容二酸化炭素濃度、許容酸素濃度 許容二酸化炭素濃度は、労働安全衛生規則に記載の許容二酸化炭素濃度1.5%に余裕をみて1.0%以下とする。許容酸素濃度は、労働安全衛生法酸素欠乏防止規則に定める18%以上とする。			(c) 必要換気量の計算式			①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q ₁)			・収容人数：n=200人			・許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（労働安全衛生規則に余裕をみた値）			・大気二酸化炭素濃度：C ₀ =0.03%（標準大気中の二酸化炭素濃度）			・二酸化炭素発生量：M=0.03 m ³ /h/人（空気調和・衛生工学便覧の軽作業の作業程度の吐出し量）			・必要換気量：Q ₁ =100Mn/(C-C ₀)m ³ /h（空気調和・衛生工学便覧のCO ₂ 濃度基準必要換気量）			$Q_1=100 \times 0.03 \times 200 \div (1.0 - 0.03) = 618.56 \approx 620 [m^3/h]$			②酸素濃度基準に基づく必要換気量Q ₂			・収容人数：n=200人			・吸気酸素濃度：a=20.95%（標準大気中の酸素濃度）			・許容酸素濃度：b=18%（労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止規則）			・成人の呼吸量：c=0.48m ³ /h/人（空気調和・衛生工学便覧）			・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度：d=16.4%（空気調和・衛生工学便覧）			・必要換気量：Q ₂ =c(a-d)n/(a-b)m ³ /h（空気調和・衛生工学便覧のO ₂ 濃度基準必要換気量）			$Q_2=0.48 \times (20.95 - 16.4) \times 200 \div (20.95 - 18.0) = 148.07 \approx 149 [m^3/h]$			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>2（予備2）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/台</td> <td>285以上（注1）、（1,500以上（注2））</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>注1：要求値を示す 注2：公称値を示す</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【設定根拠】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 換気量</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(a) 収容人数 ・収容対策要員人数：120名（緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各60人/建屋）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(b) 許容二酸化炭素濃度、許容酸素濃度 許容二酸化炭素濃度は、1.0%以下（鉱山保安法施行規則）とする。許容酸素濃度は、19%以上（鉱山保安法施行規則）とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(c) 必要換気量の計算式</td> </tr> <tr> <td colspan="3">①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q₁)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・収容人数：n=60名</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（鉱山保安法施行規則）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・大気二酸化炭素濃度：C₀=0.03%（標準大気中の二酸化炭素濃度）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・二酸化炭素発生量：M=0.046 m³/h/名（空気調和・衛生工学便覧の中等作業の作業程度の吐出し量）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・必要換気量：Q₁=100Mn/(C-C₀)m³/h（空気調和・衛生工学便覧のCO₂濃度基準必要換気量）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">$Q_1=100 \times 0.046 \times 60 \div (1.0 - 0.03) = 284.53 \approx 285 [m^3/h]$</td> </tr> <tr> <td colspan="3">②酸素濃度基準に基づく必要換気量(Q₂)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・収容人数：n=60名</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・吸気酸素濃度：a=20.95%（標準大気中の酸素濃度）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・許容酸素濃度：b=19%（鉱山保安法施行規則）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・成人の呼吸量：c=1.44m³/h/名（空気調和・衛生工学便覧の歩行の呼吸量）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度：d=16.4%（空気調和・衛生工学便覧）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・必要換気量：Q₂=c(a-d)n/(a-b)m³/h（空気調和・衛生工学便覧のO₂濃度基準必要換気量）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">$Q_2=1.44 \times (20.95 - 16.4) \times 60 \div (20.95 - 19.0) = 201.6 \approx 202 [m^3/h]$</td> </tr> </tbody> </table>	名称		可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	台数	台	2（予備2）	容量	m ³ /h/台	285以上（注1）、（1,500以上（注2））	機器仕様に関する注記		注1：要求値を示す 注2：公称値を示す	【設定根拠】			(1) 換気量			(a) 収容人数 ・収容対策要員人数：120名（緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各60人/建屋）			(b) 許容二酸化炭素濃度、許容酸素濃度 許容二酸化炭素濃度は、1.0%以下（鉱山保安法施行規則）とする。許容酸素濃度は、19%以上（鉱山保安法施行規則）とする。			(c) 必要換気量の計算式			①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q ₁)			・収容人数：n=60名			・許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（鉱山保安法施行規則）			・大気二酸化炭素濃度：C ₀ =0.03%（標準大気中の二酸化炭素濃度）			・二酸化炭素発生量：M=0.046 m ³ /h/名（空気調和・衛生工学便覧の中等作業の作業程度の吐出し量）			・必要換気量：Q ₁ =100Mn/(C-C ₀)m ³ /h（空気調和・衛生工学便覧のCO ₂ 濃度基準必要換気量）			$Q_1=100 \times 0.046 \times 60 \div (1.0 - 0.03) = 284.53 \approx 285 [m^3/h]$			②酸素濃度基準に基づく必要換気量(Q ₂)			・収容人数：n=60名			・吸気酸素濃度：a=20.95%（標準大気中の酸素濃度）			・許容酸素濃度：b=19%（鉱山保安法施行規則）			・成人の呼吸量：c=1.44m ³ /h/名（空気調和・衛生工学便覧の歩行の呼吸量）			・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度：d=16.4%（空気調和・衛生工学便覧）			・必要換気量：Q ₂ =c(a-d)n/(a-b)m ³ /h（空気調和・衛生工学便覧のO ₂ 濃度基準必要換気量）			$Q_2=1.44 \times (20.95 - 16.4) \times 60 \div (20.95 - 19.0) = 201.6 \approx 202 [m^3/h]$			<p>【大飯】 女川記載方針の反映</p> <p>設計の相違 ・収容人数、二酸化炭素発生量および成人の呼吸量（酸素消費量）の想定作業が異なるため、算出される必要換気量が異なる。</p> <p>設計の相違 ・準拠する法令の相違。 保守的に鉱山保安法を採用している。</p> <p>設計の相違 ・想定する作業の相違。 ファン使用中は机上作業であるものの、緊急時対策所内の歩行や資機材の運搬を行うことから大飯同様想定する作業は「中等作業」とした。</p>
名称		緊急時対策所非常用送風機																																																																																																																																																	
台数	台	1（予備1）																																																																																																																																																	
容量	m ³ /h/台	620以上（注1）、（1,000以上（注2））																																																																																																																																																	
機器仕様に関する注記		注1：要求値を示す 注2：公称値を示す																																																																																																																																																	
【設定根拠】																																																																																																																																																			
(1) 換気量																																																																																																																																																			
(a) 収容人数 ・収容対策要員人数：200人																																																																																																																																																			
(b) 許容二酸化炭素濃度、許容酸素濃度 許容二酸化炭素濃度は、労働安全衛生規則に記載の許容二酸化炭素濃度1.5%に余裕をみて1.0%以下とする。許容酸素濃度は、労働安全衛生法酸素欠乏防止規則に定める18%以上とする。																																																																																																																																																			
(c) 必要換気量の計算式																																																																																																																																																			
①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q ₁)																																																																																																																																																			
・収容人数：n=200人																																																																																																																																																			
・許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（労働安全衛生規則に余裕をみた値）																																																																																																																																																			
・大気二酸化炭素濃度：C ₀ =0.03%（標準大気中の二酸化炭素濃度）																																																																																																																																																			
・二酸化炭素発生量：M=0.03 m ³ /h/人（空気調和・衛生工学便覧の軽作業の作業程度の吐出し量）																																																																																																																																																			
・必要換気量：Q ₁ =100Mn/(C-C ₀)m ³ /h（空気調和・衛生工学便覧のCO ₂ 濃度基準必要換気量）																																																																																																																																																			
$Q_1=100 \times 0.03 \times 200 \div (1.0 - 0.03) = 618.56 \approx 620 [m^3/h]$																																																																																																																																																			
②酸素濃度基準に基づく必要換気量Q ₂																																																																																																																																																			
・収容人数：n=200人																																																																																																																																																			
・吸気酸素濃度：a=20.95%（標準大気中の酸素濃度）																																																																																																																																																			
・許容酸素濃度：b=18%（労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止規則）																																																																																																																																																			
・成人の呼吸量：c=0.48m ³ /h/人（空気調和・衛生工学便覧）																																																																																																																																																			
・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度：d=16.4%（空気調和・衛生工学便覧）																																																																																																																																																			
・必要換気量：Q ₂ =c(a-d)n/(a-b)m ³ /h（空気調和・衛生工学便覧のO ₂ 濃度基準必要換気量）																																																																																																																																																			
$Q_2=0.48 \times (20.95 - 16.4) \times 200 \div (20.95 - 18.0) = 148.07 \approx 149 [m^3/h]$																																																																																																																																																			
名称		可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン																																																																																																																																																	
台数	台	2（予備2）																																																																																																																																																	
容量	m ³ /h/台	285以上（注1）、（1,500以上（注2））																																																																																																																																																	
機器仕様に関する注記		注1：要求値を示す 注2：公称値を示す																																																																																																																																																	
【設定根拠】																																																																																																																																																			
(1) 換気量																																																																																																																																																			
(a) 収容人数 ・収容対策要員人数：120名（緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各60人/建屋）																																																																																																																																																			
(b) 許容二酸化炭素濃度、許容酸素濃度 許容二酸化炭素濃度は、1.0%以下（鉱山保安法施行規則）とする。許容酸素濃度は、19%以上（鉱山保安法施行規則）とする。																																																																																																																																																			
(c) 必要換気量の計算式																																																																																																																																																			
①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q ₁)																																																																																																																																																			
・収容人数：n=60名																																																																																																																																																			
・許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（鉱山保安法施行規則）																																																																																																																																																			
・大気二酸化炭素濃度：C ₀ =0.03%（標準大気中の二酸化炭素濃度）																																																																																																																																																			
・二酸化炭素発生量：M=0.046 m ³ /h/名（空気調和・衛生工学便覧の中等作業の作業程度の吐出し量）																																																																																																																																																			
・必要換気量：Q ₁ =100Mn/(C-C ₀)m ³ /h（空気調和・衛生工学便覧のCO ₂ 濃度基準必要換気量）																																																																																																																																																			
$Q_1=100 \times 0.046 \times 60 \div (1.0 - 0.03) = 284.53 \approx 285 [m^3/h]$																																																																																																																																																			
②酸素濃度基準に基づく必要換気量(Q ₂)																																																																																																																																																			
・収容人数：n=60名																																																																																																																																																			
・吸気酸素濃度：a=20.95%（標準大気中の酸素濃度）																																																																																																																																																			
・許容酸素濃度：b=19%（鉱山保安法施行規則）																																																																																																																																																			
・成人の呼吸量：c=1.44m ³ /h/名（空気調和・衛生工学便覧の歩行の呼吸量）																																																																																																																																																			
・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度：d=16.4%（空気調和・衛生工学便覧）																																																																																																																																																			
・必要換気量：Q ₂ =c(a-d)n/(a-b)m ³ /h（空気調和・衛生工学便覧のO ₂ 濃度基準必要換気量）																																																																																																																																																			
$Q_2=1.44 \times (20.95 - 16.4) \times 60 \div (20.95 - 19.0) = 201.6 \approx 202 [m^3/h]$																																																																																																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機</p> <p>【設定根拠】</p> <p>(d) 高気密室の設計漏えい率 高気密室の設計漏えい率は酸素濃度基準に基づく必要換気量に合わせ、64m³/h（20Pa陽圧化時）とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機</p> <p>【設定根拠】</p> <p>(d) 待機場所の設計漏えい率 待機場所は5号炉原子炉建屋地上3階の既設の部屋を流用することから、20Pa陽圧化した状態における気密性について、JISA2201に基づく気密性能試験により確認を実施した。</p>	<p>【設定根拠】（続）</p> <p>(d) 緊急時対策所の設計漏えい量 緊急時対策所の設計漏えい量は、1時間で加圧バウンダリ内体積2,811.6 m³の10%である282 m³/h（20Pa正圧化時）とする。</p> <p>(e) 必要換気量 上記より、緊急時対策所非常用送風機の必要換気量は二酸化炭素基準の必要換気量に対して余裕をもたせた1,000 m³/h/台以上×1台を確保する設計とする。</p>	<p>【設定根拠】（続）</p> <p>(d) 緊急時対策所の漏洩量 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の設計漏えい量は、1時間で緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各加圧バウンダリ内体積519 m³の15%である77.85 m³/h（100Pa正圧化時）とする。</p> <p>(e) 必要換気量 上記より、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの必要換気量は二酸化炭素基準の必要換気量に対して余裕を持たせ、各建屋1,500 m³/h×1台以上を確保する設計とする。</p>	<p>・設計の相違</p> <p>女川の緊急時対策所は屋内設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p> <p>泊、大飯は緊急時対策所が屋外設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧よりも、風の動圧に起因する差圧の方が大きいため、風の動圧に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>・算定条件：建屋体積3000m³、100Paでの建屋アウトリーク率0.15回/h必要な換気流量は7.5m³/minとなる。 （再掲）</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室</p> <p>【設定根拠】 また、高気密室を陽圧化する場合の差圧制御は、差圧調整弁（可搬型陽圧化空調機）及び差圧調整弁（緊急時対策所陽圧化装置）を切り替えることにより、高気密室から室外への排気量を調整し、ブルーム通過前後においては可搬型陽圧化空調機の560m³/h以上の換気量により20Pa以上の陽圧化状態を維持可能とし、ブルーム通過中においては緊急時対策所陽圧化装置の64m³/h以上の換気量により20Pa以上の陽圧化状態を維持可能な設計とする。</p>	<table border="1" data-bbox="667 175 1232 295"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>式</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>許容漏えい量</td> <td>m³/h</td> <td>282 以下(20Pa 正圧化時)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 緊急時対策所の設計漏えい量は、1時間で加圧バウンダリ内体積2,811.6 m³の10%である282 m³/h以下（20Pa正圧化時）とする。</p> <p>また、緊急時対策所を正圧化する場合の差圧制御は、ブルーム通過前後においては緊急時対策所非常用送風機の620m³/h以上の換気量で、給排気隔離弁（建屋差圧排気隔離弁）の差圧制御により緊急時対策建屋外への排気量を調整し、緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階と地上階の差圧を20Pa以上の正圧化状態で維持可能とし、ブルーム通過中においては、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）の290 m³/h以上の換気量で、給排気隔離弁（緊急室室圧調整）により緊急時対策所から室外への排気量を調整し、緊急時対策所と隣接区画の差圧を20Pa以上の正圧化状態で維持可能な設計とする。</p>	名称		緊急時対策所	数量	式	1	許容漏えい量	m ³ /h	282 以下(20Pa 正圧化時)	機器仕様に関する注記		—	<table border="1" data-bbox="1252 175 1816 295"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>式</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>許容漏えい量</td> <td>m³/h</td> <td>77.85 以下(100Pa 正圧化時)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の設計漏えい量は、1時間で緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各加圧バウンダリ内体積519 m³の15%である77.85 m³/h以下（100Pa正圧化時）とする。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化する場合の差圧制御は、ブルーム通過前後においては可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの285m³/h以上の換気量で、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の緊急時対策所排気手動ダンパの操作により緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所外への排気量を調整し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の差圧を100Pa以上の正圧化状態で維持可能とし、ブルーム通過中においては、空気供給装置（空気ポンベ）の89m³/h以上の換気量で、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の緊急時対策所排気手動ダンパにより緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から所外への排気量を調整し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の差圧を100Pa以上の正圧化状態で維持可能な設計とする。</p>	名称		緊急時対策所	数量	式	1	許容漏えい量	m ³ /h	77.85 以下(100Pa 正圧化時)	機器仕様に関する注記		—	<p>・設計の相違 女川の緊急時対策所は屋内設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧を正圧維持の基準としている。 泊、大飯は緊急時対策所が屋外設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧よりも、風の動圧に起因する差圧の方が大きいため、風の動圧に起因する差圧を正圧維持の基準としている。</p> <p>アウトリーク率は保守的に15%としている。（大飯同様）</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
名称		緊急時対策所																									
数量	式	1																									
許容漏えい量	m ³ /h	282 以下(20Pa 正圧化時)																									
機器仕様に関する注記		—																									
名称		緊急時対策所																									
数量	式	1																									
許容漏えい量	m ³ /h	77.85 以下(100Pa 正圧化時)																									
機器仕様に関する注記		—																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>(5) 空気ポンペを12時間使用する場合 空気ポンペは、事故後24時間から36時間（希ガス放出）の間に使用する。 36時間以降も、建屋内の圧力並びに酸素及び二酸化炭素濃度を維持・抑制するための条件を満足する必要がある。</p> <p>a. 建屋内の正圧維持について 必要流量は7.5 m³/minとする。（アウトリーク率：0.15回/h程度）</p> <p>b. 建屋内酸素濃度維持について（建屋体積は2,500m³とする。） ・許容酸素濃度：19%以上（「鉱山保安法施行規則」を準拠した） ・算出条件：緊急時対策所内の作業は主に机上作業であり、ポンペ加圧時は人の出入りもないことから、潜在人数150人※1の酸素消費量は、成人の呼吸量（静座）※2時とし、空気ポンペにより加圧する12時間後も許容酸素濃度を上回らない条件とした。 必要な最低換気量は0.1m³/minとなる。</p> <p>c. 建屋内二酸化炭素濃度抑制について（建屋体積は2,500m³とする。） ・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下（「鉱山保安法施行規則」を準拠した） ・算出条件：滞在人数150人※1の二酸化炭素吐き出し量は、計器監視等を行う程度の作業（極軽作業）※2時の量とし、空気ポンペにより加圧する12時間後も許容二酸化炭素濃度を上回らない条件とした。 必要な最低換気流量は4.5 m³/minとなる。</p> <p>a. ~ c. より、空気ポンペの流量を7.5m³/minとすれば、加圧、酸素濃度、二酸化炭素濃度を維持・抑制するための全ての条件を満たすことができる。また、流量を7.5m³/minとしたとき、空気ポンペによる加圧時間12時間後の酸素濃度は20.2%、二酸化炭素濃度は0.8%となる。 ※1 事故時に必要な要員110人に余裕を見込んで150人とする ※2 「空調和・衛生工学便覧」より</p> <p>d. 空気ポンペ配備数 ポンペ容量は、7.8 m³/本であるため、空気ポンペの必要本数は約720本程度となる。 (7.5 m³/min × 720min ÷ 7.6 m³/本) 720本以上のポンペを配備し、ポンペ交換不要で12時間連続加圧が可能な設計とする。</p>	<table border="1" data-bbox="665 159 1238 335"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本数</td> <td>本</td> <td>415以上（注1）、（540（注2））</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>L/本</td> <td>46.7</td> </tr> <tr> <td>充填圧力</td> <td>MPa</td> <td>19.6（35℃）</td> </tr> </tbody> </table> <p>機器仕様に関する注記 注1：要求値を示す。 注2：公称値を示す。</p> <p>【設定根拠】 必要ポンペ本数としては、以下に示す「(1) 正圧維持に必要となるポンペ本数」に必要となる415本以上確保する設計とする。</p> <p>(1) 正圧維持に必要なポンペ本数 緊急時対策所を10時間正圧化する必要最低限のポンペ本数は、緊急時対策所の設計漏えい量である282m³/h以上の空気ポンペ給気量290m³/hを考慮すると、ポンペ供給可能空気量である7.0 m³/本から下記の通り415本となる。現場に設置するポンペ本数については、メンテナンス予備を考慮し540本確保する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンペ初期充填圧力 : 19.6MPa (at 35℃) ・ポンペ内容積 : 46.7L ・圧力調整弁最低制御圧力 : 3.0MPa ・ポンペ供給可能空気量 : 7.0 m³/本 (at-4.9℃) <p>以上より、必要ポンペ本数は下記の通り415本以上となる。 $290\text{m}^3/\text{h} \div 7.0 \text{ m}^3/\text{本} \times 10 \text{ 時間} = 415 \text{ 本}$</p> <p>(2) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数 緊急時対策所における加圧設備使用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度並びに空気ポンペ本数について評価を行った。緊急時対策所内への空気の流れはないものとし、ブルーム通過中に収容する対策要員83名による10時間後の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の変化は、許容酸素濃度18%以上及び許容二酸化炭素濃度1.0%以下を満足する結果となった。したがって、許容酸素濃度及び許容二酸化炭素を維持するのに必要な空気ポンペ本数は正圧維持に必要な415本で十分となる。</p>	名称		緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）	本数	本	415以上（注1）、（540（注2））	容量	L/本	46.7	充填圧力	MPa	19.6（35℃）	<table border="1" data-bbox="1247 159 1821 335"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>空気供給装置（空気ポンペ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本数</td> <td>本/建屋</td> <td>177以上（注1）、（340（注2））</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>L/本</td> <td>46.7</td> </tr> <tr> <td>充填圧力</td> <td>MPa</td> <td>14.7（35℃）</td> </tr> </tbody> </table> <p>機器仕様に関する注記 注1：要求値を示す 注2：公称値を示す</p> <p>【設定根拠】 必要ポンペ本数としては、以下に示す「(2) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数」に必要となる緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各177本以上を確保する設計とする。</p> <p>(1) 正圧維持に必要なポンペ本数 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を10時間正圧化する必要最低限のポンペ本数は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の設計漏えい量である77.85 m³/hを考慮すると、ポンペ供給可能空気量である5.05 m³/本から下記のとおり緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各155本となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンペ初期充填圧力 : 14.7MPa (at 35℃) ・ポンペ内容積 : 46.7L ・減圧弁最低制御圧力 : 1.0MPa ・ポンペ供給可能空気量 : 5.05 m³/本 (at-19.0℃) <p>以上より、必要ポンペ本数は下記のとおり155本以上となる。 $77.85\text{m}^3/\text{h} \div 5.05 \text{ m}^3/\text{本} \times 10 \text{ 時間} = 155 \text{ 本}$</p> <p>(2) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所における空気供給装置使用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度並びに空気ポンペ本数について評価を行った。緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内への空気の流れはないものとし、ブルーム通過中に収容する要員46名（緊急時対策所待機所人数）に、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を10時間維持するのに必要なポンペ本数は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量である89m³/h以上と考慮すると、ポンペ供給可能空気量である5.05m³/本から必要ポンペ本数は下記のとおり緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各177本以上となる。現場に設置するポンペ本数については、メンテナンス予備を考慮し緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所用に各340本確保する設計とする。</p>	名称		空気供給装置（空気ポンペ）	本数	本/建屋	177以上（注1）、（340（注2））	容量	L/本	46.7	充填圧力	MPa	14.7（35℃）	<p>設計の相違 ・女川はブルーム通過中の要員減を考慮している為、(1)正圧維持が支配的。 泊は緊急時対策所が小さく、(2)酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持が支配的となる。</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <p>設計の相違 ・正圧化に必要な流量、ポンペ容量、減圧弁および使用環境（温度）による差異</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由②）</p> <p>設計の相違 ・女川は、正圧維持に必要なポンペ数で酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ数を賄えることを確認している。 泊は逆に酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ数が正圧維持に必要なポンペ数より多いことから本項でポンペ本数を算出している。</p>
名称		緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）																									
本数	本	415以上（注1）、（540（注2））																									
容量	L/本	46.7																									
充填圧力	MPa	19.6（35℃）																									
名称		空気供給装置（空気ポンペ）																									
本数	本/建屋	177以上（注1）、（340（注2））																									
容量	L/本	46.7																									
充填圧力	MPa	14.7（35℃）																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）

【設定根拠】

(a) 二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量
 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の設定根拠(1), (c), ①項に示す $Q1=560\text{m}^3/\text{h}$ とする。

(b) 酸素濃度基準に基づく必要換気量
 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の設定根拠(1), (c), ②項に示す $Q2=64\text{m}^3/\text{h}$ とする。

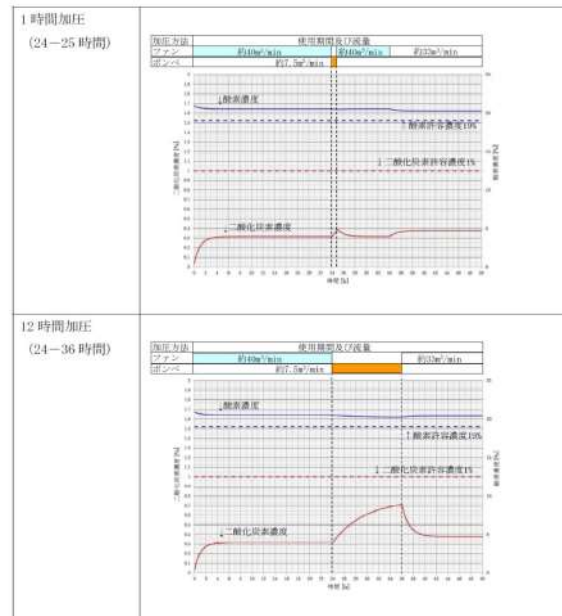
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）

【設定根拠】

(a) 二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量
 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機の場合と同じく $638\text{m}^3/\text{h}$ とする。

(b) 酸素濃度基準に基づく必要換気量
 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機の場合と同じく $73\text{m}^3/\text{h}$ とする。

図5-1 緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化



女川原子力発電所2号炉

【設定根拠】（続）

(a) 評価条件

- 在室人員：83名
- 加圧バウンダリ内体積：2,811.6 m³
- 空気流入はないものとする。
- 許容酸素濃度：18%以上（労働安全衛生規則）
- 許容炭酸ガス濃度：1.0%以下（労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度 1.5%に余裕を見た値）
- 酸素消費量：0.066 m³/h/人（「空気調和・衛生工学便覧」の作業強度分類の「歩行」の作業強度に対する酸素消費量）
- 呼吸による炭酸ガス排出量：0.03 m³/h/人（「空気調和・衛生工学便覧」の労働強度別二酸化炭素吐出し量の「軽作業」の作業程度に対する二酸化炭素吐出し量の値）
- 加圧開始時酸素濃度：20.40%（緊急時対策所内酸素濃度）
- 加圧開始時二酸化炭素濃度：0.2760%（緊急時対策所内二酸化炭素濃度）
- 空気ポンベ加圧時間：10時間

(b) 評価結果

10時間加圧の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の時間変化を図61-6-1に示す。酸素濃度の最小値及び二酸化炭素濃度の最大値は以下のとおりであり、いずれも許容値を満足している。

	酸素濃度(%)	二酸化炭素濃度(%)
加圧10時間後	19.54	0.6703

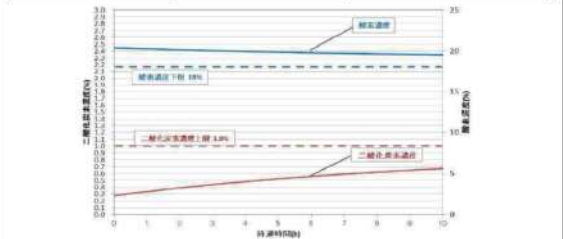


図61-6-1 緊急時対策所 プルーム放出期間中の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化

泊発電所3号炉

【設定根拠】（続）

(a) 評価条件

- 在室人員：46名（緊急時対策所待機所人数）
- 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各加圧バウンダリ内体積：519 m³
- 空気流入はないものとする。
- 許容酸素濃度：19%以上（鉱山保安法施行規則）
- 許容二酸化炭素濃度：1.0%以下（鉱山保安法施行規則）
- 酸素消費量：0.022 m³/h/人（「空気調和・衛生工学便覧」の作業強度分類の「静座」の作業強度に対する酸素消費量）
- 呼吸による二酸化炭素排出量：0.022 m³/h/人（「空気調和・衛生工学便覧」の労働強度別二酸化炭素吐出し量の「極軽作業」の作業程度に対する二酸化炭素吐出し量の値）
- 加圧開始時酸素濃度：20.68%（緊急時対策所内酸素濃度）
- 加圧開始時二酸化炭素濃度：0.22%（緊急時対策所内二酸化炭素濃度）
- 空気ポンベ加圧時間：10時間

(b) 評価結果

10時間加圧の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の時間変化を図61-6-2に示す。酸素濃度の最小値及び二酸化炭素濃度の最大値は以下のとおりであり、いずれも許容値を満足している。

	酸素濃度(%)	二酸化炭素濃度(%)
加圧10時間後	20.01	0.996

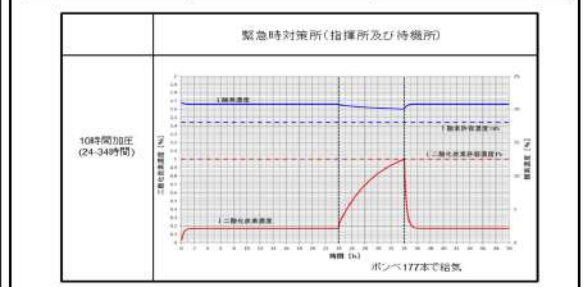


図61-6-2 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化

相違理由

設計の相違

- 酸素、二酸化炭素の呼吸量、排出量に関してはポンベの加圧期間中は、準備を含む現場作業がないことから大飯同様「極軽作業」「静座」としている。

【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																											
<p>電源車（緊急時対策所用）（第34 条まとめ資料より抜粋）</p> <p>(2) 電源車からの給電について</p> <ul style="list-style-type: none"> 連続運転時間および要求される負荷 <p>緊急時対策所の運用に必要なとなる電源容量は、約144kVAであり、電源車（緊急時対策所用）（定格220kVA）の約66%負荷である。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は、約66%負荷の燃料消費率から、25時間以上の連続運転が可能である。</p>	<p>名称 電源車（緊急時対策所用）</p> <table border="1"> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA/台</td> <td>400</td> </tr> </table> <p>機器仕様に関する注記 —</p> <p>【設定根拠】 緊急時対策所は、全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備（電源の確保）として、電源車（緊急時対策所用）を設置する。電源車（緊急時対策所用）は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有する。</p> <p>また、電源車（緊急時対策所用）は必要負荷に対して7日間（168時間）連続給電が可能であり、ブルーム通過時に給油が必要となることはない。</p>	台数	台	1（予備1）	容量	kVA/台	400	<p>名称 緊急時対策所用発電機</p> <table border="1"> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>4（予備4）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA/台</td> <td>270</td> </tr> </table> <p>機器仕様に関する注記 —</p> <p>【設定根拠】 緊急時対策所の電源が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機を設置する。緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに給電するために必要な容量を有するものを緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに2台有する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所用発電機はそれぞれの必要負荷（指揮所：36%、待機所：26%）に対して、指揮所側が約19時間、待機所側が約24時間の連続給電が可能であり、ブルーム通過前には予備基を無負荷運転で待機させることから、ブルーム通過時に給油が必要となることはない。</p>	台数	台	4（予備4）	容量	kVA/台	270	<p>【女川】設計方針の相違（相違理由⑦） ・泊の緊急時対策所は、指揮所と待機所にそれぞれ発電機を接続することから、必要台数に相違がある。また、燃料補給は可搬型タンクローリーにより行うことから、燃料給油時の停止も考慮して配備台数を決定している。</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】・運用の相違 ・泊の燃料補給間隔は、他の可搬型SA設備への燃料補給時期を考慮し、大飯と比較し長時間となるが、燃料枯渇前に補給を行うこと及び必要により予備機へ切替えを行うことで、電源供給が中断することはない。緊急時対策所内での活動に影響を与えない。</p>																																															
台数	台	1（予備1）																																																												
容量	kVA/台	400																																																												
台数	台	4（予備4）																																																												
容量	kVA/台	270																																																												
<p>表4-1 電源車（緊急時対策所用）燃費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>220kVA電源車 燃料消費率 (L/h)</th> <th>連続運転時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%負荷時</td> <td></td> <td>約20時間</td> </tr> <tr> <td>75%負荷時</td> <td></td> <td>約25時間</td> </tr> <tr> <td>50%負荷時</td> <td></td> <td>約35時間</td> </tr> <tr> <td>25%負荷時</td> <td></td> <td>約57時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】燃料タンク容量 990L（デンヨー 形式：DCA-220ESMB）</p>		220kVA電源車 燃料消費率 (L/h)	連続運転時間	100%負荷時		約20時間	75%負荷時		約25時間	50%負荷時		約35時間	25%負荷時		約57時間	<p>1. 容量 電源車（緊急時対策所用）の容量は、以下の緊急時対策所に必要な負荷を基に設定する。</p> <p>表61-6-1 緊急時対策建屋 必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約200kVA</td> </tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む。）</td> <td>約47kVA</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>約5kVA</td> </tr> <tr> <td>充電器（安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備含む。）</td> <td>約79kVA</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td>約27kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約358kVA</td> </tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約200kVA	照明設備（コンセント負荷含む。）	約47kVA	通信連絡設備	約5kVA	充電器（安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備含む。）	約79kVA	その他負荷	約27kVA	合計	約358kVA	<p>1. 容量 緊急時対策所用発電機の容量は、以下の緊急時対策所に必要な負荷を基に設定する。</p> <p>表 緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th colspan="2">負荷容量(kVA)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>指揮所</th> <th>待機所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空気浄化装置</td> <td>23.1</td> <td>23.1</td> <td>可搬型新設緊急時対策所用空気浄化装置</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備等</td> <td>15.1</td> <td>0.7</td> <td>データ表示端末、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、その他通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>室内空調設備</td> <td>34.8</td> <td>34.8</td> <td>パナソニックエアコン</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>2.2</td> <td>2.2</td> <td>LED照明(パナソニック)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>21.9</td> <td>9.3</td> <td>OA機器等(予備容量含む)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>97.1</td> <td>70.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	負荷容量(kVA)		備考	指揮所	待機所	可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化装置	通信連絡設備等	15.1	0.7	データ表示端末、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、その他通信連絡設備	室内空調設備	34.8	34.8	パナソニックエアコン	照明設備	2.2	2.2	LED照明(パナソニック)	その他	21.9	9.3	OA機器等(予備容量含む)	合計	97.1	70.1		
	220kVA電源車 燃料消費率 (L/h)	連続運転時間																																																												
100%負荷時		約20時間																																																												
75%負荷時		約25時間																																																												
50%負荷時		約35時間																																																												
25%負荷時		約57時間																																																												
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																													
換気空調設備	約200kVA																																																													
照明設備（コンセント負荷含む。）	約47kVA																																																													
通信連絡設備	約5kVA																																																													
充電器（安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備含む。）	約79kVA																																																													
その他負荷	約27kVA																																																													
合計	約358kVA																																																													
設備名称	負荷容量(kVA)		備考																																																											
	指揮所	待機所																																																												
可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化装置																																																											
通信連絡設備等	15.1	0.7	データ表示端末、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、その他通信連絡設備																																																											
室内空調設備	34.8	34.8	パナソニックエアコン																																																											
照明設備	2.2	2.2	LED照明(パナソニック)																																																											
その他	21.9	9.3	OA機器等(予備容量含む)																																																											
合計	97.1	70.1																																																												
<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>表4-2 重大事故等発生時に要求される負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要機器名称</th> <th>容量(kVA)^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備(通信機器、通信端末、ディスプレイ)</td> <td>約9.0</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置</td> <td>約48.8</td> </tr> <tr> <td>モニタリング設備他</td> <td>約2.3</td> </tr> <tr> <td>その他(照明設備、誘導灯、火災報知機等)</td> <td>約80.8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約140.9</td> </tr> </tbody> </table>	主要機器名称	容量(kVA) ^{※1}	通信連絡設備(通信機器、通信端末、ディスプレイ)	約9.0	緊急時対策所可搬型空気浄化装置	約48.8	モニタリング設備他	約2.3	その他(照明設備、誘導灯、火災報知機等)	約80.8	合計	約140.9																																																		
主要機器名称	容量(kVA) ^{※1}																																																													
通信連絡設備(通信機器、通信端末、ディスプレイ)	約9.0																																																													
緊急時対策所可搬型空気浄化装置	約48.8																																																													
モニタリング設備他	約2.3																																																													
その他(照明設備、誘導灯、火災報知機等)	約80.8																																																													
合計	約140.9																																																													
<p>※1 力率0.8の場合 ※2 通信連絡設備負荷のうち、ディスプレイを除く負荷について「無停電電源装置」に接続する。</p>																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

名称	5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所用可搬型電源設備	
台数	台	2(予備3)
容量	kVA/台	200
機器仕様に関する注記	—	

【設定根拠】

5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所は、全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備（電源の確保）として、5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所用可搬型電源設備を配置する。

5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所に給電するために必要な容量を有する。一方、燃料補給時、停止する必要があることから、1台を追加配備し、2台を1セットとすることにより、運転中に切り替えることができる構成としている。

また、大飯高台保管場所に2台を配備し、多重性を確保するとともに、故障時のバックアップ及び保守点検による稼働除外時のバックアップとしてさらに1台配備する設計し、合計3台の予備を配備する設計とする。

1. 容量

5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所用可搬型電源設備の容量は、以下の表に示す必要な負荷を基に設定する。なお、5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所は重大事故等対処時の必要負荷と、重大事故等以外の一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した際の適切な措置のために必要な負荷がほぼ同等となる。（表61-6-1）

表61-6-1 5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所の必要負荷

負荷名称	負荷容量 (kVA)
緊急空調設備	約 21kVA
照明設備（コンセント負荷含む）	約 12kVA
安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備*	約 11kVA
放射線管理設備	約 14kVA
合計	約 60kVA

* 送電機は除く

5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料系統は付属の油タンク（890L）等で構成される。付属の油タンクは重大事故等時に5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所に電源供給（60kVAの負荷に電源供給）した場合、約66時間の連続運転が可能容量を持つ。



図 61-6-2 5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所用可搬型電源装置燃料性能表

女川原子力発電所2号炉

【設定根拠】（続）

電源車（緊急時対策所用）の燃料系統は、緊急時対策所軽油タンク2基（10,000L/基）、緊急時対策所軽油タンク予備1基（10,000L/基）、配管等で構成される。緊急時対策所軽油タンクは、緊急時対策建屋内に設置され、重大事故等時に電源車（緊急時対策所用）を用いて緊急時対策建屋に電源供給（保守的に、定格運転時の燃料消費量に余裕を見て100L/hを想定）した場合、緊急時対策所軽油タンク2基にて約7日間の連続運転が可能容量を有する。



図 61-6-2 電源車用燃料性能表

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

なお、緊急時対策建屋に必要な負荷（約358kVA）に対し、可搬型代替交流電源設備である電源車は容量400kVAであることから、可搬型代替交流電源設備である電源車の予備を緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）の予備として使用する。

泊発電所3号炉

【設定根拠】（続）

緊急時対策所用発電機の燃料補給手段は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽から、タンクローリーを用いて給油を行う。重大事故等時に緊急時対策所用発電機を用いて緊急時対策所に電源供給した場合、約7日間の連続運転が可能容量を有する。

	連続運転時間
100%負荷時	約8時間
75%負荷時	約10時間
50%負荷時	約15時間
36%負荷時	約19時間
26%負荷時	約24時間
25%負荷時	約25時間
無負荷時	約71時間

参考：燃料タンク容量 470L（メーカー：AIRMAN、型式：SDG300S）

図 負荷別燃料消費量

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

相違理由

設計の相違

- ・発電機仕様異なることによる燃料消費率の相違

設計方針の相違

- ・泊は可搬型の発電機を複数台設置又は保管することで電源の多重性を確保する設計としている。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由									
	<table border="1" data-bbox="667 146 1232 236"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所軽油タンク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基数</td> <td>基</td> <td>2 (予備 1)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kL/基</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="683 268 784 288">【設定根拠】</p> <p data-bbox="683 296 1220 349">緊急時対策所軽油タンクは、重大事故等対応時に電源車 (緊急時対策所用) への燃料補給を円滑に行うために設置する。</p> <p data-bbox="683 384 752 405">1. 容量</p> <p data-bbox="683 413 1220 494">緊急時対策所軽油タンクの容量は、電源車 (緊急時対策所用) 1 台の定格出力運転時の燃料消費率を基に設定する。(電源車定格出力は 400kVA)</p> <p data-bbox="683 501 1220 609">緊急時対策所軽油タンクは、緊急時対策建屋地上 1 階に設置し、重大事故等時に緊急対策所に電源供給した場合、電源車 (緊急時対策所用) の 100% 負荷連続運転において必要となる 7 日間分の容量以上の燃料を貯蔵する設計とする。</p> $V = H \times C = 168 \times 0.1 = 16.8 \text{ kL}$ <p data-bbox="725 762 1189 871">V : 必要容量 (kL) H : 運転時間 (h) = 168 (7日間) C : 100% 負荷連続運転時の燃料消費率 (kL/h) = 0.1 (定格出力 400kVA 時の燃料消費率に余裕を見た値)</p> <p data-bbox="725 906 1220 989">1 基のタンク容量を 50% 容量とすることから、1 基あたりの容量は、以下のとおり 8.4 kL/基となり、余裕を見て 10 kL/基とする。</p> $Q = V \div 2 = 16.8 \div 2 = 8.4 \text{ kL/基 (50\% 容量)}$ $\approx 10 \text{ kL/基}$ <p data-bbox="725 1142 1205 1195">Q : 緊急時対策所軽油タンク 1 基当たりの容量 (kL/基) (50% 容量) V : 燃料消費量 (kL)</p>	名称		緊急時対策所軽油タンク	基数	基	2 (予備 1)	容量	kL/基	10		<p data-bbox="1845 172 2141 193">【女川】・設計方針の相違 (相違理由⑦)</p>
名称		緊急時対策所軽油タンク										
基数	基	2 (予備 1)										
容量	kL/基	10										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<table border="1" data-bbox="665 145 1229 209"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">緊急時対策所用高圧母線 J 系</td> </tr> <tr> <td>母線電流容量</td> <td>A</td> <td>約 1,200</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>緊急時対策所用高圧母線 J 系は、常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>緊急時対策所用高圧母線 J 系は、通常時受電の外部電源系又は所内電源系からの給電が喪失した際、重大事故等に対処するために必要な電力を供給できる設計とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>緊急時対策所用高圧母線 J 系の容量は、ガスタービン発電機が接続可能であることから、ガスタービン発電機 2 台分の定格電流以上に設定する。</p> <p>(1) ガスタービン発電機 2 台分の定格電流である約 754 A に対し、十分余裕を有する約 1,200 A とする。</p> <p>ガスタービン発電機 1 台分の定格電流：$4,500\text{kVA} \div \sqrt{3} \div 6.9\text{kV}$ $= 377\text{A}$</p> <p>したがって、ガスタービン発電機 2 台分の定格電流：$377\text{A} \times 2$ $= 754\text{A}$</p>	名称	緊急時対策所用高圧母線 J 系		母線電流容量	A	約 1,200		<p>【女川】・設計方針の相違（相違理由②）</p>
名称	緊急時対策所用高圧母線 J 系								
母線電流容量	A	約 1,200							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
(6) その他の資機材等										
名称	仕様等	台数	名称	酸素濃度計、二酸化炭素濃度計	名称	酸素濃度・二酸化炭素濃度計				
酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～2.5% 測定精度：±0.5% (0.0～25.0%) 【メーカ値】 電源：乾電池（単3形電池）2本 【約1年（無警報時）】 検知原理：ガルバニ電池式 管理目標：1.9%以上 	3台※1	検知	酸素 % 0 ~ 100	検知	酸素 vol% 0 ~ 25.0			【女川】・設計方針の相違	
二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 測定範囲：0～1% 測定精度：±（測定範囲の1.5%+指示値の2%）【メーカ値】 電源：乾電池（単3形電池）4本 測定方式：非分散赤外線吸収法（NDIR Non Dispersive Infrared）センサ 管理目標：1.0%以下 	3台※1	範囲	二酸化炭素 % 0.04 ~ 5.0	範囲	二酸化炭素 vol% 0 ~ 5.00				
プロジェクター	緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。	1台	機器仕様に関する注記	—	機器仕様に関する注記	—				【女川】・設計方針の相違（相違理由①）
可搬型照明	<ul style="list-style-type: none"> バッテリー式 光源：LED 連続点灯時間：10時間以上 	2台	【設定根拠】	酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、可搬型重大事故等対処設備として配置するものである。	【設定根拠】	酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、可搬型重大事故等対処設備として配置するものである。				
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。	1式	【設定根拠】	酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、外気から緊急時対策所への空気を取り込みを停止した場合に、酸素濃度、二酸化炭素が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するためのものである。	【設定根拠】	酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、外気から緊急時対策所への空気を取り込みを停止した場合に、酸素濃度、二酸化炭素が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するためのものである。				【女川】・設計方針の相違 ・準拠する法令の相違。 保守的に鉱山保安法を採用している
※1 予備2台を含む			1. 検知範囲	1. 1 酸素濃度	1. 検知範囲	1. 1 酸素濃度				
			労働安全衛生法の酸素欠乏症等防止規則に基づき、空気中の酸素濃度18%を十分に満足する範囲を検知できる設計とする。また、表示精度としては、3%FSの精度を有する設計とする。	1. 2 二酸化炭素濃度	許容二酸化炭素濃度は、労働安全衛生規則に記載の「坑内の作業場における炭酸ガス濃度を、一・五パーセント以下としなければならない。（第583条抜粋）」に余裕をみて1.0%以下で管理するため、空気中の二酸化炭素濃度が1.0%以下であることを検知できる設計とする。また、表示精度としては、±10%rdg または0.01%のうち大きいほうの精度を有する設計とする。	鉱山保安法施行規則に基づき空気中の酸素濃度19%を十分に満足する範囲を検知できる設計とする。また、表示精度としては、±0.7%の精度を有する設計とする。			【女川】・設計方針の相違 濃度計仕様が異なるため検知範囲および精度が異なるが、検知すべき基準を満たしている。	
					また、表示精度としては±0.25%の精度を有する設計とする。					

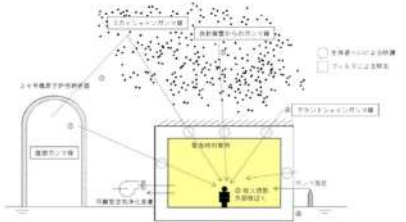
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																												
<p>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタ（第34条まとめ資料より抜粋）</p> <p>（2）放射線管理用資機材</p> <p>○防護具</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>構内保管**</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染防護服（タイベック）</td> <td>3,100着^{*1}</td> <td>約6,000着</td> </tr> <tr> <td>綿帽子</td> <td>1,550個^{*2}</td> <td>約6,000個</td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>1,550足^{*2}</td> <td>約6,000足</td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>1,550双^{*2}</td> <td>約24,000双</td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋</td> <td>3,100双^{*3}</td> <td>約20,000双</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>210個^{*4}</td> <td>約1,800個</td> </tr> <tr> <td>交換カートリッジ（2個で1組）</td> <td>1,550組^{*5}</td> <td>約4,600組</td> </tr> <tr> <td>靴カバー</td> <td>1,550足^{*2}</td> <td>約4,500足</td> </tr> <tr> <td>長靴</td> <td>300足^{*6}</td> <td>約20足</td> </tr> <tr> <td>タンダステンベスト</td> <td>10着^{*7}</td> <td>17着</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：110名×7日＋余裕（2重化含む） *2：110名×7日＋余裕 *3：110名×7日×2双＋余裕 *4：110名＋余裕 *5：110名×7日（F・A前後各1回＋その後1日に1回（6回）＋余裕 *6：110名＋余裕 *7：指揮者1名＋放射線管理1名＋作業者3名×2班＋余裕 *8：緊急時対策所保管数を含まない</p> <p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>構内保管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>210台^{*1}</td> <td>約3,200台</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>5台^{*2}</td> <td>約110台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>5台^{*3}</td> <td>約80台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ</td> <td>2台^{*4**}</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</td> <td>2台^{*3**}</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：110名＋余裕 *2：チェンジングエリアにて使用 *3：現場作業時に使用 *4：緊急時対策所内にて使用 *5：緊急時対策所外にて使用 *6：予備1台を含む *7：緊急時対策所保管数を含まない</p> <p>○チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数^{*1}</th> </tr> <tr> <th colspan="2">緊急時対策所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td colspan="2">3本</td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td colspan="2">6個</td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td colspan="2">3個</td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱（スタンション含む）</td> <td colspan="2">7個</td> </tr> <tr> <td>ポリ袋（赤・黄・黒）</td> <td colspan="2">各100枚</td> </tr> <tr> <td>テープ（白・黒）</td> <td colspan="2">各10巻</td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td colspan="2">1箱</td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td colspan="2">10個</td> </tr> <tr> <td>はさみ・カッター</td> <td colspan="2">各2本</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td colspan="2">2本</td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td colspan="2">1台</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td colspan="2">1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：チェンジングエリア設営に必要な数量</p>	品名	保管数		緊急時対策所	構内保管**	汚染防護服（タイベック）	3,100着 ^{*1}	約6,000着	綿帽子	1,550個 ^{*2}	約6,000個	靴下	1,550足 ^{*2}	約6,000足	綿手袋	1,550双 ^{*2}	約24,000双	ゴム手袋	3,100双 ^{*3}	約20,000双	全面マスク	210個 ^{*4}	約1,800個	交換カートリッジ（2個で1組）	1,550組 ^{*5}	約4,600組	靴カバー	1,550足 ^{*2}	約4,500足	長靴	300足 ^{*6}	約20足	タンダステンベスト	10着 ^{*7}	17着	品名	保管数		緊急時対策所	構内保管	個人線量計	210台 ^{*1}	約3,200台	表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台 ^{*2}	約110台	ガンマ線測定用サーベイメータ	5台 ^{*3}	約80台	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	2台 ^{*4**}	3台	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	2台 ^{*3**}	—	品名	保管数 ^{*1}		緊急時対策所		養生シート	3本		バリア	6個		粘着マット	3個		ゴミ箱（スタンション含む）	7個		ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚		テープ（白・黒）	各10巻		ウエス	1箱		ウェットティッシュ	10個		はさみ・カッター	各2本		マジック	2本		簡易シャワー	1台		簡易タンク	1台		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>Sv/h</td> <td>0.01μ ～ 999.9m</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 緊急時対策所可搬型エリアモニタは、可搬型重大事故等対処設備として配置するものである。</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内の放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による加圧判断のために使用するものである。</p> <p>なお、緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所に設置するための1台に、予備1台を含めた合計2台を緊急時対策所内に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 緊急時対策所可搬型エリアモニタは、ブルーム放出後の緊急時対策所への放射性物質到達による指示値上昇（0.1mSv/h）を検知できる設計とする。 そのため、計測範囲としては、0.01μSv/h ～ 999.9mSv/hである。</p>	名称		緊急時対策所可搬型エリアモニタ	計測範囲	Sv/h	0.01μ ～ 999.9m	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>mSv/h</td> <td>0.000 ～ 99.99</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 緊急時対策所可搬型エリアモニタは、可搬型重大事故等対処設備として配置するものである。</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内の放射線量を監視、測定するため、さらに空気供給装置（空気ポンペ）による加圧判断のために使用するものである。</p> <p>なお、緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所指揮所に設置するための1台と予備1台の計2台、及び緊急時対策所待機所に設置するための1台と予備1台の計2台を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに保管する。</p> <p>1. 計測範囲 緊急時対策所可搬型エリアモニタは、ブルーム放出後の緊急時対策所への放射性物質到達による指示値上昇（0.1mSv/h）を検知できる設計とする。 そのため計測範囲は、0.000 ～ 99.99mSv/hである。</p>	名称		緊急時対策所可搬型エリアモニタ	計測範囲	mSv/h	0.000 ～ 99.99	<p>【女川】・設計方針の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】・設計方針の相違 仕様が異なるため計測範囲が異なるが、計測すべき範囲を満たしている。</p>
品名		保管数																																																																																																													
	緊急時対策所	構内保管**																																																																																																													
汚染防護服（タイベック）	3,100着 ^{*1}	約6,000着																																																																																																													
綿帽子	1,550個 ^{*2}	約6,000個																																																																																																													
靴下	1,550足 ^{*2}	約6,000足																																																																																																													
綿手袋	1,550双 ^{*2}	約24,000双																																																																																																													
ゴム手袋	3,100双 ^{*3}	約20,000双																																																																																																													
全面マスク	210個 ^{*4}	約1,800個																																																																																																													
交換カートリッジ（2個で1組）	1,550組 ^{*5}	約4,600組																																																																																																													
靴カバー	1,550足 ^{*2}	約4,500足																																																																																																													
長靴	300足 ^{*6}	約20足																																																																																																													
タンダステンベスト	10着 ^{*7}	17着																																																																																																													
品名	保管数																																																																																																														
	緊急時対策所	構内保管																																																																																																													
個人線量計	210台 ^{*1}	約3,200台																																																																																																													
表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台 ^{*2}	約110台																																																																																																													
ガンマ線測定用サーベイメータ	5台 ^{*3}	約80台																																																																																																													
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	2台 ^{*4**}	3台																																																																																																													
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	2台 ^{*3**}	—																																																																																																													
品名	保管数 ^{*1}																																																																																																														
	緊急時対策所																																																																																																														
養生シート	3本																																																																																																														
バリア	6個																																																																																																														
粘着マット	3個																																																																																																														
ゴミ箱（スタンション含む）	7個																																																																																																														
ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚																																																																																																														
テープ（白・黒）	各10巻																																																																																																														
ウエス	1箱																																																																																																														
ウェットティッシュ	10個																																																																																																														
はさみ・カッター	各2本																																																																																																														
マジック	2本																																																																																																														
簡易シャワー	1台																																																																																																														
簡易タンク	1台																																																																																																														
名称		緊急時対策所可搬型エリアモニタ																																																																																																													
計測範囲	Sv/h	0.01μ ～ 999.9m																																																																																																													
名称		緊急時対策所可搬型エリアモニタ																																																																																																													
計測範囲	mSv/h	0.000 ～ 99.99																																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>緊急時対策所遮蔽・緊急時対策所空気浄化装置・空気供給装置 （第34条まとめ資料より抜粋）</p> <p>2.6 被ばく評価 緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量が緊急時対策所内で約4.2mSvとなり、7日間で100mSvを超えないことを確認している。 評価結果を図7に示す。</p>  <table border="1" data-bbox="94 598 609 885"> <thead> <tr> <th>被ばく経路</th> <th>実効線量 (mSv)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>①原子炉格納容器内の放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 2.5×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>②大気中へ放出された放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 3.5×10^{-3}</td> </tr> <tr> <td>③外気から室内に取り込まれた放射性物質による被ばく</td> <td>約 3.5×10^{-3}</td> </tr> <tr> <td>④大気中へ放出され地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 5.7×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>合計（①+②+③+④）</td> <td>約 4.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：有効数字2桁で切り上げた値 図7 緊急時対策所 居住性に係る被ばく評価</p>	被ばく経路	実効線量 (mSv)	緊急時対策所		①原子炉格納容器内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.5×10^{-4}	②大気中へ放出された放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 3.5×10^{-3}	③外気から室内に取り込まれた放射性物質による被ばく	約 3.5×10^{-3}	④大気中へ放出され地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 5.7×10^{-4}	合計（①+②+③+④）	約 4.2			<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違 同様の記載については、61-6 「緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について」にて表記
被ばく経路	実効線量 (mSv)																
緊急時対策所																	
①原子炉格納容器内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.5×10^{-4}																
②大気中へ放出された放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 3.5×10^{-3}																
③外気から室内に取り込まれた放射性物質による被ばく	約 3.5×10^{-3}																
④大気中へ放出され地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 5.7×10^{-4}																
合計（①+②+③+④）	約 4.2																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>SPDS表示装置・安全パラメータ表示システム（SPDS）・安全パラメータ伝送システム（第34条まとめ資料より抜粋）</p> <p>7. 安全パラメータ表示システム（SPDS）について (1) 安全パラメータ表示システム（SPDS）にて確認できるパラメータについて</p> <p>緊急時対策所においては、重大事故等に対処するために必要な情報として、以下のプラントの状態確認に必要な主要なプラントパラメータをSPDS表示装置にて確認することができる。（SPDS表示装置にて主要なバルブの開閉表示は確認可能）</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップラインを設置している。 バックアップラインは、安全保護系ラック、NIS盤、RMS盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。</p> <p>各プラントパラメータは、SPDSサーバに2週間分のデータが保存できる仕様となっている。 なお、2週間分のデータは、データ表示装置で確認可能である。</p>		<p>○安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要とパラメータについて（第34条 まとめ資料より抜粋）</p> <p>5.4安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要とパラメータについて</p> <p>3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機が収集するデータは、データ表示端末にて確認できる設計とする。 3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、緊急時対策所指揮所において、データを確認することができる。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末は、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ（ERSS伝送パラメータ）をバックアップ伝送ライン（表示用）である無線系回線により3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン（収集用）を設置している。 バックアップ伝送ライン（収集用）は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。</p> <p>各パラメータは、データ収集計算機に2週間分（1分周期）のデータが保存され、データ表示端末にて過去データ（2週間分）が確認できる設計とする。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 女川2号炉では、安全パラメータ表示システムに関する容量設定根拠を62条（通信連絡設備側）で記載している。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 34条まとめ資料に記載している内容を抜粋しているため、記載方針が異なるものの、緊急時対策所で見れるパラメータ、耐震性を有するバックアップラインの有無及びパラメータの保存期間に同等である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由								
目的	対象パラメータ		SPOS入力 パラメータ	ECSに反映 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	目的	対象パラメータ		SPOS パラメータ	ECS 伝送 パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	(3/4)			相違理由								
燃料の 状態確認	炉心出口温度	炉心出口温度(最大)	○	○	○	原子炉格納容器圧力	格納容器圧力	○	○	○	格納容器の 状態確認	原子炉格納容器圧力	格納容器圧力	○		○	○	格納容器圧力 (AM 用)	格納容器圧力 (AM 用)	○	—	○	
		炉心出口温度(平均)	○	○	○		格納容器内温度	格納容器内温度	○	○		○	格納容器内温度	格納容器内温度	○	○	○						
	格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	A格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	○	○	○	格納容器内流量	格納容器内流量	○	○	○		格納容器内流量	格納容器内流量	○	—	○	格納容器内流量	格納容器内流量	○	—	○		
		B格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	○	○	○	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	○	○	○		原子炉下部キャビティ水位	原子炉下部キャビティ水位	○	—	○	原子炉下部キャビティ水位	原子炉下部キャビティ水位	○	—	○		
		A格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	○	○	○	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	○	○	○		原子炉下部キャビティ水位	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○	原子炉下部キャビティ水位	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○		
格納容器の 状態確認	格納容器圧力	格納容器圧力(広域)	○	○	○	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	○	○	○	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	○	○	○	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	○	—	○			
		AM用格納容器圧力	○	○	○		格納容器内流量	格納容器内流量	○	○		○	格納容器内流量	格納容器内流量	○		○	○	格納容器内流量	格納容器内流量	○	○	○
	格納容器水位	A格納容器再循環サンプ水位 (広域)	○	○	○	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	B格納容器再循環サンプ水位 (広域)	○	○	○	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	A格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	○	○	○	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	B格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	○	○	○			
		B格納容器再循環サンプ水位 (広域)	○	○	○		格納容器水位	格納容器水位	○	○		○	格納容器水位	格納容器水位	○		○	○	格納容器水位	格納容器水位	○	○	○
		A格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	○	○	○		原子炉下部キャビティ水位	原子炉下部キャビティ水位	○	○		○	原子炉下部キャビティ水位	原子炉下部キャビティ水位	○		○	○	原子炉下部キャビティ水位	原子炉下部キャビティ水位	○	○	○
	格納容器 スプレイ流量	A格納容器スプレイ流量	○	○	○	格納容器スプレイ流量	A格納容器スプレイ流量	○	○	○	格納容器スプレイ流量	A格納容器スプレイ流量	○	○	○	格納容器スプレイ流量	A格納容器スプレイ流量	○	○	○			
		B格納容器スプレイ流量	○	○	○		格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	○	○		○	格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	○		○	○	格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	○	○	○
		A格納容器スプレイ流量積算	○	○	○		格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	○	○		○	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	○		○	○	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	○	○	○
	格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	A格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	○	○	○	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	A格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	○	○	○	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	A格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	○	○	○	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	A格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	○	○	○			
		B格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	○	○	○		格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	○	○		○	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	○		○	○	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	○	○	○
		A格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	○	○	○		格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	○	○		○	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	○		○	○	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	○	○	○
	格納容器ガス モニタの指示	格納容器ガスモニタ	○	○	—	格納容器ガスモニタ	格納容器ガスモニタ	○	○	○	格納容器ガスモニタ	格納容器ガスモニタ	○	○	○	格納容器ガスモニタ	格納容器ガスモニタ	○	○	○			
		格納容器 流量	○	○	○		可搬型格納容器流量	可搬型格納容器流量	○	○		○	可搬型格納容器流量	可搬型格納容器流量	○		○	○	可搬型格納容器流量	可搬型格納容器流量	○	○	○

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
目的	対象パラメータ	SPDS入力パラメータ	ERSSへ伝送しているパラメータ	バックアップ対象パラメータ												
放射能監視の 状態確認	排気筒ガスモニタの指示	A排気筒ガスモニタ	○	○	○											
		B排気筒ガスモニタ	○	○	○											
		排気筒高レンジガスモニタ（低レンジ）	○	○	○											
		排気筒高レンジガスモニタ（高レンジ）	○	○	○											
原子炉格納容器 隔離の状態	格納容器隔離（T信号）		○	○	○											
		モニタリングポストNo.1観測率	○	○	○											
		モニタリングポストNo.2観測率	○	○	○											
		モニタリングポストNo.3観測率	○	○	○											
環境の 情報確認	放射線量	モニタリングポストNo.4観測率	○	○	○											
		モニタリングポストNo.5観測率	○	○	○											
		モニタリングポストNo.6観測率	○	○	○											
		10分積算多相方向位置量	○	○	○											
	風速（平均風速）	○	○	○												
	大気安定度	○	○	○												
使用済燃料ピ ット の状態確認	燃料取扱場周 辺の放射線	A使用済燃料ピット水位（AM用）	○	○	○											
		B使用済燃料ピット水位（AM用）	○	○	○											
		A可搬式使用済燃料ピット水位	○	○	○											
		B可搬式使用済燃料ピット水位	○	○	○											
		A使用済燃料ピット温度（AM用）	○	○	○											
		B使用済燃料ピット温度（AM用）	○	○	○											
その他 （ECCSの状態 確認）	A高圧注入ポンプ		○	○	—											
		B高圧注入ポンプ	○	○	—											

目的	対象パラメータ	SPDSパラメータ	ERSS伝送パラメータ	バックアップ対象パラメータ		
使用済燃料ピ ットの状 態確認	使用済燃料ピット水位 (AM用)	A-使用済燃料ピット水位 (AM用)	○	○	○	
		B-使用済燃料ピット水位 (AM用)	○	○	○	
		使用済燃料ピット水位 (可搬型)	A-使用済燃料ピット水位 (可搬型)	○	—	○
		B-使用済燃料ピット水位 (可搬型)	○	—	○	
		使用済燃料ピット温度 (AM用)	A-使用済燃料ピット温度 (AM用)	○	○	○
		B-使用済燃料ピット温度 (AM用)	○	○	○	
環境の状態 確認	モニタリングポスト及び モニタリングステーシ ョンの指示値	使用済燃料ピット周辺の放射線量	使用済燃料ピットエリアモニタ	○	○	○
		使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	○	—	○	
		モニタリングステーション空間放射線量率	○	○	— ⁹¹	
		モニタリングポスト1空間放射線量率	○	○	— ⁹¹	
		モニタリングポスト2空間放射線量率	○	○	— ⁹¹	
		モニタリングポスト3空間放射線量率	○	○	— ⁹¹	
爆発の状態 確認	気象情報	モニタリングポスト4空間放射線量率	○	○	— ⁹¹	
		モニタリングポスト5空間放射線量率	○	○	— ⁹¹	
		モニタリングポスト6空間放射線量率	○	○	— ⁹¹	
		モニタリングポスト7空間放射線量率	○	○	— ⁹¹	
		モニタリングポスト8空間放射線量率	○	○	— ⁹¹	
		モニタリングポスト9空間放射線量率	○	○	— ⁹¹	
木質構造物による 原子炉格納容 器の破壊防止	格納容器水素イグナイタ燃焼 の検知防止	風向（C点）	○	○	— ⁹¹	
		風速（C点）	○	○	— ⁹¹	
水素爆発に よる原子炉 建屋の損傷 防止	格納容器水素イグナイタ燃焼 の検知防止	大気安定度	○	○	— ⁹¹	
		格納容器水素イグナイタ燃焼	○	—	○	
その他	原子炉格納容 器の破壊防止	原子炉格納容器水素処理装置温度	○	—	○	
		水素爆発による原子炉建屋の損傷防止	アニユラス水素濃度（可搬型）	○	—	○
		主給水ラインの流量	A-主給水ライン流量	○	○	○
			B-主給水ライン流量	○	○	○
			C-主給水ライン流量	○	○	○
		原子炉トリップの状態	制御棒状態	○	○	○
S/G排気筒漏れ監視	排気筒排気ガスモニタ	○	○	○		
格納容器ガスモニタの指示値	格納容器ガスモニタ	○	○	○		
放水口の放射線	放水ロボスト	○	○	○		

※1：「環境の状態確認」のパラメータはプラント共通設備のパラメータであり、号炉ごとに設置しているプラント計算機への入力を行わず、直接データ収集計算機へデータ入力している。なお、「環境の状態確認」のパラメータについては、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備からの無線伝送により緊急時対策所指揮所にて確認可能である。

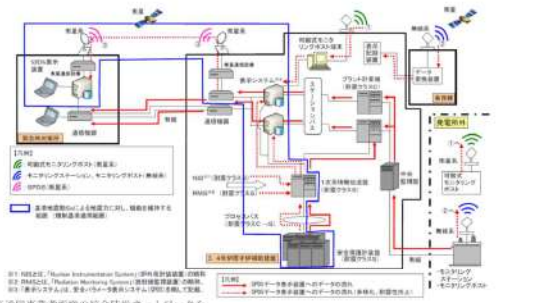
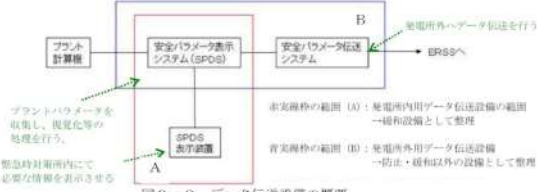
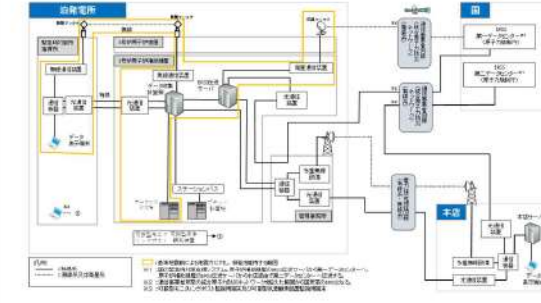
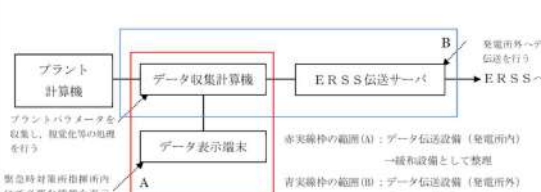
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
目的	対象パラメータ	RRS入力 パラメータ	RRSへ伝達 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ			
その他 (ECSの 状態等)	ECSの状態 (駆圧注入系)	A 余熱除去ポンプ	○	○	—		
		B 余熱除去ポンプ	○	○	—		
	ECSの状態	安全注入作動	○	○	○		
		原子炉トリップ 状態	○	○	—		
	S/G制御 漏れいれ監視	凝水貯留気泡計出力モニタ	○	○	—		
		蒸気発生器ブローダウンモニタ	○	○	—		
	加圧代替性圧 注本ポンプ流量	加圧代替性圧注水流量積算	○	○	○		
		CWS冷却水 保有水量	○	○	○		
	ほう酸タンク 保有水量	Aほう酸タンク水位	○	○	○		
		Bほう酸タンク水位	○	○	○		
	置水ピット 保有水量	置水ピット水位	○	○	○		
		置水口の放射線 計測値	○	○	○		
	ECS の状態	給水流量	A蒸気発生器主給水流量	○	○	○	
			B蒸気発生器主給水流量	○	○	○	
C蒸気発生器主給水流量			○	○	○		
D蒸気発生器主給水流量			○	○	○		
蒸気発生器補助給水流量		A蒸気発生器補助給水流量	○	○	○		
		B蒸気発生器補助給水流量	○	○	○		
		C蒸気発生器補助給水流量	○	○	○		
		D蒸気発生器補助給水流量	○	○	○		
精納器 スプレイポンプ の状態		A精納器スプレイポンプ	○	○	—		
		B精納器スプレイポンプ	○	○	—		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>SPDS表示装置・安全パラメータ表示システム（SPDS）・安全パラメータ伝送システム（第34条まとめ資料より抜粋）</p> <p>なお、SPDSのデータ伝送については、複数の有線（光ケーブル）の専用回線によって行うことができ、多重性を持たせているが、データ伝送の更なる多様化のために衛星回線による伝送設備を設置している。</p> <p>また、周辺の環境線量状況を把握するため、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ、可搬型気象観測装置のデータを緊急時対策所へ伝送し、建屋内にて確認できるようにしている。</p> <p>必要な情報を把握するための設備の概要を図9に示す。</p>  <p>図9-1 必要な情報を把握するための設備の概要</p>  <p>図9-2 データ伝送設備の概要</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>○安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要とパラメータについて（第34条 まとめ資料より抜粋）</p> <p>3号炉原子炉補助建屋にあるデータ収集計算機から緊急時対策所指揮所にあるデータ表示端末へのデータ伝送手段は有線（光通信回線）と無線（無線通信回線）により構成し、多様性を確保する設計とする。</p> <p>なお、放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬型モニタリングポスト、風向及び風速その他の気象条件の測定に用いる可搬型気象観測装置のデータは無線により緊急時対策所指揮所へ伝送することで確認できる設計とする。</p>  <p>図 緊急時対策所 必要な情報を把握するための設備の概要</p>  <p>図 安全パラメータ表示システム（SPDS）の概要</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載方針の相違 女川2号炉では、安全パラメータ表示システムに関する容量設定根拠を62条（通信連絡設備側）で記載している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 34条まとめ資料で記載している内容を抜粋しているため、記載方針が異なるものの、緊急時対策所で見れるパラメータ、緊急時対策所内に設置するデータ表示端末へのデータ伝送の多様性は同等である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉の緊急時対策所ネットワーク図。図には、大飯発電所本部、原子力事業本部、本部の各階層が示されており、IP-FAX、テレビ監視システム、専用電話設備（固定型）、専用電話設備（機架型）などの通信機器が接続されている。また、緊急時運用による通信力に劣り、機能を提供する機器（機架型専用電話機）も示されている。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉の緊急時対策所ネットワーク図。図には、女川原子力発電所本部、原子力事業本部、本部の各階層が示されており、IP-FAX、テレビ監視システム、専用電話設備（固定型）、専用電話設備（機架型）などの通信機器が接続されている。また、緊急時運用による通信力に劣り、機能を提供する機器（機架型専用電話機）も示されている。</p>	<p>泊発電所3号炉の緊急時対策所ネットワーク図。図には、泊発電所本部、原子力事業本部、本部の各階層が示されており、IP-FAX、テレビ監視システム、専用電話設備（固定型）、専用電話設備（機架型）などの通信機器が接続されている。また、緊急時運用による通信力に劣り、機能を提供する機器（機架型専用電話機）も示されている。図には赤、青、緑の文字で相違理由が記載されている。</p>	<p>【女川】・記載方針の相違（大飯参照）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

添付資料8

8. 配備資機材の数量等について

(1) 通信連絡設備

設備種別	主要設備	台数 ^{※1}	備註	
発電所内用	運転指令設備	運転指令設備	1台	非常用所内電源、通信用兼停電電源装置。
	電力保安連絡用電話設備	保安電話 ^{※1} （固定型）	2台	非常用所内電源、通信用兼停電電源装置。
	兼行無線伝送装置	機材伝送装置	7台 （予備1台）	発電機
	非常電話	非常電話（固定型） ^{※1}	10台 （予備5台）	非常用所内電源、緊急時対策用兼停電電源装置、電話機（緊急時対策用）
発電所外用	加入電話（災害時優先電話）	加入電話（災害時優先電話）	5台	予備（通信事業者支線側から給電）
		加入ファックス	加入ファックス	2台
	電力保安連絡用電話設備	保安電話 ^{※1} （固定型）	2台	非常用所内電源、通信用兼停電電源装置
		非常保安電話	2台	非常用所内電源、予備（伝送装置側）兼停電電源装置
	無線連絡設備	無線伝送装置	7台	非常用所内電源、非常用所内電源、通信用兼停電電源装置
	社内TV会議システム	社内TV会議システム	7台	非常用所内電源、緊急時対策用兼停電電源装置、電話機（緊急時対策用）
		非常電話	非常電話（固定型） ^{※1}	10台 （予備5台）
	非常電話（携帯型） ^{※1}		20台 （予備10台）	充電機
	非常電話（予備）		1台 （予備1台）	非常用所内電源、緊急時対策用兼停電電源装置、電話機（緊急時対策用）
	緊急時衛星連絡システム	緊急時衛星連絡システム	2台 （予備1台）	非常用所内電源、緊急時対策用兼停電電源装置、電話機（緊急時対策用）
	統合原子力防災ネットワーク	TV会議システム	1台	
		IP電話	4台	非常用所内電源、緊急時対策用兼停電電源装置、電話機（緊急時対策用）
		IP-FAX	3台	

※1：発電所内用と発電所外用と共用 ※2：予備を含む

○ 配備資機材等の数量等について
 (1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備
 緊急時対策所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。

表 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備

通信種別	主要設備	配備台数 ^{※1}	電源設備		
発電所内	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定型） ^{※1}	8	通信用蓄電池、非常用所内電源	
		保安電話（FAX）	1	通信用蓄電池、非常用所内電源、無停電電源装置	
発電所外用	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	3	充電機、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用発電機	
		衛星電話設備（携帯型）	15	充電機	
待機所	インターフォン		1	常用所内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置	
	移動無線設備		1	通信用蓄電池、常用所内電源、非常用所内電源	
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）	1	非常用所内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置	
	運転指令設備		1	専用蓄電池、常用所内電源、非常用所内電源	
	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		1	常用所内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置	
	衛星電話設備	衛星電話設備（FAX）		1	充電機、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置
				1	充電機、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置
	統合原子力防災ネットワーク設備	テレビ会議システム		1	
		IP電話（地上系）		4	充電機、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置
		IP電話（衛星系）		2	
IP-FAX（地上系）			2		
加入電話設備	加入FAX		2	通信事業者から給電	
			1	常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用発電機	
専用電話設備	専用電話設備（固定型）		7	充電機、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置	
			7	専用蓄電池、常用所内電源、非常用所内電源	
電力保安通信用電話設備	保安電話（固定型） ^{※1}		1	通信用蓄電池、非常用所内電源	
			1	常用所内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置	
衛星電話設備	衛星電話設備（携帯型）		1	専用蓄電池、常用所内電源、非常用所内電源	
			4	常用所内電源、緊急時対策用発電機、無停電電源装置、充電機又は乾電池	

※1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。

※2：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）

【女川】・記載方針の相違（大飯参照）

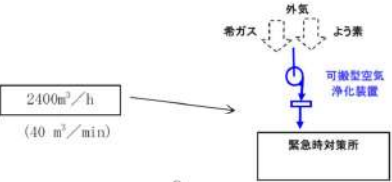
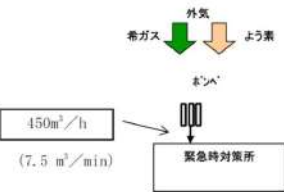
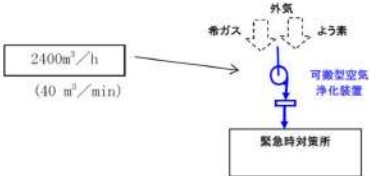
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>緊急時対策所空気浄化装置・空気供給装置（第34条まとめ資料より抜粋）</p> <p style="text-align: right;">添付資料5</p> <p>5. 換気設備等について (1) 換気設備等の概要</p> <table border="1" data-bbox="85 295 645 853"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空気浄化装置 （緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等の発生により、大気中に大規模な放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保 微粒子フィルタ及びよう素フィルタ 100%容量×2系統を緊急時対策所近所に配備する。 フィルタユニット自体が放射線源になることも考慮して配置位置を考慮する。 </td> </tr> <tr> <td>排気ダンパ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「可搬型空気浄化装置」により、放射性物質を低減しながら外気を取り入れ、あるいは「空気供給装置」により加圧する際に排気ダンパにて建屋内の圧力を調整 緊急時対策所内を正圧に維持することで、よう素等の放射性物質が、「可搬型空気浄化装置」以外の経路から建屋内に流入することを防止 </td> </tr> <tr> <td>空気供給装置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 希ガスの放出を考慮して、空気供給装置により建屋内を加圧する装置を設置 ブルーム通過中に建屋内への希ガス等の流入を防止 </td> </tr> <tr> <td>放射線管理用資機材</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「緊急時対策所外可搬型エアモニタ」、「緊急時対策所内可搬型エアモニタ」や個人線量計を配備（確実な放射線管理） </td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計（可搬型）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 室内の空気の取り込みを一時的に停止した場合であっても、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることが正確に把握できる </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 換気設備等について、被ばく評価上の使用期間及び流量と酸素濃度及び二酸化炭素濃度との関係は図5-1の通りであり、この運用により酸素濃度、二酸化炭素濃度ともに許容濃度を満足することができる。</p>	名称	目的等	可搬型空気浄化装置 （緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット）	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等の発生により、大気中に大規模な放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保 微粒子フィルタ及びよう素フィルタ 100%容量×2系統を緊急時対策所近所に配備する。 フィルタユニット自体が放射線源になることも考慮して配置位置を考慮する。 	排気ダンパ	<ul style="list-style-type: none"> 「可搬型空気浄化装置」により、放射性物質を低減しながら外気を取り入れ、あるいは「空気供給装置」により加圧する際に排気ダンパにて建屋内の圧力を調整 緊急時対策所内を正圧に維持することで、よう素等の放射性物質が、「可搬型空気浄化装置」以外の経路から建屋内に流入することを防止 	空気供給装置	<ul style="list-style-type: none"> 希ガスの放出を考慮して、空気供給装置により建屋内を加圧する装置を設置 ブルーム通過中に建屋内への希ガス等の流入を防止 	放射線管理用資機材	<ul style="list-style-type: none"> 「緊急時対策所外可搬型エアモニタ」、「緊急時対策所内可搬型エアモニタ」や個人線量計を配備（確実な放射線管理） 	酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計（可搬型）	<ul style="list-style-type: none"> 室内の空気の取り込みを一時的に停止した場合であっても、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることが正確に把握できる 		<p>○ 緊急時対策所換気空調設備・空気供給装置（第34条 まとめ資料より抜粋）</p> <p>○ 換気設備及び加圧設備について (1) 換気設備の概要</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、T.P. 39mに設置し、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に設置する緊急時対策所換気空調設備を用いることにより、重大事故等発生時においても、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にとどまる対策要員の7日間の実効線量が100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所用の緊急時対策所換気空調設備は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置（空気ポンペ）及び監視計器により構成する。</p> <p>重大事故等発生時のブルーム通過前においては、指揮所用空調上屋及び待機所空調上屋に設置されている可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットで緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化し、フィルタを介さない外気の流入を低減する設計とする。</p> <p>ブルーム通過中においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットによる給気を停止し、手動ダンパにより隔離するとともに、指揮所用空調上屋及び待機所空調上屋に設置されている空気供給装置（空気ポンペ）により緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化し、外気の流入を完全に遮断可能な設計とする。</p> <p>ブルーム通過後においては、ブルーム通過前と同様に指揮所用空調上屋及び待機所空調上屋に設置されている可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットにより緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化することにより、フィルタを介さない外気の流入を低減する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の差圧制御は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の緊急時対策所排気手動ダンパの開度調整により行い、緊急時対策所排気手動ダンパは手動にて開度調整を行う設計とする。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違</p> <p>・34条まとめ資料で女川に記載方針を合わせた内容を抜粋しているため、大阪と記載方針が異なるものの、緊急時対策所の空調設備について記載趣旨は同等である。</p>
名称	目的等														
可搬型空気浄化装置 （緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット）	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等の発生により、大気中に大規模な放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保 微粒子フィルタ及びよう素フィルタ 100%容量×2系統を緊急時対策所近所に配備する。 フィルタユニット自体が放射線源になることも考慮して配置位置を考慮する。 														
排気ダンパ	<ul style="list-style-type: none"> 「可搬型空気浄化装置」により、放射性物質を低減しながら外気を取り入れ、あるいは「空気供給装置」により加圧する際に排気ダンパにて建屋内の圧力を調整 緊急時対策所内を正圧に維持することで、よう素等の放射性物質が、「可搬型空気浄化装置」以外の経路から建屋内に流入することを防止 														
空気供給装置	<ul style="list-style-type: none"> 希ガスの放出を考慮して、空気供給装置により建屋内を加圧する装置を設置 ブルーム通過中に建屋内への希ガス等の流入を防止 														
放射線管理用資機材	<ul style="list-style-type: none"> 「緊急時対策所外可搬型エアモニタ」、「緊急時対策所内可搬型エアモニタ」や個人線量計を配備（確実な放射線管理） 														
酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計（可搬型）	<ul style="list-style-type: none"> 室内の空気の取り込みを一時的に停止した場合であっても、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることが正確に把握できる 														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>(6) 換気設備等の系統構成及び風量</p> <p>a. 緊急時対策所立上げ時</p>  <p>b. プルーム通過中</p>  <p>c. プルーム通過後</p> 		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th colspan="2">数量</th> <th rowspan="2">仕様</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所 指揮所用</th> <th>緊急時対策所 待機所用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td colspan="2">1式</td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2種屋 材料：コンクリート躯体 漏えい量：77.85m³/h以下(100Pa正圧化時)</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</td> <td>1台 (予備1台)</td> <td>1台 (予備1台)</td> <td>風量：1,500m³/h</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td> <td>1台 (予備1台)</td> <td>1台 (予備1台)</td> <td>微粒子フィルタ除去効率：99.99%以上 よう素フィルタ除去効率：99.75%以上 (補足) 微粒子フィルタ除去効率：0.7μm以上の粒子除去効率 よう素フィルタ除去効率：放射性よう素の除去効率 除去効率：(1-下流の粒子数/上流の粒子数)×100%</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置(空気ポンプ)</td> <td>177本以上</td> <td>177本以上</td> <td>容量：約47L(1本当たり) 充填圧力：約14.7MPa</td> </tr> <tr> <td>監視計器*</td> <td colspan="2">1式</td> <td>圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※監視計器のうち、可搬型モニタリングポストについては「2.17 監視測定設備(設置許可基準規則第60条に関する設計方針を示す章)」で示す</p>	設備名称	数量		仕様	緊急時対策所 指揮所用	緊急時対策所 待機所用	緊急時対策所	1式		緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2種屋 材料：コンクリート躯体 漏えい量：77.85m³/h以下(100Pa正圧化時)	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	1台 (予備1台)	1台 (予備1台)	風量：1,500m³/h	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	1台 (予備1台)	1台 (予備1台)	微粒子フィルタ除去効率：99.99%以上 よう素フィルタ除去効率：99.75%以上 (補足) 微粒子フィルタ除去効率：0.7μm以上の粒子除去効率 よう素フィルタ除去効率：放射性よう素の除去効率 除去効率：(1-下流の粒子数/上流の粒子数)×100%	空気供給装置(空気ポンプ)	177本以上	177本以上	容量：約47L(1本当たり) 充填圧力：約14.7MPa	監視計器*	1式		圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所可搬型エアモニタ	<p>・記載方針の相違（大飯参照）</p>
設備名称	数量			仕様																									
	緊急時対策所 指揮所用	緊急時対策所 待機所用																											
緊急時対策所	1式		緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2種屋 材料：コンクリート躯体 漏えい量：77.85m³/h以下(100Pa正圧化時)																										
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	1台 (予備1台)	1台 (予備1台)	風量：1,500m³/h																										
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	1台 (予備1台)	1台 (予備1台)	微粒子フィルタ除去効率：99.99%以上 よう素フィルタ除去効率：99.75%以上 (補足) 微粒子フィルタ除去効率：0.7μm以上の粒子除去効率 よう素フィルタ除去効率：放射性よう素の除去効率 除去効率：(1-下流の粒子数/上流の粒子数)×100%																										
空気供給装置(空気ポンプ)	177本以上	177本以上	容量：約47L(1本当たり) 充填圧力：約14.7MPa																										
監視計器*	1式		圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所可搬型エアモニタ																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																								
<p>(7) 濃度計算における条件について 「鉱山保安法施行規則」(平成16年9月27日経済産業省令第96号、最終改正平成25年5月21日経済産業省令第28号) 第十六条 1 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。 a. 酸素濃度の設定に係る「成人の呼吸量」については、空気ポンプ加圧期間中は、準備を含む現場作業対応がないため「静座」とし、それ以外の期間は、現場作業に係る対応が考えられるため、「歩行時」とした。 b. 二酸化炭素濃度の設定に係る「作業程度」については、空気ポンプの加圧期間中は、準備を含む現場作業対応がないため「極軽作業」とし、それ以外の期間は、現場作業に係る対応が考えられるため、運転操作と同等の「中等作業」とした。 (参考)「二酸化炭素消火設備の安全対策について(通知)」(平成8年9月20日付け消防予第193号、消防危第117号)より抜粋</p> <p>(8) 「なくそう！酸素欠乏症・硫化水素中毒」(厚生労働省編)の記載</p> <table border="1" data-bbox="145 534 358 670"> <thead> <tr> <th>酸素濃度</th> <th>症状等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21%</td> <td>通常の空気の酸素</td> </tr> <tr> <td>18%</td> <td>安全限界が示唆される酸素濃度</td> </tr> <tr> <td>16%</td> <td>頭痛、吐き気</td> </tr> <tr> <td>12%</td> <td>目まい、筋力低下</td> </tr> <tr> <td>8%</td> <td>失神昏倒、7～8分以内に死亡</td> </tr> <tr> <td>0%</td> <td>即時に昏倒、呼吸停止、死亡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 「空気調和・衛生工学便覧」の記載</p> <p>a. 成人の呼吸量</p> <table border="1" data-bbox="168 742 448 901"> <thead> <tr> <th>作業</th> <th>呼吸数[回/min]</th> <th>呼吸量[L/min]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仰が(臥)</td> <td>14</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>静座</td> <td>16</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>歩行</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>歩行(150/min)</td> <td>40</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>歩行(300/min)</td> <td>45</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 労働強度別二酸化炭素(CO₂)吐出量</p> <table border="1" data-bbox="100 933 604 1165"> <thead> <tr> <th>作業程度</th> <th>代謝率 BMR</th> <th>作業例 (日本産業衛生学会建議より)</th> <th>CO₂ 吐出量 [m³/(h・人)]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安静時</td> <td>0</td> <td></td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>極軽作業</td> <td>0~1</td> <td>電話応対(座席)0.4、記録0.5、計器監視(座席)0.5、手→手10.0、手→手より(5cm)で軽く、90分/分0.9、自動車運転1.0</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>軽作業</td> <td>1~2</td> <td>短盤(775)0.8、35分/分1.1、平地歩行(90〜100)4.5、5分/分1.5</td> <td>0.030</td> </tr> <tr> <td>中等作業</td> <td>2~4</td> <td>丸のこ2.5、型金グラインダー(150mm)3.0、平地歩行(速足)9.5、自転車(平地)3.4</td> <td>0.046</td> </tr> <tr> <td>重作業</td> <td>4~</td> <td>ぶよう打ち(1.3本/分)4.2、電のこぎ、ハンマー(0.9kg)18分/分7.8、つるはし(10分/分)10.5</td> <td>0.071</td> </tr> </tbody> </table> <p>※参照 作業者の労作時に消費される代謝エネルギー(作業の強さ)の程度を表したものを 空気ポンプ加圧中：通信連絡、待機 空気ポンプ加圧中以外：通信連絡、待機、現場作業にかかわる対応</p>	酸素濃度	症状等	21%	通常の空気の酸素	18%	安全限界が示唆される酸素濃度	16%	頭痛、吐き気	12%	目まい、筋力低下	8%	失神昏倒、7～8分以内に死亡	0%	即時に昏倒、呼吸停止、死亡	作業	呼吸数[回/min]	呼吸量[L/min]	仰が(臥)	14	5	静座	16	8	歩行	24	24	歩行(150/min)	40	64	歩行(300/min)	45	100	作業程度	代謝率 BMR	作業例 (日本産業衛生学会建議より)	CO ₂ 吐出量 [m ³ /(h・人)]	安静時	0		0.013	極軽作業	0~1	電話応対(座席)0.4、記録0.5、計器監視(座席)0.5、手→手10.0、手→手より(5cm)で軽く、90分/分0.9、自動車運転1.0	0.022	軽作業	1~2	短盤(775)0.8、35分/分1.1、平地歩行(90〜100)4.5、5分/分1.5	0.030	中等作業	2~4	丸のこ2.5、型金グラインダー(150mm)3.0、平地歩行(速足)9.5、自転車(平地)3.4	0.046	重作業	4~	ぶよう打ち(1.3本/分)4.2、電のこぎ、ハンマー(0.9kg)18分/分7.8、つるはし(10分/分)10.5	0.071		<p>【参考】加圧設備運転時の酸素濃度維持及び二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量の評価条件</p> <p>1. 酸素濃度維持に必要な空気供給量の評価条件 ○鉱山保安法施行規則（許容酸素濃度に使用） 第十六条第一項 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。 (平成16年9月27日 経済産業省令第96号、最終改正令和5年3月28日経済産業省令第11号)</p> <p>○成人の呼吸量（酸素消費量の換算に使用） (「空気調和・衛生工学便覧」の記載より)</p> <table border="1" data-bbox="1265 574 1803 901"> <thead> <tr> <th>作業</th> <th>呼吸数 (回/min)</th> <th>呼吸数 (cm³/回)</th> <th>呼吸数 (L/min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仰が(臥)</td> <td>14</td> <td>280</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>静座</td> <td>16</td> <td>500</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>歩行</td> <td>24</td> <td>970</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>歩行 (150/min)</td> <td>40</td> <td>1,600</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>歩行 (300/min)</td> <td>45</td> <td>2,290</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>○成人呼吸気の酸素量（酸素消費量の換算に使用） (「空気調和・衛生工学便覧」の記載より)</p> <table border="1" data-bbox="1265 1021 1803 1109"> <thead> <tr> <th></th> <th>吸気 (%)</th> <th>呼気 (%)</th> <th>乾燥空気換算 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素量</td> <td>20.95</td> <td>15.39</td> <td>16.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量の評価条件 ○鉱山保安法施行規則（許容二酸化炭素濃度に使用） 第十六条第一項 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。 (平成16年9月27日 経済産業省令第96号、最終改正令和5年3月28日経済産業省令第11号)</p>	作業	呼吸数 (回/min)	呼吸数 (cm ³ /回)	呼吸数 (L/min)	仰が(臥)	14	280	5	静座	16	500	8	歩行	24	970	24	歩行 (150/min)	40	1,600	64	歩行 (300/min)	45	2,290	100		吸気 (%)	呼気 (%)	乾燥空気換算 (%)	酸素量	20.95	15.39	16.40	
酸素濃度	症状等																																																																																										
21%	通常の空気の酸素																																																																																										
18%	安全限界が示唆される酸素濃度																																																																																										
16%	頭痛、吐き気																																																																																										
12%	目まい、筋力低下																																																																																										
8%	失神昏倒、7～8分以内に死亡																																																																																										
0%	即時に昏倒、呼吸停止、死亡																																																																																										
作業	呼吸数[回/min]	呼吸量[L/min]																																																																																									
仰が(臥)	14	5																																																																																									
静座	16	8																																																																																									
歩行	24	24																																																																																									
歩行(150/min)	40	64																																																																																									
歩行(300/min)	45	100																																																																																									
作業程度	代謝率 BMR	作業例 (日本産業衛生学会建議より)	CO ₂ 吐出量 [m ³ /(h・人)]																																																																																								
安静時	0		0.013																																																																																								
極軽作業	0~1	電話応対(座席)0.4、記録0.5、計器監視(座席)0.5、手→手10.0、手→手より(5cm)で軽く、90分/分0.9、自動車運転1.0	0.022																																																																																								
軽作業	1~2	短盤(775)0.8、35分/分1.1、平地歩行(90〜100)4.5、5分/分1.5	0.030																																																																																								
中等作業	2~4	丸のこ2.5、型金グラインダー(150mm)3.0、平地歩行(速足)9.5、自転車(平地)3.4	0.046																																																																																								
重作業	4~	ぶよう打ち(1.3本/分)4.2、電のこぎ、ハンマー(0.9kg)18分/分7.8、つるはし(10分/分)10.5	0.071																																																																																								
作業	呼吸数 (回/min)	呼吸数 (cm ³ /回)	呼吸数 (L/min)																																																																																								
仰が(臥)	14	280	5																																																																																								
静座	16	500	8																																																																																								
歩行	24	970	24																																																																																								
歩行 (150/min)	40	1,600	64																																																																																								
歩行 (300/min)	45	2,290	100																																																																																								
	吸気 (%)	呼気 (%)	乾燥空気換算 (%)																																																																																								
酸素量	20.95	15.39	16.40																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																							
		<p>○各種作業に対するエネルギー代謝率（「空気調和・衛生便覧」の記載より）</p> <table border="1" data-bbox="1249 245 1818 735"> <thead> <tr> <th>RMR区分</th> <th>作業</th> <th>RMR</th> <th>作業</th> <th>RMR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0～1</td> <td>キーパンチ</td> <td>0.6</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計器監視（立）</td> <td>0.6</td> <td>運転（乗用車）</td> <td>0.6～1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1～2</td> <td>れんが積み</td> <td>1.2</td> <td rowspan="2">バルブ操作</td> <td rowspan="2">1.0～2.0</td> </tr> <tr> <td>工事監督</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2～3</td> <td>馬車</td> <td>2.2</td> <td rowspan="2">塗装（はけ、ローラ）</td> <td rowspan="2">2.0～2.5</td> </tr> <tr> <td>測量</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>3～4</td> <td>やすりかけ</td> <td>3.5</td> <td>自転車</td> <td>3.0～3.5</td> </tr> <tr> <td>4～5</td> <td>ボルト締め</td> <td>4.5</td> <td>電柱立て</td> <td>4.0～5.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5以上</td> <td>かけ足</td> <td>5.0</td> <td>土掘り</td> <td>5.0～6.0</td> </tr> <tr> <td>はしごのぼり</td> <td>10.0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>○労働強度別二酸化炭素吐出し量（「空気調和・衛生便覧」の記載より）</p> <table border="1" data-bbox="1249 842 1818 1114"> <thead> <tr> <th>RMR</th> <th>作業程度</th> <th>二酸化炭素吐出し量 ($m^3/h \cdot 人$)</th> <th>計算採用二酸化炭素 吐出し量 ($m^3/h \cdot 人$)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>安静時</td> <td>0.0132</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>0～1</td> <td>極軽作業</td> <td>0.0132～0.242</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>1～2</td> <td>軽作業</td> <td>0.0242～0.0352</td> <td>0.030</td> </tr> <tr> <td>2～4</td> <td>中等作業</td> <td>0.352～0.0572</td> <td>0.046</td> </tr> <tr> <td>4～7</td> <td>重作業</td> <td>0.0572～0.0902</td> <td>0.074</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「二酸化炭素消火設備の安全対策について（通知）」（平成8年9月20日付け消防予第193号、消防危第117号） ・表1 二酸化炭素の濃度と人体への影響 <2%：はっきりした影響は認められない 2～3%：5～10分 呼吸深度の増加、呼吸数の増加 3～4%：10～30分 頭痛、めまい、悪心、知覚低下 4～6%：5～10分 上記症状、過呼吸による不快感 6～8%：10～60分 意識レベルの低下、その後意識喪失へ進む、ふるえ、けいれんなどの不随意運動を伴うこともある</p>	RMR区分	作業	RMR	作業	RMR	0～1	キーパンチ	0.6	-	-	計器監視（立）	0.6	運転（乗用車）	0.6～1.0	1～2	れんが積み	1.2	バルブ操作	1.0～2.0	工事監督	1.8	2～3	馬車	2.2	塗装（はけ、ローラ）	2.0～2.5	測量	2.6	3～4	やすりかけ	3.5	自転車	3.0～3.5	4～5	ボルト締め	4.5	電柱立て	4.0～5.0	5以上	かけ足	5.0	土掘り	5.0～6.0	はしごのぼり	10.0	-	-	RMR	作業程度	二酸化炭素吐出し量 ($m^3/h \cdot 人$)	計算採用二酸化炭素 吐出し量 ($m^3/h \cdot 人$)	0	安静時	0.0132	0.013	0～1	極軽作業	0.0132～0.242	0.022	1～2	軽作業	0.0242～0.0352	0.030	2～4	中等作業	0.352～0.0572	0.046	4～7	重作業	0.0572～0.0902	0.074	
RMR区分	作業	RMR	作業	RMR																																																																						
0～1	キーパンチ	0.6	-	-																																																																						
	計器監視（立）	0.6	運転（乗用車）	0.6～1.0																																																																						
1～2	れんが積み	1.2	バルブ操作	1.0～2.0																																																																						
	工事監督	1.8																																																																								
2～3	馬車	2.2	塗装（はけ、ローラ）	2.0～2.5																																																																						
	測量	2.6																																																																								
3～4	やすりかけ	3.5	自転車	3.0～3.5																																																																						
4～5	ボルト締め	4.5	電柱立て	4.0～5.0																																																																						
5以上	かけ足	5.0	土掘り	5.0～6.0																																																																						
	はしごのぼり	10.0	-	-																																																																						
RMR	作業程度	二酸化炭素吐出し量 ($m^3/h \cdot 人$)	計算採用二酸化炭素 吐出し量 ($m^3/h \cdot 人$)																																																																							
0	安静時	0.0132	0.013																																																																							
0～1	極軽作業	0.0132～0.242	0.022																																																																							
1～2	軽作業	0.0242～0.0352	0.030																																																																							
2～4	中等作業	0.352～0.0572	0.046																																																																							
4～7	重作業	0.0572～0.0902	0.074																																																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

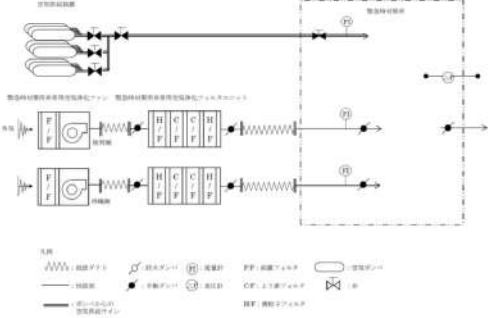
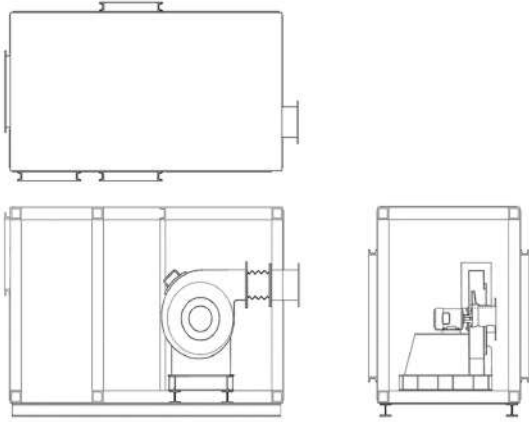
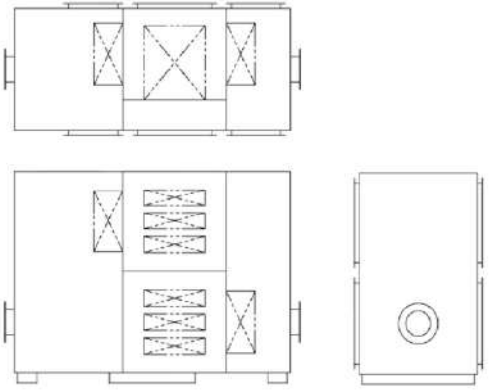
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
		<p>○二酸化炭素の生理作用が現れる濃度（許容二酸化炭素濃度の目安）（「空気調和・衛生工学便覧」の記載より） （単位：ppm）</p> <table border="1" data-bbox="1249 236 1818 545"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>単純窒息性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス</td> <td>二酸化炭素</td> </tr> <tr> <td>作用</td> <td>吸気中酸素分圧を低下させ、酸素欠乏症を誘引、呼吸困難、弱い刺激、窒息</td> </tr> <tr> <td>1日8時間、1週間40時間の労働環境における許容濃度</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>のどの刺激</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>目の刺激</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>数時間ばく露で安全</td> <td>11,000～17,000</td> </tr> <tr> <td>1時間ばく露で安全</td> <td>30,000～40,000</td> </tr> </tbody> </table>	分類	単純窒息性	ガス	二酸化炭素	作用	吸気中酸素分圧を低下させ、酸素欠乏症を誘引、呼吸困難、弱い刺激、窒息	1日8時間、1週間40時間の労働環境における許容濃度	5,000	のどの刺激	40,000	目の刺激	40,000	数時間ばく露で安全	11,000～17,000	1時間ばく露で安全	30,000～40,000	
分類	単純窒息性																		
ガス	二酸化炭素																		
作用	吸気中酸素分圧を低下させ、酸素欠乏症を誘引、呼吸困難、弱い刺激、窒息																		
1日8時間、1週間40時間の労働環境における許容濃度	5,000																		
のどの刺激	40,000																		
目の刺激	40,000																		
数時間ばく露で安全	11,000～17,000																		
1時間ばく露で安全	30,000～40,000																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

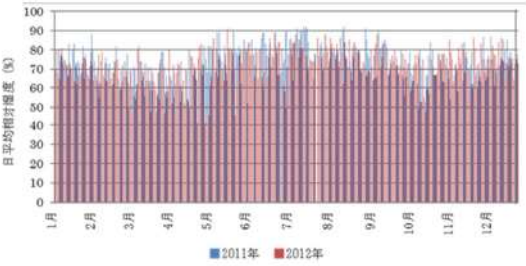
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
<p>(15) 除去効率 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、微粒子フィルタとよう素フィルタを直列に配列する。除去効率は下表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="152 228 600 320"> <thead> <tr> <th colspan="4">名称</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th colspan="2">緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット</th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td>微粒子フィルタ</td> <td>よう素フィルタ</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除去効率</td> <td>%</td> <td>99.99 以上 (0.7μm 粒子)</td> <td>99.75 以上</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図15 緊急時対策所換気設備概要図</p> <p>(16) 除去性能及び使用期間 a. 除去性能は以下で確認し維持する。 ・微粒子フィルタ除去効率：メーカー試験成績書による確認 ・よう素フィルタ除去効率：メーカー試験結果及び定期取替 ・フィルタ組込時の漏えい率検査結果に基づく除去効率：メーカー試験結果及び定期取替 b. 格納容器破損による放射性物質の想定放出量のうち緊急時対策所（への影響量（よう素粒子約0.26g、放射性微粒子約3.6g））に対し、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは十分な吸着能力（よう素粒子約224g、放射性微粒子約1000g）がある。 c. 緊急時対策所非常用空気浄化ファンの入口には「前置フィルタ」を設置していることから、粉塵などの影響により、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットが目詰まりすることはない。 d. 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、よう素粒子及び放射性微粒子に対して十分な吸着能力があること、粉塵などの影響によりフィルタが目詰まりしないことから、フィルタの差圧が過度に上昇することはない。 e. よって、ブルーム通過中の使用に加えて、その後の長期間の使用が可能である。</p> <table border="1" data-bbox="118 1129 622 1185"> <thead> <tr> <th></th> <th>想定放出量※1</th> <th>吸着能力※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>よう素粒子</td> <td>約0.014g</td> <td>約224g</td> </tr> <tr> <td>放射性微粒子</td> <td>約0.21g</td> <td>約1000g</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：格納容器破損による放射性物質の想定放出量のうち緊急時対策所へ到達する量 ※2：緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの吸着能力</p>	名称				種別	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット				微粒子フィルタ	よう素フィルタ		除去効率	%	99.99 以上 (0.7μm 粒子)	99.75 以上		想定放出量※1	吸着能力※2	よう素粒子	約0.014g	約224g	放射性微粒子	約0.21g	約1000g		<p>○ 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</p> <p>a. 構造 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所へ給気する可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの概要図を図に示す。可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは微粒子フィルタ、よう素フィルタから構成される。各フィルタはケーシング内に設置しており、フィルタを介さない外気取込を防止する密閉構造となっている。</p>  <p>図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの概要図</p>  <p>図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの概要図</p>	<p>・記載方針の相違（大飯参照）</p>
名称																												
種別	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット																											
	微粒子フィルタ	よう素フィルタ																										
除去効率	%	99.99 以上 (0.7μm 粒子)	99.75 以上																									
	想定放出量※1	吸着能力※2																										
よう素粒子	約0.014g	約224g																										
放射性微粒子	約0.21g	約1000g																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<p>b. 風量 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの風量は1台当り1,500m³/hを確保することにより、ブルーム通過前及び通過後の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン運転時の必要換気量である285m³/h以上を満足する設計とする。</p> <p>c. フィルタ性能 (a) フィルタ除去効率 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの微粒子フィルタ及びよう素フィルタの除去効率を表に示す。フィルタ除去効率は、定期的に性能検査を実施し、総合除去効率が確保されていることを確認する。</p> <p>表 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの除去効率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単体除去効率[%]</th> <th>総合除去効率[%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>微粒子フィルタ</td> <td>99.97(0.15μmDOP粒子)</td> <td>99.99(0.7μmDOP粒子)</td> </tr> <tr> <td>よう素 フィルタ</td> <td>無機よう素：99.0 有機よう素：95.0 (相対湿度95%)</td> <td>99.75 (相対湿度95%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) フィルタ保持容量 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策所の居住性確保の要件である東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故相当の放射性物質の放出量を想定した場合においても、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンが吸込む想定核分裂生成物量に対し十分な保持容量を有している。そのため供用中のフィルタ交換は不要な設計とし、居住空間の汚染のおそれはない。</p> <p>放射性物質等の想定捕集量と可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット装置の保持容量を表に示す。</p> <p>表 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの保持容量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>放射性物質等の想定捕集量</th> <th>保持容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>微粒子フィルタ</td> <td>約310mg</td> <td>約1400g/台</td> </tr> <tr> <td>よう素 フィルタ</td> <td>約1.1mg</td> <td>約240g/台</td> </tr> </tbody> </table>	種類	単体除去効率[%]	総合除去効率[%]	微粒子フィルタ	99.97(0.15μmDOP粒子)	99.99(0.7μmDOP粒子)	よう素 フィルタ	無機よう素：99.0 有機よう素：95.0 (相対湿度95%)	99.75 (相対湿度95%)	種類	放射性物質等の想定捕集量	保持容量	微粒子フィルタ	約310mg	約1400g/台	よう素 フィルタ	約1.1mg	約240g/台	<p>・記載方針の相違（大飯参照）</p>
種類	単体除去効率[%]	総合除去効率[%]																			
微粒子フィルタ	99.97(0.15μmDOP粒子)	99.99(0.7μmDOP粒子)																			
よう素 フィルタ	無機よう素：99.0 有機よう素：95.0 (相対湿度95%)	99.75 (相対湿度95%)																			
種類	放射性物質等の想定捕集量	保持容量																			
微粒子フィルタ	約310mg	約1400g/台																			
よう素 フィルタ	約1.1mg	約240g/台																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(c) よう素フィルタ使用可能期間</p> <p>よう素フィルタは、大気中の湿分等の吸着障害物質を吸着することによる吸着面積の減少により吸着能力が劣化する。</p> <p>2011年及び2012年1月～12月までの泊発電所内の相対湿度データに関して日平均として整理した結果を図に示す。横軸に各日単位で1年間、縦軸に日平均の相対湿度を示す。この結果、95%RH以上の相対湿度の高い日はなく、相対湿度90%RH以上は年間13日（2011年）、1日（2012年）であった。</p> <p>また、2021年においても確認を行ったところ、日平均の相対湿度95%RHは年間を通して2日間しかなく、相対湿度90%RH以上となるのは年間20日（5%程度）であった。</p> <p>また、本系統にはヒーターが設置されており、暖気により相対湿度の低い空気が供給される。したがって、相対湿度が95%RHを上回ることとはなく、よう素フィルタの除去性能に対する湿度の影響は無いものと考えられるため、7日間（168時間）の連続運転において捕集効率を99.75%以上確保することは十分可能である。</p>  <p>図 2011年1月～2012年12月の日平均相対湿度</p>	<p>相違理由</p> <p>・記載方針の相違（大飯参照）</p>

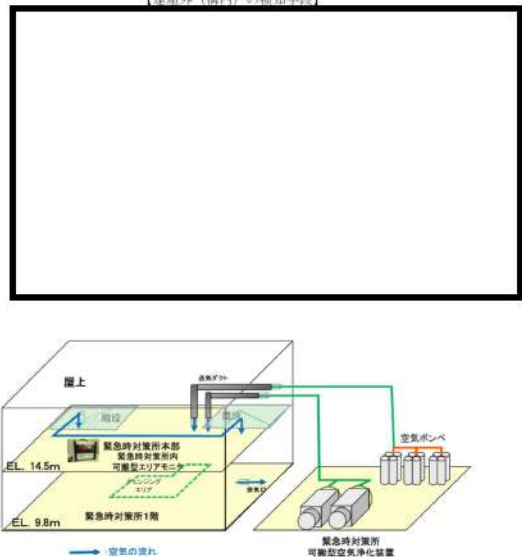
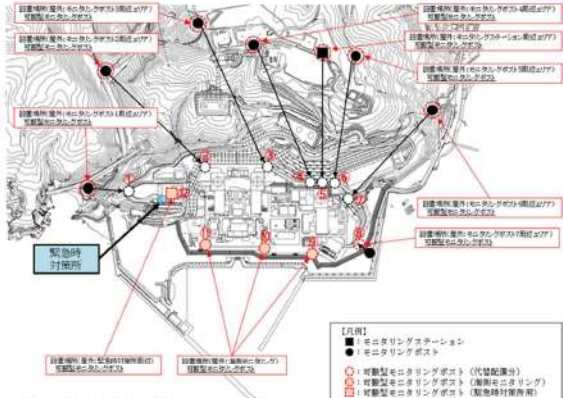
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																											
<p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1" data-bbox="100 167 616 406"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>構内保管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>210台^{*1}</td> <td>約3,200台</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>5台^{*2}</td> <td>約110台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>5台^{*3}</td> <td>約80台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エアモニタ</td> <td>2台^{*4*}</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外可搬型エアモニタ</td> <td>2台^{*5*}</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}: 110名×余裕 ^{*2}: チェンジングエリアにて使用 ^{*3}: 現場作業時に使用 ^{*4}: 緊急時対策所内にて使用 ^{*5}: 緊急時対策所外にて使用 ^{*6}: 予備1台を含む ^{*7}: 緊急時対策所保管数含まない</p> <p>○チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1" data-bbox="100 550 616 837"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数^{*1}</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>構内保管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>3本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>6個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>3個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱（スタンション含む）</td> <td>7個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポリ袋（赤・黄・黒）</td> <td>各100枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テープ（白・黒）</td> <td>各10巻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td>1箱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>10個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はさみ・カッター</td> <td>各2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>2本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}: チェンジングエリア設置に必要な数量</p>	品名	保管数		緊急時対策所	構内保管	個人線量計	210台 ^{*1}	約3,200台	表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台 ^{*2}	約110台	ガンマ線測定用サーベイメータ	5台 ^{*3}	約80台	緊急時対策所内可搬型エアモニタ	2台 ^{*4*}	3台	緊急時対策所外可搬型エアモニタ	2台 ^{*5*}	—	品名	保管数 ^{*1}		緊急時対策所	構内保管	養生シート	3本		バリア	6個		粘着マット	3個		ゴミ箱（スタンション含む）	7個		ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚		テープ（白・黒）	各10巻		ウエス	1箱		ウェットティッシュ	10個		はさみ・カッター	各2本		マジック	2本		簡易シャワー	1台		簡易タンク	1台			<p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1" data-bbox="1265 175 1803 295"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="4">配備数/保管場所</th> </tr> <tr> <th>140台^{*1}</th> <th>緊急時対策所</th> <th>50台^{*5}</th> <th rowspan="2">3号炉 中央 制御室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>ポケット線量計</td> <td>140台^{*1}</td> <td>指所</td> <td>50台^{*5}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラスバッジ</td> <td>140台^{*1}</td> <td>指所</td> <td>3台^{*6}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>10台^{*2}</td> <td>緊急時対策所</td> <td>3台^{*7}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電離線サーベイメータ</td> <td>10台^{*3}</td> <td>待機所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型エアモニタ</td> <td>4台^{*4}</td> <td>待機所</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}: 60名×2箇所（指所、待機所）×1.1倍+余裕 ^{*2}: チェンジングエリア用6台（汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所（指所、待機所）+余裕）+緊急時対策所内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放管班員2名+余裕） ^{*3}: チェンジングエリア用4台（汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所（指所、待機所））+緊急時対策所内及び屋外用6台（屋外等のモニタリングを行う放管班員2名+余裕） ^{*4}: 緊急時対策指所2台（1台+余裕）+緊急時対策所2台（1台+余裕） ^{*5}: 31名×1.5倍 ^{*6}: チェンジングエリア用1台（汚染検査を行う放管班員1名分）+中央制御室内用1台（中央制御室内の汚染検査用1台）+予備1台 ^{*7}: チェンジングエリア用1台（チェンジングエリア内のモニタリング用1台）+中央制御室内用1台（中央制御室内のモニタリング用1台）+予備1台</p> <p>○チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1" data-bbox="1265 670 1803 1181"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>6巻^{*1}</td> <td rowspan="18">チェンジングエリア設営及び補修に必要な数量</td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>6個^{*2}</td> </tr> <tr> <td>フェンス</td> <td>2個^{*3}</td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>20枚</td> </tr> <tr> <td>靴箱</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>回収箱</td> <td>18個</td> </tr> <tr> <td>透明ロール袋（大）</td> <td>20巻</td> </tr> <tr> <td>養生テープ</td> <td>40巻</td> </tr> <tr> <td>作業用テープ</td> <td>20巻</td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td>2箱</td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>290個</td> </tr> <tr> <td>はさみ</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>カッター</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>6本</td> </tr> <tr> <td>除染エリア用ハウス</td> <td>2個^{*4}</td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>2個^{*5}</td> </tr> <tr> <td>ポリタンク</td> <td>2個^{*6}</td> </tr> <tr> <td>トレイ</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>バケツ</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明</td> <td>4台（予備2台）</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1}: 仕様 1,800mm×30m/巻（透明、ピンク、黄） ^{*2}: 仕様 800mm（750mm, 900mm）×100mm×150mm/個（アルミ製） ^{*3}: 仕様 800mm×800mm/個（アルミ製） ^{*4}: 仕様 1,120mm×1,120mm×2,000mm/個（据付型、不燃シート製） ^{*5}: 仕様 タンク容量7.5リットル（手動ポンプ式） ^{*6}: 仕様 タンク容量20リットル（ポリタンク）</p>	品名	配備数/保管場所				140台 ^{*1}	緊急時対策所	50台 ^{*5}	3号炉 中央 制御室	個人線量計	ポケット線量計	140台 ^{*1}	指所	50台 ^{*5}		ガラスバッジ	140台 ^{*1}	指所	3台 ^{*6}		GM汚染サーベイメータ	10台 ^{*2}	緊急時対策所	3台 ^{*7}		電離線サーベイメータ	10台 ^{*3}	待機所	—		可搬型エアモニタ	4台 ^{*4}	待機所	—	名称	数量	根拠	養生シート	6巻 ^{*1}	チェンジングエリア設営及び補修に必要な数量	バリア	6個 ^{*2}	フェンス	2個 ^{*3}	粘着マット	20枚	靴箱	2台	回収箱	18個	透明ロール袋（大）	20巻	養生テープ	40巻	作業用テープ	20巻	ウエス	2箱	ウェットティッシュ	290個	はさみ	4個	カッター	4個	マジック	6本	除染エリア用ハウス	2個 ^{*4}	簡易シャワー	2個 ^{*5}	ポリタンク	2個 ^{*6}	トレイ	2個	バケツ	2個	可搬型照明	4台（予備2台）	<p>【女川】・記載方針の相違（大飯参照）</p>
品名		保管数																																																																																																																																												
	緊急時対策所	構内保管																																																																																																																																												
個人線量計	210台 ^{*1}	約3,200台																																																																																																																																												
表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台 ^{*2}	約110台																																																																																																																																												
ガンマ線測定用サーベイメータ	5台 ^{*3}	約80台																																																																																																																																												
緊急時対策所内可搬型エアモニタ	2台 ^{*4*}	3台																																																																																																																																												
緊急時対策所外可搬型エアモニタ	2台 ^{*5*}	—																																																																																																																																												
品名	保管数 ^{*1}																																																																																																																																													
	緊急時対策所	構内保管																																																																																																																																												
養生シート	3本																																																																																																																																													
バリア	6個																																																																																																																																													
粘着マット	3個																																																																																																																																													
ゴミ箱（スタンション含む）	7個																																																																																																																																													
ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚																																																																																																																																													
テープ（白・黒）	各10巻																																																																																																																																													
ウエス	1箱																																																																																																																																													
ウェットティッシュ	10個																																																																																																																																													
はさみ・カッター	各2本																																																																																																																																													
マジック	2本																																																																																																																																													
簡易シャワー	1台																																																																																																																																													
簡易タンク	1台																																																																																																																																													
品名	配備数/保管場所																																																																																																																																													
	140台 ^{*1}	緊急時対策所	50台 ^{*5}	3号炉 中央 制御室																																																																																																																																										
個人線量計	ポケット線量計	140台 ^{*1}	指所		50台 ^{*5}																																																																																																																																									
	ガラスバッジ	140台 ^{*1}	指所	3台 ^{*6}																																																																																																																																										
	GM汚染サーベイメータ	10台 ^{*2}	緊急時対策所	3台 ^{*7}																																																																																																																																										
	電離線サーベイメータ	10台 ^{*3}	待機所	—																																																																																																																																										
	可搬型エアモニタ	4台 ^{*4}	待機所	—																																																																																																																																										
名称	数量	根拠																																																																																																																																												
養生シート	6巻 ^{*1}	チェンジングエリア設営及び補修に必要な数量																																																																																																																																												
バリア	6個 ^{*2}																																																																																																																																													
フェンス	2個 ^{*3}																																																																																																																																													
粘着マット	20枚																																																																																																																																													
靴箱	2台																																																																																																																																													
回収箱	18個																																																																																																																																													
透明ロール袋（大）	20巻																																																																																																																																													
養生テープ	40巻																																																																																																																																													
作業用テープ	20巻																																																																																																																																													
ウエス	2箱																																																																																																																																													
ウェットティッシュ	290個																																																																																																																																													
はさみ	4個																																																																																																																																													
カッター	4個																																																																																																																																													
マジック	6本																																																																																																																																													
除染エリア用ハウス	2個 ^{*4}																																																																																																																																													
簡易シャワー	2個 ^{*5}																																																																																																																																													
ポリタンク	2個 ^{*6}																																																																																																																																													
トレイ	2個																																																																																																																																													
バケツ	2個																																																																																																																																													
可搬型照明	4台（予備2台）																																																																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>○ブルームの検知手段</p> <p>【建屋外（構内）の検知手段】</p> 		<p>○ブルームの検知手段</p> <table border="1" data-bbox="1254 207 1814 319"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>3号炉中心からの距離</th> <th>No</th> <th>3号炉中心からの距離</th> <th>No</th> <th>3号炉中心からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>約810m (約980m)</td> <td>⑥</td> <td>約90m (約600m)</td> <td>⑩</td> <td>約520m</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>約510m (約1,040m)</td> <td>⑦</td> <td>約130m (約450m)</td> <td>⑪</td> <td>約580m</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>約270m (約880m)</td> <td>⑧</td> <td>(約250m)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>約90m (約680m)</td> <td>⑨</td> <td>約220m</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>約75m (約580m)</td> <td>⑫</td> <td>約310m</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：①～⑫の代替配備分の可搬型モニタリングポストは、アクセスルートに設置した場合の距離を示す。 また、①～⑫の代替配備分の可搬型モニタリングポストのカッコ内は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの周辺に設置した場合の距離を示す。</p> 	No	3号炉中心からの距離	No	3号炉中心からの距離	No	3号炉中心からの距離	①	約810m (約980m)	⑥	約90m (約600m)	⑩	約520m	②	約510m (約1,040m)	⑦	約130m (約450m)	⑪	約580m	③	約270m (約880m)	⑧	(約250m)	-	-	④	約90m (約680m)	⑨	約220m	-	-	⑤	約75m (約580m)	⑫	約310m	-	-	<p>【女川】・記載方針の相違（大飯参照）</p>
No	3号炉中心からの距離	No	3号炉中心からの距離	No	3号炉中心からの距離																																		
①	約810m (約980m)	⑥	約90m (約600m)	⑩	約520m																																		
②	約510m (約1,040m)	⑦	約130m (約450m)	⑪	約580m																																		
③	約270m (約880m)	⑧	(約250m)	-	-																																		
④	約90m (約680m)	⑨	約220m	-	-																																		
⑤	約75m (約580m)	⑫	約310m	-	-																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																									
<p>○緊急時対策所の可搬型SA設備の保有数量の考え方について</p> <p>表 緊急時対策所の可搬型SA設備の保有数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>必要数量区分</th> <th>予備数量区分</th> <th>必要数</th> <th>予備数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファン</td> <td>C</td> <td>e</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット</td> <td>C</td> <td>e</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置</td> <td>C</td> <td>b</td> <td>720</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ</td> <td>C</td> <td>b</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</td> <td>C</td> <td>b</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>C</td> <td>c</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>C</td> <td>c</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>電源車（緊急時対策所用）</td> <td>A</td> <td>b</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	必要数量区分	予備数量区分	必要数	予備数	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	C	e	1	2	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	C	e	1	2	空気供給装置	C	b	720	80	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	C	b	1	1	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	C	b	1	1	酸素濃度計	C	c	1	2	二酸化炭素濃度計	C	c	1	2	電源車（緊急時対策所用）	A	b	2	1		<p>○緊急時対策所の可搬型SA設備の保有数量の考え方について</p> <p>必要数量</p> <ul style="list-style-type: none"> 【考慮事項】 <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか ③、④以外 <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備</p> <p>負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等</p> <p>予備数量も併せて設計方針とする。</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>C</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象設備</th> <th>設計方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備</td> <td>必要となる容量等を積むことができる設備を2セット以上持つことに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機時外時のバックアップを発電所全体で確保する。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等</td> <td>1負荷当たり1セットに、発電所全体で故障時のバックアップ及び保守点検による待機時外時のバックアップを加えた容量等を確保する。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>A、B以外</td> <td>必要となる容量等を有する設備を1セットに加え、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該設備の計画範囲については、重大事故等時に想定される設計基準を超える状態において原子炉施設の状態を特定できるよう計測できる設計とすることで、容量等を有する設計とする。</p> <p>表 緊急時対策所の可搬型SA設備の保有数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>必要数量区分</th> <th>必要数</th> <th>予備数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</td> <td>C</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td> <td>C</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置（空気ポンプ）</td> <td>C</td> <td>354</td> <td>326</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> <td>C</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</td> <td>C</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>C</td> <td>12</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備</td> <td>C</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象設備	設計方針	A	原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備	必要となる容量等を積むことができる設備を2セット以上持つことに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機時外時のバックアップを発電所全体で確保する。	B	負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等	1負荷当たり1セットに、発電所全体で故障時のバックアップ及び保守点検による待機時外時のバックアップを加えた容量等を確保する。	C	A、B以外	必要となる容量等を有する設備を1セットに加え、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。	設備名	必要数量区分	必要数	予備数	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	C	2	2	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	C	2	2	空気供給装置（空気ポンプ）	C	354	326	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	C	2	2	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	C	2	2	可搬型モニタリングポスト	C	12	1	可搬型気象観測設備	C	2	1	<p>【女川】・記載方針の相違（大飯参照）</p>
設備名	必要数量区分	予備数量区分	必要数	予備数																																																																																								
緊急時対策所非常用空気浄化ファン	C	e	1	2																																																																																								
緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	C	e	1	2																																																																																								
空気供給装置	C	b	720	80																																																																																								
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	C	b	1	1																																																																																								
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	C	b	1	1																																																																																								
酸素濃度計	C	c	1	2																																																																																								
二酸化炭素濃度計	C	c	1	2																																																																																								
電源車（緊急時対策所用）	A	b	2	1																																																																																								
区分	対象設備	設計方針																																																																																										
A	原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備	必要となる容量等を積むことができる設備を2セット以上持つことに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機時外時のバックアップを発電所全体で確保する。																																																																																										
B	負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等	1負荷当たり1セットに、発電所全体で故障時のバックアップ及び保守点検による待機時外時のバックアップを加えた容量等を確保する。																																																																																										
C	A、B以外	必要となる容量等を有する設備を1セットに加え、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。																																																																																										
設備名	必要数量区分	必要数	予備数																																																																																									
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	C	2	2																																																																																									
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	C	2	2																																																																																									
空気供給装置（空気ポンプ）	C	354	326																																																																																									
酸素濃度・二酸化炭素濃度計	C	2	2																																																																																									
緊急時対策所可搬型エリアモニタ	C	2	2																																																																																									
可搬型モニタリングポスト	C	12	1																																																																																									
可搬型気象観測設備	C	2	1																																																																																									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>61-7 保管場所図</p>	<p>61-11 保管場所図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>図 61-7-1 緊急時対策所 保管場所位置図</p> <p>特記みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <p>図 61-7-2 緊急時対策所加圧設備 (空気ポンペ) 保管位置図</p> <p>特記みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <p>図 61-7-3 緊急時対策所 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所可搬型エアモータ 保管位置図</p>	<p>緊急時対策所 保管場所位置図</p> <p>緊急時対策所 加圧設備 (空気ポンペ) 保管位置図</p> <p>緊急時対策所 酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型エアモータ、圧力計 保管位置図</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 (相違理由①) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 (相違理由①) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 (相違理由①)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>61-3 アクセスルート</p>	<p>61-8 アクセスルート図</p>	<p>61-7 アクセスルート図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

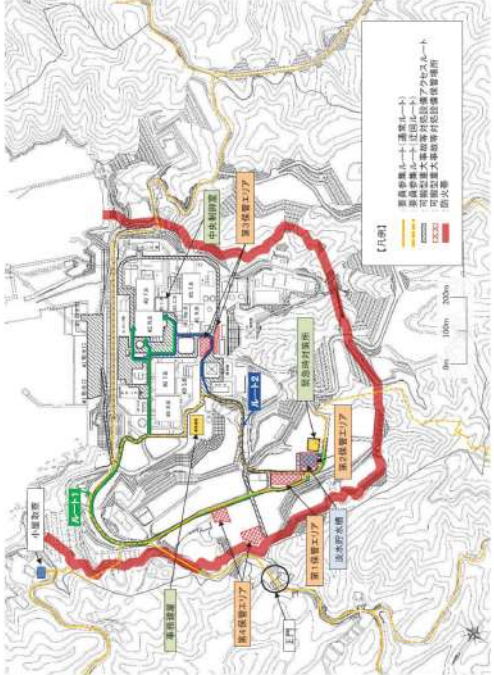
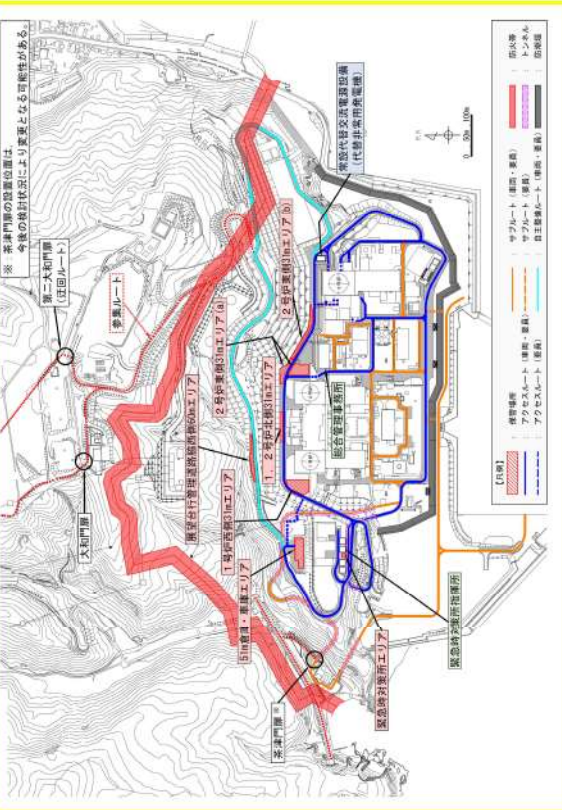
大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
			<p>・配置設計の相違</p>

図 61-8-1 緊急時対策所 アクセスルート

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>61-3-a 緊急時対策所及び事務棟新設に伴うアクセスルートへの影響について</p> <p>1. アクセスルートの考え方</p> <p>アクセスルートは、設置許可基準規則第43条第3項第6号 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>に基づき設置するものであり、設置許可添付資料十において、</p> <p>想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するため、又は他の設備の被害状況を把握するための経路</p> <p>をアクセスルートとしている。</p> <p>これを踏まえ、現緊急時対策所運用時のアクセスルートとして、既許可まとめ資料1.0.2 「大飯発電所3号炉及び4号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」においては、<u>可搬型SA設備の保管場所から設置場所及び接続場所への運搬並びに被害状況確認のためのアクセスルートを第1図の通り設定している。</u></p> <p>自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、環状に設定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保している。なお、「環状」「複数」のアクセスルートには、「地震時には期待しないアクセスルート」も含めている。</p> <p>地震発生時には、ブルドーザによる復旧により、第1図の青色のアクセスルートが確実に使用可能であることを確認している。</p> <div data-bbox="80 1091 647 1410" style="border: 2px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="143 1417 568 1441" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>			<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の相違（着色せず） <p>本項についてはアクセスルート側にて整理する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 緊急時対策所新設に伴うアクセスルートへの影響評価について</p> <p>(1) 緊急時対策所新設後のアクセスルート</p> <p>新緊急時対策所とアクセスルートの位置関係を第2図に示す。<u>新緊急時対策所は既存の環状アクセスルートの真横に位置しているため、既存の環状アクセスルートを用いることで、容易に新緊急時対策所にアクセスすることができる。従って、設定するアクセスルートは従来から変更はない。</u></p> <p>しかし、アクセスルートの使用方法が変更となる設備として、次項の影響評価対象設備絞り込みの通り、「タンクローリー」「電源車（緊急時対策所用）」が挙げられる。以降は、これらの設備に対し、アクセスルートの使用方法変更による影響（地震時のアクセスルート成立性、時間成立性、複数のアクセスルート確保）について詳細評価を実施する。</p> <div data-bbox="73 587 640 906" style="border: 2px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="129 1107 548 1129" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) アクセスルートへの影響評価対象設備 緊急時対策所新設に伴い、屋外保管設備が追加・変更となるのは、「非常用空気浄化ファン・フィルタユニット」「空気供給装置」「電源車（緊急時対策所用）」である。 「非常用空気浄化ファン・フィルタユニット」「空気供給装置」「電源車（緊急時対策所用）1台目」については、新緊急時対策所横に保管するものであり、重大事故等発生時に運搬する必要はないため、アクセスルートを使用しない。これらの予備設備についても、重大事故等発生時の使用を目的としていないため、アクセスルートを使用しない。 「電源車（緊急時対策所用）2台目」は保管場所が変更になるため、使用するアクセスルートが変更となる。なお、新緊急時対策所への電源供給に期待しているのは1台で100%容量を有し重大事故等発生時の健全性を確認している「電源車（緊急時対策所用）1台目」であり、<u>「電源車（緊急時対策所用）2台目」は「電源車（緊急時対策所用）1台目」の不測の事態に備えて念のため新緊急時対策所横へ移動させるものである。</u> また、「電源車（緊急時対策所用）」の使用場所変更に伴い、「電源車（緊急時対策所用）」に燃料の供給を行なう「タンクローリー」についても、使用するアクセスルートが変更となる。 従って、<u>緊急時対策所新設後にアクセスルートの使用方法が変更となるのは、「タンクローリー」「電源車（緊急時対策所用）2台目」である。</u>これらの変更に伴う影響評価について、以下に整理する。</p> <p>(3) アクセスルートの使用方法変更による影響 <u>「タンクローリー」「電源車（緊急時対策所用）2台目」について、アクセスルートの使用方法が変更となる影響を、①地震時のアクセスルート成立性、②時間成立性、③複数のアクセスルート確保の観点から評価する。</u></p> <p>○タンクローリー タンクローリーは、「3号炉燃料油貯蔵タンク」「4号炉燃料油貯蔵タンク」「3、4号炉重油タンク」のいずれかから燃料を補給し、給油対象設備である「電源車（緊急時対策所用）1台目」に給油を行なう。 燃料補給源は複数あるものの、「タンクローリー」保管場所、新緊急時対策所の位置関係から、早期の対応に向けて「3、4号炉重油タンク」を燃料補給源とする。</p> <p>① 地震時のアクセスルート成立性 「電源車（緊急時対策所用）」の使用場所が変更となるため、「タンクローリー」の移動ルートが変更となる。変更前後のルートを第3図に示す。 <u>変更前後ともに、地震時に期待できるルートを通行可能なこと</u></p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>から、アクセスルートは確保されている。</p> <p>② 時間成立性</p> <p>「タンクローリー」が移動する際には、必要に応じて使用するアクセスルートをブルドーザ[※]で復旧するため、移動時間は保守的に復旧にかかる最大時間を考慮する。また、「タンクローリー」の制限時間は、「電源車（緊急時対策所用）1台目」が無給油で連続運転できる時間までとなる。</p> <p>第3図に示すとおり、「タンクローリー」が使用するアクセスルートは、変更後が長く、その結果、復旧箇所が増えるためブルドーザによる復旧時間は長くなるが、「電源車（緊急時対策所用）」の仕様変更により、無給油での連続運転時間も長くなるため、余裕時間が長くなっている。</p> <p>下表に、「電源車（緊急時対策所用）」の無給油での連続運転時間および「電源車（緊急時対策所用）」へのアクセス時間の関係を示す。</p> <table border="1" data-bbox="85 587 629 754"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項目</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><1></td> <td>「電源車（緊急時対策所用）1台目」の無給油での連続運転時間（＝燃料給油制限時間）</td> <td>約12h</td> <td>約20h</td> </tr> <tr> <td><2></td> <td>「電源車（緊急時対策所用）1台目」へのアクセス可能時間（＝アクセスルート復旧時間）</td> <td>約2.9h</td> <td>約8.6h</td> </tr> <tr> <td><3></td> <td>時間成立性（<1>-<2>>0で成立） カッコ内は余裕時間を示す</td> <td>成立 (約9.1h)</td> <td>成立 (約11.4h)</td> </tr> </tbody> </table> <p>変更前後ともに、「タンクローリー」は「電源車（緊急時対策所用）」の無給油での連続運転時間に対して、<u>十分早期に到着可能である。</u></p> <p>一方、復旧時間のみに着目すると復旧箇所が増え、アクセスルート復旧時間が長くなっている。これに対しては、<u>作業成立性に向けた配慮として、ガレキ除去要員としてブルドーザ操作は1名で実施できるところ、交代用の予備要員1名を常時確保し、必要により交代を行いながら復旧作業にあたる体制を確保しており、問題はない。</u></p> <p>※ ブルドーザの給油要否について</p> <p>ブルドーザの保有燃料は、アクセスルート復旧時間（約8.6時間）に対して十分な余裕を確保しているため、アクセスルート復旧時に給油を行う必要はない。</p> <p>・ブルドーザの燃料保有量：約756L（燃料タンクの約90%） ・ブルドーザに最も負荷がかかった状態で運転した場合の燃費：約64.6L/h</p> <p style="text-align: center;">756÷64.6≒11.7時間 > 8.6時間</p> <p>上記は最も負荷のかかった状態での連続運転時間であるが、実際の復旧においては、負荷がかかっていない状態でブルドーザが運転されている時間も存在する。負荷がかかっていない状態では燃費はさらに少なくなることから、実際の連続運転時間はさらに延びるものと考えられる。</p>	No	項目	変更前	変更後	<1>	「電源車（緊急時対策所用）1台目」の無給油での連続運転時間（＝燃料給油制限時間）	約12h	約20h	<2>	「電源車（緊急時対策所用）1台目」へのアクセス可能時間（＝アクセスルート復旧時間）	約2.9h	約8.6h	<3>	時間成立性（<1>-<2>>0で成立） カッコ内は余裕時間を示す	成立 (約9.1h)	成立 (約11.4h)			
No	項目	変更前	変更後																
<1>	「電源車（緊急時対策所用）1台目」の無給油での連続運転時間（＝燃料給油制限時間）	約12h	約20h																
<2>	「電源車（緊急時対策所用）1台目」へのアクセス可能時間（＝アクセスルート復旧時間）	約2.9h	約8.6h																
<3>	時間成立性（<1>-<2>>0で成立） カッコ内は余裕時間を示す	成立 (約9.1h)	成立 (約11.4h)																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③ 複数のアクセスルート確保</p> <p>「①アクセスルート確保」で示した地震発生時において使用可能なアクセスルート（第3図）に加えて、早期の事故収束に向けて使用可能な場合のみ使用する（復旧を考慮しない）アクセスルートを選定している。変更前のルートを第4図、変更後のルートを第5図に示す。</p> <p><u>変更前後ともに、地震時に期待しないアクセスルートも含めて、複数のアクセスルートを確保している。</u></p> <p>○電源車（緊急時対策所用）2台目</p> <p>「電源車（緊急時対策所用）1台目」は、新緊急時対策所横に保管するため、移動させる必要はなくアクセスルートを使用しない。「電源車（緊急時対策所用）2台目」は、1台目からの100m隔離を考慮し、1、2号炉背面道路保管場所に保管している。</p> <p><u>「電源車（緊急時対策所用）1台目」は緊急時対策所負荷の100%容量を有し重大事故等発生時の健全性を確認しているため、1台目を運転させれば緊急時対策所の使用が可能である。</u></p> <p>従って、2台目は不測の事態に備えてアクセスルート復旧次第、緊急時対策所横に移動させる。</p> <p>① 地震時のアクセスルート成立性</p> <p>緊急時対策所新設に伴い、「電源車（緊急時対策所用）2台目」の移動ルートが変更となる。変更前後のルートを第6図に示す。</p> <p><u>変更前後ともに、地震時に期待できるルートを通行可能なことから、アクセスルートは確保されている。</u></p> <p>② 時間成立性</p> <p>「電源車（緊急時対策所用）2台目」が移動する際には、必要に応じて使用するアクセスルートをブルドーザで復旧するため、移動時間は保守的に復旧にかかる最大時間を考慮する。また、電源車（緊急時対策所用）2台目は念のため移動させていることから制限時間はないものの、ブルーム放出が事故発生24時間後でありこれ以降は屋外作業が不可能になるため、事故発生24時間後までに電源車（緊急時対策所用）2台目の緊対所横への移動及び接続が完了できるよう考慮する。</p> <p>下表に、「電源車（緊急時対策所用）2台目」の移動制限時間および新緊急時対策所へのアクセス時間の関係を示す。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
No	項目	変更前	変更後			
<1>	ブルーム放出により電源車（緊急時対策所用）2台目の移動が不可となる時間（＝電源車（緊急時対策所用）2台目の移動制限時間）	約24h	約24h			
<2>	電源車（緊急時対策所用）2台目の緊急時付近へのアクセス可能時間（＝アクセスルート復旧完了時間）	0h	約8.6h			
<3>	時間成立性（<1>-<2>>0で成立） カッコ内は余裕時間を示す	成立 (約24h)	成立 (約15.4h)			
<p>変更前後ともに、「電源車（緊急時対策所用）2台目」は移動制限時間に対して、<u>十分早期に到着可能である。</u></p> <p>③ 複数のアクセスルート確保 「①アクセスルート確保」で示した地震発生時において使用可能なアクセスルート（第6図）に加えて、早期の事故収束に向けて使用可能な場合のみ使用する（復旧を考慮しない）アクセスルートを選定している。変更前のルートを第7図、変更後のルートを第8図に示す。 <u>変更前後ともに、地震時に期待しないアクセスルートも含めて、複数のアクセスルートを確保している。</u></p> <p>（4）アクセスルートへの影響評価結果 「タンクローリー」「電源車（緊急時対策所用）2台目」について、アクセスルートの使用方法が変更となる影響を、①地震時のアクセスルート成立性、②時間成立性、③複数のアクセスルート確保の観点から評価し、問題ないことを確認した。 具体的には、<u>地震時の使用を期待できるアクセスルートの確保、制限時間に対して十分に余裕をもった設備移動の成立性、使用可能な場合のみ使用する（復旧を考慮しない）複数のアクセスルートの確保を確認した。</u> 従って、<u>使用するアクセスルートは変更となるものの、従来から設定しているアクセスルートにより対応可能であることを確認できた。</u></p> <div style="border: 2px solid black; width: 200px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div> <p>第3図 現・新緊急時対策所運用時にてタンクローリーが電源車（緊急時対策所用）給油のために使用するアクセスルート 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 201 613 456" style="border: 2px solid black; height: 160px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="136 456 562 496">第4図 現緊急時対策所運用時にてタンクローリーが 電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（1/6）</p> <div data-bbox="91 491 613 746" style="border: 2px solid black; height: 160px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="136 746 562 786">第4図 現緊急時対策所運用時にてタンクローリーが 電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（2/6）</p> <div data-bbox="197 786 595 810" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="197 786 595 810">特例みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <div data-bbox="91 847 613 1102" style="border: 2px solid black; height: 160px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="120 1102 568 1142">第4図 現緊急時対策所運用時にてタンクローリーが 電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（3/6）</p> <div data-bbox="91 1137 613 1393" style="border: 2px solid black; height: 160px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="120 1393 568 1433">第4図 現緊急時対策所運用時にてタンクローリーが 電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（4/6）</p> <div data-bbox="197 1433 595 1457" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="197 1433 595 1457">特例みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>			





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 159 616 403" style="border: 2px solid black; height: 153px; width: 237px;"></div> <p data-bbox="120 408 562 448">第4図 現緊急時対策所運用時にてタンクローリーが 電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（5/6）</p> <div data-bbox="85 451 616 695" style="border: 2px solid black; height: 153px; width: 237px;"></div> <p data-bbox="120 700 562 740">第4図 現緊急時対策所運用時にてタンクローリーが 電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（6/6）</p> <div data-bbox="188 746 602 770" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="188 746 602 770">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <div data-bbox="85 826 633 1070" style="border: 2px solid black; height: 153px; width: 245px;"></div> <p data-bbox="120 1075 584 1115">第5図 新緊急時対策所運用時にてタンクローリーが 電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（1/7）</p> <div data-bbox="85 1115 633 1359" style="border: 2px solid black; height: 153px; width: 245px;"></div> <p data-bbox="120 1364 584 1404">第5図 新緊急時対策所運用時にてタンクローリーが 電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（2/7）</p> <div data-bbox="150 1410 564 1434" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="150 1410 564 1434">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			
<p>第5図 新緊急時対策所運用時にてタンクローリーが 電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（3/7）</p>			
			
<p>第5図 新緊急時対策所運用時にてタンクローリーが 電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（4/7）</p>			
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			
			
<p>第5図 新緊急時対策所運用時にてタンクローリーが 電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（5/7）</p>			
			
<p>第5図 新緊急時対策所運用時にてタンクローリーが 電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（6/7）</p>			
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			


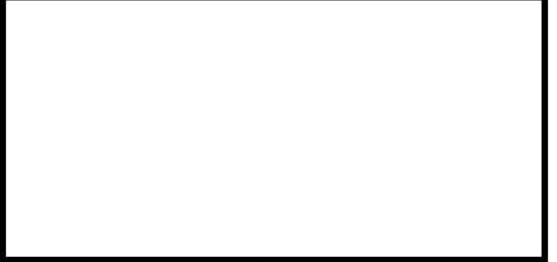


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 156 645 427" style="border: 2px solid black; height: 170px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="129 432 600 475">第5図 新緊急時対策所運用時にタンクローリーが電源車（緊急時対策所用）給油のために使用可能なアクセスルート（7 / 7）</p> <div data-bbox="159 512 593 539" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="159 512 593 539">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <div data-bbox="85 603 645 874" style="border: 2px solid black; height: 170px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="129 863 600 906">第6図 現・新緊急時対策所運用時に電源車（緊急時対策所用）2台目が使用するアクセスルート</p> <div data-bbox="159 943 593 970" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="159 943 593 970">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <div data-bbox="85 1054 645 1326" style="border: 2px solid black; height: 170px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="264 1283 421 1305">使用可能なアクセスルート</p> <div data-bbox="159 1331 593 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="159 1331 593 1358">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			
<p>第8図 新緊急時対策所運用時に電源車（緊急時対策所用）2台目が使用可能なアクセスルート（1/4）</p>			
			
<p>第8図 新緊急時対策所運用時に電源車（緊急時対策所用）2台目が使用可能なアクセスルート（2/4）</p>			
			
<p>第8図 新緊急時対策所運用時に電源車（緊急時対策所用）2台目が使用可能なアクセスルート（3/4）</p>			
			
<p>第8図 新緊急時対策所運用時に電源車（緊急時対策所用）2台目が使用可能なアクセスルート（4/4）</p>			
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
<p style="text-align: center;">参考資料-1 (既許可アクセスまとの資料抜粋)</p> <p style="text-align: center;">緊急時対策所へのアクセスルート復旧時間について</p> <div style="border: 2px solid black; width: 200px; height: 150px; margin: 10px auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>アクセスルート復旧速度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブルドーザによる移動及び掘削：2km/h ・ 段差発生箇所：10分/1箇所 ・ 埋積土砂撤去：7分/10m </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>ルート</th> <th>対応</th> <th>距離(約m)</th> <th>段差発生箇所</th> <th>埋積土砂撤去</th> <th>作業時間(分)</th> <th>累積時間(分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>招集</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>①→②</td> <td>ブルドーザによる移動及び掘削</td> <td>204</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>7</td> <td>37 (0.7時間)</td> </tr> <tr> <td>②→③</td> <td>ブルドーザによる移動及び掘削</td> <td>190</td> <td>—</td> <td>1箇所(126分)</td> <td>126</td> <td>163 (2.8時間)</td> </tr> <tr> <td>③→④</td> <td>ブルドーザによる移動及び掘削</td> <td>281</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>9</td> <td>172 (2.9時間)</td> </tr> <tr> <td>④→⑤</td> <td>ブルドーザによる移動及び掘削</td> <td>283</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>9</td> <td>181 (3.1時間)</td> </tr> <tr> <td>⑤→⑥</td> <td>ブルドーザによる移動及び掘削</td> <td>176</td> <td>—</td> <td>1箇所(124分)</td> <td>124</td> <td>305 (5.1時間)</td> </tr> <tr> <td>⑥→⑦</td> <td>ブルドーザによる移動及び掘削</td> <td>98</td> <td>6箇所(計:90分)</td> <td>—</td> <td>83</td> <td>388 (6.5時間)</td> </tr> <tr> <td>⑦→⑧</td> <td>ブルドーザによる移動及び掘削</td> <td>172</td> <td>—</td> <td>1箇所(122分)</td> <td>122</td> <td>510 (8.5時間)</td> </tr> <tr> <td>⑧→⑨</td> <td>ブルドーザによる移動及び掘削</td> <td>198</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>9</td> <td>519 (8.6時間)</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <p style="text-align: center;">参考資料-2 (既許可アクセスまとの資料抜粋)</p> <p style="text-align: center;">緊急時対策所新設に伴い変更・追加となる緊急時対策所設備の保管場所について</p> <div style="border: 2px solid black; width: 200px; height: 150px; margin: 10px auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	ルート	対応	距離(約m)	段差発生箇所	埋積土砂撤去	作業時間(分)	累積時間(分)	招集	—	—	—	—	30	30	①→②	ブルドーザによる移動及び掘削	204	—	—	7	37 (0.7時間)	②→③	ブルドーザによる移動及び掘削	190	—	1箇所(126分)	126	163 (2.8時間)	③→④	ブルドーザによる移動及び掘削	281	—	—	9	172 (2.9時間)	④→⑤	ブルドーザによる移動及び掘削	283	—	—	9	181 (3.1時間)	⑤→⑥	ブルドーザによる移動及び掘削	176	—	1箇所(124分)	124	305 (5.1時間)	⑥→⑦	ブルドーザによる移動及び掘削	98	6箇所(計:90分)	—	83	388 (6.5時間)	⑦→⑧	ブルドーザによる移動及び掘削	172	—	1箇所(122分)	122	510 (8.5時間)	⑧→⑨	ブルドーザによる移動及び掘削	198	—	—	9	519 (8.6時間)			
ルート	対応	距離(約m)	段差発生箇所	埋積土砂撤去	作業時間(分)	累積時間(分)																																																																			
招集	—	—	—	—	30	30																																																																			
①→②	ブルドーザによる移動及び掘削	204	—	—	7	37 (0.7時間)																																																																			
②→③	ブルドーザによる移動及び掘削	190	—	1箇所(126分)	126	163 (2.8時間)																																																																			
③→④	ブルドーザによる移動及び掘削	281	—	—	9	172 (2.9時間)																																																																			
④→⑤	ブルドーザによる移動及び掘削	283	—	—	9	181 (3.1時間)																																																																			
⑤→⑥	ブルドーザによる移動及び掘削	176	—	1箇所(124分)	124	305 (5.1時間)																																																																			
⑥→⑦	ブルドーザによる移動及び掘削	98	6箇所(計:90分)	—	83	388 (6.5時間)																																																																			
⑦→⑧	ブルドーザによる移動及び掘削	172	—	1箇所(122分)	122	510 (8.5時間)																																																																			
⑧→⑨	ブルドーザによる移動及び掘削	198	—	—	9	519 (8.6時間)																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>61-3-b 要員の移動時間について</p> <p>1. 重大事故等発生時の体制</p> <p>重大事故等発生時の体制については、既許可において以下のとおり記載している。</p> <p>(既許可 添付十抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>5.1.4 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>(3) 体制の整備</p> <p>e. (前略)</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者を除く。）及び緊急時対策本部要員は、緊急時対策所に参集し、通報連絡、給水活動及び電源確保活動等の各要員の任務に応じた対応を行うとともに、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）は、運転員からの連絡を受け、各現場で対応を行う。</p> </div> <p>本項では、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員の移動場所や作業内容を示しているが、緊急時対策所及び事務棟の新設を踏まえても、体制に変更はない。</p> <p>緊急時対策所設置前後の要員毎の移動起点や移動先等を第1表に示す。既許可と第1表の対応については以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="100 691 611 778"> <thead> <tr> <th>既許可の記載</th> <th>第1表の記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者を除く。）</td> <td>③の要員</td> </tr> <tr> <td>緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）</td> <td>①、②、⑥の要員</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>④、⑤の要員</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等が発生した場合、緊急安全対策要員のうち、第1表の①、②、⑥の要員は各作業場所に向かい、③の要員は宿泊場所から緊急時対策所に移動したのちに、3、4号炉の各作業場所に徒歩で移動することになっている。緊急時対策本部要員（第1表の④、⑤）は、速やかに緊急時対策所に移動する。</p> <p>一部の要員については、緊急時対策所及び事務棟の新設に伴い、宿泊場所が変更（第1表の①の要員）、あるいは、移動時間が長くなることがある（第1表の③の要員）等の変更はあるものの、対応内容や対応要員に変更は無く、体制に変更はないことが確認できる。</p>	既許可の記載	第1表の記載	緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者を除く。）	③の要員	緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）	①、②、⑥の要員	緊急時対策本部要員	④、⑤の要員			
既許可の記載	第1表の記載										
緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者を除く。）	③の要員										
緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）	①、②、⑥の要員										
緊急時対策本部要員	④、⑤の要員										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>2. 有効性評価</p> <p>「1. 重大事故等発生時の体制」において、一部の要員については緊急時対策所新設により移動時間が長くなることと説明したが、移動時間の変更を踏まえても有効性評価に影響がないことを以下に示す。</p> <p>有効性評価において制限時間を有する作業を第2表に示す。要員の移動時間長くなる場合においても、第2表に示すとおり、有効性評価の制限時間までに十分に余裕を持って作業を完了できることから、解析条件や解析結果に影響はないことを確認している。第1図に今回の申請書添付中の有効性評価タイムチャート（例：過圧破損シーケンス）を示す。 （なお、復旧するアクセスルートがルート1ではなく、ルート2またはルート3とする場合でも、参考資料-3に示す制限時間と作業完了時間の関係において、既に制限時間に対して十分な余裕を有しているため、移動時間の変更については問題はない。）</p> <p>第2表 要員移動時間が長くなる作業のうち有効性評価において制限時間を有する作業</p> <table border="1" data-bbox="120 501 568 699"> <thead> <tr> <th>作業名</th> <th>変更後 作業完了時間 ※1</th> <th>有効性評価 制限時間 ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量ポンプによる格納容 器内自然対流冷却開始</td> <td>約17時間</td> <td>約24時間</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器への注水開始</td> <td>約7.6時間</td> <td>約18.7時間</td> </tr> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ による注水開始</td> <td>約8.2時間</td> <td>約15.1時間</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料セットへの注水 開始</td> <td>約6時間</td> <td>約1.8日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価タイムチャートの作業完了時間。前段にアクセスルート復旧や、場合によっては要員が別作業を行っており、これらの完了後に本作業を開始する。 ※2：最も制限時間が厳しくなるシーケンスで代表して記載。</p>	作業名	変更後 作業完了時間 ※1	有効性評価 制限時間 ※2	大容量ポンプによる格納容 器内自然対流冷却開始	約17時間	約24時間	蒸気発生器への注水開始	約7.6時間	約18.7時間	可搬式代替低圧注水ポンプ による注水開始	約8.2時間	約15.1時間	使用済燃料セットへの注水 開始	約6時間	約1.8日			
作業名	変更後 作業完了時間 ※1	有効性評価 制限時間 ※2																
大容量ポンプによる格納容 器内自然対流冷却開始	約17時間	約24時間																
蒸気発生器への注水開始	約7.6時間	約18.7時間																
可搬式代替低圧注水ポンプ による注水開始	約8.2時間	約15.1時間																
使用済燃料セットへの注水 開始	約6時間	約1.8日																

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所が指定された時刻から緊急時に要する時間 (S A対策準備作業時間) に移動時間 (本装置ポンプの場合は30分=40分) の差分として10分を追加した。</p> <p>□: 本装置ポンプによる格納容器自然対流冷却</p> <p>第2.2.1.1.1節 「定期点検・運転による設備の異常 (格納容器冷却システム) の発生と修理時間」</p> <p>は標準LOCAに規定したとおり、修正は実施する事とされている。</p> <p>第1節 有効性評価タイムチャートにおける「ガスケット交換時間」の関係 (例) 追加修理スケジュール (有効性評価) 取得</p>			



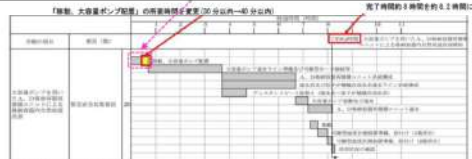
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 移動時間変更の技術的能力タイムチャートへの反映</p> <p>緊急時対策所新設後は、緊急時対策所に移動する緊急安全対策要員（第1表の③の要員）は、移動経路としてアクセスルートを使用して、3、4号炉の各作業場所、取水場所、保管場所等に徒歩で移動する。要員のスタート位置が現緊急時対策所から新緊急時対策所に変更になるに伴い、各作業場所までの距離が長くなることから、対象となる全ての作業（参考資料-5）について要員の各作業場所までの移動時間を追加し、技術的能力タイムチャートへ反映を行う。大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却の例を第2図に示す。</p> <p>第2図において、現緊急時対策所から取水場所までの移動時間が30分以内であり、新緊急時対策所から取水場所までの移動時間が40分以内となるため、この差が移動時間の追加となる。</p> <p>復旧後のアクセスルートを使用し、さらに追加した移動時間は余裕を含めた時間であることから、要員は新緊急時対策所から各作業場所へ確実に移動し必要な対応を行なうことが可能である。</p> <p>緊急安全対策要員（第1表の③の要員）は、新緊急時対策所新設後の移動時間の差を考慮し、技術的能力タイムチャートへ反映している。</p> <p>なお、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）の留泊場所から各作業場所への移動については、参考資料-6に示す。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○現緊急時対策所の要員移動経路及び対技術的活タイムチャート記載例（大容量ポンプ準備）</p>  <p>○新緊急時対策所の要員移動経路及び対技術的活タイムチャート記載例（大容量ポンプ準備）</p>  <p>【補註：大容量ポンプ配置】の所要時間を変更の分は同一色で示す。完了時間を3時間節約すると同時に変更。</p>  <p>第2図 現緊急時対策所と新緊急時対策所との要員の移動経路における比較</p> <p>特図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. アクセスルート復旧における要員の移動</p> <p>アクセスルート復旧作業における要員の移動については、既許可において以下のとおり記載している。この記載において重大事故等対策要員（緊急安全対策要員）とはアクセスルート復旧作業に従事する重大事故等対策要員（緊急安全対策要員）であるガレキ除去要員を指す。</p> <p>（既許可 添付十（有効性評価）抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7.5 必要な要員及び資源の評価 7.5.1 必要な要員及び資源の評価条件 (1) 要員の評価条件 e. 屋外作業に係る要員の評価においては、屋外作業実施に必要なアクセスルート復旧作業時間 172 分を考慮して評価を行う。なお、復旧作業時間 172 分は、重大事故等対策要員（緊急安全対策要員）の参加時間 30 分とアクセスルート復旧時間として訓練実績や文献を参考にして算出した時間 142 分の合計により想定した時間である。</p> </div> <p>本項では、緊急時対策所及び事務棟の新設を踏まえたガレキ除去要員等の移動経路や移動時間等を示した上で、既許可での要員の評価条件に変更はないことを示す。</p> <p>アクセスルート復旧に関しては、①設定するアクセスルート、②要員のブルドーザまでの移動、③アクセスルートの状況確認、④復旧するアクセスルートの選定の考え方、⑤ブルドーザ等によるアクセスルート復旧作業の5項目に分けることができる。</p> <p>緊急時対策所及び事務棟新設に伴い、要員の宿泊場所が変更となり、要員の移動経路や移動時間が変更となる。その結果、影響を受ける項目は上記②、③であり、影響を受けない項目は①、④及び⑤となる。第3表に既許可と今回申請（緊急時対策所及び事務棟新設時）の比較を示す。</p> <p>アクセスルート復旧開始時間については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②要員のブルドーザまでの移動：ガレキ除去要員が宿泊場所からブルドーザまで1人以上が移動できる時間⇒（1） ・③アクセスルート状況確認：アクセスルート復旧選択判断に必要な情報を確保できる時間⇒（2） <p>のうち、遅い方の時間となる。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
<p>第3表 アクセスルート復旧に関する考え方の既許可との比較</p> <table border="1" data-bbox="107 180 616 582"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>考慮事項</th> <th>既許可</th> <th>今回申請</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①設定するアクセスルート</td> <td>複数のアクセスルート確保。</td> <td>3ルート確保 (第3図のとおり)</td> <td>3ルート確保 (第3図のとおり)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②要員のブルドーザまでの移動 ⇒(1)</td> <td>ガレキ除去委員がブルドーザまで移動できること。</td> <td>1人が30分以内に移動</td> <td>2人が30分以内に移動</td> </tr> <tr> <td>複数の移動ルートの確保。</td> <td>2ルート</td> <td>2ルート</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③アクセスルートの状況確認 ⇒(2)</td> <td>復旧判断に必要な情報の確保。</td> <td>復旧ルート1,2or3の比較材料確保</td> <td>復旧ルート1,2or3の比較材料確保</td> </tr> <tr> <td>情報を確保できる時間。</td> <td>4人で30分以内</td> <td>2人で30分以内</td> </tr> <tr> <td>④復旧するアクセスルートの選定の考え方</td> <td>比較材料を用いて緊急時対策本部の全体指揮者が判断する。</td> <td>比較材料を用いて判断。判断しにくい場合はルート1を優先復旧。</td> <td>比較材料を用いて判断。判断しにくい場合はルート1を優先復旧。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑤ブルドーザ等によるアクセスルート復旧作業</td> <td rowspan="3">堆積土砂撤去時間、段差復旧時間等を見込む。</td> <td>ルート1：約2.9h</td> <td>ルート1：約2.9h</td> </tr> <tr> <td>ルート2：約8.6h</td> <td>ルート2：約8.6h</td> </tr> <tr> <td>ルート3：約11.0h</td> <td>ルート3：約11.0h</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="107 619 638 906" style="border: 2px solid black; height: 180px; width: 100%;"></div> <p>第3図 設定するアクセスルート</p> <div data-bbox="181 946 521 965" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>絵図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	項目	考慮事項	既許可	今回申請	①設定するアクセスルート	複数のアクセスルート確保。	3ルート確保 (第3図のとおり)	3ルート確保 (第3図のとおり)	②要員のブルドーザまでの移動 ⇒(1)	ガレキ除去委員がブルドーザまで移動できること。	1人が30分以内に移動	2人が30分以内に移動	複数の移動ルートの確保。	2ルート	2ルート	③アクセスルートの状況確認 ⇒(2)	復旧判断に必要な情報の確保。	復旧ルート1,2or3の比較材料確保	復旧ルート1,2or3の比較材料確保	情報を確保できる時間。	4人で30分以内	2人で30分以内	④復旧するアクセスルートの選定の考え方	比較材料を用いて緊急時対策本部の全体指揮者が判断する。	比較材料を用いて判断。判断しにくい場合はルート1を優先復旧。	比較材料を用いて判断。判断しにくい場合はルート1を優先復旧。	⑤ブルドーザ等によるアクセスルート復旧作業	堆積土砂撤去時間、段差復旧時間等を見込む。	ルート1：約2.9h	ルート1：約2.9h	ルート2：約8.6h	ルート2：約8.6h	ルート3：約11.0h	ルート3：約11.0h			
項目	考慮事項	既許可	今回申請																																		
①設定するアクセスルート	複数のアクセスルート確保。	3ルート確保 (第3図のとおり)	3ルート確保 (第3図のとおり)																																		
②要員のブルドーザまでの移動 ⇒(1)	ガレキ除去委員がブルドーザまで移動できること。	1人が30分以内に移動	2人が30分以内に移動																																		
	複数の移動ルートの確保。	2ルート	2ルート																																		
③アクセスルートの状況確認 ⇒(2)	復旧判断に必要な情報の確保。	復旧ルート1,2or3の比較材料確保	復旧ルート1,2or3の比較材料確保																																		
	情報を確保できる時間。	4人で30分以内	2人で30分以内																																		
④復旧するアクセスルートの選定の考え方	比較材料を用いて緊急時対策本部の全体指揮者が判断する。	比較材料を用いて判断。判断しにくい場合はルート1を優先復旧。	比較材料を用いて判断。判断しにくい場合はルート1を優先復旧。																																		
⑤ブルドーザ等によるアクセスルート復旧作業	堆積土砂撤去時間、段差復旧時間等を見込む。	ルート1：約2.9h	ルート1：約2.9h																																		
		ルート2：約8.6h	ルート2：約8.6h																																		
		ルート3：約11.0h	ルート3：約11.0h																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>(1) ガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザまでの移動について</p> <p>【既許可】</p> <p>ガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザまでの移動経路を第4図に、移動時間を第4表に示す。徒歩による移動速度については既許可において3種類の速度を用いている（参考資料-9参照）。斜面崩壊リスクのないエリアを通過する通常の歩行速度（4km/h）、斜面崩壊リスクありのエリアを通過する通常の歩行速度（2km/h）、ブルドーザにより復旧したアクセスルート上の斜面の確認を行いながら移動する速度（10m/min）の3つがあり、宿泊場所からブルドーザまでの移動時間は4km/hと2km/hを使用して算出した。</p> <p>移動時間は1名が30分以内であり、1名によるブルドーザでの復旧開始が30分以内を開始可能である。</p> <p>第4表 ガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザまでの移動経路（既許可）</p> <table border="1" data-bbox="91 435 595 651"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th colspan="2">ルート</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガレキ除去要員①②</td> <td>要員① 研修館 ↓ 第1事務所 ↓ ブルドーザ</td> <td>要員② 研修館 ↓ 3、4号背面道路 ↓ ブルドーザ</td> <td>研修館からブルドーザまで、第1事務所経由のルート（ルート1、2）及び3、4号背面道路経由のルート（ルート3）を移動する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>リスクあり 約755m</td> <td>リスクあり 約140m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>リスクなし 約890m</td> <td>リスクなし 約930m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>最大約36.1分</td> <td>最大約18.2分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="85 655 591 906" style="border: 2px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p>第4図 ガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザまでの移動経路（既許可）</p> <div data-bbox="253 938 582 962" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	要員	ルート		備考	ガレキ除去要員①②	要員① 研修館 ↓ 第1事務所 ↓ ブルドーザ	要員② 研修館 ↓ 3、4号背面道路 ↓ ブルドーザ	研修館からブルドーザまで、第1事務所経由のルート（ルート1、2）及び3、4号背面道路経由のルート（ルート3）を移動する。		リスクあり 約755m	リスクあり 約140m			リスクなし 約890m	リスクなし 約930m			最大約36.1分	最大約18.2分				
要員	ルート		備考																				
ガレキ除去要員①②	要員① 研修館 ↓ 第1事務所 ↓ ブルドーザ	要員② 研修館 ↓ 3、4号背面道路 ↓ ブルドーザ	研修館からブルドーザまで、第1事務所経由のルート（ルート1、2）及び3、4号背面道路経由のルート（ルート3）を移動する。																				
	リスクあり 約755m	リスクあり 約140m																					
	リスクなし 約890m	リスクなし 約930m																					
	最大約36.1分	最大約18.2分																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
<p>【今回申請】</p> <p>宿泊場所からブルドーザまでの移動経路を第5図に、移動時間を第5表に示す。要員の移動速度については既許可と同じ値を用いる。移動時間は2名とも30分以内であるため、うち1名によるブルドーザでの復旧開始が30分以内に確実に開始可能である。</p> <p>また、これらのルートが使用できない場合でも、中央道路等を活用することで、ガレキ除去要員は確実にブルドーザまで移動することができる。</p> <p>第5表：ガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザまでの移動経路（今回申請）</p> <table border="1" data-bbox="98 375 600 598"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>ルート</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガレキ除去要員 ①②</td> <td>要員① 事務棟 ↓ 第1事務所 ↓ ブルドーザ</td> <td>要員② 研修館 ↓ 3、4号背面道路 ↓ ブルドーザ</td> <td>事務棟からブルドーザまで（第1事務所経由）のルート（ルート1、2）及び研修館からブルドーザまで（3、4号背面道路経由）のルート（ルート3）を移動する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>リスクあり 約530m</td> <td>リスクあり 約140m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>リスクなし 約700m</td> <td>リスクなし 約930m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>最大約26.4分</td> <td>最大約18.2分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  <p>第5図 ガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザまでの移動経路（今回申請）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>特図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <p>(2) 要員によるアクセスルート状況確認について</p> <p>【既許可】</p> <p>アクセスルート状況確認は、ガレキ除去要員2名、現場調整者1名、本部要員（現場調整者以外）1名の計4名で実施する。各要員の移動経路を第6図に、移動時間を第6表に示す。要員の移動速度については「(1) ガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザまでの移動について」と同じ値を用いている。30分以内に、復旧するアクセスルートの選択判断のための情報確保が可能である。</p>	要員	ルート	備考	ガレキ除去要員 ①②	要員① 事務棟 ↓ 第1事務所 ↓ ブルドーザ	要員② 研修館 ↓ 3、4号背面道路 ↓ ブルドーザ	事務棟からブルドーザまで（第1事務所経由）のルート（ルート1、2）及び研修館からブルドーザまで（3、4号背面道路経由）のルート（ルート3）を移動する。		リスクあり 約530m	リスクあり 約140m			リスクなし 約700m	リスクなし 約930m			最大約26.4分	最大約18.2分				
要員	ルート	備考																				
ガレキ除去要員 ①②	要員① 事務棟 ↓ 第1事務所 ↓ ブルドーザ	要員② 研修館 ↓ 3、4号背面道路 ↓ ブルドーザ	事務棟からブルドーザまで（第1事務所経由）のルート（ルート1、2）及び研修館からブルドーザまで（3、4号背面道路経由）のルート（ルート3）を移動する。																			
	リスクあり 約530m	リスクあり 約140m																				
	リスクなし 約700m	リスクなし 約930m																				
	最大約26.4分	最大約18.2分																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<p>第6表 アクセスルート状況確認における各要員の移動時間（既許可）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>ルート</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガレキ除去要員 ①②</td> <td>要員① 研修館 ↓ 3, 4号背面道路 ↓ ブルドーザ リスクあり 約400m リスクなし 約140m リスクなし 約190m 最大約18.2分</td> <td>要員② 研修館 ↓ 第1事務所 リスクあり 約400m リスクなし 約550m 最大約20.3分</td> <td>事務棟からブルドーザまで（第1事務所経由）のルート（ルート1、2）及び第一事務所からブルドーザまで（中央道路経由）のルート（ルート3）の状況を確認する。</td> </tr> <tr> <td>現場調整者 本部要員</td> <td>現場調整者 第1事務所 ↓ 中央道路 ↓ ブルドーザ リスクあり 約450m リスクなし 約850m 最大約26.4分</td> <td>本部要員 第1事務所 ↓ ブルドーザ リスクあり 約355m リスクなし 約340m 最大約15.9分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 稼働みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	要員	ルート	備考	ガレキ除去要員 ①②	要員① 研修館 ↓ 3, 4号背面道路 ↓ ブルドーザ リスクあり 約400m リスクなし 約140m リスクなし 約190m 最大約18.2分	要員② 研修館 ↓ 第1事務所 リスクあり 約400m リスクなし 約550m 最大約20.3分	事務棟からブルドーザまで（第1事務所経由）のルート（ルート1、2）及び第一事務所からブルドーザまで（中央道路経由）のルート（ルート3）の状況を確認する。	現場調整者 本部要員	現場調整者 第1事務所 ↓ 中央道路 ↓ ブルドーザ リスクあり 約450m リスクなし 約850m 最大約26.4分	本部要員 第1事務所 ↓ ブルドーザ リスクあり 約355m リスクなし 約340m 最大約15.9分				
要員	ルート	備考												
ガレキ除去要員 ①②	要員① 研修館 ↓ 3, 4号背面道路 ↓ ブルドーザ リスクあり 約400m リスクなし 約140m リスクなし 約190m 最大約18.2分	要員② 研修館 ↓ 第1事務所 リスクあり 約400m リスクなし 約550m 最大約20.3分	事務棟からブルドーザまで（第1事務所経由）のルート（ルート1、2）及び第一事務所からブルドーザまで（中央道路経由）のルート（ルート3）の状況を確認する。											
現場調整者 本部要員	現場調整者 第1事務所 ↓ 中央道路 ↓ ブルドーザ リスクあり 約450m リスクなし 約850m 最大約26.4分	本部要員 第1事務所 ↓ ブルドーザ リスクあり 約355m リスクなし 約340m 最大約15.9分												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>【今回申請】</p> <p>アクセスルート状況確認は、ガレキ除去要員2名で実施する。各要員の移動経路を第7図に、移動時間を第7表に示す。要員の移動速度については「(1) 要員の宿泊場所からブルドーザまでの移動について」と同じ値を用いる。3.0分以内に、復旧するアクセスルートの選択判断のための情報確保が可能である。</p> <p>第7表 アクセスルート状況確認における各要員の移動時間（今回申請）</p> <table border="1" data-bbox="94 295 568 507"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th colspan="2">ルート</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ガレキ除去要員 ①②</td> <td>要員① 事務所 ↓ 第1事務所 ↓ ブルドーザ</td> <td>要員② 研修館 ↓ 3、4号背面道路 ↓ ブルドーザ</td> <td rowspan="2">事務所からブルドーザまで（第1事務所経由）のルート（ルート1、2）及び研修館からブルドーザまで（3、4号背面道路経由）のルート（ルート3）の状況を確認する。 ただし、ルート3の中央道路については、目視により側面リスクありエリアの状況を確認する等1。 また、中央道路はアクセスルート復旧作業開始後にも直接被害状況確認を行なう。</td> </tr> <tr> <td>リスクあり 約530m リスクなし 約700m 最大約26.4分</td> <td>リスクあり 約140m リスクなし 約930m 最大約18.2分</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="112 518 586 758" style="border: 2px solid black; height: 150px; margin-top: 10px;"></div> <p>第7図 アクセスルート状況確認における各要員の移動経路（今回申請）</p> <div data-bbox="268 798 577 821" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 移動みの範囲は秘密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	要員	ルート		備考	ガレキ除去要員 ①②	要員① 事務所 ↓ 第1事務所 ↓ ブルドーザ	要員② 研修館 ↓ 3、4号背面道路 ↓ ブルドーザ	事務所からブルドーザまで（第1事務所経由）のルート（ルート1、2）及び研修館からブルドーザまで（3、4号背面道路経由）のルート（ルート3）の状況を確認する。 ただし、ルート3の中央道路については、目視により側面リスクありエリアの状況を確認する等1。 また、中央道路はアクセスルート復旧作業開始後にも直接被害状況確認を行なう。	リスクあり 約530m リスクなし 約700m 最大約26.4分	リスクあり 約140m リスクなし 約930m 最大約18.2分			
要員	ルート		備考										
ガレキ除去要員 ①②	要員① 事務所 ↓ 第1事務所 ↓ ブルドーザ	要員② 研修館 ↓ 3、4号背面道路 ↓ ブルドーザ	事務所からブルドーザまで（第1事務所経由）のルート（ルート1、2）及び研修館からブルドーザまで（3、4号背面道路経由）のルート（ルート3）の状況を確認する。 ただし、ルート3の中央道路については、目視により側面リスクありエリアの状況を確認する等1。 また、中央道路はアクセスルート復旧作業開始後にも直接被害状況確認を行なう。										
	リスクあり 約530m リスクなし 約700m 最大約26.4分	リスクあり 約140m リスクなし 約930m 最大約18.2分											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>① ① ガレキ除去要員の目視による中央道路の被害状況確認</p> <p>ガレキ除去要員による中央道路の被害状況確認は、ひらけた場所であり、また直線道路であるため昼間であれば問題なく目視確認が可能である。夜間であれば、ガレキ除去要員の常泊場所に保管しているサーチライトを携行し使用することで、中央道路の被害状況を確認することが可能である。</p> <p>万一、中央道路の目視による被害状況確認が出来ない場合は、既許可と同じ「④復旧するアクセスルートの選定の考え方」に従い、ルート1を優先して復旧する。従って、復旧するアクセスルートの選択判断に違いを生じることはなく、問題はない。</p> <div data-bbox="100 359 633 534" style="border: 2px solid black; height: 110px; width: 238px; margin: 10px 0;"></div> <p>第8回 中央道路の目視確認イメージ (左)：(A)高台（研修館前～3、4号炉背面道路）から 右：(B)第一事務所横から</p> <p>(3) 結論</p> <p>以上から、今回申請（緊急時対策所及び事務棟新設時）においても、(1)よりガレキ除去要員の常泊場所からブルドーザまでの移動時間は30分以内であり、(2)よりアクセスルート復旧選択判断に必要な情報が確保できる時間も30分以内であることが確認できた。従って、アクセスルート復旧開始時間は30分となり、既許可からの変更はない。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考資料</p> <p>参考資料-1：既許可申請書（添付十有効性評価） 参考資料-2：既許可申請書（添付十技術的能力） 参考資料-3：屋外アクセスルートの成立性（既許可アクセスまとめ資料） 参考資料-4：有効性評価における復旧ルート選定の考え方 参考資料-5：待機場所変更に伴う移動時間が追加となる手順一覧について 参考資料-6：運転支援活動を行なう要員の宿泊場所から各作業場所への移動について 参考資料-7：新緊急時対策所へのアクセスルート復旧後の制限時間との関係 参考資料-8：発電所構内に待機している要員の召集について （既許可アクセスまとめ資料） 参考資料-9：徒歩による移動速度設定について 参考資料-10：アクセスルート復旧判断に必要な情報の収集について</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料-1 (既許可申請書(添付有効性評価)抜粋)</p> <p>7.5 必要な要員及び資源の評価 7.5.1 必要な要員及び資源の評価条件 (1) 要員の評価条件</p> <p>a. 各事故シーケンスにおける要員については、保守的に3号炉及び4号炉同時の重大事故等対策時に対応可能であるか評価を行う。</p> <p>b. 要員の評価においては、重大事故等対策要員（運転員、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員）により、必要な作業対応が可能であることを評価する。なお、発電所構外から召集されるその他の要員については、実際の運用では、集まり次第作業対応は可能であるが、評価上は見込まないものとする。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">c. 屋外作業に係る要員の評価においては、屋外作業実施に必要なアクセスルート復旧作業時間172分を考慮して評価を行う。なお、復旧作業時間172分は、重大事故等対策要員（緊急安全対策要員）の参加時間30分とアクセスルート復旧時間として訓練実績や文献を参考にして算出した時間142分の合計より想定した時間である。</p> <p>(2) 資源の評価条件</p> <p>a. 全般</p> <p>(a) 重大事故等対策の有効性評価において、駆動源の喪失により通常系統からの注水及び給電が不可能となる事象についての水源、燃料及び電源に関する評価を実施する。また、前提として、有効性評価の条件（各重要事故シーケンス等特有の解析条件又は評価条件）を考慮する。</p> <p>(b) 水源、燃料及び電源については、3号炉及び4号炉でそれぞれ独立した供給源を有することより、号炉間の事故シーケンスの重ね合わせの考慮が不要であり、号炉ごとに資源の供給が可能であることを確認する。ただし、送水車の燃料（軽油）については共用であるため、3号炉及び4号炉の合計の消費量を評価する。</p> <p style="text-align: center;">10-7-772</p>			


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">参考資料—2 （既許可申請書添付十（技術的能力）抜粋）</p> <p>防活動及びガレキ除去活動を行う緊急安全対策要員36名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は33名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は30名）の計64名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は57名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は50名）並びに被災後6時間以内を目途として参集し、発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員10名（以下「召集要員」という。）の合計74名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は67名、3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は60名）を確保する。</p> <p>なお、号炉ごとの指揮者は、重大事故等対策の初動後対策において、必要に応じて現場の指揮を行う。</p> <p>1号炉及び2号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていないことを前提に、1号炉及び2号炉の運転員10名のうち、4名（3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は2名）が3号炉及び4号炉現場作業応援を行う。</p> <p>また、火災発生時の初期消火活動に対応するため、消火活動要員についても発電所に常時確保する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者を除く。）及び緊急時対策本部要員は、緊急時対策所に参集し、通報連絡、給水活動及び電源確保活動等の各要員の任務に応じた対応を行うとともに、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）は、運転員からの連絡を受け、各奥備で対応を行う。</p> <p>重大事故等の対応については、高線量下の対応においても、当社社員及び協力会社社員を含め要員を確保する。</p> <p>当社社員と協力会社社員の現場での対応については、請負契約のもと、それぞれがあらかじめ定められた業務内容をそれぞれの責任者の下で行うこととしており、必要に応じて作業の連携について、当社と協力会社の責任者間で相互連絡を取り合うようにす</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
<p>参考資料-3 (既許可アクセスまとめ資料)</p> <p>2) 屋外アクセサートの成立性 アクセサート1の復旧における重機の移動及び時間経過を示す。 背面道路保管の設備を使用し、送水ホースを敷設するための復旧ルートをルート1としている。 ルート1は以下に示す図で①→④までを2時間52分(2.9時間)にて復旧可能である。</p>  <table border="1" data-bbox="129 574 584 750"> <thead> <tr> <th>ルート1</th> <th></th> <th>距離 (約 m)</th> <th>汚染 発生箇所</th> <th>集積 土砂搬去</th> <th>所要時間 (分)</th> <th>累積時間 (分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>目撃</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>30分</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>①→②</td> <td>ブルドーザによる移動及び復旧</td> <td>204</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>7</td> <td>37 (0.7時間)</td> </tr> <tr> <td>②→③</td> <td>ブルドーザによる移動及び復旧</td> <td>180</td> <td>—</td> <td>1箇所 (120分)</td> <td>120</td> <td>157 (2.6時間)</td> </tr> <tr> <td>③→④</td> <td>ブルドーザによる移動及び復旧</td> <td>281</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>9</td> <td>172 (2.9時間)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 復旧の移動時間に余裕を以て設定した。 特設みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>ガレキ除去要員の移動時間 30分</p> <p>ルート1の復旧完了時間 2.9時間（172分） ⇒「172分」を申請書添付⑩（有効性評価）に記載。</p>	ルート1		距離 (約 m)	汚染 発生箇所	集積 土砂搬去	所要時間 (分)	累積時間 (分)		目撃	—	—	—	30分	30分	①→②	ブルドーザによる移動及び復旧	204	—	—	7	37 (0.7時間)	②→③	ブルドーザによる移動及び復旧	180	—	1箇所 (120分)	120	157 (2.6時間)	③→④	ブルドーザによる移動及び復旧	281	—	—	9	172 (2.9時間)			
ルート1		距離 (約 m)	汚染 発生箇所	集積 土砂搬去	所要時間 (分)	累積時間 (分)																																
	目撃	—	—	—	30分	30分																																
①→②	ブルドーザによる移動及び復旧	204	—	—	7	37 (0.7時間)																																
②→③	ブルドーザによる移動及び復旧	180	—	1箇所 (120分)	120	157 (2.6時間)																																
③→④	ブルドーザによる移動及び復旧	281	—	—	9	172 (2.9時間)																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉

ルート2復旧の場合

アクセスルート2の復旧における重機の移動及び時間経過を示す。

1、2号重油タンク近傍保管の設備を使用し送水ホースを敷設するための復旧ルート
 をルート2としている。ルート2は以下に示す図で①-①-⑤までを8時間36分(8.6時
 間)にて復旧可能である。



ルート2		距離 (約 m)	送水 発生箇所	積積 土留除去	所要時間 (分)	累積時間 (分)
	召集	—	—	—	30 ^分	30 ^分
①-②	ブルドーザによ る移動及び復旧	204	—	—	7	37 (0.7時間)
②-③	ブルドーザによ る移動及び復旧	180	—	1箇所 (126分)	126	163 (2.8時間)
③-④	ブルドーザによ る移動及び復旧	281	—	—	9	172 (2.9時間)
④-⑤	ブルドーザによ る移動及び復旧	285	—	—	9	181 (3.1時間)
⑤-⑥	ブルドーザによ る移動及び復旧	176	—	1箇所 (124分)	124	305 (5.1時間)
⑥-⑦	ブルドーザによ る移動及び復旧	98	8箇所 (180分)	—	83	388 (6.5時間)
⑦-⑧	ブルドーザによ る移動及び復旧	172	—	1箇所 (122分)	122	510 (8.5時間)
⑧-⑨	ブルドーザによ る移動及び復旧	158	—	—	6	516 (8.6時間)

※1 要員の移動時間に余裕を見込んで設定した。

詳細の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

ルート3復旧の場合

アクセスルート3の復旧における重機の移動及び時間経過を示す。
 以下に示すように、①→⑤→⑦までを10時間58分(11.0時間)にて復旧可能である。



ルート3		距離 (約)m	発生箇所	補修 土留撤去	ブリーク の流入 が想定 される エリア	その他の 要因 (A等切 断等)	所要時間 (分)	累積時間 (分)
	引揚	—	—	—	—	—	30 ^{※1}	30 ^{※1}
①→②	ブルドーザ による移動 及び復旧	600	—	—	—	—	20	50 40.9時間
②→③	ブルドーザ による移動 及び復旧	152	—	1箇所 (108分)	—	—	168	168 2.7時間
③→④	ブルドーザ による移動 及び復旧	124	—	1箇所 (68分)	—	—	88	240 4.1時間
④→⑤	ブルドーザ による移動 及び復旧	115	—	—	—	—	4	240 4.2時間
⑤→⑥	ブルドーザ による移動 及び復旧	238	—	—	—	—	8	248 4.3時間
⑥→⑦	ブルドーザ による移動 及び復旧	139	—	—	1箇所 (84分)	196分 ^{※2}	377	625 10.6時間
⑦→⑧	ブルドーザ による移動 及び復旧	71	2箇所 (20分)	—	—	—	23	638 11.0時間

※1 重機の移動時間に余裕を見込んで設定した。
 ※2 ③斜面崩壊の不均一性(39分)、③水差ガスタービン(12分)、⑤1、2号アンモニア・メタンボンベタンクの倒壊(25分)を考慮。

特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
<p>屋外アクセスルートについては、重大事故等対応が確実にできるように複数のアクセスルートを設定している。地震時におけるアクセスルートの被害想定を行い、要員1名で1台のブルドーザーを操作し、復旧時間を評価した結果、ルート1を復旧する場合は、要員の召集時間を含め、2.9時間で緊急安全対策要員による作業を開始するためのアクセスルートが復旧可能である。ルート2を復旧する場合は、要員の召集時間を含め、8.6時間で緊急時安全対策要員による作業を開始するためのアクセスルートが復旧可能である。また、ルート3を復旧する場合は、11.0時間で作業を開始するためのアクセスルートが復旧可能である。緊急安全対策要員による送水車の配備作業について、ルート1は3.0時間後（ルート復旧時間2.9時間之余を見込んで設定）、ルート2は8.6時間後、ルート3は2.5時間後^{※1}に開始する。ルート1についてはアクセスルート復旧が完了しておりホース敷設作業完了時間への影響はない。ルート2についてはアクセスルート復旧完了まで待機し、復旧完了後ホース敷設を始める。その結果作業完了時間は5.6時間の遅れとなるが、制限時間内にホース敷設が完了するため問題ない。また、ルート3についてはアクセスルート復旧作業と干渉するものの復旧に影響のない範囲で送水ホース敷設を始めることにより待機時間を最小限としている。その結果作業完了時間は5.6時間の遅れとなるが、制限時間内にホース敷設が完了するため問題ない。他の作業についてはアクセスルート復旧完了後に作業が開始されるため、作業完了までにかかる時間に影響はない。</p> <p>※1：②までの復旧完了時間（2.7時間後）に対し、③までのホース敷設時間を勘案し、事象発生後2.5時間後に作業を開始する。</p> <p>【ルート1を選定した場合】</p> <table border="1" data-bbox="197 564 607 699"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>復旧作業による影響</th> <th>経過時間^{※1}</th> <th>制限時間^{※2}</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気発生器への給水確保</td> <td>支障なし</td> <td>8.7時間</td> <td>約18.7時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットへの給水確保</td> <td>支障なし</td> <td>8.7時間</td> <td>約6.3日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプの準備</td> <td>支障なし</td> <td>7.9時間</td> <td>約15.1時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大容量ポンプ準備</td> <td>支障なし</td> <td>15.5時間</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>【ルート2を選定した場合】</p> <table border="1" data-bbox="197 740 607 874"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>復旧作業による影響</th> <th>経過時間^{※1}</th> <th>制限時間^{※2}</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気発生器への給水確保</td> <td>5.6時間</td> <td>13.3時間</td> <td>約18.7時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットへの給水確保</td> <td>5.6時間</td> <td>12.3時間</td> <td>約6.3日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプの準備</td> <td>5.6時間</td> <td>12.6時間</td> <td>約15.1時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大容量ポンプ準備</td> <td>5.6時間</td> <td>21.1時間</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>【ルート3を選定した場合】</p> <table border="1" data-bbox="181 1075 607 1235"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>復旧作業による影響</th> <th>経過時間^{※1}</th> <th>制限時間^{※2}</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気発生器への給水確保</td> <td>5.6時間^{※3}</td> <td>12.3時間</td> <td>約18.7時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットへの給水確保</td> <td>5.6時間^{※3}</td> <td>12.3時間</td> <td>約6.3日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプの準備</td> <td>5.5時間^{※3}</td> <td>12.5時間</td> <td>約15.1時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大容量ポンプ準備</td> <td>5.5時間^{※3}</td> <td>21.0時間</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：経過時間については訓練による結果と、作業手順から算出した時間を考慮した作業時間を示す。経過時間には送水車復旧時間も含む。緊急を要する重大事故等対応の作業時間を含んでいない。</p> <p>※2：制限時間は表1の順に①から④まである（①は訓練等実施計画（注）「注1」LOCA+ ECCS 注入失敗+ 燃料貯留スペース1発火）の3、4号炉同時発生を想定。ただし、蒸気発生器への給水確保の制限時間については、「交流動力電源喪失（RUP シール LOCA が発生している場合）」の、4号炉同時発生を想定。</p> <p>※3：蒸気発生器への給水確保、使用済燃料ピットへの給水確保及び可搬式代替低圧注水ポンプの準備はアクセスルート復旧作業と並行して行われるが、一部アクセスルート復旧作業に伴う待機時間が発生する。大容量ポンプ準備は、アクセスルート復旧作業の遅延の影響は受けないものの、可搬式代替低圧注水ポンプの準備作業の遅延により、大容量ポンプの準備も遅れることになる。</p>	作業内容	復旧作業による影響	経過時間 ^{※1}	制限時間 ^{※2}	評価結果	蒸気発生器への給水確保	支障なし	8.7時間	約18.7時間	○	使用済燃料ピットへの給水確保	支障なし	8.7時間	約6.3日	○	可搬式代替低圧注水ポンプの準備	支障なし	7.9時間	約15.1時間	○	大容量ポンプ準備	支障なし	15.5時間	24時間	○	作業内容	復旧作業による影響	経過時間 ^{※1}	制限時間 ^{※2}	評価結果	蒸気発生器への給水確保	5.6時間	13.3時間	約18.7時間	○	使用済燃料ピットへの給水確保	5.6時間	12.3時間	約6.3日	○	可搬式代替低圧注水ポンプの準備	5.6時間	12.6時間	約15.1時間	○	大容量ポンプ準備	5.6時間	21.1時間	24時間	○	作業内容	復旧作業による影響	経過時間 ^{※1}	制限時間 ^{※2}	評価結果	蒸気発生器への給水確保	5.6時間 ^{※3}	12.3時間	約18.7時間	○	使用済燃料ピットへの給水確保	5.6時間 ^{※3}	12.3時間	約6.3日	○	可搬式代替低圧注水ポンプの準備	5.5時間 ^{※3}	12.5時間	約15.1時間	○	大容量ポンプ準備	5.5時間 ^{※3}	21.0時間	24時間	○			
作業内容	復旧作業による影響	経過時間 ^{※1}	制限時間 ^{※2}	評価結果																																																																										
蒸気発生器への給水確保	支障なし	8.7時間	約18.7時間	○																																																																										
使用済燃料ピットへの給水確保	支障なし	8.7時間	約6.3日	○																																																																										
可搬式代替低圧注水ポンプの準備	支障なし	7.9時間	約15.1時間	○																																																																										
大容量ポンプ準備	支障なし	15.5時間	24時間	○																																																																										
作業内容	復旧作業による影響	経過時間 ^{※1}	制限時間 ^{※2}	評価結果																																																																										
蒸気発生器への給水確保	5.6時間	13.3時間	約18.7時間	○																																																																										
使用済燃料ピットへの給水確保	5.6時間	12.3時間	約6.3日	○																																																																										
可搬式代替低圧注水ポンプの準備	5.6時間	12.6時間	約15.1時間	○																																																																										
大容量ポンプ準備	5.6時間	21.1時間	24時間	○																																																																										
作業内容	復旧作業による影響	経過時間 ^{※1}	制限時間 ^{※2}	評価結果																																																																										
蒸気発生器への給水確保	5.6時間 ^{※3}	12.3時間	約18.7時間	○																																																																										
使用済燃料ピットへの給水確保	5.6時間 ^{※3}	12.3時間	約6.3日	○																																																																										
可搬式代替低圧注水ポンプの準備	5.5時間 ^{※3}	12.5時間	約15.1時間	○																																																																										
大容量ポンプ準備	5.5時間 ^{※3}	21.0時間	24時間	○																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第4表 外部起因事象考慮時の対応手順と所要時間 (ルート3)</p> <p>【緊急時電源喪失(LOCA+ECGS)進入後、土壌飽和蒸気による対応手順と所要時間】</p> <p>備考</p> <p>① 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>② 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>③ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>④ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>⑤ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>⑥ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>⑦ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>⑧ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>⑨ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>⑩ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>⑪ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>⑫ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>⑬ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>⑭ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>⑮ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>⑯ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>⑰ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>⑱ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>⑲ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>⑳ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㉑ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㉒ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㉓ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㉔ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㉕ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㉖ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㉗ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㉘ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㉙ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㉚ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㉛ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㉜ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㉝ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㉞ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㉟ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㊱ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㊲ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㊳ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㊴ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㊵ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㊶ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㊷ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㊸ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㊹ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㊺ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㊻ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㊼ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㊽ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㊾ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p> <p>㊿ 緊急時電源喪失発生時の対応 (緊急時電源喪失発生時の対応)</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料-4</p> <p style="text-align: center;">有効性評価における復旧ルート選定の考え方</p> <p>アクセスルート復旧時間は、設置許可申請書（既許可）において添付十（有効性評価）に記載されており、以下の通りとなっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7.5 必要な要員及び資源の評価</p> <p>7.5.1 必要な要員及び資源の評価条件</p> <p>(I) 要員の評価条件</p> <p>e. 屋外作業に係る要員の評価においては、屋外作業実施に必要なアクセスルート復旧作業時間172分を考慮して評価を行う。なお、復旧作業時間172分は、重大事故等対策要員（緊急安全対策要員）の参集時間30分とアクセスルート復旧時間として訓練実績や文献を参考にして算出した時間142分の合計により想定した時間である。</p> </div> <p>復旧するアクセスルートは状況に応じてルート1、ルート2、ルート3のいずれれから選択する。ただし、申請書のこの章の目的は有効性評価における資源の評価である。アクセスルートが早急に復旧でき、復旧完了次第早急に、送水車や大容量ポンプ等（有効性評価に登場する設備）のSA対策を開始したほうが、より長期間にわたり重油等の燃料を消費するために、資源の評価としては保守的となる。従って、復旧作業時間172分（約2.9時間）は、最も早急にアクセスルート復旧が完了でき、送水車や大容量ポンプ等（有効性評価に登場する設備）が使用できるようになる、ルート1の場合の復旧完了時間を示している。</p> <p>今回も、最も早急にアクセスルート復旧が完了でき、送水車や大容量ポンプ等（有効性評価に登場する設備）が使用できるようになるルートは、ルート1に変わりなく、その範囲や復旧時間に変更はないため、申請書の添付十（有効性評価）の当該記載は変更がない。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
<p style="text-align: center;">参考資料-5</p> <p style="text-align: center;">待機場所変更に伴う移動時間が追加となる手順一覧について</p> <table border="1" data-bbox="125 293 573 788"> <tr><td>1.3</td><td>可搬型バケリ（加圧器過熱し弁用）による加圧器過熱し弁の機能回復</td></tr> <tr><td>1.4</td><td>可搬式代替格納圧注水ポンプによる代替格納心注水（送水車～組立式水櫃）</td></tr> <tr><td>1.4</td><td>A格納容器スレイボンプ（自己冷却）（R H R S - C S S 連絡ライン使用）による代替格納心注水</td></tr> <tr><td>1.5</td><td>大容量ポンプによる機械冷却水（海水）通水</td></tr> <tr><td>1.5</td><td>大容量ポンプを用いたB解部用空気圧縮機（海水冷却）による主蒸気過熱し弁の機能回復</td></tr> <tr><td>1.5</td><td>機械冷却水（大容量ポンプ冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替格納心冷却</td></tr> <tr><td>1.5</td><td>ポンプ車を使用した蒸気発生器2次側のワードアントフロード</td></tr> <tr><td>1.6</td><td>A格納容器スレイボンプ（自己冷却）による代替格納容器スレイ</td></tr> <tr><td>1.6</td><td>可搬式代替格納心注水ポンプによる代替格納容器スレイ（送水車～組立式水櫃）</td></tr> <tr><td>1.6</td><td>送水車への燃料補給</td></tr> <tr><td>1.7</td><td>大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</td></tr> <tr><td>1.11</td><td>海水から使用済燃料ピットへの注水</td></tr> <tr><td>1.11</td><td>送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ</td></tr> <tr><td>1.12</td><td>送水車及びスレイベッグによる大気への拡散抑制</td></tr> <tr><td>1.12</td><td>大容量ポンプ（放水使用）及び放水砲による大気への拡散抑制</td></tr> <tr><td>1.12</td><td>大容量ポンプ（放水使用）、放水砲及び泡消容器による航空機燃料火災への泡消火</td></tr> <tr><td>1.12</td><td>シャトルバスによる海洋への拡散抑制</td></tr> <tr><td>1.13</td><td>海水を用いた凍水ピットへの補給</td></tr> <tr><td>1.13</td><td>燃料取替用水ピットから凍水ピットへの水源切替</td></tr> <tr><td>1.1</td><td>凍水ピットから燃料取替用水ピットへの補給</td></tr> <tr><td>1.1</td><td>N o. 2 凍水タンクから凍水ピットへの補給</td></tr> <tr><td>1.1</td><td>N o. 2 凍水タンクから燃料取替用水ピットへの補給</td></tr> <tr><td>1.14</td><td>空冷式非常用発電装置等の燃料（重油）補給</td></tr> <tr><td>1.14</td><td>空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電（現地確認）</td></tr> <tr><td>1.14</td><td>代替所内電気設備による交流及び直流の給電（空冷式非常用発電装置）</td></tr> <tr><td>1.14</td><td>代替所内電気設備による交流及び直流の給電（電源車）</td></tr> <tr><td>1.14</td><td>電源車による代替電源（交流）からの給電</td></tr> <tr><td>1.14</td><td>可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電</td></tr> <tr><td>1.2</td><td>全交流動力電源が喪失した場合（中央制御室空調ファン操作）</td></tr> </table>	1.3	可搬型バケリ（加圧器過熱し弁用）による加圧器過熱し弁の機能回復	1.4	可搬式代替格納圧注水ポンプによる代替格納心注水（送水車～組立式水櫃）	1.4	A格納容器スレイボンプ（自己冷却）（R H R S - C S S 連絡ライン使用）による代替格納心注水	1.5	大容量ポンプによる機械冷却水（海水）通水	1.5	大容量ポンプを用いたB解部用空気圧縮機（海水冷却）による主蒸気過熱し弁の機能回復	1.5	機械冷却水（大容量ポンプ冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替格納心冷却	1.5	ポンプ車を使用した蒸気発生器2次側のワードアントフロード	1.6	A格納容器スレイボンプ（自己冷却）による代替格納容器スレイ	1.6	可搬式代替格納心注水ポンプによる代替格納容器スレイ（送水車～組立式水櫃）	1.6	送水車への燃料補給	1.7	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.11	海水から使用済燃料ピットへの注水	1.11	送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ	1.12	送水車及びスレイベッグによる大気への拡散抑制	1.12	大容量ポンプ（放水使用）及び放水砲による大気への拡散抑制	1.12	大容量ポンプ（放水使用）、放水砲及び泡消容器による航空機燃料火災への泡消火	1.12	シャトルバスによる海洋への拡散抑制	1.13	海水を用いた凍水ピットへの補給	1.13	燃料取替用水ピットから凍水ピットへの水源切替	1.1	凍水ピットから燃料取替用水ピットへの補給	1.1	N o. 2 凍水タンクから凍水ピットへの補給	1.1	N o. 2 凍水タンクから燃料取替用水ピットへの補給	1.14	空冷式非常用発電装置等の燃料（重油）補給	1.14	空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電（現地確認）	1.14	代替所内電気設備による交流及び直流の給電（空冷式非常用発電装置）	1.14	代替所内電気設備による交流及び直流の給電（電源車）	1.14	電源車による代替電源（交流）からの給電	1.14	可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電	1.2	全交流動力電源が喪失した場合（中央制御室空調ファン操作）			
1.3	可搬型バケリ（加圧器過熱し弁用）による加圧器過熱し弁の機能回復																																																												
1.4	可搬式代替格納圧注水ポンプによる代替格納心注水（送水車～組立式水櫃）																																																												
1.4	A格納容器スレイボンプ（自己冷却）（R H R S - C S S 連絡ライン使用）による代替格納心注水																																																												
1.5	大容量ポンプによる機械冷却水（海水）通水																																																												
1.5	大容量ポンプを用いたB解部用空気圧縮機（海水冷却）による主蒸気過熱し弁の機能回復																																																												
1.5	機械冷却水（大容量ポンプ冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替格納心冷却																																																												
1.5	ポンプ車を使用した蒸気発生器2次側のワードアントフロード																																																												
1.6	A格納容器スレイボンプ（自己冷却）による代替格納容器スレイ																																																												
1.6	可搬式代替格納心注水ポンプによる代替格納容器スレイ（送水車～組立式水櫃）																																																												
1.6	送水車への燃料補給																																																												
1.7	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却																																																												
1.11	海水から使用済燃料ピットへの注水																																																												
1.11	送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ																																																												
1.12	送水車及びスレイベッグによる大気への拡散抑制																																																												
1.12	大容量ポンプ（放水使用）及び放水砲による大気への拡散抑制																																																												
1.12	大容量ポンプ（放水使用）、放水砲及び泡消容器による航空機燃料火災への泡消火																																																												
1.12	シャトルバスによる海洋への拡散抑制																																																												
1.13	海水を用いた凍水ピットへの補給																																																												
1.13	燃料取替用水ピットから凍水ピットへの水源切替																																																												
1.1	凍水ピットから燃料取替用水ピットへの補給																																																												
1.1	N o. 2 凍水タンクから凍水ピットへの補給																																																												
1.1	N o. 2 凍水タンクから燃料取替用水ピットへの補給																																																												
1.14	空冷式非常用発電装置等の燃料（重油）補給																																																												
1.14	空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電（現地確認）																																																												
1.14	代替所内電気設備による交流及び直流の給電（空冷式非常用発電装置）																																																												
1.14	代替所内電気設備による交流及び直流の給電（電源車）																																																												
1.14	電源車による代替電源（交流）からの給電																																																												
1.14	可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電																																																												
1.2	全交流動力電源が喪失した場合（中央制御室空調ファン操作）																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p style="text-align: center;">参考資料—6</p> <p style="text-align: center;">運転支援活動を行なう要員の宿泊場所から各作業場所への移動について</p> <p>設置許可申請書（既許可）においても、緊急安全対策要員のうち一部の要員は、宿泊場所から緊急時対策所ではなく各作業場所へも直接移動することになっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>5.1.4 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>(3) 体制の整備</p> <p>e. (前略)</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者を除く。）及び緊急時対策本部要員は、緊急時対策所に参加し、通報連絡、給水活動及び電源確保活動等の各要員の任務に応じた対応を行うとともに、<u>緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）は、運転員からの連絡を受け、各現場で対応を行う。</u></p> </div> <p>緊急安全対策要員のうち運転支援活動を行なう要員については、下掲の通り、各現場で対応することとしており、緊急安全対策要員による運転支援活動の例として、宿泊場所から各作業場所に直接移動する必要がある作業（有効性評価において事故直後から着手する必要がある作業）について、第1表に示す。</p> <p>これらの運転支援活動を行なう要員については、事故直後から着手する必要があることから、距離が遠くなる事務棟ではなく、既許可から変わらず研修館を宿泊場所として使用する。技術的能力タイムチャート上の移動時間はこの移動経路を踏まえて設定している。なお、これらの運転支援活動を行なう要員については、緊急時対策所ではなく、4号炉背面道路を集合場所として使用する運用としている。</p> <p>なお、大規模損傷発生時においては、要員は一旦緊急時対策所に移動することを基本としているが、重大事故等発生時においては、上記の通り、緊急安全対策要員のうち一部の要員は、宿泊場所から緊急時対策所ではなく各作業場所へも直接移動する。</p> <p style="text-align: center;">第1表 緊急安全対策要員の運転支援活動として 宿泊場所から各作業場所に直接移動する必要がある作業例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>主蒸気透かし弁開操作</td></tr> <tr><td>主蒸気透かし弁開度調整</td></tr> <tr><td>タービン動補助給水ポンプ給水流速調整弁開度調整</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環系ダンパ開処置</td></tr> <tr><td>B充てんポンプ（自己冷却）ディスタンスピース取替え</td></tr> <tr><td>濃縮ポンプによるアニュラス空気浄化系ダンパ空気供給操作</td></tr> <tr><td>可搬型格納容器水蒸気濃度計起動準備</td></tr> <tr><td>プラントパラメータ監視用可搬型計測器取付け</td></tr> <tr><td>使用済燃料ピットの監視装置設置</td></tr> </table>	主蒸気透かし弁開操作	主蒸気透かし弁開度調整	タービン動補助給水ポンプ給水流速調整弁開度調整	中央制御室非常用循環系ダンパ開処置	B充てんポンプ（自己冷却）ディスタンスピース取替え	濃縮ポンプによるアニュラス空気浄化系ダンパ空気供給操作	可搬型格納容器水蒸気濃度計起動準備	プラントパラメータ監視用可搬型計測器取付け	使用済燃料ピットの監視装置設置			
主蒸気透かし弁開操作												
主蒸気透かし弁開度調整												
タービン動補助給水ポンプ給水流速調整弁開度調整												
中央制御室非常用循環系ダンパ開処置												
B充てんポンプ（自己冷却）ディスタンスピース取替え												
濃縮ポンプによるアニュラス空気浄化系ダンパ空気供給操作												
可搬型格納容器水蒸気濃度計起動準備												
プラントパラメータ監視用可搬型計測器取付け												
使用済燃料ピットの監視装置設置												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p style="text-align: right;">参考資料-7</p> <p>新緊急時対策所へのアクセスルート復旧後の制限時間との関係</p> <p>緊急時対策所新設に伴い、現緊急時対策所と比較してアクセスルート使用方法が変更になるのは、「タンクローリー」「電源車（緊急時対策所用）2台目」である。「①ブルドーザの運転を行なうガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザへの移動時間」、「②アクセスルート復旧時間」、「③SA対策準備時間」を足し合わせた準備完了に要する時間が、「④制限時間」に対して問題ないことを確認する。</p> <p>表1 新設緊急時対策所の準備完了に要する時間と制限時間</p> <table border="1" data-bbox="107 400 607 584"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">準備完了に要する時間</th> <th rowspan="2">④制限時間</th> </tr> <tr> <th>①ガレキ除去要員の移動時間</th> <th>「左記①」+② アクセスルート復旧時間</th> <th>③SA対策準備時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>30分</td> <td>8.6時間</td> <td>約15分</td> <td>20時間</td> </tr> <tr> <td>電源車（緊急時対策所用）2台目</td> <td>30分</td> <td>8.6時間</td> <td>約80分</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>新設緊急時対策所へのアクセスルートの復旧が必要になった場合は、ルート2を復旧することになる。「①ブルドーザの運転を行なうガレキ除去要員の宿泊場所からブルドーザへの移動時間」は、30分から変更はない。①移動時間30分を含む「②アクセスルート復旧時間」を合わせたアクセスルート復旧完了時間（①+②）は、ルート2の復旧完了時間である約8.6時間後となる。</p> <p>緊急時対策所設備は、有効性評価に登録しない設備であるため、有効性評価上の制限時間は無いが、有効性評価タイムチャートをベースに、ルート2の復旧完了時間である約8.6時間後（①+②）をSA対策準備開始時間とし、緊急時対策所作業のSA対策準備時間（③）を追加し、要員の動線も考慮したタイムチャートを第1図に示す。</p> <p>「タンクローリー」の「③SA対策準備時間」については、燃料積み込み、移動、給油準備を合わせて約23時間であるが、燃料積み込みはルート2の全復旧より以前に実施することにし、ルート2の全復旧後に移動、給油準備のみ実施するのであれば、時間としては約15分程度である。「電源車（緊急時対策所用）2台目」の「③SA対策準備時間」については、固縛取り外し、移動、接続を合わせて80分としている。</p> <p>「タンクローリー」の「④制限時間」については、電源車（緊急時対策所用）の無給油での連続運転時間である20時間とする。「電源車（緊急時対策所用）2台目」の「④制限時間」については、1台目の不測の事態に備えて念のために移動させるものであり、制限時間は無いが、ブルーム放出が事故発生24時間後であると想定されるため、事故発生24時間後までに移動完了できるよう考慮する。</p> <p>「タンクローリー」については、ルート2の復旧時間である約8.6時間後（①+②）に、タンクローリーの移動等（約15分程度）（③）を行なうことで、第2図の通り、制限時間20時間以内（④）に給油開始することが可能である。「電源車（緊急時対策所用）2台目」についても、ルート2の復旧時間である約8.6時間後（①+②）からの作業（③）を考慮しても、第2図のとおり、24時間以内（④）に準備完了させることが可能である。なお、本評価は、ルート2の崩壊する可能性がある斜面が全箇所崩壊することによりルート2全復旧に約8.6時間かかり、ルート2の全復旧完了後にSA対策準備開始とした最も保守的な場合であるが、この条件においても成立していることが確認できた。</p>		準備完了に要する時間			④制限時間	①ガレキ除去要員の移動時間	「左記①」+② アクセスルート復旧時間	③SA対策準備時間	タンクローリー	30分	8.6時間	約15分	20時間	電源車（緊急時対策所用）2台目	30分	8.6時間	約80分	24時間			
		準備完了に要する時間				④制限時間															
	①ガレキ除去要員の移動時間	「左記①」+② アクセスルート復旧時間	③SA対策準備時間																		
タンクローリー	30分	8.6時間	約15分	20時間																	
電源車（緊急時対策所用）2台目	30分	8.6時間	約80分	24時間																	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1回 有効性評価タイムチャートにおいてアクセスルート復旧時間を8.6時間とし新設緊急時対策所作業を追加した場合の新設緊急時対策所作業の制限時間との関係 (例：趣意破損シナケンス)</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料-8 (既許可アクセスまとめ資料)</p> <p>(1) 発電所構内に待機している要員の召集について</p> <p>発電所構内には平日夜間及び休日においても初期対応に必要な要員を待機させており、重大事故等への対応が可能である。構内に待機している要員の初動対応体制及び召集ルートを以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">重大事故等発生時における初動対応体制</p>  <p style="text-align: center;">(今後の検討により変更となる可能性があります)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: center;">参考資料-9 (既許可アクセスまとめ資料)</p> <p style="text-align: center;">徒歩による移動速度設定について</p> <p>4. 時間評価</p> <p>(1) 屋外アクセスルートの時間評価</p> <p>地震時の屋外アクセスルートについて、崩壊土砂除去及び不平等沈下による段差の解消に必要な時間を見積もり、復旧に要する時間を評価する。</p> <p>斜面崩壊の不均一性の影響について、アクセスルートを復旧する上で最も厳しくなる条件として、短い区間内で大きな高低差が生じた場合である。よって、崩壊土砂による形状は、アクセスルート通過部の崩壊土砂高さが高くなり、その両端は崩壊しない場合として評価する。</p> <p>1) 復旧時間の評価</p> <p>地震時のアクセスルートとして選定したルート上について、周辺斜面の崩壊箇所や段差発生箇所の復旧に要する作業時間を評価し、制限時間内に通行性を確保可能か評価する。</p> <p>a. 復旧条件</p> <p>アクセスルート上に発生した地下構造物及び地層変化部による段差については、ブルドーザ等により復旧する。段差の復旧条件は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象車両の規格を考慮し、幅員3.0m、勾配10%以下とする。 ○堆積土砂については、ブルドーザにより土砂を道路脇に運搬することによりルートを復旧する。 ○重機にはヘッドライトがついているので、夜間でも作業は可能である。 <p>また、アクセスルートの復旧に要する時間は、被害想定をもとに、構内の移動時間や崩壊土砂除去、段差解消作業に要する時間等を考慮し、3つのアクセスルートについて算出する。移動速度は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="181 900 580 970"> <thead> <tr> <th></th> <th>徒歩</th> <th>徒歩（堆積土砂通行）</th> <th>ブルドーザ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動速度</td> <td>4 km/h</td> <td>2 km/h</td> <td>2 km/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>ガレキ除去要員は、事象発生後周辺の状況を確認しつつ、重機まで移動しアクセスルート復旧作業を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重機の復旧開始時間は、要員の移動時間に余裕を見込んで3.0分とした。 		徒歩	徒歩（堆積土砂通行）	ブルドーザ	移動速度	4 km/h	2 km/h	2 km/h			
	徒歩	徒歩（堆積土砂通行）	ブルドーザ								
移動速度	4 km/h	2 km/h	2 km/h								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料（24）</p> <p>斜面崩壊が大きいエリアの復旧への影響評価について</p> <p>7. 復旧作業時の斜面の安全確認 崩壊土砂の撤去作業中、斜面の崩壊による二次災害を防止するため、10m 毎に1分間作業を中断し、次に撤去する斜面の安全確認を実施する。確認の際には斜面下方から斜面を観察し、「道路構造物点検要領（案）」（平成15年8月、日本道路公団）及び「道路のり面工・土木構造物の調査要領（案）」（平成25年2月、国土交通省 国道・防災課）を参考に、以下の斜面崩壊の兆候となる現象の有無を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 斜面のはらみ出し ・ 斜面からの落下物 ・ 斜面からの異音 ・ 斜面のき裂（クラック） <p>夜間はサーチライトを用いて、同様の確認を実施する。</p> <p>また、前述の「薬品の漏えい」確認を行った要員は、漏えい確認が終わり次第、可能な範囲でアクセスルート付近の斜面上部から以下の斜面崩壊の兆候となる現象について斜面を観察し、崩壊の兆候があればガレキ除去要員に連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 斜面のはらみ出し ・ 斜面からの異音 ・ 斜面のき裂（クラック） <p>更なる対応として、斜面監視装置を用いて斜面の変化を連続監視することで、崩壊せずに残った斜面の崩壊による二次災害を防ぐための確認を行う。なお、斜面監視装置はバッテリーや安全系母線から受電しており、SBO時でも対応可能としている。</p> <p>また、地震で斜面が崩壊しなかった場合にも斜面を監視しアクセスルート上で送水車の配備作業等を行う要員の安全を確保することができる。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料（22）</p> <p style="text-align: center;">屋外アクセスルートの変換による復旧速度について</p> <p>4. 土砂堆積箇所の復旧時間について</p> <p>道路を塞ぐ土砂の堆積として10mの区間を想定し、ブルドーザで斜面下に土砂を押し付け除去した後、転圧を行い仮設道路とする。大容量ポンプ等の大型車の通行を考慮し、幅員3mの道路を復旧する。概念図を以下に示す。</p> <p>復旧概念図</p> <p>土砂撤去概念図</p> <p>転圧概念図</p> <p>土砂堆積箇所の復旧時間は、土砂撤去時間と転圧時間の和である。 土砂撤去に要する時間は次のように算出した。土砂を5m除去するのに要する時間 C_m (サイクルタイム) は下式から0.90分である。</p> $C_m = l_1/V_1 + l_2/V_2 + t_0 = 0.90 \text{ (分)}$ <p> $l_1 = 14$: 前進距離 (m) $l_2 = 0$: 後退距離 (m) $V_1 = 30$: 前進速度 (m/分) (ブルドーザ前進1速3.6km/hの半分) $V_2 = 30$: 後退速度 (m/分) (ブルドーザ後退1速4.7km/hの半分) $t_0 = 0.1$: バアの入れ替え等に要する時間 (分) </p> <p>道路土工学編（平成21年度版）＜日本道路協会＞より よって、10mの土砂を撤去するのに要する時間は、0.90分×2 = 1.80分であると評価し、保守的に2分と設定した。</p> <p>一方、転圧に要する時間は次のように算出した。片道10mを1往復するのに要する時</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>間 C_m（サイクルタイム）は、下式から0.63分である。</p> $C_m = (l_1/V_1 + t_g + l_2/V_2 + t_g) = 0.63 \text{ (分)}$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p> $l_1=10$：前進距離 (m) $l_2=10$：後退距離 (m) $V_1=60$：前進速度 (m/分) (ブルドーザ前進1速3.6km/h) $V_2=30$：後退速度 (m/分) (ブルドーザ後退1速4.7km/hの半分) $t_g=0.1$：ギアの入れ替え等に要する時間 (分) </p> </div> <p style="font-size: small; text-align: center;">道路土工要綱（平成21年度版）＜日本道路協会＞より</p> <p>転圧概念図より覆帯幅0.61m（片側）を半分ラップするように3往復することで、3mの幅員を転圧することが出来る。転圧は3往復×2回の6往復することとし、要する時間は $C_m \times 6$（分）である。</p> <p>また、10mの区間を片道進むために要する時間は、ブルドーザ前進1速の速度が60m/分（3.6km/h）を用いて、$10 \div 60 = 0.17$（分）である。</p> <p>よって10m区間の転圧に必要な時間は、$0.63 \times 6 + 0.17 = 3.95$分であると評価し、保守的に4分と設定した。</p> <p>以上のことから、土砂堆積箇所の復旧時間は、2分+4分=6分と想定した。</p> <p>これに、安全確認のため法面の確認時間を10mに1分見込み10mあたりの復旧時間を7分と評価した。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料-10</p> <p style="text-align: center;">アクセスルート復旧判断に必要な情報の収載について</p> <p>アクセスルート復旧の判断（ルート1、2またはルート3のどちらから復旧するか）には、第1図に示す①（ルート3の3、4号炉背面道路側）、②（ルート3の中央道路側）、③（ルート1、2）の被害情報を用いる。</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 アクセスルート復旧の判断に必要な情報</p> <p>①～③の情報と復旧するアクセスルートの例を第1表に示す。第1表から全てのパターンにおいて①～③の情報があれば、緊急時対策本部の全体指揮者は最適な復旧ルートを判断することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> <p>特選みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>第1表 得られた情報と復旧するルートでの判断結果の例</p> <table border="1" data-bbox="219 193 465 300"> <thead> <tr> <th>①*</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>復旧するルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>ルート1</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>ルート2</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>ルート1</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>ルート1</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：接続なし、×：接続あり ※：①の斜面については接続リスタなし。</p> <div data-bbox="107 352 607 624" style="border: 2px solid black; height: 170px; width: 100%;"></div> <p>第2図 設定するアクセスルート</p> <div data-bbox="277 730 600 756" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	①*	②	③	復旧するルート	○	○	○	ルート1	○	○	×	ルート2	○	×	×	ルート1	○	×	○	ルート1			
①*	②	③	復旧するルート																				
○	○	○	ルート1																				
○	○	×	ルート2																				
○	×	×	ルート1																				
○	×	○	ルート1																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>61-7 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について</p> <p>【柏崎刈羽 6 / 7 号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>61-10 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について</p>	<p>61-10 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について</p>	<p>61-6 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について <添付資料目次></p>	<p>目次</p>	<p>目次</p>	<p>【大飯】女川審査実績の反映 ・比較のため掲載順は変更している。 【大飯・女川】 ・資料番号・名称の相違は緑字とした。</p>
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】 1.2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について</p>	<p>1. 新規制基準への適合状況 61-10-3 2. 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について 61-10-5</p>	<p>1. 新規制基準への適合状況 2. 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>
<p>1-3 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価条件について 【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】 ・添付資料1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の居住性に係る被ばく評価条件</p>	<p>添付資料1 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価条件 61-10-12</p>	<p>添付資料1 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の居住性に係る被ばく評価条件</p>	<p>【女川、大飯】設計の相違 ・①の相違として示した通り、泊は緊急時対策所が緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所で分かれているため、それぞれで評価を行った。 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
<p>1-6 気象条件の妥当性の検討について 1-2 着目方位の決定と大気拡散評価について 1-4 地表面への沈着評価について</p>	<p>添付資料2 被ばく評価に用いた気象資料の代表性について 61-10-30 添付資料3 被ばく評価に用いる大気拡散評価について 61-10-42 添付資料4 地表面への沈着速度の設定について 61-10-45 添付資料5 エアロゾル粒子の乾性沈着速度について 61-10-48 添付資料6 有機よう素の乾性沈着速度について 61-10-56</p>	<p>添付資料2 被ばく評価に用いた気象資料の代表性について 添付資料3 被ばく評価に用いる大気拡散評価について 添付資料4 地表面への沈着速度の設定について 添付資料5 乾性沈着速度の設定について 添付資料6 希ガス放出継続時間について</p>	<p>【女川】評価条件の相違 ・女川は有機よう素について、被ばく評価結果精緻化のため沈着速度を別途検討している。泊・大飯ではエアロゾル粒子と同じ沈着速度で評価しており、保守的な評価となっている。 ・泊では希ガスの放出継続時間を1時間と設定した根拠を添付資料6において説明している（大飯実績反映）。</p>
<p>1-5 希ガス放出継続時間について 1-7 グランドシャイン線量及び直接線、スカイシャイン線の評価方法</p>	<p>添付資料7 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく評価方法について 61-10-58 添付資料8 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく評価方法について 61-10-63 添付資料9 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について 61-10-69</p>	<p>添付資料7 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく評価方法について 添付資料8 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく評価方法について 添付資料9 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について</p>	<p>【大飯】資料構成の相違 ・大飯の資料1-7は泊、女川では2つの資料に分割している（女川実績反映）。</p>
<p>1-10 緊急時対策所内の放射性物質濃度の時間変化について</p>	<p>添付資料10 外気から取り込まれた放射性物質による被ばくについて 61-10-81 添付資料11 緊急時対策所加圧設備による加圧開始が遅延すること及び緊急時対策所非常用フィルタ装置に取り込まれる放射性物質による影響について 61-10-90 添付資料12 非常用フィルタ装置の除去効率の設定について 61-10-97</p>	<p>添付資料10 外気から取り込まれた放射性物質による被ばくについて 添付資料11 空気供給装置による加圧開始が遅延すること及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットに取り込まれる放射性物質による影響について 添付資料12 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの除去効率の設定について</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・女川添付資料14については、泊では評価条件にてコンクリートの施工誤差-5mmを見込んでおり、保守的に誤差を織り込んだ評価としているため、資料無し。 ・泊添付資料14～15は大飯実績の反映である。</p>
<p>1-8 緊急時対策所 ブルーム通過判断について 1-9 線量評価に用いるNUREG-1465の適用について 1-1 審査ガイドへの適合状況</p>	<p>添付資料13 使用済燃料プール等の燃料等による影響について 61-10-101 添付資料14 コンクリートの施工誤差の考慮について 61-10-118 添付資料15 審査ガイド*1への適合状況 61-10-123</p>	<p>添付資料13 使用済燃料ピットの燃料による影響について 添付資料14 緊急時対策所ブルーム通過判断について 添付資料15 線量評価に用いるNUREG-1465の適用について 添付資料16 審査ガイド*1への適合状況</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・女川添付資料14については、泊では評価条件にてコンクリートの施工誤差-5mmを見込んでおり、保守的に誤差を織り込んだ評価としているため、資料無し。 ・泊添付資料14～15は大飯実績の反映である。</p>
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】 (※1) 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>(※1) 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>(※1) 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・女川添付資料14については、泊では評価条件にてコンクリートの施工誤差-5mmを見込んでおり、保守的に誤差を織り込んだ評価としているため、資料無し。 ・泊添付資料14～15は大飯実績の反映である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>1.1 新規制基準への適合状況</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六十一条（緊急時対策所）、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十六条（緊急時対策所）</p> <p>～抜粋～</p> <table border="1" data-bbox="73 414 654 1053"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="73 414 380 909"> <p>1 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> </td> <td data-bbox="380 414 654 909"> <p>重大事故等が発生した場合においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができるようにしている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 909 380 1053"> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> </td> <td data-bbox="380 909 654 1053"> <p>—</p> </td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	<p>1 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p>	<p>重大事故等が発生した場合においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができるようにしている。</p>	<p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>	<p>—</p>	<p>1. 新規制基準への適合状況</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六十一条（緊急時対策所）、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十六条（緊急時対策所）</p> <p>～抜粋～</p> <table border="1" data-bbox="654 414 1240 1053"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="654 414 963 941"> <p>1 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> </td> <td data-bbox="963 414 1240 941"> <p>重大事故等が発生した場合においても、緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができるようにしている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="654 941 963 1053"> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> </td> <td data-bbox="963 941 1240 1053"></td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	<p>1 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p>	<p>重大事故等が発生した場合においても、緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができるようにしている。</p>	<p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>		<p>1. 新規制基準への適合状況</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六十一条（緊急時対策所）、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十六条（緊急時対策所）</p> <p>～抜粋～</p> <table border="1" data-bbox="1240 414 1827 1053"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1240 414 1545 941"> <p>1 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> </td> <td data-bbox="1545 414 1827 941"> <p>重大事故等が発生した場合においても、緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができるようにしている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 941 1545 1053"> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1545 941 1827 1053"></td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	<p>1 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p>	<p>重大事故等が発生した場合においても、緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができるようにしている。</p>	<p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>		<p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3㉔の相違）</p>
新規制基準の項目	適合状況																				
<p>1 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p>	<p>重大事故等が発生した場合においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができるようにしている。</p>																				
<p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>	<p>—</p>																				
新規制基準の項目	適合状況																				
<p>1 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p>	<p>重大事故等が発生した場合においても、緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができるようにしている。</p>																				
<p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>																					
新規制基準の項目	適合状況																				
<p>1 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p>	<p>重大事故等が発生した場合においても、緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができるようにしている。</p>																				
<p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六十一条（緊急時対策所）、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十六条（緊急時対策所）</p> <p>～抜粋～</p> <table border="1" data-bbox="73 414 656 925"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1, 2 【解釈】 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価し、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している（約58mSv/7日間）。なお、想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と想定し、マスク着用なし、交代要員なし及びヨウ素剤の服用なしとして評価した。</td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	1, 2 【解釈】 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価し、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している（約58mSv/7日間）。なお、想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と想定し、マスク着用なし、交代要員なし及びヨウ素剤の服用なしとして評価した。	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六十一条（緊急時対策所）、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十六条（緊急時対策所）</p> <p>～抜粋～</p> <table border="1" data-bbox="656 414 1238 989"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1、2 【解釈】 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</td> <td>緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している【約0.70mSv/7日間】。なお、想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と想定し、マスク着用なし、交代要員なし及び安定ヨウ素剤の服用なしとして評価した。</td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	1、2 【解釈】 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している【 約0.70mSv/7日間 】。なお、想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と想定し、マスク着用なし、交代要員なし及び安定ヨウ素剤の服用なしとして評価した。	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六十一条（緊急時対策所）、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十六条（緊急時対策所）</p> <p>～抜粋～</p> <table border="1" data-bbox="1238 414 1821 989"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1、2 【解釈】 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</td> <td>緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している【緊急時対策所待機所において約13mSv/7日間、12mSv/7日間】。なお、想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と想定し、マスク着用なし、交代要員なし及び安定ヨウ素剤の服用なしとして評価した。</td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	1、2 【解釈】 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している【 緊急時対策所待機所において約13mSv/7日間、12mSv/7日間 】。なお、想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と想定し、マスク着用なし、交代要員なし及び安定ヨウ素剤の服用なしとして評価した。	<p>【大飯】 ・女川審査実績の反映</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】設計の相違 ・①の相違として示した通り、泊は緊急時対策所が緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所で分かれているため、それぞれで評価を行った ・緊急時対策所が分かれている先行実績として柏崎刈羽6、7号炉があり、柏崎刈羽6、7号炉は一方を代表して評価結果を示しているが、当社はいずれの評価結果も示す構成とした。 ・以降は①の相違と記載する。</p>
新規制基準の項目	適合状況														
1, 2 【解釈】 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価し、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している（約58mSv/7日間）。なお、想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と想定し、マスク着用なし、交代要員なし及びヨウ素剤の服用なしとして評価した。														
新規制基準の項目	適合状況														
1、2 【解釈】 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している【 約0.70mSv/7日間 】。なお、想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と想定し、マスク着用なし、交代要員なし及び安定ヨウ素剤の服用なしとして評価した。														
新規制基準の項目	適合状況														
1、2 【解釈】 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している【 緊急時対策所待機所において約13mSv/7日間、12mSv/7日間 】。なお、想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と想定し、マスク着用なし、交代要員なし及び安定ヨウ素剤の服用なしとして評価した。														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>1.2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について</p> <p>重大事故等時の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に当たっては、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」（以下「審査ガイド」という。）に基づき評価を行った。なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）は同等の遮蔽性能及び空調設備を有しているため、重大事故等の発生を想定する号炉（6号及び7号炉）に、より近接した5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）を代表として評価を行った。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 第76条抜粋）</p> <p>緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。 <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の対策要員の被ばく評価の結果、実効線量は7日間で約58mSvであり、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認した。</p> <p>【高浜3、4号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>2.1 想定する事象</p> <p>審査ガイドに基づき「東京電力福島第一原子力発電所事故と同等」とし、想定する放射性物質等に関しても、審査ガイドに基づき評価を行った。</p> <p>想定する事象としては、過温破損では主に原子炉格納容器貫通部の損傷によることから、大規模な放出経路が形成されることは考えにくく、また、格納容器バイパスでは、蒸気発生器の配管等を経由した放出であることから、同様に大規模な放出経路が形成されることは考えにくい。従って、本評価では、貫通部以外の格納容器そのものの大規模な破壊（過圧破損）を想定する。また、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の同時発災を想定する。</p>	<p>2. 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について</p> <p>重大事故等時の緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に当たっては、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」（以下「審査ガイド」という。）に基づき評価を行った。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 第76条抜粋）</p> <p>緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。 <p>緊急時対策所の対策要員の被ばく評価の結果、実効線量は7日間で約0.70mSvであり、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認した。</p> <p>(1) 想定する事象</p> <p>想定する事象は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等」とした。なお、想定する放射性物質等に関しては、審査ガイドに基づき評価を行った。</p>	<p>2. 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について</p> <p>重大事故等時の緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に当たっては、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」（以下「審査ガイド」という。）に基づき評価を行った。</p> <p>泊発電所3号炉においては緊急時対策所を緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所で構成しているため、それぞれについて評価を行った。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 第76条抜粋）</p> <p>緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② プルーム通過時等に特別な防護措置を講ずる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。 <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の対策要員の被ばく評価の結果、実効線量は7日間で緊急時対策所指揮所において約13mSv、緊急時対策所待機所において約12mSvであり、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認した。</p> <p>(1) 想定する事象</p> <p>想定する事象は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等」とした。なお、想定する放射性物質等に関しては、審査ガイドに基づき評価を行った。</p> <p>想定する事象としては、過温破損では主に原子炉格納容器貫通部の損傷によることから、大規模な放出経路が形成されることは考えにくく、また、格納容器バイパスでは、蒸気発生器の配管等を経由した放出であることから、同様に大規模な放出経路が形成されることは考えにくい。従って、本評価では、貫通部以外の格納容器そのものの大規模な破壊（過圧破損）を想定する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>①の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>①の相違</p> <p>【女川】個別解析による相違</p> <p>【高浜】女川審査実績の反映</p> <p>【女川】先行審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、高浜3、4号炉の実績反映として、想定する事象の概要を説明 ・参考として高浜3、4号炉のまとめ資料を抜粋した。 <p>【高浜】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は3号炉の単独運転が前提。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
<p>(2) 大気中への放出量 大気中へ放出される放射性物質の量は、女川原子力発電所2号炉の発災を想定し評価した。なお、放出時期及び放射性物質の放出割合は審査ガイドに従った。 評価に用いた放出放射量を表1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表1 大気中への放出放射量</p> <table border="1" data-bbox="734 354 1169 635"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th colspan="2">放出放射量[Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>希ガス類</td><td colspan="2">約 6.0×10¹⁸</td></tr> <tr><td>ヨウ素類</td><td colspan="2">約 2.2×10¹⁷</td></tr> <tr><td>Cs 類</td><td colspan="2">約 1.8×10¹⁸</td></tr> <tr><td>Te 類</td><td colspan="2">約 5.3×10¹⁸</td></tr> <tr><td>Ba 類</td><td colspan="2">約 2.0×10¹⁸</td></tr> <tr><td>Ru 類</td><td colspan="2">約 1.0×10¹⁸</td></tr> <tr><td>Ce 類</td><td colspan="2">約 6.5×10¹⁸</td></tr> <tr><td>La 類</td><td colspan="2">約 9.2×10¹⁸</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 大気拡散の評価 被ばく評価に用いる相対濃度と相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さいほうから順に並べて整理し、累積出現頻度 97%に当たる値を用いた。評価においては、女川原子力発電所敷地内において観測した2012年1月～2012年12月の1年間における気象データを使用した。 相対濃度及び相対線量の評価結果を表2に示す。</p> <p style="text-align: center;">表2 相対濃度及び相対線量</p> <table border="1" data-bbox="734 965 1191 1061"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>相対濃度 α/Q (a/m³)</th> <th>相対線量 D/Q (Gy/Bq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td>4.9×10⁻⁶</td> <td>8.0×10⁻¹⁰</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価 被ばく評価に当たっては、対策要員は7日間5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に滞在するものとして実効線量を評価した。考慮した被ばく経路と被ばく経路のイメージを図1-1及び図1-2に示す。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性に係る被ばく評価の主要条件を表1-4に、被ばく評価に係る換気空調設備の概略図を図1-3に示す。</p>	核種グループ	放出放射量[Bq] (gross 値)		2号炉		希ガス類	約 6.0×10 ¹⁸		ヨウ素類	約 2.2×10 ¹⁷		Cs 類	約 1.8×10 ¹⁸		Te 類	約 5.3×10 ¹⁸		Ba 類	約 2.0×10 ¹⁸		Ru 類	約 1.0×10 ¹⁸		Ce 類	約 6.5×10 ¹⁸		La 類	約 9.2×10 ¹⁸		評価対象	相対濃度 α/Q (a/m ³)	相対線量 D/Q (Gy/Bq)	緊急時対策所	4.9×10 ⁻⁶	8.0×10 ⁻¹⁰	<p>(2) 大気中への放出量 大気中へ放出される放射性物質の量は、泊発電所3号炉の発災を想定し評価した。なお、放出時期及び放射性物質の放出割合は審査ガイドに従った。 評価に用いた放出放射量を表1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表1 大気中への放出放射量</p> <table border="1" data-bbox="1339 370 1742 635"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th colspan="2">放出放射量[Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>希ガス類</td><td colspan="2">約 6.8×10¹⁸</td></tr> <tr><td>ヨウ素類</td><td colspan="2">約 2.4×10¹⁷</td></tr> <tr><td>Cs 類</td><td colspan="2">約 2.1×10¹⁸</td></tr> <tr><td>Te 類</td><td colspan="2">約 6.2×10¹⁸</td></tr> <tr><td>Ba 類</td><td colspan="2">約 2.0×10¹⁸</td></tr> <tr><td>Ru 類</td><td colspan="2">約 1.6×10¹⁸</td></tr> <tr><td>Ce 類</td><td colspan="2">約 7.4×10¹⁸</td></tr> <tr><td>La 類</td><td colspan="2">約 1.3×10¹⁸</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 大気拡散の評価 被ばく評価に用いる相対濃度と相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さいほうから順に並べて整理し、累積出現頻度97%に当たる値を用いた。評価においては、泊発電所敷地内において観測した1997年1月～1997年12月の1年間における気象データを使用した。 相対濃度及び相対線量の評価結果を表2に示す。</p> <p style="text-align: center;">表2 相対濃度及び相対線量</p> <table border="1" data-bbox="1294 965 1787 1104"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>相対濃度 α/Q (a/m³)</th> <th>相対線量 D/Q (Gy/Bq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所指揮所</td> <td>約 9.4×10⁻⁶</td> <td>約 7.0×10⁻¹⁰</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所待機所</td> <td>約 8.8×10⁻⁶</td> <td>約 6.6×10⁻¹⁰</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の居住性に係る被ばく評価 被ばく評価に当たっては、対策要員は7日間緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所に滞在するものとして実効線量を評価した。考慮した被ばく経路と被ばく経路のイメージを図1及び図2に示す。また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の居住性に係る被ばく評価の主要条件を表4に、被ばく評価に係る換気設備の概略図を図3に示す。</p>	核種グループ	放出放射量[Bq] (gross 値)		3号炉		希ガス類	約 6.8×10 ¹⁸		ヨウ素類	約 2.4×10 ¹⁷		Cs 類	約 2.1×10 ¹⁸		Te 類	約 6.2×10 ¹⁸		Ba 類	約 2.0×10 ¹⁸		Ru 類	約 1.6×10 ¹⁸		Ce 類	約 7.4×10 ¹⁸		La 類	約 1.3×10 ¹⁸		評価対象	相対濃度 α/Q (a/m ³)	相対線量 D/Q (Gy/Bq)	緊急時対策所指揮所	約 9.4×10 ⁻⁶	約 7.0×10 ⁻¹⁰	緊急時対策所待機所	約 8.8×10 ⁻⁶	約 6.6×10 ⁻¹⁰	<p>【大飯】 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】個別解析による相違</p> <p>【女川】個別解析による相違</p> <p>【女川】個別解析による相違</p> <p>【女川】個別解析による相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>①の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>①の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>①の相違</p>
核種グループ		放出放射量[Bq] (gross 値)																																																																									
	2号炉																																																																										
希ガス類	約 6.0×10 ¹⁸																																																																										
ヨウ素類	約 2.2×10 ¹⁷																																																																										
Cs 類	約 1.8×10 ¹⁸																																																																										
Te 類	約 5.3×10 ¹⁸																																																																										
Ba 類	約 2.0×10 ¹⁸																																																																										
Ru 類	約 1.0×10 ¹⁸																																																																										
Ce 類	約 6.5×10 ¹⁸																																																																										
La 類	約 9.2×10 ¹⁸																																																																										
評価対象	相対濃度 α/Q (a/m ³)	相対線量 D/Q (Gy/Bq)																																																																									
緊急時対策所	4.9×10 ⁻⁶	8.0×10 ⁻¹⁰																																																																									
核種グループ	放出放射量[Bq] (gross 値)																																																																										
	3号炉																																																																										
希ガス類	約 6.8×10 ¹⁸																																																																										
ヨウ素類	約 2.4×10 ¹⁷																																																																										
Cs 類	約 2.1×10 ¹⁸																																																																										
Te 類	約 6.2×10 ¹⁸																																																																										
Ba 類	約 2.0×10 ¹⁸																																																																										
Ru 類	約 1.6×10 ¹⁸																																																																										
Ce 類	約 7.4×10 ¹⁸																																																																										
La 類	約 1.3×10 ¹⁸																																																																										
評価対象	相対濃度 α/Q (a/m ³)	相対線量 D/Q (Gy/Bq)																																																																									
緊急時対策所指揮所	約 9.4×10 ⁻⁶	約 7.0×10 ⁻¹⁰																																																																									
緊急時対策所待機所	約 8.8×10 ⁻⁶	約 6.6×10 ⁻¹⁰																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>a. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 内での被ばく（経路①） 事故期間中に原子炉建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 内での外部被ばくは、原子炉建屋内の放射性物質の積算線源強度、施設の位置、遮蔽構造、地形条件等を踏まえて評価した。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>b. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 内での被ばく（経路②） 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果と建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。なお、遮蔽厚さとして、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） を囲む6面（天井面、床面、側面）のうちで最も薄い遮蔽壁厚さを参照した。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>c. 外気から取り込まれた放射性物質による 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 内での被ばく（経路③） 外気から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 内に取り込まれた放射性物質による被ばくは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 内の放射性物質濃度を基に、放射性物質からのガンマ線による外部被ばく及び放射性物質の吸入摂取による内部被ばくの和として評価した。</p> <p>なお、内部被ばくの評価に当たっては、マスクの着用及びヨウ素剤の服用はないものとして評価した。</p>	<p>a. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく（経路①） 事故期間中に原子炉建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による緊急時対策所内での外部被ばくは、原子炉建屋内の放射性物質の積算線源強度、施設の位置、遮蔽構造、地形条件等を踏まえて評価した。</p> <p>直接ガンマ線については QAD-CGGP2R コードを用い、スカイシャインガンマ線については ANISN コード及び G33-GP2R コードを用いて評価した。</p> <p>b. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく（経路②） 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果と建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。</p> <p>遮蔽厚さとして、緊急時対策所換気設備（以下「換気設備」という。）パウンダリ内のみを考慮しており、さらに屋外から緊急時対策所までの総遮蔽厚さのうち、最も薄い遮蔽厚さを参照した。これにより、本被ばく経路の評価結果は、換気設備加圧パウンダリ外に浮遊する放射性物質からの影響を包含することができる。なお、換気設備加圧パウンダリ内に浮遊する放射性物質の影響はc. で評価した。</p> <p>c. 外気から取り込まれた放射性物質による緊急時対策所内での被ばく（経路③） 外気から緊急時対策所及び隣接区画*内に取り込まれた放射性物質による被ばくは、緊急時対策所及び隣接区画内の放射性物質濃度を基に、放射性物質からのガンマ線による外部被ばく及び放射性物質の吸入摂取による内部被ばくの和として評価した。</p> <p>なお、内部被ばくの評価に当たっては、マスクの着用及びヨウ素剤の服用はないものとして評価した。</p>	<p>a. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく（経路①） 事故期間中に原子炉建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での外部被ばくは、原子炉建屋内の放射性物質の積算線源強度、施設の位置、遮蔽構造、地形条件等を踏まえて評価した。</p> <p>直接ガンマ線についてはQAD-CGGP2Rコードを用い、スカイシャインガンマ線についてはSCATTERINGコードを用いて評価した。</p> <p>b. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく（経路②） 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果と建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。</p> <p>遮蔽厚さとして、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の生体遮蔽装置のみを考慮しており、そのうち最も薄い遮蔽厚さを参照した。</p> <p>なお、換気設備加圧パウンダリ内に浮遊する放射性物質の影響はc. で評価した。</p> <p>c. 外気から取り込まれた放射性物質による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく（経路③） 外気から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に取り込まれた放射性物質による被ばくは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の放射性物質濃度を基に、放射性物質からのガンマ線による外部被ばく及び放射性物質の吸入摂取による内部被ばくの和として評価した。</p> <p>なお、内部被ばくの評価に当たっては、マスクの着用及びヨウ素剤の服用はないものとして評価した。</p>	<p>【大飯】 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】①の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】①の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・BWRでは、ANISNコードにより天井の遮蔽による減衰を計算し、G33-GP2Rコードによりスカイシャインガンマ線を評価するが、PWRのSCATTERINGコードでは、遮蔽体をモデル化してスカイシャインガンマ線量を評価可能であるため、BWRのように2つのコードを用いる必要はない（大飯3、4号炉と同様）。</p> <p>【女川】①の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】①の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】①の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】①の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】建屋構造の相違 ・女川は緊急時対策所が緊急時対策建屋内に存在しており泊と比較して構造が複雑であるため、遮蔽厚さの考え方の記載が異なる。</p> <p>【女川】①の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】①の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】隣接区画の考慮の相違 ・女川は緊急時対策所が緊急時対策建屋内に存在しており、緊急時対策建屋の緊急時対策所加圧設備加圧パウンダリと隣接している区画（隣接区画）内に取り込まれた放射性物質のガンマ線による被ばくについて別途考慮し、評価している（添付資料10）。泊は空気供給装置の加</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】 また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）内の放射性物質濃度の計算に当たっては、以下の(a.)及び(b.)の効果を考慮した。</p>	<p>また、緊急時対策所及び隣接区画内の放射性物質濃度の計算に当たっては、以下の（a）及び（b）の効果を考慮した。 ※隣接区画：緊急時対策所加圧設備（以下「加圧設備」という。）加圧バウンダリと隣接している区画（図 61-4-3 の  部分）</p>	<p>また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の放射性物質濃度の計算に当たっては、以下の(a.)及び(b.)の効果を考慮した。</p>	<p>圧バウンダリと可搬型空気浄化装置の加圧バウンダリは同一であり、別途考慮する必要はない。（以降、「隣接区画の考慮の相違」と記載する。） 【大飯】 ・女川審査実績の反映 【女川】①の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違） 【女川】隣接区画の考慮の相違</p>
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】 (a). 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の陽圧化 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（以下「可搬型陽圧化空調機」という。）により陽圧化することで、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）へのフィルタを経由しない外気の侵入を防止する効果を考慮した。</p>	<p>(a) 緊急時対策所換気設備による緊急時対策所及び隣接区画内の正圧化 緊急時対策所及び隣接区画内を換気設備により加圧し正圧化することで、緊急時対策所及び隣接区画内へのフィルタを経由しない外気の侵入を防止する効果を考慮した。</p>	<p>(a) 可搬型空気浄化装置による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の正圧化 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を可搬型空気浄化装置により加圧し正圧化することで、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所へのフィルタを経由しない外気の侵入を防止する効果を考慮した。</p>	<p>【女川】隣接区画の考慮の相違 【女川】①の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違） 【女川】隣接区画の考慮の相違 【女川】①の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違） 【女川】隣接区画の考慮の相違 【女川】①の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】 (b). 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の陽圧化 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（以下「陽圧化装置」という。）により陽圧化することで、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）への外気の侵入を防止する効果を考慮した。</p>	<p>(b) 緊急時対策所加圧設備による緊急時対策所の正圧化 緊急時対策所を加圧設備により加圧し正圧化することで、緊急時対策所への外気の侵入を防止する効果を考慮した。</p>	<p>(b) 空気供給装置による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を空気供給装置により加圧し正圧化することで、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所への外気の侵入を防止する効果を考慮した。</p>	<p>【女川】①の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違） 【女川】①の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違） 【女川】①の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】 d. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）内での被ばく（経路④） 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果、地表面沈着効果及び建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。</p>	<p>d. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく（経路④） 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策室内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果、地表面沈着効果及び建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。</p>	<p>d. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく（経路④） 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果、地表面沈着効果及び建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。</p>	<p>【女川】①の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違） 【女川】①の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

(5) 被ばく評価結果

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の対策要員の被ばく評価結果を表1-3に示す。対策要員の7日間の実効線量は約58mSvとなった。また、遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合は、対策要員の7日間の実効線量は約66mSvとなった。したがって、評価結果は判断基準の「対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足している。

表1-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の居住性に係る被ばく評価結果

被ばく経路	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 7日間の実効線量[mSv]		
	6号炉	7号炉	合計*
①原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）内での被ばく	約1.9×10 ⁰	約3.2×10 ⁰	約2.3×10 ⁰ (約2.9×10 ⁰)
②放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）内での被ばく	約2.7×10 ⁰	約1.3×10 ⁰	約4.1×10 ⁰ (約4.6×10 ⁰)
③外気から取り込まれた放射性物質による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）内での被ばく	0.1以下	0.1以下	0.1以下 (0.1以下)
(内訳) 内部被ばく	0.1以下	0.1以下	0.1以下 (0.1以下)
外部被ばく	0.1以下	0.1以下	0.1以下 (0.1以下)
④地表面に比着した放射性物質からのガンマ線による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）内での被ばく	約1.2×10 ⁰	約3.1×10 ⁰	約1.5×10 ⁰ (約1.7×10 ⁰)
合計（①+②+③+④）	約4.1×10 ⁰	約1.7×10 ⁰	約58 (約66)

※1 括弧内：遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量

図1-1 被ばく経路（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部））

女川原子力発電所2号炉

(5) 被ばく評価結果

緊急時対策所の対策要員の被ばく評価結果を表3に示す。対策要員の7日間の実効線量は約0.70mSvとなった。なお、本結果は遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の評価結果となっている。

したがって、評価結果は判断基準の「対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足している。

表3 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価結果

被ばく経路	緊急時対策所 7日間の実効線量*1 (mSv)
① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく	約1.2×10 ⁰
② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく	約6.7×10 ⁻²
③ 外気から取り込まれた放射性物質による緊急時対策所内での被ばく (内訳) 内部被ばく 外部被ばく 隣接区画内の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく	約3.1×10 ⁻² (0) (0) (約3.1×10 ⁻²)
④ 地表面に比着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での被ばく	約2.8×10 ⁻²
合計（①+②+③+④）	約7.6×10 ⁻²

※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量

図1 被ばく経路（緊急時対策所）

泊発電所3号炉

(5) 被ばく評価結果

緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の対策要員の被ばく評価結果を表3に示す。対策要員の7日間の実効線量は緊急時対策所指揮所において約13mSv、緊急時対策所待機所において約12mSvとなった。なお、本結果は遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の評価結果となっている。

したがって、評価結果は判断基準の「対策要員の实効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足している。

表3 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の居住性に係る被ばく評価結果

被ばく経路	7日間の実効線量*1 (mSv)	
	緊急時対策所 指揮所	緊急時対策所 待機所
① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく	約1.3×10 ⁰	約9.9×10 ⁻¹
② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく	約7.3×10 ⁻²	約6.8×10 ⁻²
③ 外気から取り込まれた放射性物質による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく (内訳) 内部被ばく 外部被ばく	約7.7×10 ⁰ (約7.7×10 ⁰) (約5.4×10 ⁻²)	約7.2×10 ⁰ (約7.2×10 ⁰) (約5.0×10 ⁻²)
④ 地表面に比着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく	約4.3×10 ⁰	約3.9×10 ⁰
合計（①+②+③+④）	約1.3×10 ¹	約1.2×10 ¹

※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量

図1 被ばく経路（緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所）

相違理由

【大飯】
 ・女川審査実績の反映
 ・【柏崎】①の相違
 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）
 【女川】個別解析による相違
 ①の相違

【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）

【女川】個別解析による相違
 ①の相違

【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）

①の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

- ① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による居住性評価対象区域（対策本部）内での被ばく（直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく）
 ② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による居住性評価対象区域（対策本部）内での被ばく（クラウドシャインガンマ線による外部被ばく）
 ③ 再気化し取り込まれた放射性物質による居住性評価対象区域（対策本部）内での被ばく（放射性物質の吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく）
 ④ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による居住性評価対象区域（対策本部）内での被ばく（グラウンドシャインガンマ線による外部被ばく）

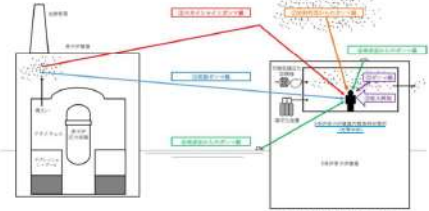


図1-2 5号炉原子炉建屋内部緊急時対策（対策本部）の対策要員の被ばく経路イメージ図

表1-4 5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所（対策本部）の居住性に係る被ばく評価の主要条件

項目	評価条件			
放出量評価	発災プラント	6号及び7号炉		
	プースターム	福島第一原子力発電所事故と同等		
大気拡散条件	放出継続時間	10時間		
	放出源高さ	地上放出		
	気象データ	1985.10～1986.9の1年間の気象データ		
	着目方位	6号炉：4方位（NW,N,NE,E） 7号炉：2方位（N,NE）		
防護措置	建屋巻き込み	巻き込みを考慮		
	累積出現頻度	小さい方から97%		
	重ね合わせ	号炉ごとに詳細し被ばく線量を足し合わせる		
	事故発生からの経過時間	0～24時間後 24～34時間後 34～168時間後		
	可搬型臨圧空気調機による臨圧化	加圧	—	加圧
	臨圧化装置による臨圧化	—	加圧	—
	マスクの着用	考慮しない	—	—
ヨウ素剤の服用	考慮しない	—	—	
要員の交待	考慮しない	—	—	
結果	合計線量（7日間）	約58mSv（約66mSv） ^{※1}		

※1 遮蔽内：遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量を被ばく線量

女川原子力発電所2号炉

- ① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所待機所及び緊急時対策所待機所内での被ばく（直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく）
 ② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所待機所及び緊急時対策所待機所内での被ばく（クラウドシャインガンマ線による外部被ばく）
 ③ 再気化し取り込まれた放射性物質による緊急時対策所待機所及び緊急時対策所待機所内での被ばく（放射性物質の吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく）
 ④ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所待機所及び緊急時対策所待機所内での被ばく（グラウンドシャインガンマ線による外部被ばく）

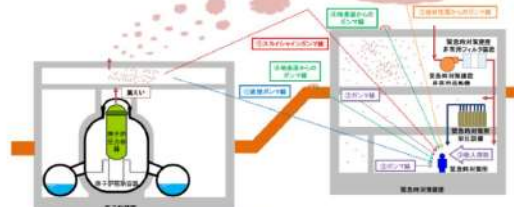


図2 緊急時対策所の対策要員の被ばく経路イメージ図

表4 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の主要条件

項目	評価条件			
放出量評価	発災プラント	2号炉		
	プースターム	福島第一原子力発電所事故と同等		
大気拡散条件	放出継続時間	10時間		
	放出源高さ	地上放出		
	気象	2012年1月から1年間の気象		
	着目方位	建屋後流側の拡散の影響を考慮した結果、着目方位は1方位（E）		
防護措置	建屋巻き込み	巻き込みを考慮		
	累積出現頻度	小さい方から97%相当		
	事故発生からの経過時間	0～24時間後 24～34時間後 34～168時間後		
	緊急時対策所	加圧	—	加圧
	隣接区画	—	加圧	—
	隣接区画	加圧	加圧	加圧
	マスクの着用	考慮しない	—	—
ヨウ素剤の服用	考慮しない	—	—	
要員の交待	考慮しない	—	—	
結果	合計線量（7日間）	約0.70mSv ^{※1}		

※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量

泊発電所3号炉

- ① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所待機所及び緊急時対策所待機所内での被ばく（直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく）
 ② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所待機所及び緊急時対策所待機所内での被ばく（クラウドシャインガンマ線による外部被ばく）
 ③ 再気化し取り込まれた放射性物質による緊急時対策所待機所及び緊急時対策所待機所内での被ばく（吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく）
 ④ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所待機所及び緊急時対策所待機所内での被ばく（グラウンドシャインガンマ線による外部被ばく）

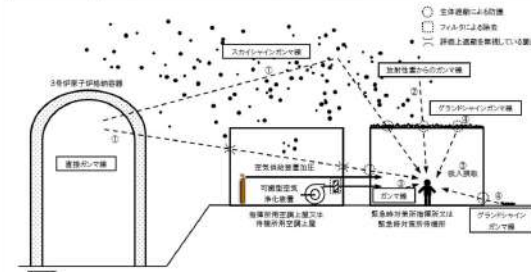


図2 緊急時対策所待機所及び緊急時対策所待機所の居住性に係る経路イメージ図

表4 緊急時対策所待機所及び緊急時対策所待機所の居住性に係る被ばく評価の主要条件

項目	評価条件 ^{※2}			
放出量評価	発災プラント	3号炉		
	プースターム	福島第一原子力発電所事故と同等		
大気拡散条件	放出継続時間	希ガス：1時間、その他：10時間		
	放出源高さ	地上放出		
	気象	1997年1月から1年間の気象		
	着目方位	建屋後流側の拡散の影響を考慮した結果、着目方位は2方位（NW, NNW）		
防護措置	建屋巻き込み	巻き込みを考慮		
	累積出現頻度	小さい方から97%相当		
	事故発生からの経過時間	24～25 25～34 34～168		
	可搬型臨圧空気調機による臨圧化	—	加圧	加圧
	可搬型空気浄化装置	—	加圧	—
	空気供給装置	加圧	—	—
	マスクの着用	考慮しない	—	—
ヨウ素剤の服用	考慮しない	—	—	
要員の交待	考慮しない	—	—	
結果	合計線量（7日間）	緊急時対策所待機所：約13mSv ^{※1} 緊急時対策所待機所：約12mSv ^{※1}		

※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量

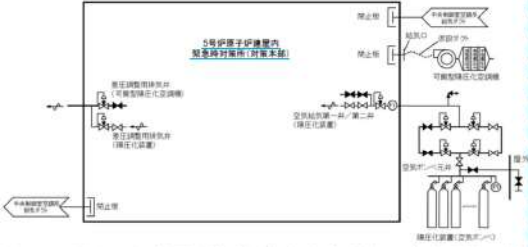
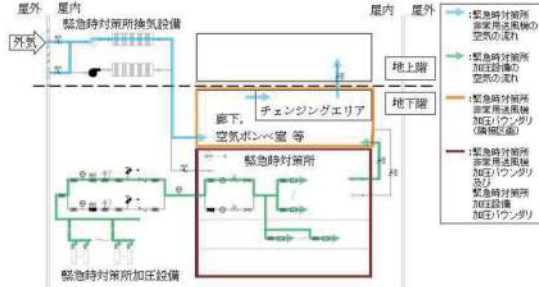
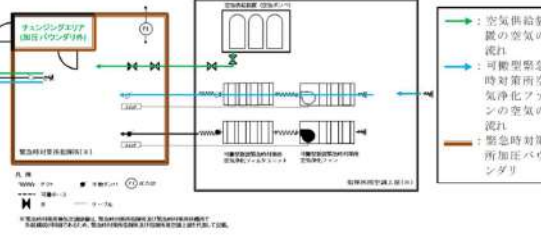
※2 評価結果を除き、本表における緊急時対策所待機所と緊急時対策所待機所の評価条件は共通

相違理由

- 【大飯】
 ・女川審査実績の反映
- 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）
 ①の相違
- ①の相違
 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）
- 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）
- 【女川】評価条件の相違
 ・泊では希ガスの放出条件を考慮し放出継続時間を保守的に1時間としている。
 【女川】個別解析の相違
- 【女川】評価条件の相違
 ・泊は加圧時間を、希ガス放出時間を考慮し1時間と設定している。
 【女川】隣接区画の考慮の相違
- 【女川】個別解析の相違
 ①の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>図1-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の被ばく評価に係る換気空調設備の概略図（陽圧化装置による陽圧化時）</p>	 <p>図3 緊急時対策所の被ばく評価に係る換気空調設備の概略図（24～34時間後：加圧設備による正圧化時）</p>	 <p>図3 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の被ばく評価に係る換気設備の概略図（24～25時間後：空気供給装置による正圧化、25～168時間後：可搬型緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化）</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】設計等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では空気供給装置と可搬型緊急時対策所空気浄化ファンの加圧バウンダリは同一であり、女川の隣接区画に当たる区画は存在しない。 <p>①の相違</p> <p>【女川】評価条件の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は事故後 24 時間以降 1 時間のみ空気供給装置による加圧とし、保守的な想定としている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1-3 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価条件について</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の居住性に係る被ばく評価条件</p> <p>1. 概要 本資料は、緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価条件についてまとめたものである。 評価は審査ガイドに沿って実施しており、個々のパラメータは次ページのとおり。</p> <p>表1-3-1 大気中への放出放射線量評価条件 表1-3-2 大気拡散条件 表1-3-3 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件 表1-3-4 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価に用いる建屋内の積算線源強度 表1-3-5 換気設備条件 表1-3-6 線量換算係数、呼吸率及び地表への沈着速度の条件</p>	<p>添付資料1</p> <p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価条件</p>	<p>添付資料1</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の居住性に係る被ばく評価条件</p>	<p>【女川・大阪】 ・添付資料1については女川審査実績を反映した。 ①の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

表1-8-1 大気中への放出放射能評価条件(3号機、4号機共通/緊急時対策共通)

評価条件	使用値	選定理由	審査ガイドでの記載
評価事象	放射性物質の大気中への放出割合が東京電力福島第一原子力発電所事故と同等と仮定した事故	審査ガイドに示されたとおり設定	4.1(2)a. 緊急時対策又は緊急時対策所の居住性に関する評価では、放射性物質の大気中への放出割合が東京電力福島第一原子力発電所事故と同等と仮定した事故に対して、放射性物質の大気中への放出割合及び炉内蔵量から大気中への放射性物質の放出量を計算する。
炉心熱出力	定格出力 (3411MW) の102%	現行許可(添付)に同じ	同上
原子炉運転時間	40,000時間	現行許可(添付)に同じ	同上
サイクル数(パンチ数)	4	現行許可(添付)に同じ	同上

評価条件	使用値	選定理由	審査ガイドでの記載
放射性物質の大気中への放出割合	Xe類：97% I類：2.78% Cs類：2.13% Te類：1.47% Ba類：0.0264% Ra類：7.53×10 ⁻⁴ % Co類：1.51×10 ⁻⁴ % La類：3.87×10 ⁻⁴ %	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(1)a. 事故直前の炉内蔵量に対する放射性物質の大気中への放出割合は、原子炉格納容器が破損したと考えられる福島第一原子力発電所事故を想定する。 希ガス類：97% ヨウ素類：2.78% 有機ヨウ素：4.85% 有機ヨウ素：0.15% Cs類：2.13% Te類：1.47% Ba類：0.0264% Ra類：7.53×10 ⁻⁴ % Co類：1.51×10 ⁻⁴ % La類：3.87×10 ⁻⁴ %
よう素の形態	粒子状：95%、無機：4.85% 有機：0.15%	審査ガイドに示されたとおり設定	同上
放出開始時刻	24時間後	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻は、事故(原子炉スクラム)発生24時間後と仮定する。
放出継続時間	希ガス：1時間 その他：10時間	短時間で放出する気体の希ガスと、よう素及びその他核種の放出挙動の違いを考慮。	4.4(4)a. 放射性物質の大気中への放出継続時間は、保守的な結果となるように10時間と仮定する。
事故の評価期間	7日	審査ガイドに示されたとおり設定	3. 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。

女川原子力発電所2号炉

表添1-1 大気中への放出放射能評価条件(1/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
評価事象	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等	審査ガイドに示されたとおり設定	4.1(2)a. 緊急時対策又は緊急時対策所の居住性に関する評価では、放射性物質の大気中への放出割合が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と仮定した事故に対して、放射性物質の大気中への放出割合及び炉内蔵量から大気中への放射性物質放出量を計算する。
炉心熱出力	2,436MW	定格熱出力	—
運転時間	1サイクル：10,000h(約416日) 2サイクル：20,000h 3サイクル：30,000h 4サイクル：40,000h 5サイクル：50,000h (平均燃焼度：約30Gd/1)	1サイクル13ヶ月(395日)を考慮して、燃料の最高取出燃焼度に余裕を持たせ長めに設定	—
取替炉心の燃料装荷割合	1サイクル：0.229 2サイクル：0.229 3サイクル：0.229 4サイクル：0.229 5サイクル：0.084	取替炉心の燃料装荷割合に基づき設定	—

表添1-1 大気中への放出放射能評価条件(2/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
放射性物質の大気中への放出割合	希ガス類：97% よう素類：2.78% Cs類：2.13% Te類：1.47% Ba類：0.0264% Ra類：7.53×10 ⁻⁴ % Co類：1.51×10 ⁻⁴ % La類：3.87×10 ⁻⁴ %	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(1)a. 事故直前の炉内蔵量に対する放射性物質の大気中への放出割合は、原子炉格納容器が破損したと考えられる福島第一原子力発電所事故を想定する。 希ガス類：97% ヨウ素類：2.78% 有機ヨウ素：4.85% 有機ヨウ素：0.15% Cs類：2.13% Te類：1.47% Ba類：0.0264% Ra類：7.53×10 ⁻⁴ % Co類：1.51×10 ⁻⁴ % La類：3.87×10 ⁻⁴ %
よう素の形態	粒子状よう素：95% 無機よう素：4.85% 有機よう素：0.15%	同上	同上
放出開始時刻	事故発生から24時間後	同上	4.4(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻は、事故(原子炉スクラム)発生24時間後と仮定する。
放出継続時間	10時間	同上	4.4(4)a. 放射性物質の大気中への放出継続時間は、保守的な結果となるように10時間と仮定する。
事故の評価期間	7日	同上	3. 判断基準は、対策要員の实効線量が7日間で100mSvを超えないこと。

泊発電所3号炉

表添1-1 大気中への放出放射能評価条件(1/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
評価事象	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等	審査ガイドに示されたとおり設定	4.1(2)a. 緊急時対策又は緊急時対策所の居住性に関する評価では、放射性物質の大気中への放出割合が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と仮定した事故に対して、放射性物質の大気中への放出割合及び炉内蔵量から大気中への放射性物質放出量を計算する。
炉心熱出力	2,705MW	定格値(2,652MW)に定常誤差(+2%)を考慮	—
運転時間	ウラン燃料 1サイクル：10,000h(約416日) 2サイクル：20,000h 3サイクル：30,000h 4サイクル：40,000h ウラン・プルトニウム混合酸化燃料 1サイクル：10,000h(約416日) 2サイクル：20,000h 3サイクル：30,000h	1サイクル13ヶ月(395日)を考慮して、燃料の最高取出燃焼度に余裕を持たせ長めに設定	—
取替炉心の燃料装荷割合	燃料割合はウラン燃料：約3/4(117体/157体) ウラン・プルトニウム混合酸化燃料：約1/4(40体/157体) サイクル数(パンチ数)はウラン燃料：4 ウラン・プルトニウム混合酸化燃料：3	取替炉心の燃料装荷割合に基づき設定	—

表添1-1 大気中への放出放射能評価条件(2/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
放射性物質の大気中への放出割合	希ガス類：97% よう素類：2.78% Cs類：2.13% Te類：1.47% Ba類：0.0264% Ra類：7.53×10 ⁻⁴ % Co類：1.51×10 ⁻⁴ % La類：3.87×10 ⁻⁴ %	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(1)a. 事故直前の炉内蔵量に対する放射性物質の大気中への放出割合は、原子炉格納容器が破損したと考えられる東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を想定する。 希ガス類：97% ヨウ素類：2.78% Cs類：2.13% Te類：1.47% Ba類：0.0264% Ra類：7.53×10 ⁻⁴ % Co類：1.51×10 ⁻⁴ % La類：3.87×10 ⁻⁴ %
よう素の形態	粒子状よう素：95% 無機よう素：4.85% 有機よう素：0.15%	同上	同上
放出開始時刻	事故発生から24時間後	同上	4.4(1)b. 放射性物質の大気中への放出開始時刻は、事故(原子炉スクラム)発生24時間後と仮定する。
放出継続時間	希ガス：1時間 その他：10時間	短時間で放出する気体の希ガスと、よう素及びその他核種の放出挙動の違いを考慮	4.4(1)b. 放射性物質の大気中への放出継続時間は、保守的な結果となるように10時間と仮定する。
事故の評価期間	7日	審査ガイドに示されたとおり設定	3. 判断基準は、対策要員の实効線量が7日間で100mSvを超えないこと。

相違理由

【女川・大飯】
 評価条件の相違(炉心熱出力、運転時間、取替炉心の燃料装荷割合)
 ・泊、大飯では定常誤差を考慮して定格熱出力の102%で評価している。
 ・泊ではウラン燃料とウラン・プルトニウム混合酸化燃料毎の評価条件を設定している。

【女川・大飯】
 評価条件の相違
 ・泊、大飯は加圧時間を希ガス放出時間を考慮し1時間と設定している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																														
<p style="text-align: center;">表 1-3-2 大気拡散条件（3号機、4号機共通／緊急時対策所共通）</p> <table border="1" data-bbox="80 536 645 842"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>使用値</th> <th>設定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気拡散評価モデル</td> <td>ガウスプルームモデル</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。</td> </tr> <tr> <td>気象資料</td> <td>大飯発電所における1年間の気象資料（2010.1～2010.12）（地上高を代表する観測点（地上約10m）の気象データ）</td> <td>建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象資料を使用</td> <td>4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降目の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を用いる。</td> </tr> <tr> <td>実効放出継続時間</td> <td>全核種：1時間</td> <td>保守的に最も短い実効放出継続時間を設定</td> <td>4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。</td> </tr> <tr> <td>放出源及び放出源高さ</td> <td>地上0m</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.2(2)b. 放出源の高さは、地上0mと仮定する。放出源の高さは、保守的な結果となるように考慮しないと仮定する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	使用値	設定理由	審査ガイドでの記載	大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。	気象資料	大飯発電所における1年間の気象資料（2010.1～2010.12）（地上高を代表する観測点（地上約10m）の気象データ）	建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象資料を使用	4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降目の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を用いる。	実効放出継続時間	全核種：1時間	保守的に最も短い実効放出継続時間を設定	4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。	放出源及び放出源高さ	地上0m	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)b. 放出源の高さは、地上0mと仮定する。放出源の高さは、保守的な結果となるように考慮しないと仮定する。	<p style="text-align: center;">表添1-2 大気中への放出放射能</p> <table border="1" data-bbox="752 181 1142 440"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th colspan="2">放出放射能[Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希ガス類</td> <td colspan="2">約 6.0×10¹⁹</td> </tr> <tr> <td>よう素類</td> <td colspan="2">約 2.2×10¹⁷</td> </tr> <tr> <td>Cs 類</td> <td colspan="2">約 1.8×10¹⁶</td> </tr> <tr> <td>Te 類</td> <td colspan="2">約 5.3×10¹⁵</td> </tr> <tr> <td>Ba 類</td> <td colspan="2">約 2.0×10¹⁵</td> </tr> <tr> <td>Ru 類</td> <td colspan="2">約 1.0×10¹⁵</td> </tr> <tr> <td>Ce 類</td> <td colspan="2">約 6.5×10¹³</td> </tr> <tr> <td>La 類</td> <td colspan="2">約 9.2×10¹²</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表添1-3 大気拡散条件 (1/3)</p> <table border="1" data-bbox="739 520 1155 948"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気拡散評価モデル</td> <td>ガウスプルームモデル</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。</td> </tr> <tr> <td>気象データ</td> <td>女川原子力発電所における1年間の気象データ（2012年1月～2012年12月）</td> <td>建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象資料を使用</td> <td>4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降目の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。</td> </tr> <tr> <td>実効放出継続時間</td> <td>10時間</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。</td> </tr> </tbody> </table>	核種グループ	放出放射能[Bq] (gross 値)		2号炉		希ガス類	約 6.0×10 ¹⁹		よう素類	約 2.2×10 ¹⁷		Cs 類	約 1.8×10 ¹⁶		Te 類	約 5.3×10 ¹⁵		Ba 類	約 2.0×10 ¹⁵		Ru 類	約 1.0×10 ¹⁵		Ce 類	約 6.5×10 ¹³		La 類	約 9.2×10 ¹²		項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。	気象データ	女川原子力発電所における1年間の気象データ（2012年1月～2012年12月）	建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象資料を使用	4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降目の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。	実効放出継続時間	10時間	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。	<p style="text-align: center;">表添1-2 大気中への放出放射能</p> <table border="1" data-bbox="1335 181 1733 440"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th colspan="2">放出放射能[Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希ガス類</td> <td colspan="2">約 6.8×10¹⁹</td> </tr> <tr> <td>よう素類</td> <td colspan="2">約 2.4×10¹⁷</td> </tr> <tr> <td>Cs 類</td> <td colspan="2">約 2.1×10¹⁶</td> </tr> <tr> <td>Te 類</td> <td colspan="2">約 6.2×10¹⁵</td> </tr> <tr> <td>Ba 類</td> <td colspan="2">約 2.0×10¹⁵</td> </tr> <tr> <td>Ru 類</td> <td colspan="2">約 1.6×10¹⁵</td> </tr> <tr> <td>Ce 類</td> <td colspan="2">約 7.4×10¹³</td> </tr> <tr> <td>La 類</td> <td colspan="2">約 1.3×10¹³</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表添1-3 大気拡散条件 (1/3)</p> <table border="1" data-bbox="1249 520 1818 948"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気拡散評価モデル</td> <td>ガウスプルームモデル</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。</td> </tr> <tr> <td>気象データ</td> <td>泊発電所における1年間の気象データ（1997年1月～1997年12月）</td> <td>建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象資料を大気拡散式に用いる。</td> <td>4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降目の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。</td> </tr> <tr> <td>実効放出継続時間</td> <td>全核種：1時間</td> <td>希ガス以外の核種については放出継続時間を10時間としているが、実効放出継続時間としては保守的に最も短い実効放出継続時間を設定</td> <td>4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。</td> </tr> </tbody> </table>	核種グループ	放出放射能[Bq] (gross 値)		3号炉		希ガス類	約 6.8×10 ¹⁹		よう素類	約 2.4×10 ¹⁷		Cs 類	約 2.1×10 ¹⁶		Te 類	約 6.2×10 ¹⁵		Ba 類	約 2.0×10 ¹⁵		Ru 類	約 1.6×10 ¹⁵		Ce 類	約 7.4×10 ¹³		La 類	約 1.3×10 ¹³		項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。	気象データ	泊発電所における1年間の気象データ（1997年1月～1997年12月）	建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象資料を大気拡散式に用いる。	4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降目の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。	実効放出継続時間	全核種：1時間	希ガス以外の核種については放出継続時間を10時間としているが、実効放出継続時間としては保守的に最も短い実効放出継続時間を設定	4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。	<p>【女川】個別解析の相違</p> <p>【女川・大飯】個別解析の相違（気象データ）</p> <p>【女川・大飯】評価条件の相違（実効放出継続時間）</p> <p>・泊、大飯では保守的に短時間での放出を仮定している。</p>
項目	使用値	設定理由	審査ガイドでの記載																																																																																																														
大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。																																																																																																														
気象資料	大飯発電所における1年間の気象資料（2010.1～2010.12）（地上高を代表する観測点（地上約10m）の気象データ）	建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象資料を使用	4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降目の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を用いる。																																																																																																														
実効放出継続時間	全核種：1時間	保守的に最も短い実効放出継続時間を設定	4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。																																																																																																														
放出源及び放出源高さ	地上0m	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)b. 放出源の高さは、地上0mと仮定する。放出源の高さは、保守的な結果となるように考慮しないと仮定する。																																																																																																														
核種グループ	放出放射能[Bq] (gross 値)																																																																																																																
	2号炉																																																																																																																
希ガス類	約 6.0×10 ¹⁹																																																																																																																
よう素類	約 2.2×10 ¹⁷																																																																																																																
Cs 類	約 1.8×10 ¹⁶																																																																																																																
Te 類	約 5.3×10 ¹⁵																																																																																																																
Ba 類	約 2.0×10 ¹⁵																																																																																																																
Ru 類	約 1.0×10 ¹⁵																																																																																																																
Ce 類	約 6.5×10 ¹³																																																																																																																
La 類	約 9.2×10 ¹²																																																																																																																
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																																																																														
大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。																																																																																																														
気象データ	女川原子力発電所における1年間の気象データ（2012年1月～2012年12月）	建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象資料を使用	4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降目の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。																																																																																																														
実効放出継続時間	10時間	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。																																																																																																														
核種グループ	放出放射能[Bq] (gross 値)																																																																																																																
	3号炉																																																																																																																
希ガス類	約 6.8×10 ¹⁹																																																																																																																
よう素類	約 2.4×10 ¹⁷																																																																																																																
Cs 類	約 2.1×10 ¹⁶																																																																																																																
Te 類	約 6.2×10 ¹⁵																																																																																																																
Ba 類	約 2.0×10 ¹⁵																																																																																																																
Ru 類	約 1.6×10 ¹⁵																																																																																																																
Ce 類	約 7.4×10 ¹³																																																																																																																
La 類	約 1.3×10 ¹³																																																																																																																
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																																																																														
大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。																																																																																																														
気象データ	泊発電所における1年間の気象データ（1997年1月～1997年12月）	建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象資料を大気拡散式に用いる。	4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降目の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。																																																																																																														
実効放出継続時間	全核種：1時間	希ガス以外の核種については放出継続時間を10時間としているが、実効放出継続時間としては保守的に最も短い実効放出継続時間を設定	4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。																																																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			
項目	使用値	設定理由	審査ガイドでの記載
累積出現頻度	小さい方から累積して0.7%	審査ガイドに示された方法に基づき設定	4.2(2)h 評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値とする。
建屋の影響	考慮する	放出点から近距離の建屋の影響を受けるため、建屋による巻き込み現象を考慮	4.2 (2)h 原子伊勢新築/緊急時対策所/緊急時対策所の居住性評価で特徴的な放出点から近距離の建屋の影響を受ける場合には、建屋による巻き込み現象を考慮した大気拡散による拡散パラメータを用いる。
巻き込みを生じる代表建屋	原子伊勢新築	放出点から最も近く、巻き込みの影響が最も大きい建屋として選定	4.2 (2)h 巻き込みを生じる建屋として、原子伊勢新築、原子伊勢新築、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱い建屋等、原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。
項目	使用値	設定理由	審査ガイドでの記載
放射性物質濃度の評価点	原子伊勢新築から緊急時対策所への最近接点	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2 (2)h 屋上風を代表とする場合、例えば原子伊勢新築/緊急時対策所/緊急時対策所の中心点を評価点とするのは妥当である。
着目方位	3号機、4号機ともに対象は1方位	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定	4.2 (2)h 原子伊勢新築/緊急時対策所/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下側領域での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点を結ぶラインに含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性がある複数の方位を対象とする。
被ばく濃度の重ね合わせ	3号機、4号機の事故同時発生を考慮	同時に事故が発生し放射性物質が放出したものとして、相対濃度及び相対線量を各建屋の風向に応じて3号機及び4号機を合算	4.2 (2)h 同じ敷地内に複数の原子炉が建設されている場合、各原子炉施設について個別に評価を実施したとしても、結果を合算することは保守的な結果を与える。
項目	使用値	設定理由	審査ガイドでの記載
空気流入の扱い	呼吸器空気浄化装置を介して室内に流入	フィルターによる低減を期待	建屋内での低減効果について、記載なし。
建屋投影面積	原子伊勢新築の垂直な投影面積	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2 (2)h 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。
形状係数	1/2	「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に示されたとおり設定	4.2 (2)h 放射性物質の大気拡散の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」による。

女川原子力発電所2号炉			
表添1-3 大気拡散条件(2/3)			
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
放出源及び放出源高さ	放出源：原子伊勢新築ブローアップセル 放出源高さ：地上0m（原子伊勢新築） 放出エネルギーによる影響：未考慮	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(4)b. 放出源高さは、地上放出を決定する。放出エネルギーは、保守的な結果となるように考慮しなさいと規定する。
累積出現頻度	小さい方から累積して0.7%	同上	4.2(2)c. 評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値とする。
建屋巻き込み	考慮する	放出点から近距離の建屋の影響を受けるため、建屋による巻き込み現象を考慮	4.2 (2)h 原子伊勢新築/緊急時対策所/緊急時対策所の居住性評価で特徴的な放出点から近距離の建屋の影響を受ける場合には、建屋による巻き込み現象を考慮した大気拡散による拡散パラメータを用いる。
表添1-3 大気拡散条件(3/3)			
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
巻き込みを生じる代表建屋	原子伊勢新築	放出源であり、巻き込みの影響が最も大きい建屋として設定	4.2 (2)h 巻き込みを生じる建屋として、原子伊勢新築容器、原子伊勢新築、原子伊勢新築、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱い建屋等、原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。
放射性物質濃度の評価点	緊急時対策所の中心	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2 (2)h 屋上風を代表とする場合、例えば原子伊勢新築/緊急時対策所/緊急時対策所の中心点を評価点とするのは妥当である。
着目方位	放出点と建屋の巻き込みを考慮する範囲から選定された9方位と、評価点と建屋の巻き込みを考慮する範囲から選定した1方位が重なり合う方位として、原子伊勢新築から1方位(N)を選定。	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定	4.2 (2)h 原子伊勢新築/緊急時対策所/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下側領域での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点を結ぶラインに含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性がある複数の方位を対象とする。
建屋投影面積	約2,050㎡	審査ガイドに示されたとおり設定 風向に垂直な投影面積のうち最も小さいもの	4.2 (2)h 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。
形状係数	1/2	「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に示されたとおり設定	4.2 (2)h 放射性物質の大気拡散の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」による。

泊発電所3号炉			
表添1-3 大気拡散条件(2/3)			
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
放出源及び放出源高さ	放出源：3号炉原子伊勢新築容器 放出源高さ：地上0m 放出エネルギーによる影響：未考慮	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(4)b. 放出源高さは、地上放出を決定する。放出エネルギーは、保守的な結果となるように考慮しなさいと規定する。
累積出現頻度	小さい方から累積して0.7%	同上	4.2(2)c. 評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値とする。
建屋巻き込み	考慮する	放出点から近距離の建屋の影響を受けるため、建屋による巻き込み現象を考慮	4.2(2)h. 原子伊勢新築/緊急時対策所/緊急時対策所の居住性評価で特徴的な放出点から近距離の建屋の影響を受ける場合には、建屋による巻き込み現象を考慮した大気拡散による拡散パラメータを用いる。
表添1-3 大気拡散条件(3/3)			
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
巻き込みを生じる代表建屋	3号炉 原子伊勢新築容器	放出源から最も近く、巻き込みの影響が最も大きい建屋として選定	4.2(2)h 巻き込みを生じる建屋として、原子伊勢新築容器、原子伊勢新築、原子伊勢新築、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱い建屋等、原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。
放射性物質濃度の評価点	緊急時対策所待機所：3号炉原子伊勢新築容器から待機所へ最近接点（北東部の外壁） 緊急時対策所待機所：3号炉原子伊勢新築容器から待機所への最近接点（北東部の外壁）	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)h 評価期間中も給気口から外気を吸入することを前提とする場合は、給気口が設置されている原子伊勢新築/緊急時対策所/緊急時対策所が属する建屋の表面とする。
着目方位	放出点と建屋の巻き込みを考慮する範囲から選定された9方位と、評価点と建屋の巻き込みを考慮する範囲から選定した2方位が重なり合う方位として、原子伊勢新築から2方位(NL, NN)を選定。	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定	4.2(2)h. 原子伊勢新築/緊急時対策所/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下側領域での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点を結ぶラインに含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性がある複数の方位を対象とする。
建屋投影面積	3号炉原子伊勢新築容器の垂直な投影面積(2,700㎡)	審査ガイドに示されたとおり設定 保守的に最小面積を方位に適用	4.2(2)h. 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。
形状係数	1/2	「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に示されたとおり設定	4.2(2)h. 放射性物質の大気拡散の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」による。

相違理由	
【女川・大飯】 評価条件の相違（巻き込みを生じる代表建屋）	・建屋構造の相違により、選定している代表建屋が異なる。
【女川・大飯】 評価条件の相違（放射性物質濃度の評価点）	・泊、大飯では外気を取り入れることを前提としているため、建屋の壁を選定している。また、より保守的な評価となるよう、放出源に近い角を代表として選定している。
【大飯】相違② 【女川・大飯】個別解析の相違（着目方位）	・①の相違により泊では2地点分記載している。
【女川・大飯】 評価条件の相違（建屋投影面積）	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表添 1-1-3 大気拡散評価条件 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巻き込みを生じる代表建屋</td> <td>6号炉原子炉建屋及び7号炉原子炉建屋</td> <td>放出源であり、巻き込みの影響が最も大きい建屋として設定</td> <td>4.2(2)b. 巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱い建屋等、原因として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。</td> </tr> <tr> <td>放射性物質濃度の評価点</td> <td>5号炉原子炉建屋 内緊急時対策所（貯蔵本部）中心</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.2(2)b. 屋上面を代表とする場合、例えば原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の中心点を評価点とするのは妥当である。</td> </tr> <tr> <td>着目方位</td> <td>6号炉：4方位（NNW, N, NNE, NE） 7号炉：2方位（S, NNE）</td> <td>審査ガイドに示された評価方法に基づき設定（添付資料3参照）</td> <td>4.2(2)a. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点を結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の仕がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>建屋投影面積</td> <td>1931㎡</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.2(2)b. 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。</td> </tr> <tr> <td>形状係数</td> <td>1/2</td> <td>「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に示されたとおり設定</td> <td>4.2(2)a. 放射性物質の大気拡散の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」による。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	巻き込みを生じる代表建屋	6号炉原子炉建屋及び7号炉原子炉建屋	放出源であり、巻き込みの影響が最も大きい建屋として設定	4.2(2)b. 巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱い建屋等、原因として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。	放射性物質濃度の評価点	5号炉原子炉建屋 内緊急時対策所（貯蔵本部）中心	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)b. 屋上面を代表とする場合、例えば原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の中心点を評価点とするのは妥当である。	着目方位	6号炉：4方位（NNW, N, NNE, NE） 7号炉：2方位（S, NNE）	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定（添付資料3参照）	4.2(2)a. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点を結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の仕がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。	建屋投影面積	1931㎡	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)b. 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。	形状係数	1/2	「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の大気拡散の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」による。			<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																								
巻き込みを生じる代表建屋	6号炉原子炉建屋及び7号炉原子炉建屋	放出源であり、巻き込みの影響が最も大きい建屋として設定	4.2(2)b. 巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱い建屋等、原因として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。																								
放射性物質濃度の評価点	5号炉原子炉建屋 内緊急時対策所（貯蔵本部）中心	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)b. 屋上面を代表とする場合、例えば原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の中心点を評価点とするのは妥当である。																								
着目方位	6号炉：4方位（NNW, N, NNE, NE） 7号炉：2方位（S, NNE）	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定（添付資料3参照）	4.2(2)a. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点を結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の仕がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。																								
建屋投影面積	1931㎡	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)b. 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。																								
形状係数	1/2	「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の大気拡散の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」による。																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉				
【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】				
表添1-1-4 相対濃度 (x/Q) 及び相対線量 (D/Q)				
評価点	放出点	放出点から評価点までの距離[km]	相対濃度 x/Q[s/m ³]	相対線量 D/Q[Gy/Bq]
5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所 (対策本部) 中心	6号炉 原子炉建屋 中心	0.146	3.6×10 ⁻⁴	1.7×10 ⁻¹⁰
	7号炉 原子炉建屋 中心	0.278	9.8×10 ⁻⁵	8.1×10 ⁻¹⁰

表1-3-3 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件 (3号機、4号機共通/緊急時対策所共通)				
評価条件	使用値	選定理由	審査ガイドでの記載	
備考事項	以下の事項を除き、制振安定性（重大事故対策）に係る大気中への放出量評価条件と「同様」緊急時対策所の評価では、原子炉格納容器内へ放射性物質を閉じ込めようとするため、原子炉格納容器破損による線量濃度の減少効果を無視して制振安定性（重大事故対策）と同様とした。			
原子炉格納容器内積算線量分布	原子炉格納容器内に放出された核分裂生成物が均一に分布	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線量濃度を計算する。	
アンモニア内線量濃度分布	アンモニア内に放出された核分裂生成物が均一に分布	審査ガイドに示されたとおり設定	同上	
事故の評価期間	7日	審査ガイドに示されたとおり設定	同上	
遮へい厚さ	【原子炉格納容器】 PCCV内径部：1.5m PCCVドーム部：1.0m	原子炉格納容器（外部遮へい）の厚さは、PCCV内径部1.5m、円筒部1.3mであるが、検査員等は安全側に考慮し、1.0m、円筒部1.2mの厚さでモデル化	4.4(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線量濃度を計算する。	
評価条件	使用値	選定理由	審査ガイドでの記載	
遮へい厚さ	【アンモニア部】 アンモニア上部：考慮しない アンモニア下部：0.9m 輸送管路については、0.5mmを考慮する	設計値に施工公差（5mm）を考慮	同上	
	【緊急時対策所】 壁：0.95m、天井：0.95m 輸送管路については、0.5mmを考慮する	設計値に施工公差（5mm）を考慮	同上	
直接線・スカイシャイン線評価コード	直接線評価コード：QAD-CGGP2R スカイシャイン線量評価コード：SCATTERINGコード	QAD及びSCATTERINGは共に3次元形状の遮へい解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な条件は、遮蔽条件、遮へい条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。従って、設計基準等を定める事故に3次元線量評価に適用可能である。QAD及びSCATTERINGはそれぞれ許認可での使用実績がある。	4.1(5) 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なモデルを用いる。	

女川原子力発電所2号炉				
表添1-4 相対濃度 (x/Q) 及び相対線量 (D/Q)				
評価点	放出点	放出点から評価点までの距離[m]	相対濃度 x/Q[s/m ³]	相対線量 D/Q[Gy/Bq]
緊急時対策所 中心	原子炉建屋 中心	630	4.9×10 ⁻⁴	8.0×10 ⁻¹⁰

表添1-5 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件				
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	
線源強度	原子炉建屋内線源強度分布	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4 (5)a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線量濃度を計算する。	
	事故の評価期間	7日	同上	
計算モデル	原子炉建屋遮蔽厚さ	図添1-1のとおり	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定（コンクリート厚の施工公差の影響については、添付資料14を参照。また、評価点の高さについては、日本人の成人男性の平均身長1.7m及び成人女性の平均身長約1.6mに対して、胸部～腰部の高さとして設定）	4.4 (5)a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線量濃度、施設位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。
	緊急時対策所遮蔽厚さ	同上	同上	
	評価点	線源となる建屋に近い壁側を選定	—	
評価コード	直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード		直接ガンマ線の線量評価に用いるQAD-CGGP2Rコードは三次元形状を、スカイシャインガンマ線の線量評価に用いるANISNコード及びG33-GP2Rコードはそれぞれ一次元、三次元形状を扱う遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な条件は、遮蔽条件、遮蔽体条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。したがって、重大事故等時における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2Rコード、ANISNコード及びG33-GP2Rコードはそれぞれ許認可での使用実績がある。	—
	スカイシャインガンマ線：ANISNコード、G33-GP2Rコード			

泊発電所3号炉				
表添1-4 相対濃度 (x/Q) 及び相対線量 (D/Q)				
評価点	放出点	放出点から評価点までの距離[m]	相対濃度 x/Q[s/m ³]	相対線量 D/Q[Gy/Bq]
緊急時対策所指揮所：3号炉原子炉格納容器から指揮所用空調上層への最近接点（北東部の外壁）	3号炉 原子炉 格納容器	610	約 9.4×10 ⁻⁵	約 7.0×10 ⁻¹⁰
緊急時対策所待機所：3号炉原子炉格納容器から待機所への最近接点（北東部の外壁）	3号炉 原子炉 格納容器	660	約 8.8×10 ⁻⁵ *	約 6.6×10 ⁻¹⁰

※ただし、地表面に沈着した放射性物質の濃度を設定する場合は、線源範囲が緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所で共通のため、代表して安全側となる緊急時対策所指揮所の相対濃度を用いる。

表添1-5 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件				
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	
線源強度	原子炉格納容器への放出割合	MURED-1485の炉心内蔵量に対する原子炉格納容器内への放出割合を基に設定 希ガス類：100% ヨウ素類：68% セシウム類：82% テルル類：31% バリウム類：12% ストロンチウム類：0.55% イットリウム類：0.52%	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(5)a. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所を想定する。例えば、次のような仮定を行うことができる。 →MURED-1485の炉心内蔵量に対する原子炉格納容器内への放出割合（液相管破損放出～晩期正圧容器内放出）を基に原子炉建屋内に放出された放射性物質を想定する。
	原子炉格納容器内線源強度分布	放出された放射性物質が自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線量濃度を計算	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線量濃度を計算する。
	事故の評価期間	7日	同上	同上
計算モデル	遮へい厚さ	図添1-1のとおり	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定 線量計算では、設計値に施工公差（5mm）を考慮	4.4(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線量濃度、施設位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。
	評価点	緊急時対策所指揮所：緊急時対策所待機所中心 床高 1.5m 緊急時対策所待機所：緊急時対策所待機所中心 床高 1.5m	評価点の高さについては、日本人の成人男性の平均身長約1.7m及び成人女性の平均身長約1.6mに対して、胸部～腰部の高さとして設定	—
評価コード	直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード (QAD-CGGP2R Ver.1.04)		QAD-CGGP2R及びSCATTERINGは共に3次元形状の遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な条件は、遮蔽条件、遮蔽体条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。したがって、設計基準等を定める事故における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2R及びSCATTERINGはそれぞれ許認可での使用実績がある。	—
	スカイシャインガンマ線：SCATTERINGコード (SCATTERING Ver.90a)			

相違理由

【女川】個別解析の相違

【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）

①の相違

①の相違

【女川】評価条件の相違（評価コード）

・BWRでは、ANISNコードにより天井の遮蔽による減衰を計算し、G33-GP2Rコードによりスカイシャインガンマ線を評価するが、PWRのSCATTERINGコードでは、遮蔽体をモデル化してスカイシャインガンマ線を評価可能であるため、BWRのように2つのコードを用いる必要はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表1-1-5 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">線源強度</td> <td>原子炉建屋内線源強度分布</td> <td>放出された放射性物質が自由空間容積に均一に分布するとし、事故後7日間の積算線源強度を計算</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.4(3)a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。</td> </tr> <tr> <td>事故の評価期間</td> <td>7日</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計算モデル</td> <td>原子炉建屋遮蔽高さ</td> <td>図1-1-1のとおり</td> <td rowspan="2">審査ガイドに示された評価方法に基づき設定（コンクリート厚の施工誤差の影響については、添付資料13を参照）</td> <td rowspan="2">4.4(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設的位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽高さ</td> <td>(評価点高さ)スカイシャインガンマ線：天井高さ 直接ガンマ線：床面上1.5m</td> </tr> <tr> <td>評価コード</td> <td>評価点</td> <td>隣接となる建屋に近い壁面を選定</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>直接ガンマ線：QAD-CGP2Rコード スカイシャインガンマ線：ANISNコード、G33-GP2Rコード</td> <td>直接ガンマ線の線量評価に用いるQAD-CGP2Rコードは三次元形状を、スカイシャインガンマ線の線量評価に用いるANISNコード及びG33-GP2Rコードはそれぞれ一次元、三次元形状を扱う遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽体条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。したがって、重大事故等時における線量評価に適用可能である。QAD-CGP2Rコード、ANISNコード及びG33-GP2Rコードはそれぞれ許認可での使用実績がある。</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	線源強度	原子炉建屋内線源強度分布	放出された放射性物質が自由空間容積に均一に分布するとし、事故後7日間の積算線源強度を計算	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(3)a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。	事故の評価期間	7日	同上	同上	計算モデル	原子炉建屋遮蔽高さ	図1-1-1のとおり	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定（コンクリート厚の施工誤差の影響については、添付資料13を参照）	4.4(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設的位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽高さ	(評価点高さ)スカイシャインガンマ線：天井高さ 直接ガンマ線：床面上1.5m	評価コード	評価点	隣接となる建屋に近い壁面を選定	—	—		直接ガンマ線：QAD-CGP2Rコード スカイシャインガンマ線：ANISNコード、G33-GP2Rコード	直接ガンマ線の線量評価に用いるQAD-CGP2Rコードは三次元形状を、スカイシャインガンマ線の線量評価に用いるANISNコード及びG33-GP2Rコードはそれぞれ一次元、三次元形状を扱う遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽体条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。したがって、重大事故等時における線量評価に適用可能である。QAD-CGP2Rコード、ANISNコード及びG33-GP2Rコードはそれぞれ許認可での使用実績がある。	—	—			<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																														
線源強度	原子炉建屋内線源強度分布	放出された放射性物質が自由空間容積に均一に分布するとし、事故後7日間の積算線源強度を計算	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(3)a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。																													
	事故の評価期間	7日	同上	同上																													
計算モデル	原子炉建屋遮蔽高さ	図1-1-1のとおり	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定（コンクリート厚の施工誤差の影響については、添付資料13を参照）	4.4(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設的位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。																													
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽高さ	(評価点高さ)スカイシャインガンマ線：天井高さ 直接ガンマ線：床面上1.5m																															
評価コード	評価点	隣接となる建屋に近い壁面を選定	—	—																													
	直接ガンマ線：QAD-CGP2Rコード スカイシャインガンマ線：ANISNコード、G33-GP2Rコード	直接ガンマ線の線量評価に用いるQAD-CGP2Rコードは三次元形状を、スカイシャインガンマ線の線量評価に用いるANISNコード及びG33-GP2Rコードはそれぞれ一次元、三次元形状を扱う遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽体条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。したがって、重大事故等時における線量評価に適用可能である。QAD-CGP2Rコード、ANISNコード及びG33-GP2Rコードはそれぞれ許認可での使用実績がある。	—	—																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

表1-3-4 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価に用いる建屋内の積算線源強度
 （3号機、4号機共通/緊急時対策所共通）
 （7日積算）

代表エネルギー (MeV/ds)	エネルギー範囲 (MeV/ds)	原子炉格納容器内 積算線源強度	アニュウス内 積算線源強度
0.1	E ≤ 0.1	2.2×10 ²³	2.3×10 ²³
0.125	0.1 < E ≤ 0.15	2.1×10 ²³	2.3×10 ²³
0.225	0.15 < E ≤ 0.3	2.4×10 ²³	1.1×10 ²³
0.375	0.3 < E ≤ 0.45	4.1×10 ²³	2.0×10 ²³
0.575	0.45 < E ≤ 0.7	1.9×10 ²⁴	9.9×10 ²³
0.85	0.7 < E ≤ 1	1.8×10 ²⁴	7.2×10 ²³
1.25	1 < E ≤ 1.5	6.4×10 ²³	3.4×10 ²³
1.75	1.5 < E ≤ 2	1.5×10 ²⁴	1.5×10 ²³
2.25	2 < E ≤ 2.5	9.7×10 ²³	3.9×10 ²³
2.75	2.5 < E ≤ 3	7.9×10 ²³	2.5×10 ²³
3.5	3 < E ≤ 4	8.1×10 ²³	2.3×10 ²³
5	4 < E ≤ 6	1.5×10 ²⁴	4.0×10 ²³
7	6 < E ≤ 8	1.0×10 ²⁴	2.3×10 ²³
9.5	8 < E	1.6×10 ²⁴	3.8×10 ²³

女川原子力発電所2号炉

表添1-6 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価に用いる原子炉建屋内の積算線源強度※1

エネルギー (MeV)		線源強度 (photons) (168時間後時点)
下限	上限 (代表エネルギー)	
-	1.00×10 ²	約1.3×10 ²³
1.00×10 ²	2.00×10 ²	約1.4×10 ²³
2.00×10 ²	3.00×10 ²	約1.5×10 ²³
3.00×10 ²	4.50×10 ²	約3.0×10 ²³
4.50×10 ²	6.00×10 ²	約3.1×10 ²³
6.00×10 ²	7.00×10 ²	約2.1×10 ²³
7.00×10 ²	7.50×10 ²	約4.2×10 ²³
7.50×10 ²	1.00×10 ³	約2.1×10 ²³
1.00×10 ³	1.50×10 ³	約3.1×10 ²³
1.50×10 ³	2.00×10 ³	約6.7×10 ²³
2.00×10 ³	3.00×10 ³	約1.3×10 ²⁴
3.00×10 ³	4.00×10 ³	約1.3×10 ²³
4.00×10 ³	4.50×10 ³	約6.7×10 ²³
4.50×10 ³	5.10×10 ³	約1.0×10 ²⁴
5.10×10 ³	5.12×10 ³	約3.5×10 ²³
5.12×10 ³	6.00×10 ³	約1.5×10 ²⁴
6.00×10 ³	7.00×10 ³	約1.7×10 ²³
7.00×10 ³	8.00×10 ³	約8.1×10 ²³
8.00×10 ³	1.00×10 ⁴	約1.6×10 ²⁴
1.00×10 ⁴	1.33×10 ⁴	約4.7×10 ²³
1.33×10 ⁴	1.34×10 ⁴	約1.4×10 ²⁴
1.34×10 ⁴	1.50×10 ⁴	約2.3×10 ²³
1.50×10 ⁴	1.66×10 ⁴	約2.6×10 ²³
1.66×10 ⁴	2.00×10 ⁴	約5.6×10 ²³
2.00×10 ⁴	2.50×10 ⁴	約8.8×10 ²³
2.50×10 ⁴	3.00×10 ⁴	約3.1×10 ²⁴
3.00×10 ⁴	3.50×10 ⁴	約1.9×10 ²⁴
3.50×10 ⁴	4.00×10 ⁴	約1.9×10 ²⁴
4.00×10 ⁴	4.50×10 ⁴	約5.5×10 ²³
4.50×10 ⁴	5.00×10 ⁴	約5.5×10 ²³
5.00×10 ⁴	5.50×10 ⁴	約5.5×10 ²³
5.50×10 ⁴	6.00×10 ⁴	約5.5×10 ²³
6.00×10 ⁴	6.50×10 ⁴	約6.4×10 ²³
6.50×10 ⁴	7.00×10 ⁴	約6.4×10 ²³
7.00×10 ⁴	7.50×10 ⁴	約6.4×10 ²³
7.50×10 ⁴	8.00×10 ⁴	約6.4×10 ²³
8.00×10 ⁴	1.00×10 ⁵	約2.0×10 ²⁴
1.00×10 ⁵	1.20×10 ⁵	約9.8×10 ²³
1.20×10 ⁵	1.40×10 ⁵	約0.0×10 ²⁴
1.40×10 ⁵	2.00×10 ⁵	約0.0×10 ²⁴
2.00×10 ⁵	3.00×10 ⁵	約0.0×10 ²⁴
3.00×10 ⁵	5.00×10 ⁵	約0.0×10 ²⁴

※1 ビルドアップ係数等については、代表エネルギーごとに評価している

泊発電所3号炉

表添1-6 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価に用いる原子炉格納容器内の積算線源強度

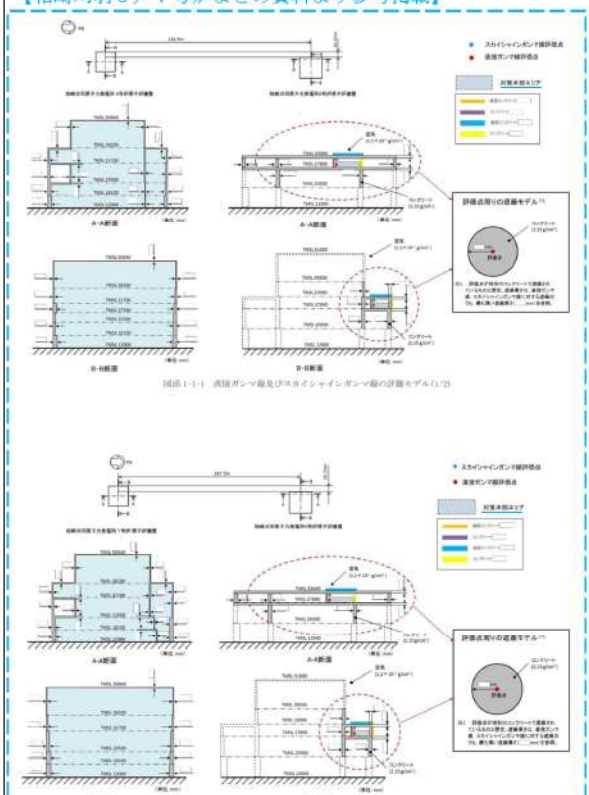
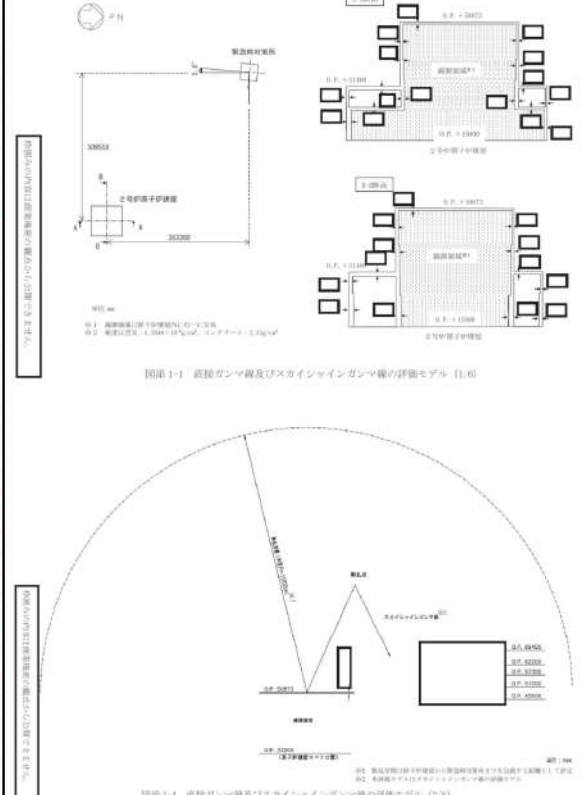
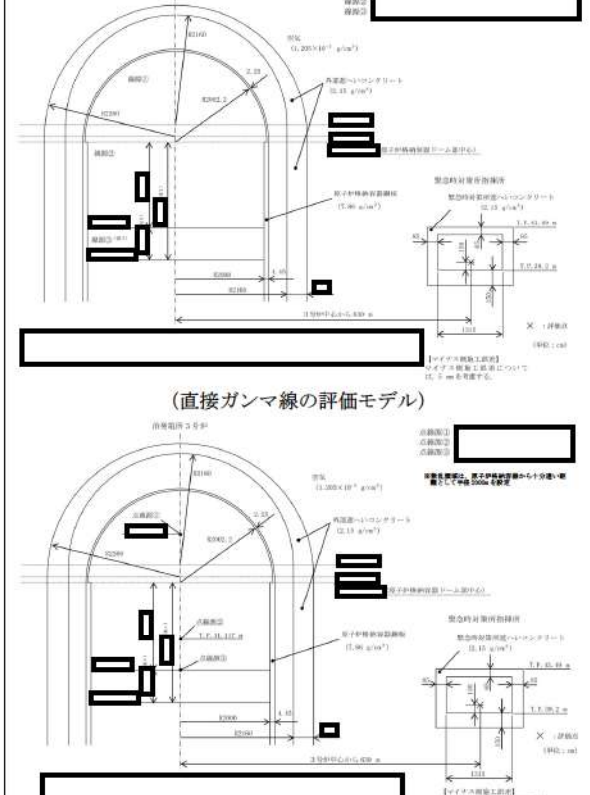
代表エネルギー (MeV/ds)	エネルギー範囲 (MeV/ds)	原子炉格納容器内 積算線源強度 (MeV)
0.1	E ≤ 0.1	1.7×10 ²³
0.125	0.1 < E ≤ 0.15	1.6×10 ²³
0.225	0.15 < E ≤ 0.3	1.9×10 ²³
0.375	0.3 < E ≤ 0.45	3.3×10 ²³
0.575	0.45 < E ≤ 0.7	1.4×10 ²⁴
0.85	0.7 < E ≤ 1	1.3×10 ²⁴
1.25	1 < E ≤ 1.5	5.0×10 ²³
1.75	1.5 < E ≤ 2	1.2×10 ²⁴
2.25	2 < E ≤ 2.5	7.2×10 ²³
2.75	2.5 < E ≤ 3	5.8×10 ²³
3.5	3 < E ≤ 4	5.8×10 ²³
5	4 < E ≤ 6	1.1×10 ²⁴
7	6 < E ≤ 8	2.6×10 ²³
9.5	8 < E	4.0×10 ²³

相違理由

【女川】評価条件の相違
 ・評価コードが異なるため、エネルギーの
 群数が異なる。

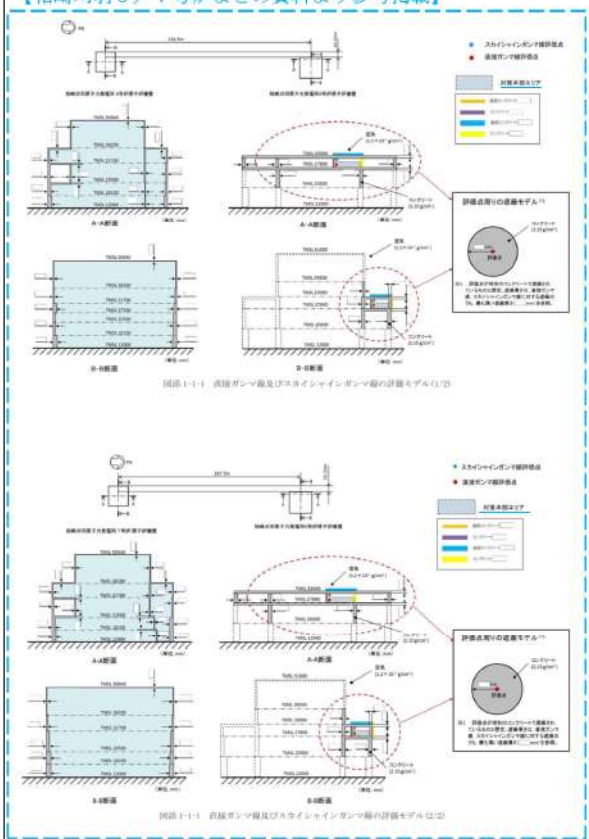
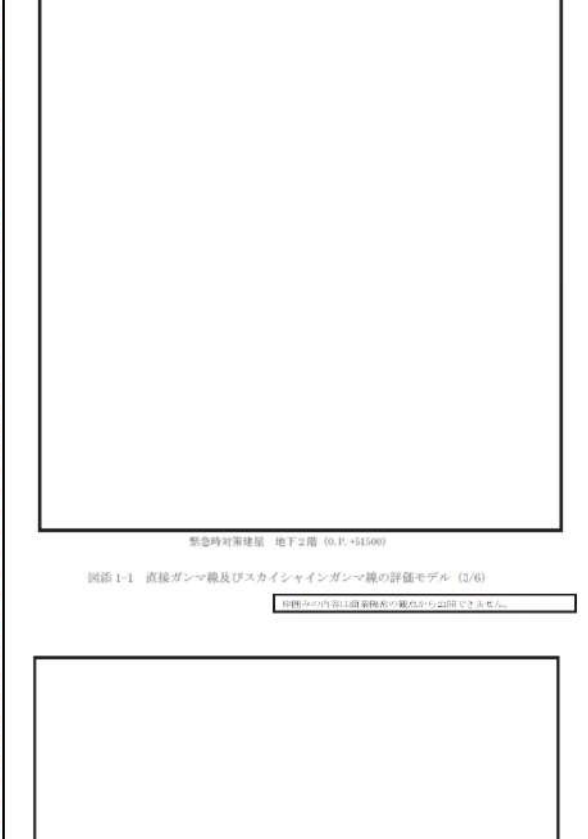
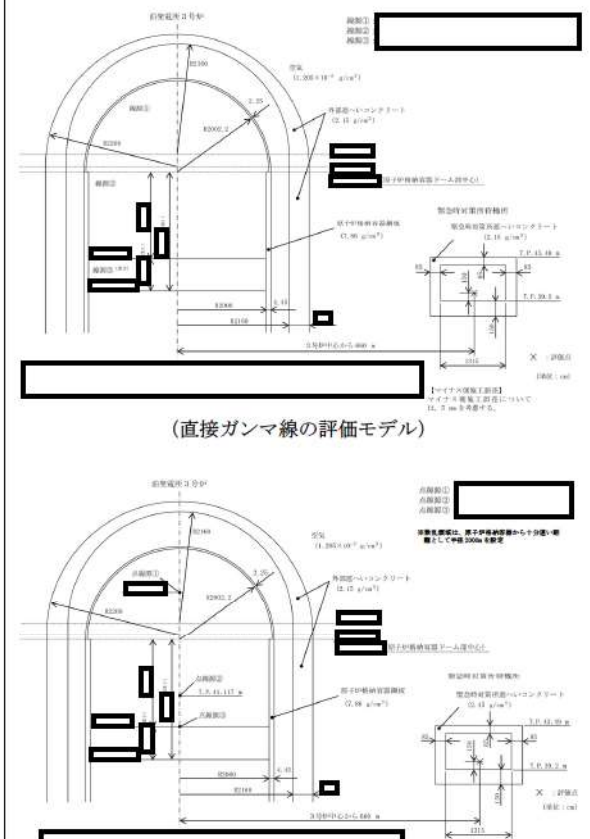


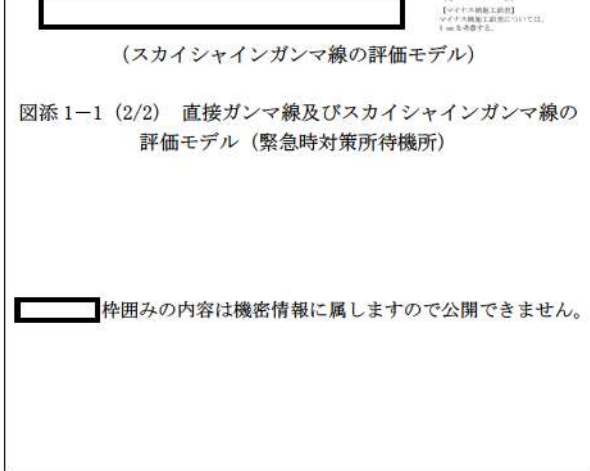
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>図添1-1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル(1)</p> <p>図添1-2 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル(2)</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図添1-3 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル (1/6)</p> <p>図添1-4 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル (2/6)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>(直接ガンマ線の評価モデル)</p> <p>(スカイシャインガンマ線の評価モデル)</p> <p>図添1-1 (1/2) 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル（緊急時対策所指揮所）</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計等の相違 ・建屋構造の相違により遮蔽モデルが異なる。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【大飯】女川実績の反映 ・泊は女川実勢を反映し、遮蔽モデルを評価条件として掲載した。</p> <p>・大飯3、4号炉のモデルは添付資料7で記載があり、PCCVである大飯3、4号炉とはアンユラス部の相違があるものの、鋼製CVである高浜3、4号炉、伊方3号炉とは同様の考え方でモデル化している。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

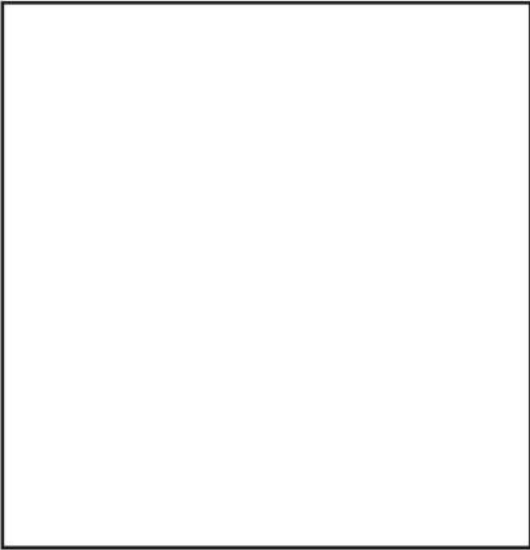

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>図添1-1-1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル(1)(2)</p>	<p>緊急時対策建屋 地下2階 (0.F. +01500)</p>  <p>図添1-1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル (2/6)</p> <p>枠囲みの内容は図添機密情報から公開できません。</p>	 <p>(直接ガンマ線の評価モデル)</p> <p>(スカイシャインガンマ線の評価モデル)</p> <p>図添1-1(2/2) 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル（緊急時対策所待機所）</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>相違理由</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】設計等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋構造の相違により遮蔽モデルが異なる。 ・泊は①の相違により緊急時対策所待機所のモデルも記載している。 <p>【大飯】女川実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川実勢を反映し、遮蔽モデルを評価条件として掲載した。 ・大飯3、4号炉のモデルは添付資料7で記載があり、PCCVである大飯3、4号炉とはアンユラス部の相違があるものの、鋼製CVである高浜3、4号炉、伊方3号炉とは同様の考え方でモデル化している。
 <p>図添1-1-1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル(2)(2)</p>	<p>緊急時対策建屋 地下1階 (0.F. +07300)</p>  <p>図添1-1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル (1/6)</p> <p>枠囲みの内容は図添機密情報から公開できません。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>緊急時対策建屋 地上1階 (0.F.+02200)</p> <p>図添1-1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル (5/6)</p> <p>図添みの内容は図添検査の観点から2階できません。</p>  <p>緊急時対策建屋 断面図</p> <p>図添1-1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル (6/6)</p> <p>図添みの内容は図添検査の観点から2階できません。</p>		<p>【女川】設計等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋構造の相違により遮蔽モデルが異なる。 <p>【女川】設計等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋構造の相違により遮蔽モデルが異なる。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

表1-7 緊急時評価条件 (3号機、4号機共通/緊急時対策所共通)

項目	使用値	設定理由	審査ガイドでの記載
加圧ポンプ	加圧時間: 1時間	加圧時で放出する気体の希ガスと、希ガス及びその核種の放出挙動の違いを考慮。	加圧ポンプへの加圧時間について、記載なし。
可搬型空気浄化装置フィルタ効率	有機よう素: 99.75% 無機よう素: 99.99% 粒子状よう素: 99.99%	設計上期待できる値を設定【有機よう素】既設のフィルタの効率から設定。【無機よう素】有機よう素より厳格な設計を考慮し、【粒子状よう素】一般的なHEPAフィルタの効率から設定。	可搬型空気浄化装置フィルタ効率について、記載なし。
マスクによる除染係数	— (配属しているが期待しない)	— (配属しているが期待しない)	マスクの除染係数について、記載なし。
安定ヨウ素剤	考慮しない	貯留庫上の配びくばり設備を確保し、それらにより滞留しやすくなる場合は、評価にける期待を考慮しないこととした。	3.交代要員体制、安定ヨウ素剤の取扱い、取設備等を考慮してよい。
交代要員の考慮	考慮しない	高濃度となるプールの通過中は交代要員を確保し、その計画による滞留時の避難の考え方を明確に、実施状況に応じた放射線量率を計測を行う等の取組を必要とする。本評価においては交代要員の確保を考慮しない。	3.交代要員体制、安定ヨウ素剤の取扱い、取設備等を考慮してよい。

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表添1-1-7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) の防護措置の評価条件 (1/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
加圧装置の空気供給量	0~24h: 0m ³ /h 24~34h: 52m ³ /h 34~168h: 0m ³ /h	運用を基に設定	4.2(2)e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内への外気取入による放射性物質の取り込みについては、非常用換気空調設備の設計及び運転条件に従って計算する。
可搬型加圧化空調機の風量	0~24h: 600m ³ /h 24~34h: 0m ³ /h 34~168h: 600m ³ /h	同上	同上
可搬型加圧化空調機の高性能粒子フィルタの除去効率	希ガス: 0% 無機よう素: 0% 有機よう素: 0% エアロゾル粒子: 99.9%	設計値を基に設定 (添付資料 11 参照)	4.2(1) a. ヨウ素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。なお、フィルタ効率の設定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する。
可搬型加圧化空調機のチャコールフィルタの除去効率	希ガス: 0% 無機よう素: 99.9% 有機よう素: 99.9% エアロゾル粒子: 0%	同上	同上
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) への外気の直接流入量	0~168h: 0m ³ /h	重大事故等時には、加圧化装置又は可搬型加圧化空調機により5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) を加圧化し、フィルタを経由しない外気の流入を防止できる設計としている。	4.2(1) b. 既設の場合では、空気流入率は、空気流入率測定試験結果を基に設定する。

女川原子力発電所2号炉

表添1-7 緊急時対策所の防護措置の評価条件 (1/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドとの関連性
空気ポンプへの供給量	【緊急時対策所】 0~24h: 0m ³ /h 24~34h: 290m ³ /h 34~168h: 0m ³ /h	運用を基に設定	4.2(2)e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内への外気取入による放射性物質の取り込みについては、非常用換気空調設備の設計及び運転条件に従って計算する。
緊急時対策所換気設備の風量	【緊急時対策所】 0~24h: 500m ³ /h 24~34h: 0m ³ /h 34~168h: 500m ³ /h 【隣接区画】 0~24h: 500m ³ /h 24~34h: 1000m ³ /h 34~168h: 500m ³ /h	同上	同上
非常用フィルタ装置の高性能粒子フィルタの除去効率	希ガス: 0% 無機よう素: 0% 有機よう素: 0% 粒子状放射性物質: 99.99%	設計値を基に設定 (添付資料 12 参照)	4.2(1) a. ヨウ素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。なお、フィルタ効率の設定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する。
非常用フィルタ装置のチャコールフィルタの除去効率	希ガス: 0% 無機よう素: 99.75% 有機よう素: 99.75% 粒子状放射性物質: 0%	同上	同上
緊急時対策所及び隣接区画への外気の直接流入量	0~168h: 0m ³ /h	重大事故等時には、換気設備により緊急時対策所及び隣接区画内を加圧し、フィルタを経由しない外気の流入を防止できる設計としている。	4.2(1) b. 新設の場合では、空気流入率は、設計値を基に設定する。

泊発電所3号炉

表添1-7 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の防護措置の評価条件 (1/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
空気供給装置の加圧時間	24~25h (1時間)	短時間で放出する気体の希ガスと、希ガス及びその他の核種の放出挙動を考慮。	4.2(2) e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内への外気取入による放射性物質の取り込みについては、非常用換気空調設備の設計及び運転条件に従って計算する。
可搬型空気浄化装置の風量	24~25h: 0m ³ /min 25~34h: 25m ³ /min 34~168h: 17m ³ /min	運用を基に設定	同上
可搬型空気浄化装置の微粒子フィルタの除去効率	希ガス: 0% 無機よう素: 0% 有機よう素: 0% 粒子状放射性物質: 99.99%	設計値を基に設定 (添付資料 12 参照)	4.2(1) a. ヨウ素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。なお、フィルタ効率の設定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する。
可搬型空気浄化装置のよう素フィルタの除去効率	希ガス: 0% 無機よう素: 99.99% 有機よう素: 99.75% 粒子状放射性物質: 0%	同上	同上
緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所への外気の直接流入量	0~168h: 0m ³ /h	重大事故等時には、換気設備により緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内を加圧し、フィルタを経由しない外気の流入を防止できる設計としている。	4.2(1) b. 新設の場合では、空気流入率は、設計値を基に設定する。

相違理由

【女川・大飯】評価条件の相違

- 泊は大飯と同様事故後 24 時間以降 1 時間のみ加圧とし、保守的な想定としている。
- 女川は空気ポンプの流量を記載しているが、泊では、被ばく評価上は外気の流入が無いことが評価条件であり、流量の値は入力条件ではないため大飯同様、流量の値は記載していない。
- 泊はよう素類の性状を考慮し、設計上期待できる値として、無機よう素の除去効率を 99.99% としている。(大飯と同様)

【柏崎】記載方針の相違 (2-3③の相違)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表添1-1-7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の防護措置の評価条件（2/2）

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の空調パウンダリ体積	610m ³	設計値を基に設定	4.2(2)e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれる放射性物質の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所パウンダリ体積（容積）を用いて計算する。
ガンマ線による全身に対する外部被ばく線量評価時の自由体積	610m ³	同上	同上
マスクの着用	未考慮	保守的に考慮しないものとした	3. ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。
ヨウ素剤の服用	未考慮	保守的に考慮しないものとした	3. 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。
要員の交替	未考慮	運用を基に設定	同上

女川原子力発電所2号炉

表添1-7 緊急時対策所の防護措置の評価条件(2/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドとの関連性
緊急時対策所及び隣接区画の空調パウンダリ体積	緊急時対策所：2,900m ³ 隣接区画：6,900m ³	設計値を基に設定	4.2(2)e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれる放射性物質の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室/緊急時対策所パウンダリ体積（容積）を用いて計算する。
ガンマ線による全身に対する外部被ばく線量評価時の自由体積	緊急時対策所：1,700m ³	同上	同上
マスクの着用	未考慮	保守的に考慮しないものとした	3. ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。
よう素剤の服用	未考慮	同上	3. 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。
要員の交替	未考慮	運用を基に設定	同上

泊発電所3号炉

表添1-7 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の防護措置の評価条件（2/2）

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の空調パウンダリ体積	緊急時対策所指揮所：650m ³ 緊急時対策所待機所：650m ³	設計値を基に設定	4.2(2)e. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所内に取り込まれる放射性物質の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所パウンダリ体積（容積）を用いて計算する。
ガンマ線による全身に対する外部被ばく線量評価時の自由体積	緊急時対策所指揮所：650m ³ 緊急時対策所待機所：650m ³	同上	同上
マスクの着用	未考慮	保守的に考慮しないものとした	3. ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。
よう素剤の服用	未考慮	同上	3. 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。
要員の交替	未考慮	運用を基に設定	同上

相違理由

【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）

【女川】隣接区画の考慮の相違

①の相違

【女川】建屋構造の相違

①の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
表1-3-6 線量換算係数、呼吸率及び地表への沈着速度の条件 (3号機、4号機共通/緊急時対策所共通)				表添1-8 線量換算係数及び地表面への沈着速度の条件				表添1-8 線量換算係数及び地表面への沈着速度の条件				
項目	使用値	設定理由	審査ガイドとの関係性	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	
線量換算係数	成人実効線量換算係数を使用 (主な核種を以下に示す) I-131: 2.0×10^{-8} Sv/Bq I-132: 3.1×10^{-8} Sv/Bq I-133: 4.0×10^{-8} Sv/Bq I-134: 1.5×10^{-8} Sv/Bq I-135: 9.2×10^{-9} Sv/Bq Cs-134: 2.0×10^{-8} Sv/Bq Cs-136: 2.8×10^{-8} Sv/Bq Cs-137: 3.9×10^{-8} Sv/Bq 上記以外の核種はICRP Pub.71等に基づく	ICRP Publication 71等に基づく	線量換算係数について、記載なし	線量換算係数	成人実効線量換算係数を使用 (主な核種を以下に示す) I-131: 2.0×10^{-8} Sv/Bq I-132: 3.1×10^{-8} Sv/Bq I-133: 4.0×10^{-8} Sv/Bq I-134: 1.5×10^{-8} Sv/Bq I-135: 9.2×10^{-9} Sv/Bq Cs-134: 2.0×10^{-8} Sv/Bq Cs-136: 2.8×10^{-8} Sv/Bq Cs-137: 3.9×10^{-8} Sv/Bq 上記以外の核種は ICRP Publication71及び ICRP Publication72 に基づく	ICRP Publication71及び ICRP Publication72 に基づく	—	線量換算係数	成人実効線量換算係数を使用 (主な核種を以下に示す) I-131: 2.0×10^{-8} Sv/Bq I-132: 3.1×10^{-8} Sv/Bq I-133: 4.0×10^{-8} Sv/Bq I-134: 1.5×10^{-8} Sv/Bq I-135: 9.2×10^{-9} Sv/Bq Cs-134: 2.0×10^{-8} Sv/Bq Cs-136: 2.8×10^{-8} Sv/Bq Cs-137: 3.9×10^{-8} Sv/Bq 上記以外の核種は ICRP Publication 71 及び ICRP Publication 72 に基づく	ICRP Publication 71 及び ICRP Publication 72 に基づく	—	
呼吸率	1.2 m³/h	成人活動時の呼吸率を設定 ICRP Publication 71に基づく	呼吸率について、記載なし	呼吸率	1.2 m³/h	ICRP Publication 71 に 基づく成人活動時の呼吸 率を設定	—	呼吸率	1.2m³/h	ICRP Publication 71 に基づき、成人活動 時の呼吸率を設定	—	
地表への沈着速度	1.2 cm/s	線量目標値評価指針を参考に、湿性 沈着を考慮して乾性沈着速度 (0.3cm/s)の4倍を設定 乾性沈着速度はNUREG/ CR-4551 Vol.2より設定	4.2(2)d.放射性物質の地表面 への沈着評価では、地表汚染 質への乾性沈着及び降雨によ る湿性沈着を考慮して地表面 沈着濃度を計算する。	地表面への沈着速度	エアロゾル粒子: 1.2 cm/s 無機よう素: 1.2 cm/s 有機よう素: 4.0×10^{-3} cm/s 希ガス: 沈着なし	線量目標値評価指針（降 水時における沈着率は乾 燥時の2～3倍大きい）を 参考に、湿性沈着を考慮 して乾性沈着速度 (0.3cm/s)の4倍を設 定。乾性沈着速度は NREG/CR-4551 Vol.2 ^{※1} 及び NRPB-R322 より設 定。（添付資料4、添付 資料5及び添付資料6を 参照）	4.2.(2)d.放射性物質 の地表面への沈着評 価では、地表面への乾 性沈着及び降雨によ る湿性沈着を考慮し て地表面沈着濃度を 計算する。	地表への 沈着速度	1.2cm/秒	線量目標値評価指針 （降水時における沈 着率は乾燥時の2～3 倍大きい）を参考に、 湿性沈着を考慮して 乾性沈着速度 (0.3cm/s)の4倍を 設定。乾性沈着速度は NREG/CR-4551 Vol.2 ^{※1} より設定。（添付資 料4、5を参照）	4.2(2)d.放射性物質 の地表面への沈着評 価では、地表面への乾 性沈着及び降雨によ る湿性沈着を考慮し て地表面沈着濃度を 計算する。	
				※1 NUREG/CR-4551 Vol.2 "Evaluation of Severe Accident Risks: Quantification of Major Input Parameters"				※1 NUREG/CR-4551 Vol.2 "Evaluation of Severe Accident Risks: Quantification of Major Input Parameters"				

【女川・大飯】評価条件の相違（地表への沈着速度）
 ・女川では有機よう素について個別のパラメータを用いているが、泊、大飯ではエアロゾル粒子と同じ乾性沈着速度として評価しており、保守的な扱いとしている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由											
審査ガイド	評価項目	緊急時対策所固有性		中央制御室固有性		審査ガイド	評価項目	緊急時対策所固有性		中央制御室固有性		審査ガイド	評価項目	緊急時対策所固有性		中央制御室固有性							
		緊急時対策所	緊急時対策所	3,4号中央制御室 (重大事故対策)	3,4号中央制御室 (重大事故対策)			3,4号中央制御室 (重大事故対策)	3,4号中央制御室 (重大事故対策)	緊急時対策所	緊急時対策所			3,4号中央制御室 (重大事故対策)	3,4号中央制御室 (重大事故対策)	緊急時対策所	緊急時対策所	3,4号中央制御室 (重大事故対策)	3,4号中央制御室 (重大事故対策)				
4.030(死者・傷病等(ツブシ))	スプレインによるエアロゾルの除去効果	/	/	0.005 ¹⁾ に基づく	—	4.030(死者・傷病等(ツブシ))	スプレインによるエアロゾルの除去効果	/	/	0.005 ¹⁾ に基づく	—	4.030(死者・傷病等(ツブシ))	スプレインによるエアロゾルの除去効果	/	/	0.005 ¹⁾ に基づく	—						
	新機ロリダの自然減衰率	/	/	0.0×10 ⁴ (1a)	0.0% ²⁾ 未満		4.030(死者・傷病等(ツブシ))	新機ロリダの自然減衰率	/	/	0.0×10 ⁴ (1a)		0.0% ²⁾ 未満	4.030(死者・傷病等(ツブシ))	新機ロリダの自然減衰率	/	/	0.0×10 ⁴ (1a)	0.0% ²⁾ 未満				
	エアロゾルの自然減衰率	/	/	電力試験装置を用いた評価に基づく	—			4.030(死者・傷病等(ツブシ))	エアロゾルの自然減衰率	/	/		電力試験装置を用いた評価に基づく		—	4.030(死者・傷病等(ツブシ))	エアロゾルの自然減衰率	/	/	電力試験装置を用いた評価に基づく	—		
	原子炉格納容器減衰率	/	/	0.10% ³⁾ (対象事故シナリオの原子炉格納容器減衰率に定むる値を1年未満を拡大)	0～2.4時間：0.10% ⁴⁾ 1～3.0日：0.05% ⁴⁾				4.030(死者・傷病等(ツブシ))	原子炉格納容器減衰率	/		/		0.10% ³⁾ (対象事故シナリオの原子炉格納容器減衰率に定むる値を1年未満を拡大)		0～2.4時間：0.10% ⁴⁾ 1～3.0日：0.05% ⁴⁾	4.030(死者・傷病等(ツブシ))	原子炉格納容器減衰率	/	/	0.10% ³⁾ (対象事故シナリオの原子炉格納容器減衰率に定むる値を1年未満を拡大)	0～2.4時間：0.10% ⁴⁾ 1～3.0日：0.05% ⁴⁾
	中央制御室非常時措置設備の起動遅延時間(起動遅延率以上)	/	/	3.00分	—		4.030(死者・傷病等(ツブシ))	中央制御室非常時措置設備の起動遅延時間(起動遅延率以上)		/	/		3.00分	—	4.030(死者・傷病等(ツブシ))	中央制御室非常時措置設備の起動遅延時間(起動遅延率以上)	/		/	3.00分	—		
2.310(大気放出)	緊急放出継続時間	/	/	全経路：1時間	表ガス：3.3時間 より高：3.2時間	2.310(大気放出)		緊急放出継続時間	/	/	全経路：1時間	表ガス：3.3時間 より高：3.2時間	2.310(大気放出)	緊急放出継続時間		/	/	全経路：1時間	表ガス：3.3時間 より高：3.2時間				
	放出高さ	/	/	陸上放出時は地上放出高さ	陸上放出時は地上放出高さ			放出高さ	/	/	陸上放出時は地上放出高さ	陸上放出時は地上放出高さ			放出高さ	/	/	陸上放出時は地上放出高さ	陸上放出時は地上放出高さ				
4.410(ノースターム)	大気中への放出割合	/	/	福島第一原子力発電所を想定	/	4.410(ノースターム)	大気中への放出割合	/	/	福島第一原子力発電所を想定	/	4.410(ノースターム)	大気中への放出割合	/	/	福島第一原子力発電所を想定	/						
	評価対象	/	/	表ガス類、 ⁹⁹ Mo類、Cs類、Te類、Ba類、Bi類、Ca類、La類	/		4.410(ノースターム)	評価対象	/	/	表ガス類、 ⁹⁹ Mo類、Cs類、Te類、Ba類、Bi類、Ca類、La類		/	4.410(ノースターム)	評価対象	/	/	表ガス類、 ⁹⁹ Mo類、Cs類、Te類、Ba類、Bi類、Ca類、La類	/				
	中央制御室非常時措置設備の起動遅延時間	/	/	事故発生後24時間以内(起動状態)	/			4.410(ノースターム)	中央制御室非常時措置設備の起動遅延時間	/	/		事故発生後24時間以内(起動状態)		/	4.410(ノースターム)	中央制御室非常時措置設備の起動遅延時間	/	/	事故発生後24時間以内(起動状態)	/		
	放出継続時間	/	/	表ガス：1時間 その他の経路：1.0時間	/				4.410(ノースターム)	放出継続時間	/		/		表ガス：1時間 その他の経路：1.0時間		/	4.410(ノースターム)	放出継続時間	/	/	表ガス：1時間 その他の経路：1.0時間	/
	緊急放出継続時間	/	/	全経路：1時間	/					4.410(ノースターム)	緊急放出継続時間		/		/		全経路：1時間		/	4.410(ノースターム)	緊急放出継続時間	/	/
放出高さ	/	/	地上放出高さ	/	4.410(ノースターム)	放出高さ	/	/	地上放出高さ		/	4.410(ノースターム)	放出高さ	/	/	地上放出高さ	/						

※1：米国Standard Review Plan 4.2-Containment Spray as a Fission Product Cleanup System

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1-6 気象条件の妥当性の検討について</p> <p>敷地において観測した2010年1月から2010年12月までの1年間の気象資料により解析を行うに当たり、この1年間の気象資料が長期間の気象状態を代表しているかどうかの検討を行った結果、代表性があると判断した。以下に検定方法及び検定結果を示す。</p> <p>(1) 検定方法</p> <p>a. 検定に用いた観測記録</p> <p>本居住性評価では、保守的に地上風(標高30m)の気象データを使用して被ばく評価を実施しているが、気象データの代表性を確認するにあたり、標高30mの観測点に加えて排気筒高さ付近を代表する標高80mの観測記録を用いて検定を行った。</p> <p>b. データ統計期間</p> <p>統計年：2002年1月～2012年12月(10年間)</p> <p>検定年：2010年1月～2010年12月(1年間)</p> <p>c. 検定方法</p> <p>異常年かどうか、F分布検定により検定を行った。</p> <p>(2) 検定結果</p> <p>表1-6-1に検定結果を示す。また、標高30mでの棄却検定表(風向別出現頻度)及び(風速階級別出現頻度)を表1-6-2及び表1-6-3に、標高80mでの棄却検定表を表1-6-4及び表1-6-5に示す。</p>	<p>添付資料2</p> <p>被ばく評価に用いた気象資料の代表性について</p> <p>被ばく評価を実施するに当たって、安全解析に用いる気象条件について、その妥当性を確認した。この結果、表添2-1～表添2-5に示すとおり、これまで、安全解析に用いてきた1991年11月から1992年10月までの1年間の気象条件は、至近10年間の気象観測結果による検定の結果、棄却数が多くなっていることから、今回の申請に合わせ、安全解析に用いる気象条件の見直しを行った。</p> <p>新たに採用した2012年1月から2012年12月まで1年間の気象条件については、至近10年間の気象観測結果による検定を行い、敷地内の代表性の確認を行っている。</p> <p>この結果について表添2-1及び表添2-6～表添2-9に示す。</p> <p>(1) 検定方法</p> <p>a. 検定に用いた観測記録</p> <p>本居住性評価では、保守的に地上風(地上高10m)の気象データを使用して被ばく評価を実施しているが、気象データの代表性を確認するにあたり、地上高10mの観測点に加えて排気筒高さ付近を代表する地上高71mの観測記録を用いて検定を行った。</p> <p>気象観測設備の配置を図添2-1に示す。</p> <p>b. データ統計期間</p> <p>統計年：2002年1月～2011年12月(10年間)</p> <p>検定年(従来)：1991年11月～1992年10月(1年間)</p> <p>検定年(今回)：2012年1月～2012年12月(1年間)</p> <p>c. 検定方法</p> <p>F分布検定</p> <p>(2) 検定結果</p> <p>表添2-2～表添2-5に従来の気象条件の検定結果を、表添2-6～表添2-9に今回用いた気象条件の検定結果を示す。</p> <p>従来、安全解析に用いた気象条件については、地上高10mでの観測点では28項目のうち、有意水準(危険率)5%で棄却された項目が17個であり、地上高71mでの観測点では28項目のうち、有意水準(危険率)5%で棄却された項目が5個であった。</p>	<p>添付資料2</p> <p>被ばく評価に用いた気象資料の代表性について</p> <p>泊発電所敷地内において観測した1997年1月から1997年12月までの1年間の気象資料により解析を行うに当たり、この1年間の気象資料が異常か否かの検討を行った結果、異常ではなかったと判断した。以下に検定方法及び検定結果を示す。</p> <p>(1) 検定方法</p> <p>a. 検定に用いた観測記録</p> <p>本居住性評価では、保守的に地上風(標高20m)の気象データを使用して被ばく評価を実施しているが、気象データの代表性を確認するにあたり、標高20mの観測点に加えて排気筒高さ付近を代表する標高84mの観測記録を用いて検定を行った。</p> <p>気象観測設備の配置を図添2-1に示す。</p> <p>b. データ統計期間</p> <p>統計年：1998年1月～2007年12月(10年間)</p> <p>検定年：1997年1月～1997年12月(1年間)</p> <p>c. 検定方法</p> <p>F分布検定</p> <p>(2) 検定結果</p> <p>表添2-2～表添2-5に検定結果を示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】個別解析による相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は1997年の気象資料が至近10年を代表していたことから、気象条件の見直しは行っていない。 <p>【大阪】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本検定により得られる情報を考慮した表現とした。 <p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検定結果は(2)で記載 <p>【女川・大阪】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒高さを代表する風速計の高さはプラントごとに異なる。 <p>【大阪】記載方針の相違</p> <p>【女川・大阪】解析の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な統計年は各社異なる。 ・泊は検定年の変更は行っていない。 ・具体的な検定年は各社異なる。 <p>【女川】個別解析による相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は気象条件の見直しは行っていない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
<p>標高30mでの観測点では28項目のうち、有意水準(危険率)5%で棄却された項目が0個であり、標高80mでの観測点では28項目のうち0個といずれの観測点でも棄却された項目がないことから検定年が十分長期間の気象状態を代表していると判断される。</p> <p>表 1-6-1 異常年検定結果</p> <table border="1" data-bbox="80 376 631 494"> <thead> <tr> <th>観測項目</th> <th>検定結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標高30m</td> <td>棄却項目なし</td> </tr> <tr> <td>風速階級別出現頻度</td> <td>棄却項目なし</td> </tr> <tr> <td>標高80m</td> <td>棄却項目なし</td> </tr> <tr> <td>風速階級別出現頻度</td> <td>棄却項目なし</td> </tr> </tbody> </table>	観測項目	検定結果	標高30m	棄却項目なし	風速階級別出現頻度	棄却項目なし	標高80m	棄却項目なし	風速階級別出現頻度	棄却項目なし	<p>一方、今回新たに安全解析に用いた気象条件については、地上高10mでの観測点では28項目のうち、有意水準(危険率)5%で棄却された項目が1個であり、地上高71mでの観測点では28項目のうち、有意水準(危険率)5%で棄却された項目はなかったことから、検定年が十分長期間の気象状態を代表していると判断した。</p> <p>表添2-1 異常年検定結果</p> <table border="1" data-bbox="685 376 1209 625"> <thead> <tr> <th>検定年</th> <th>観測点</th> <th>観測項目</th> <th>検定結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1991年11月～ 1992年10月</td> <td rowspan="2">地上高 10m</td> <td>風向出現頻度</td> <td>棄却数 9</td> </tr> <tr> <td>風速出現頻度</td> <td>棄却数 8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地上高 71m</td> <td>風向出現頻度</td> <td>棄却数 5</td> </tr> <tr> <td>風速出現頻度</td> <td>棄却なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2012年1月～ 2012年12月</td> <td rowspan="2">地上高 10m</td> <td>風向出現頻度</td> <td>棄却数 1</td> </tr> <tr> <td>風速出現頻度</td> <td>棄却なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地上高 71m</td> <td>風向出現頻度</td> <td>棄却なし</td> </tr> <tr> <td>風速出現頻度</td> <td>棄却なし</td> </tr> </tbody> </table>	検定年	観測点	観測項目	検定結果	1991年11月～ 1992年10月	地上高 10m	風向出現頻度	棄却数 9	風速出現頻度	棄却数 8	地上高 71m	風向出現頻度	棄却数 5	風速出現頻度	棄却なし	2012年1月～ 2012年12月	地上高 10m	風向出現頻度	棄却数 1	風速出現頻度	棄却なし	地上高 71m	風向出現頻度	棄却なし	風速出現頻度	棄却なし	<p>標高20mでの観測点では28項目のうち、有意水準(危険率)5%で棄却された項目が0項目であり、標高84mでの観測点では28項目のうち、有意水準(危険率)5%で棄却された項目は0項目といずれの観測点でも棄却された項目がないことから、検定年の気象は統計年の気象と比べて異常ではなかったと判断した。</p> <p>表添2-1 異常年検定結果</p> <table border="1" data-bbox="1254 376 1814 536"> <thead> <tr> <th>観測点</th> <th>観測項目</th> <th>検定結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標高20m</td> <td>風向出現頻度</td> <td>棄却なし</td> </tr> <tr> <td>風速出現頻度</td> <td>棄却なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">標高84m</td> <td>風向出現頻度</td> <td>棄却なし</td> </tr> <tr> <td>風速出現頻度</td> <td>棄却なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 気象官署の評価について データ拡充の観点から、気象官署のデータについても、以下について検定を行い、データを拡充した。 これらについて、不良標本の棄却検定に関するF分布検定の手順に従って検定を行った。結果いずれも、有意水準5%で棄却された項目が小樽特別地域気象観測所で0項目、寿都特別地域気象観測所で2項目であったことから、棄却数が少なく検定年の気象は統計年の気象と比べて異常ではなかったと判断した。 検定結果を表添2-6から表添2-9に示す。また、気象官署の所在地について図添2-2に示す。</p> <p>a. 小樽特別地域気象観測所 1999年2月に風向風速計設置高さの変更(12.3m～13.6m)があったため以下の期間を評価する。 統計年：1988年1月～1998年12月(1997年を除く) 検定年：1997年1月～1997年12月</p> <p>b. 寿都特別地域気象観測所 統計年：1998年1月～2007年12月 検定年：1997年1月～1997年12月</p>	観測点	観測項目	検定結果	標高20m	風向出現頻度	棄却なし	風速出現頻度	棄却なし	標高84m	風向出現頻度	棄却なし	風速出現頻度	棄却なし	<p>【女川】個別解析による相違</p> <p>【女川、大飯】記載表現の相違 ・本検定により得られる情報を考慮した表現とした。</p> <p>【女川】個別解析による相違</p> <p>【女川、大飯】個別解析による相違 ・泊は代表性を確認しようとする気象データが比較的古いため、データの拡充のため付近の気象官署についても確認を行った。</p>
観測項目	検定結果																																																			
標高30m	棄却項目なし																																																			
風速階級別出現頻度	棄却項目なし																																																			
標高80m	棄却項目なし																																																			
風速階級別出現頻度	棄却項目なし																																																			
検定年	観測点	観測項目	検定結果																																																	
1991年11月～ 1992年10月	地上高 10m	風向出現頻度	棄却数 9																																																	
		風速出現頻度	棄却数 8																																																	
	地上高 71m	風向出現頻度	棄却数 5																																																	
		風速出現頻度	棄却なし																																																	
2012年1月～ 2012年12月	地上高 10m	風向出現頻度	棄却数 1																																																	
		風速出現頻度	棄却なし																																																	
	地上高 71m	風向出現頻度	棄却なし																																																	
		風速出現頻度	棄却なし																																																	
観測点	観測項目	検定結果																																																		
標高20m	風向出現頻度	棄却なし																																																		
	風速出現頻度	棄却なし																																																		
標高84m	風向出現頻度	棄却なし																																																		
	風速出現頻度	棄却なし																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<p>表附 2-2 燃料検査表 (風内) (地上高 10m)</p> <p>検定年：敷地内 A 点 (標高 70m, 地上高 10m) 1991 年 11 月～1992 年 10 月 統計期間：敷地内 A 点 (標高 70m, 地上高 10m) 2002 年 1 月～2011 年 12 月 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃料年 風速(m/s)</th> <th colspan="11">燃料年</th> <th rowspan="2">平均値</th> <th rowspan="2">検定年度 1991</th> <th colspan="2">濃縮標準</th> <th rowspan="2">判定 ○合格 △保留 ×不合格</th> </tr> <tr> <th>2002</th><th>2003</th><th>2004</th><th>2005</th><th>2006</th><th>2007</th><th>2008</th><th>2009</th><th>2010</th><th>2011</th><th>2012</th> <th>上限</th><th>下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>W</td><td>4.79</td><td>4.42</td><td>4.08</td><td>4.37</td><td>4.19</td><td>7.63</td><td>7.40</td><td>7.96</td><td>8.30</td><td>8.37</td><td>8.19</td><td>3.22</td><td>9.19</td><td>3.28</td><td>○</td></tr> <tr><td>NDZ</td><td>3.71</td><td>3.90</td><td>3.76</td><td>4.16</td><td>3.78</td><td>2.62</td><td>2.93</td><td>2.21</td><td>2.89</td><td>2.52</td><td>2.97</td><td>3.97</td><td>4.87</td><td>1.27</td><td>○</td></tr> <tr><td>NE</td><td>3.59</td><td>3.17</td><td>2.49</td><td>3.22</td><td>4.67</td><td>4.13</td><td>4.88</td><td>3.60</td><td>3.98</td><td>3.01</td><td>3.14</td><td>7.22</td><td>5.29</td><td>1.84</td><td>×</td></tr> <tr><td>SE</td><td>4.17</td><td>3.46</td><td>3.00</td><td>3.68</td><td>3.40</td><td>3.44</td><td>4.40</td><td>3.76</td><td>3.53</td><td>4.70</td><td>3.74</td><td>3.61</td><td>3.97</td><td>3.31</td><td>×</td></tr> <tr><td>E</td><td>4.48</td><td>3.96</td><td>3.22</td><td>4.94</td><td>4.99</td><td>3.43</td><td>4.37</td><td>4.37</td><td>3.98</td><td>3.98</td><td>3.83</td><td>2.94</td><td>3.97</td><td>3.62</td><td>×</td></tr> <tr><td>ENE</td><td>3.67</td><td>3.61</td><td>3.26</td><td>3.22</td><td>2.81</td><td>2.33</td><td>2.46</td><td>2.65</td><td>2.72</td><td>1.86</td><td>1.77</td><td>4.02</td><td>3.56</td><td>1.79</td><td>×</td></tr> <tr><td>ESE</td><td>4.41</td><td>3.99</td><td>3.17</td><td>3.03</td><td>4.44</td><td>3.21</td><td>3.82</td><td>4.32</td><td>3.43</td><td>4.30</td><td>3.43</td><td>3.74</td><td>3.76</td><td>4.00</td><td>○</td></tr> <tr><td>SESE</td><td>3.67</td><td>3.97</td><td>3.18</td><td>3.61</td><td>3.13</td><td>3.68</td><td>3.77</td><td>3.33</td><td>3.18</td><td>1.90</td><td>1.83</td><td>3.34</td><td>3.41</td><td>1.68</td><td>×</td></tr> <tr><td>S</td><td>2.91</td><td>2.47</td><td>3.14</td><td>2.46</td><td>3.01</td><td>3.34</td><td>3.38</td><td>3.91</td><td>3.48</td><td>3.30</td><td>3.21</td><td>4.42</td><td>4.31</td><td>2.12</td><td>×</td></tr> <tr><td>SWW</td><td>3.84</td><td>4.91</td><td>3.93</td><td>4.43</td><td>3.27</td><td>4.59</td><td>3.42</td><td>3.71</td><td>3.71</td><td>2.17</td><td>4.91</td><td>6.57</td><td>4.97</td><td>4.84</td><td>○</td></tr> <tr><td>SW</td><td>3.27</td><td>3.79</td><td>3.23</td><td>3.46</td><td>3.77</td><td>3.45</td><td>3.73</td><td>3.28</td><td>3.60</td><td>3.27</td><td>3.17</td><td>3.61</td><td>3.66</td><td>3.44</td><td>×</td></tr> <tr><td>WSW</td><td>3.03</td><td>3.41</td><td>4.36</td><td>4.42</td><td>3.34</td><td>4.73</td><td>4.21</td><td>4.00</td><td>4.94</td><td>4.24</td><td>4.23</td><td>3.71</td><td>3.76</td><td>○</td></tr> <tr><td>W</td><td>12.01</td><td>10.10</td><td>11.19</td><td>12.47</td><td>11.03</td><td>11.71</td><td>11.18</td><td>11.99</td><td>11.77</td><td>12.45</td><td>11.77</td><td>12.47</td><td>13.33</td><td>10.51</td><td>○</td></tr> <tr><td>WSW</td><td>14.98</td><td>17.03</td><td>13.26</td><td>13.11</td><td>11.14</td><td>10.61</td><td>9.76</td><td>9.84</td><td>9.97</td><td>10.12</td><td>11.88</td><td>10.84</td><td>17.44</td><td>8.52</td><td>×</td></tr> <tr><td>NDW</td><td>3.19</td><td>4.01</td><td>3.08</td><td>3.40</td><td>4.27</td><td>3.41</td><td>4.59</td><td>4.71</td><td>3.30</td><td>4.18</td><td>4.14</td><td>4.11</td><td>4.81</td><td>3.95</td><td>○</td></tr> <tr><td>SDW</td><td>2.89</td><td>2.89</td><td>2.89</td><td>2.89</td><td>2.89</td><td>2.89</td><td>2.29</td><td>2.29</td><td>2.57</td><td>2.29</td><td>2.46</td><td>2.29</td><td>2.46</td><td>1.52</td><td>○</td></tr> <tr><td>CAZM</td><td>3.40</td><td>3.37</td><td>4.48</td><td>3.77</td><td>4.40</td><td>3.76</td><td>4.04</td><td>4.47</td><td>4.48</td><td>3.98</td><td>3.23</td><td>3.96</td><td>3.77</td><td>3.28</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>表附 2-3 燃料検査表 (風速) (地上高 10m)</p> <p>検定年：敷地内 A 点 (標高 70m, 地上高 10m) 1991 年 11 月～1992 年 10 月 統計期間：敷地内 A 点 (標高 70m, 地上高 10m) 2002 年 1 月～2011 年 12 月 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃料年 風速(m/s)</th> <th colspan="11">燃料年</th> <th rowspan="2">平均値</th> <th rowspan="2">検定年度 1991</th> <th colspan="2">濃縮標準</th> <th rowspan="2">判定 ○合格 △保留 ×不合格</th> </tr> <tr> <th>2002</th><th>2003</th><th>2004</th><th>2005</th><th>2006</th><th>2007</th><th>2008</th><th>2009</th><th>2010</th><th>2011</th><th>2012</th> <th>上限</th><th>下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.3-0.4</td><td>3.40</td><td>3.37</td><td>4.48</td><td>3.77</td><td>4.40</td><td>3.76</td><td>4.04</td><td>4.47</td><td>4.48</td><td>3.98</td><td>3.23</td><td>3.96</td><td>3.77</td><td>3.28</td><td>○</td></tr> <tr><td>0.3-1.4</td><td>34.34</td><td>34.39</td><td>31.73</td><td>33.28</td><td>33.30</td><td>33.71</td><td>40.22</td><td>33.13</td><td>37.30</td><td>39.08</td><td>36.20</td><td>27.89</td><td>43.16</td><td>28.25</td><td>×</td></tr> <tr><td>1.7-2.4</td><td>29.71</td><td>29.20</td><td>28.84</td><td>30.46</td><td>29.27</td><td>31.70</td><td>29.53</td><td>28.47</td><td>30.39</td><td>28.80</td><td>28.44</td><td>29.84</td><td>32.21</td><td>26.40</td><td>○</td></tr> <tr><td>2.7-3.4</td><td>18.41</td><td>18.01</td><td>17.74</td><td>18.74</td><td>18.21</td><td>18.94</td><td>17.24</td><td>17.94</td><td>17.79</td><td>17.81</td><td>17.51</td><td>18.11</td><td>18.17</td><td>17.31</td><td>×</td></tr> <tr><td>3.7-4.4</td><td>3.41</td><td>3.78</td><td>3.44</td><td>3.46</td><td>3.54</td><td>3.83</td><td>3.84</td><td>3.88</td><td>3.47</td><td>3.74</td><td>3.92</td><td>3.84</td><td>3.88</td><td>3.95</td><td>×</td></tr> <tr><td>4.7-5.4</td><td>3.39</td><td>4.08</td><td>4.71</td><td>3.88</td><td>3.46</td><td>2.11</td><td>2.14</td><td>2.42</td><td>3.35</td><td>3.37</td><td>3.37</td><td>1.78</td><td>5.23</td><td>1.47</td><td>×</td></tr> <tr><td>5.7-6.4</td><td>1.18</td><td>1.81</td><td>2.23</td><td>1.42</td><td>1.34</td><td>0.97</td><td>1.02</td><td>1.28</td><td>1.17</td><td>0.99</td><td>1.36</td><td>1.38</td><td>2.31</td><td>0.41</td><td>×</td></tr> <tr><td>6.7-7.4</td><td>0.67</td><td>0.69</td><td>0.88</td><td>0.36</td><td>0.37</td><td>0.31</td><td>0.27</td><td>0.41</td><td>0.33</td><td>0.18</td><td>0.46</td><td>2.37</td><td>0.97</td><td>0.07</td><td>×</td></tr> <tr><td>7.7-8.4</td><td>0.31</td><td>0.38</td><td>0.32</td><td>0.37</td><td>0.11</td><td>0.09</td><td>0.04</td><td>0.23</td><td>0.08</td><td>0.07</td><td>0.14</td><td>1.02</td><td>0.42</td><td>0.11</td><td>×</td></tr> <tr><td>8.7-9.4</td><td>0.11</td><td>0.07</td><td>0.18</td><td>0.10</td><td>0.02</td><td>0.02</td><td>0.02</td><td>0.04</td><td>0.02</td><td>0.01</td><td>0.07</td><td>0.46</td><td>0.17</td><td>0.07</td><td>×</td></tr> <tr><td>9.7-10.4</td><td>0.04</td><td>0.01</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.21</td><td>0.07</td><td>0.01</td><td>×</td></tr> </tbody> </table> <p>表附 2-4 燃料検査表 (風内) (地上高 71m)</p> <p>検定年：敷地内 B 点 (標高 71m, 地上高 71m) 1991 年 11 月～1992 年 10 月 統計期間：敷地内 B 点 (標高 71m, 地上高 71m) 2002 年 1 月～2011 年 12 月 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃料年 風速(m/s)</th> <th colspan="11">燃料年</th> <th rowspan="2">平均値</th> <th rowspan="2">検定年度 1991</th> <th colspan="2">濃縮標準</th> <th rowspan="2">判定 ○合格 △保留 ×不合格</th> </tr> <tr> <th>2002</th><th>2003</th><th>2004</th><th>2005</th><th>2006</th><th>2007</th><th>2008</th><th>2009</th><th>2010</th><th>2011</th><th>2012</th> <th>上限</th><th>下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>W</td><td>3.40</td><td>3.01</td><td>2.01</td><td>2.19</td><td>2.75</td><td>3.12</td><td>2.88</td><td>3.12</td><td>3.17</td><td>2.57</td><td>2.77</td><td>2.41</td><td>2.61</td><td>1.88</td><td>○</td></tr> <tr><td>NDZ</td><td>3.27</td><td>3.47</td><td>2.11</td><td>3.18</td><td>3.76</td><td>3.64</td><td>3.77</td><td>3.84</td><td>3.81</td><td>2.88</td><td>3.24</td><td>3.45</td><td>4.78</td><td>1.91</td><td>○</td></tr> <tr><td>NE</td><td>7.31</td><td>7.40</td><td>4.20</td><td>4.63</td><td>3.87</td><td>4.04</td><td>4.13</td><td>3.12</td><td>3.40</td><td>4.41</td><td>4.96</td><td>4.88</td><td>10.38</td><td>3.47</td><td>○</td></tr> <tr><td>ENE</td><td>6.30</td><td>7.16</td><td>3.70</td><td>4.37</td><td>3.83</td><td>4.27</td><td>4.40</td><td>4.37</td><td>4.53</td><td>3.80</td><td>4.34</td><td>4.23</td><td>4.59</td><td>4.01</td><td>×</td></tr> <tr><td>E</td><td>3.23</td><td>3.99</td><td>3.47</td><td>3.36</td><td>3.78</td><td>3.32</td><td>4.49</td><td>4.23</td><td>3.28</td><td>4.69</td><td>3.76</td><td>4.90</td><td>3.77</td><td>3.94</td><td>○</td></tr> <tr><td>ENE</td><td>2.70</td><td>3.10</td><td>2.97</td><td>3.25</td><td>3.40</td><td>2.63</td><td>3.26</td><td>3.37</td><td>3.23</td><td>2.87</td><td>3.12</td><td>2.33</td><td>3.07</td><td>2.28</td><td>○</td></tr> <tr><td>SE</td><td>3.49</td><td>3.78</td><td>3.07</td><td>3.36</td><td>3.23</td><td>3.64</td><td>3.84</td><td>3.84</td><td>3.60</td><td>3.07</td><td>3.72</td><td>4.27</td><td>4.87</td><td>1.97</td><td>×</td></tr> <tr><td>ESE</td><td>3.15</td><td>3.10</td><td>3.04</td><td>3.40</td><td>4.24</td><td>3.41</td><td>3.77</td><td>3.81</td><td>3.17</td><td>2.81</td><td>3.47</td><td>3.86</td><td>4.50</td><td>2.43</td><td>○</td></tr> <tr><td>S</td><td>3.12</td><td>3.48</td><td>2.81</td><td>3.03</td><td>3.60</td><td>2.77</td><td>3.84</td><td>3.92</td><td>3.90</td><td>3.20</td><td>3.20</td><td>4.38</td><td>4.24</td><td>2.52</td><td>○</td></tr> <tr><td>SWW</td><td>4.32</td><td>4.81</td><td>4.40</td><td>4.87</td><td>4.48</td><td>3.31</td><td>3.13</td><td>3.21</td><td>3.37</td><td>4.43</td><td>3.07</td><td>4.87</td><td>6.49</td><td>3.84</td><td>×</td></tr> <tr><td>SW</td><td>7.77</td><td>3.00</td><td>3.13</td><td>4.44</td><td>4.83</td><td>4.42</td><td>7.01</td><td>4.03</td><td>10.79</td><td>8.74</td><td>8.39</td><td>6.67</td><td>12.08</td><td>5.11</td><td>○</td></tr> <tr><td>WSW</td><td>4.01</td><td>4.36</td><td>4.04</td><td>3.21</td><td>4.99</td><td>3.97</td><td>4.78</td><td>4.74</td><td>3.94</td><td>4.00</td><td>3.33</td><td>7.01</td><td>4.92</td><td>3.70</td><td>×</td></tr> <tr><td>W</td><td>3.24</td><td>3.07</td><td>3.28</td><td>3.36</td><td>4.59</td><td>4.00</td><td>4.02</td><td>3.84</td><td>4.11</td><td>4.40</td><td>4.10</td><td>3.42</td><td>3.70</td><td>3.42</td><td>○</td></tr> <tr><td>WSW</td><td>11.11</td><td>14.40</td><td>17.51</td><td>13.23</td><td>13.23</td><td>14.81</td><td>12.88</td><td>14.19</td><td>13.80</td><td>17.18</td><td>14.98</td><td>18.18</td><td>19.34</td><td>10.80</td><td>○</td></tr> <tr><td>W</td><td>11.64</td><td>13.18</td><td>14.36</td><td>14.34</td><td>14.93</td><td>15.78</td><td>15.83</td><td>14.06</td><td>15.17</td><td>17.17</td><td>15.88</td><td>14.41</td><td>17.19</td><td>12.51</td><td>×</td></tr> <tr><td>SDW</td><td>3.97</td><td>4.02</td><td>3.20</td><td>2.70</td><td>2.97</td><td>3.61</td><td>3.29</td><td>3.37</td><td>3.71</td><td>3.24</td><td>3.89</td><td>2.89</td><td>4.28</td><td>2.43</td><td>○</td></tr> <tr><td>CAZM</td><td>1.46</td><td>1.79</td><td>3.37</td><td>3.03</td><td>1.44</td><td>0.91</td><td>1.44</td><td>1.39</td><td>1.46</td><td>1.33</td><td>1.47</td><td>1.31</td><td>2.11</td><td>0.83</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>表附 2-5 燃料検査表 (風速) (地上高 71m)</p> <p>検定年：敷地内 B 点 (標高 71m, 地上高 71m) 1991 年 11 月～1992 年 10 月 統計期間：敷地内 B 点 (標高 71m, 地上高 71m) 2002 年 1 月～2011 年 12 月 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃料年 風速(m/s)</th> <th colspan="11">燃料年</th> <th rowspan="2">平均値</th> <th rowspan="2">検定年度 1991</th> <th colspan="2">濃縮標準</th> <th rowspan="2">判定 ○合格 △保留 ×不合格</th> </tr> <tr> <th>2002</th><th>2003</th><th>2004</th><th>2005</th><th>2006</th><th>2007</th><th>2008</th><th>2009</th><th>2010</th><th>2011</th><th>2012</th> <th>上限</th><th>下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.3-0.4</td><td>1.46</td><td>1.79</td><td>3.37</td><td>3.03</td><td>1.44</td><td>0.91</td><td>1.44</td><td>1.39</td><td>1.46</td><td>1.33</td><td>1.47</td><td>1.31</td><td>2.11</td><td>0.83</td><td>○</td></tr> <tr><td>0.3-1.4</td><td>8.45</td><td>8.36</td><td>7.86</td><td>8.18</td><td>81.11</td><td>83.8</td><td>83.89</td><td>83.7</td><td>84.4</td><td>82.0</td><td>91.1</td><td>7.71</td><td>11.38</td><td>6.94</td><td>○</td></tr> <tr><td>1.7-2.4</td><td>12.85</td><td>12.76</td><td>12.89</td><td>12.98</td><td>12.98</td><td>12.88</td><td>12.88</td><td>12.74</td><td>14.20</td><td>14.75</td><td>13.81</td><td>13.74</td><td>12.40</td><td>14.87</td><td>10.61</td><td>○</td></tr> <tr><td>2.7-3.4</td><td>24.98</td><td>24.48</td><td>23.92</td><td>23.98</td><td>24.02</td><td>23.93</td><td>24.01</td><td>24.11</td><td>24.39</td><td>24.00</td><td>24.08</td><td>19.78</td><td>16.48</td><td>21.20</td><td>×</td></tr> <tr><td>3.7-4.4</td><td>12.70</td><td>12.10</td><td>12.70</td><td>12.35</td><td>12.94</td><td>14.20</td><td>12.74</td><td>13.66</td><td>12.18</td><td>12.44</td><td>12.73</td><td>13.48</td><td>14.17</td><td>11.20</td><td>○</td></tr> <tr><td>4.7-5.4</td><td>10.32</td><td>10.40</td><td>10.27</td><td>10.18</td><td>9.23</td><td>10.24</td><td>8.91</td><td>9.83</td><td>10.24</td><td>10.09</td><td>10.07</td><td>10.97</td><td>11.29</td><td>8.71</td><td>○</td></tr> <tr><td>5.7-6.4</td><td>0.46</td><td>0.91</td><td>0.74</td><td>0.90</td><td>0.87</td><td>0.78</td><td>0.94</td><td>0.71</td><td>0.82</td><td>0.39</td><td>0.34</td><td>0.28</td><td>0.38</td><td>0.08</td><td>○</td></tr> <tr><td>6.7-7.4</td><td>7.13</td><td>6.79</td><td>7.47</td><td>7.43</td><td>6.08</td><td>7.27</td><td>6.67</td><td>6.47</td><td>6.30</td><td>6.18</td><td>6.04</td><td>6.77</td><td>8.03</td><td>3.86</td><td>○</td></tr> <tr><td>7.7-8.4</td><td>3.89</td><td>3.32</td><td>3.89</td><td>4.18</td><td>3.32</td><td>4.05</td><td>3.28</td><td>3.19</td><td>3.36</td><td>3.40</td><td>3.07</td><td>3.37</td><td>4.48</td><td>4.78</td><td>○</td></tr> <tr><td>8.7-9.4</td><td>4.42</td><td>4.36</td><td>4.48</td><td>3.48</td><td>4.36</td><td>4.73</td><td>4.39</td><td>4.78</td><td>4.39</td><td>4.47</td><td>4.42</td><td>4.31</td><td>3.42</td><td>3.36</td><td>○</td></tr> <tr><td>9.7-10.4</td><td>12.88</td><td>13.86</td><td>13.89</td><td>14.58</td><td>13.28</td><td>11.71</td><td>11.71</td><td>11.71</td><td>12.81</td><td>12.11</td><td>12.18</td><td>11.87</td><td>14.02</td><td>10.19</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	燃料年 風速(m/s)	燃料年											平均値	検定年度 1991	濃縮標準		判定 ○合格 △保留 ×不合格	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	上限	下限	W	4.79	4.42	4.08	4.37	4.19	7.63	7.40	7.96	8.30	8.37	8.19	3.22	9.19	3.28	○	NDZ	3.71	3.90	3.76	4.16	3.78	2.62	2.93	2.21	2.89	2.52	2.97	3.97	4.87	1.27	○	NE	3.59	3.17	2.49	3.22	4.67	4.13	4.88	3.60	3.98	3.01	3.14	7.22	5.29	1.84	×	SE	4.17	3.46	3.00	3.68	3.40	3.44	4.40	3.76	3.53	4.70	3.74	3.61	3.97	3.31	×	E	4.48	3.96	3.22	4.94	4.99	3.43	4.37	4.37	3.98	3.98	3.83	2.94	3.97	3.62	×	ENE	3.67	3.61	3.26	3.22	2.81	2.33	2.46	2.65	2.72	1.86	1.77	4.02	3.56	1.79	×	ESE	4.41	3.99	3.17	3.03	4.44	3.21	3.82	4.32	3.43	4.30	3.43	3.74	3.76	4.00	○	SESE	3.67	3.97	3.18	3.61	3.13	3.68	3.77	3.33	3.18	1.90	1.83	3.34	3.41	1.68	×	S	2.91	2.47	3.14	2.46	3.01	3.34	3.38	3.91	3.48	3.30	3.21	4.42	4.31	2.12	×	SWW	3.84	4.91	3.93	4.43	3.27	4.59	3.42	3.71	3.71	2.17	4.91	6.57	4.97	4.84	○	SW	3.27	3.79	3.23	3.46	3.77	3.45	3.73	3.28	3.60	3.27	3.17	3.61	3.66	3.44	×	WSW	3.03	3.41	4.36	4.42	3.34	4.73	4.21	4.00	4.94	4.24	4.23	3.71	3.76	○	W	12.01	10.10	11.19	12.47	11.03	11.71	11.18	11.99	11.77	12.45	11.77	12.47	13.33	10.51	○	WSW	14.98	17.03	13.26	13.11	11.14	10.61	9.76	9.84	9.97	10.12	11.88	10.84	17.44	8.52	×	NDW	3.19	4.01	3.08	3.40	4.27	3.41	4.59	4.71	3.30	4.18	4.14	4.11	4.81	3.95	○	SDW	2.89	2.89	2.89	2.89	2.89	2.89	2.29	2.29	2.57	2.29	2.46	2.29	2.46	1.52	○	CAZM	3.40	3.37	4.48	3.77	4.40	3.76	4.04	4.47	4.48	3.98	3.23	3.96	3.77	3.28	○	燃料年 風速(m/s)	燃料年											平均値	検定年度 1991	濃縮標準		判定 ○合格 △保留 ×不合格	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	上限	下限	0.3-0.4	3.40	3.37	4.48	3.77	4.40	3.76	4.04	4.47	4.48	3.98	3.23	3.96	3.77	3.28	○	0.3-1.4	34.34	34.39	31.73	33.28	33.30	33.71	40.22	33.13	37.30	39.08	36.20	27.89	43.16	28.25	×	1.7-2.4	29.71	29.20	28.84	30.46	29.27	31.70	29.53	28.47	30.39	28.80	28.44	29.84	32.21	26.40	○	2.7-3.4	18.41	18.01	17.74	18.74	18.21	18.94	17.24	17.94	17.79	17.81	17.51	18.11	18.17	17.31	×	3.7-4.4	3.41	3.78	3.44	3.46	3.54	3.83	3.84	3.88	3.47	3.74	3.92	3.84	3.88	3.95	×	4.7-5.4	3.39	4.08	4.71	3.88	3.46	2.11	2.14	2.42	3.35	3.37	3.37	1.78	5.23	1.47	×	5.7-6.4	1.18	1.81	2.23	1.42	1.34	0.97	1.02	1.28	1.17	0.99	1.36	1.38	2.31	0.41	×	6.7-7.4	0.67	0.69	0.88	0.36	0.37	0.31	0.27	0.41	0.33	0.18	0.46	2.37	0.97	0.07	×	7.7-8.4	0.31	0.38	0.32	0.37	0.11	0.09	0.04	0.23	0.08	0.07	0.14	1.02	0.42	0.11	×	8.7-9.4	0.11	0.07	0.18	0.10	0.02	0.02	0.02	0.04	0.02	0.01	0.07	0.46	0.17	0.07	×	9.7-10.4	0.04	0.01	0.04	0.04	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.21	0.07	0.01	×	燃料年 風速(m/s)	燃料年											平均値	検定年度 1991	濃縮標準		判定 ○合格 △保留 ×不合格	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	上限	下限	W	3.40	3.01	2.01	2.19	2.75	3.12	2.88	3.12	3.17	2.57	2.77	2.41	2.61	1.88	○	NDZ	3.27	3.47	2.11	3.18	3.76	3.64	3.77	3.84	3.81	2.88	3.24	3.45	4.78	1.91	○	NE	7.31	7.40	4.20	4.63	3.87	4.04	4.13	3.12	3.40	4.41	4.96	4.88	10.38	3.47	○	ENE	6.30	7.16	3.70	4.37	3.83	4.27	4.40	4.37	4.53	3.80	4.34	4.23	4.59	4.01	×	E	3.23	3.99	3.47	3.36	3.78	3.32	4.49	4.23	3.28	4.69	3.76	4.90	3.77	3.94	○	ENE	2.70	3.10	2.97	3.25	3.40	2.63	3.26	3.37	3.23	2.87	3.12	2.33	3.07	2.28	○	SE	3.49	3.78	3.07	3.36	3.23	3.64	3.84	3.84	3.60	3.07	3.72	4.27	4.87	1.97	×	ESE	3.15	3.10	3.04	3.40	4.24	3.41	3.77	3.81	3.17	2.81	3.47	3.86	4.50	2.43	○	S	3.12	3.48	2.81	3.03	3.60	2.77	3.84	3.92	3.90	3.20	3.20	4.38	4.24	2.52	○	SWW	4.32	4.81	4.40	4.87	4.48	3.31	3.13	3.21	3.37	4.43	3.07	4.87	6.49	3.84	×	SW	7.77	3.00	3.13	4.44	4.83	4.42	7.01	4.03	10.79	8.74	8.39	6.67	12.08	5.11	○	WSW	4.01	4.36	4.04	3.21	4.99	3.97	4.78	4.74	3.94	4.00	3.33	7.01	4.92	3.70	×	W	3.24	3.07	3.28	3.36	4.59	4.00	4.02	3.84	4.11	4.40	4.10	3.42	3.70	3.42	○	WSW	11.11	14.40	17.51	13.23	13.23	14.81	12.88	14.19	13.80	17.18	14.98	18.18	19.34	10.80	○	W	11.64	13.18	14.36	14.34	14.93	15.78	15.83	14.06	15.17	17.17	15.88	14.41	17.19	12.51	×	SDW	3.97	4.02	3.20	2.70	2.97	3.61	3.29	3.37	3.71	3.24	3.89	2.89	4.28	2.43	○	CAZM	1.46	1.79	3.37	3.03	1.44	0.91	1.44	1.39	1.46	1.33	1.47	1.31	2.11	0.83	○	燃料年 風速(m/s)	燃料年											平均値	検定年度 1991	濃縮標準		判定 ○合格 △保留 ×不合格	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	上限	下限	0.3-0.4	1.46	1.79	3.37	3.03	1.44	0.91	1.44	1.39	1.46	1.33	1.47	1.31	2.11	0.83	○	0.3-1.4	8.45	8.36	7.86	8.18	81.11	83.8	83.89	83.7	84.4	82.0	91.1	7.71	11.38	6.94	○	1.7-2.4	12.85	12.76	12.89	12.98	12.98	12.88	12.88	12.74	14.20	14.75	13.81	13.74	12.40	14.87	10.61	○	2.7-3.4	24.98	24.48	23.92	23.98	24.02	23.93	24.01	24.11	24.39	24.00	24.08	19.78	16.48	21.20	×	3.7-4.4	12.70	12.10	12.70	12.35	12.94	14.20	12.74	13.66	12.18	12.44	12.73	13.48	14.17	11.20	○	4.7-5.4	10.32	10.40	10.27	10.18	9.23	10.24	8.91	9.83	10.24	10.09	10.07	10.97	11.29	8.71	○	5.7-6.4	0.46	0.91	0.74	0.90	0.87	0.78	0.94	0.71	0.82	0.39	0.34	0.28	0.38	0.08	○	6.7-7.4	7.13	6.79	7.47	7.43	6.08	7.27	6.67	6.47	6.30	6.18	6.04	6.77	8.03	3.86	○	7.7-8.4	3.89	3.32	3.89	4.18	3.32	4.05	3.28	3.19	3.36	3.40	3.07	3.37	4.48	4.78	○	8.7-9.4	4.42	4.36	4.48	3.48	4.36	4.73	4.39	4.78	4.39	4.47	4.42	4.31	3.42	3.36	○	9.7-10.4	12.88	13.86	13.89	14.58	13.28	11.71	11.71	11.71	12.81	12.11	12.18	11.87	14.02	10.19	○		<p>【女川】個別解析による相違 ・女川は異常年と判断した従来年の検定年による評価結果も記載している。泊では気象資料の変更はない。</p>
燃料年 風速(m/s)	燃料年											平均値	検定年度 1991			濃縮標準			判定 ○合格 △保留 ×不合格																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012			上限	下限																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
W	4.79	4.42	4.08	4.37	4.19	7.63	7.40	7.96	8.30	8.37	8.19	3.22	9.19	3.28	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
NDZ	3.71	3.90	3.76	4.16	3.78	2.62	2.93	2.21	2.89	2.52	2.97	3.97	4.87	1.27	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
NE	3.59	3.17	2.49	3.22	4.67	4.13	4.88	3.60	3.98	3.01	3.14	7.22	5.29	1.84	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SE	4.17	3.46	3.00	3.68	3.40	3.44	4.40	3.76	3.53	4.70	3.74	3.61	3.97	3.31	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
E	4.48	3.96	3.22	4.94	4.99	3.43	4.37	4.37	3.98	3.98	3.83	2.94	3.97	3.62	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
ENE	3.67	3.61	3.26	3.22	2.81	2.33	2.46	2.65	2.72	1.86	1.77	4.02	3.56	1.79	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
ESE	4.41	3.99	3.17	3.03	4.44	3.21	3.82	4.32	3.43	4.30	3.43	3.74	3.76	4.00	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SESE	3.67	3.97	3.18	3.61	3.13	3.68	3.77	3.33	3.18	1.90	1.83	3.34	3.41	1.68	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
S	2.91	2.47	3.14	2.46	3.01	3.34	3.38	3.91	3.48	3.30	3.21	4.42	4.31	2.12	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SWW	3.84	4.91	3.93	4.43	3.27	4.59	3.42	3.71	3.71	2.17	4.91	6.57	4.97	4.84	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SW	3.27	3.79	3.23	3.46	3.77	3.45	3.73	3.28	3.60	3.27	3.17	3.61	3.66	3.44	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
WSW	3.03	3.41	4.36	4.42	3.34	4.73	4.21	4.00	4.94	4.24	4.23	3.71	3.76	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
W	12.01	10.10	11.19	12.47	11.03	11.71	11.18	11.99	11.77	12.45	11.77	12.47	13.33	10.51	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
WSW	14.98	17.03	13.26	13.11	11.14	10.61	9.76	9.84	9.97	10.12	11.88	10.84	17.44	8.52	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
NDW	3.19	4.01	3.08	3.40	4.27	3.41	4.59	4.71	3.30	4.18	4.14	4.11	4.81	3.95	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SDW	2.89	2.89	2.89	2.89	2.89	2.89	2.29	2.29	2.57	2.29	2.46	2.29	2.46	1.52	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
CAZM	3.40	3.37	4.48	3.77	4.40	3.76	4.04	4.47	4.48	3.98	3.23	3.96	3.77	3.28	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
燃料年 風速(m/s)	燃料年											平均値	検定年度 1991	濃縮標準		判定 ○合格 △保留 ×不合格																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012			上限	下限																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
0.3-0.4	3.40	3.37	4.48	3.77	4.40	3.76	4.04	4.47	4.48	3.98	3.23	3.96	3.77	3.28	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
0.3-1.4	34.34	34.39	31.73	33.28	33.30	33.71	40.22	33.13	37.30	39.08	36.20	27.89	43.16	28.25	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1.7-2.4	29.71	29.20	28.84	30.46	29.27	31.70	29.53	28.47	30.39	28.80	28.44	29.84	32.21	26.40	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2.7-3.4	18.41	18.01	17.74	18.74	18.21	18.94	17.24	17.94	17.79	17.81	17.51	18.11	18.17	17.31	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3.7-4.4	3.41	3.78	3.44	3.46	3.54	3.83	3.84	3.88	3.47	3.74	3.92	3.84	3.88	3.95	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
4.7-5.4	3.39	4.08	4.71	3.88	3.46	2.11	2.14	2.42	3.35	3.37	3.37	1.78	5.23	1.47	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
5.7-6.4	1.18	1.81	2.23	1.42	1.34	0.97	1.02	1.28	1.17	0.99	1.36	1.38	2.31	0.41	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
6.7-7.4	0.67	0.69	0.88	0.36	0.37	0.31	0.27	0.41	0.33	0.18	0.46	2.37	0.97	0.07	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
7.7-8.4	0.31	0.38	0.32	0.37	0.11	0.09	0.04	0.23	0.08	0.07	0.14	1.02	0.42	0.11	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
8.7-9.4	0.11	0.07	0.18	0.10	0.02	0.02	0.02	0.04	0.02	0.01	0.07	0.46	0.17	0.07	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9.7-10.4	0.04	0.01	0.04	0.04	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.21	0.07	0.01	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
燃料年 風速(m/s)	燃料年											平均値	検定年度 1991	濃縮標準		判定 ○合格 △保留 ×不合格																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012			上限	下限																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
W	3.40	3.01	2.01	2.19	2.75	3.12	2.88	3.12	3.17	2.57	2.77	2.41	2.61	1.88	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
NDZ	3.27	3.47	2.11	3.18	3.76	3.64	3.77	3.84	3.81	2.88	3.24	3.45	4.78	1.91	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
NE	7.31	7.40	4.20	4.63	3.87	4.04	4.13	3.12	3.40	4.41	4.96	4.88	10.38	3.47	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
ENE	6.30	7.16	3.70	4.37	3.83	4.27	4.40	4.37	4.53	3.80	4.34	4.23	4.59	4.01	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
E	3.23	3.99	3.47	3.36	3.78	3.32	4.49	4.23	3.28	4.69	3.76	4.90	3.77	3.94	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
ENE	2.70	3.10	2.97	3.25	3.40	2.63	3.26	3.37	3.23	2.87	3.12	2.33	3.07	2.28	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SE	3.49	3.78	3.07	3.36	3.23	3.64	3.84	3.84	3.60	3.07	3.72	4.27	4.87	1.97	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
ESE	3.15	3.10	3.04	3.40	4.24	3.41	3.77	3.81	3.17	2.81	3.47	3.86	4.50	2.43	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
S	3.12	3.48	2.81	3.03	3.60	2.77	3.84	3.92	3.90	3.20	3.20	4.38	4.24	2.52	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SWW	4.32	4.81	4.40	4.87	4.48	3.31	3.13	3.21	3.37	4.43	3.07	4.87	6.49	3.84	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SW	7.77	3.00	3.13	4.44	4.83	4.42	7.01	4.03	10.79	8.74	8.39	6.67	12.08	5.11	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
WSW	4.01	4.36	4.04	3.21	4.99	3.97	4.78	4.74	3.94	4.00	3.33	7.01	4.92	3.70	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
W	3.24	3.07	3.28	3.36	4.59	4.00	4.02	3.84	4.11	4.40	4.10	3.42	3.70	3.42	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
WSW	11.11	14.40	17.51	13.23	13.23	14.81	12.88	14.19	13.80	17.18	14.98	18.18	19.34	10.80	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
W	11.64	13.18	14.36	14.34	14.93	15.78	15.83	14.06	15.17	17.17	15.88	14.41	17.19	12.51	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SDW	3.97	4.02	3.20	2.70	2.97	3.61	3.29	3.37	3.71	3.24	3.89	2.89	4.28	2.43	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
CAZM	1.46	1.79	3.37	3.03	1.44	0.91	1.44	1.39	1.46	1.33	1.47	1.31	2.11	0.83	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
燃料年 風速(m/s)	燃料年											平均値	検定年度 1991	濃縮標準		判定 ○合格 △保留 ×不合格																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012			上限	下限																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
0.3-0.4	1.46	1.79	3.37	3.03	1.44	0.91	1.44	1.39	1.46	1.33	1.47	1.31	2.11	0.83	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
0.3-1.4	8.45	8.36	7.86	8.18	81.11	83.8	83.89	83.7	84.4	82.0	91.1	7.71	11.38	6.94	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1.7-2.4	12.85	12.76	12.89	12.98	12.98	12.88	12.88	12.74	14.20	14.75	13.81	13.74	12.40	14.87	10.61	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2.7-3.4	24.98	24.48	23.92	23.98	24.02	23.93	24.01	24.11	24.39	24.00	24.08	19.78	16.48	21.20	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3.7-4.4	12.70	12.10	12.70	12.35	12.94	14.20	12.74	13.66	12.18	12.44	12.73	13.48	14.17	11.20	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
4.7-5.4	10.32	10.40	10.27	10.18	9.23	10.24	8.91	9.83	10.24	10.09	10.07	10.97	11.29	8.71	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
5.7-6.4	0.46	0.91	0.74	0.90	0.87	0.78	0.94	0.71	0.82	0.39	0.34	0.28	0.38	0.08	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
6.7-7.4	7.13	6.79	7.47	7.43	6.08	7.27	6.67	6.47	6.30	6.18	6.04	6.77	8.03	3.86	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
7.7-8.4	3.89	3.32	3.89	4.18	3.32	4.05	3.28	3.19	3.36	3.40	3.07	3.37	4.48	4.78	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
8.7-9.4	4.42	4.36	4.48	3.48	4.36	4.73	4.39	4.78	4.39	4.47	4.42	4.31	3.42	3.36	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9.7-10.4	12.88	13.86	13.89	14.58	13.28	11.71	11.71	11.71	12.81	12.11	12.18	11.87	14.02	10.19	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉

表1-0-2 棄却検定表 (風向別出現頻度) (標高50m)

Table with columns for direction (風向), year (年), and frequency (出現頻度). Includes a legend for wind direction and a note about the data source.

表1-0-3 棄却検定表 (風速階級別出現頻度) (標高30m)

Table with columns for wind speed (風速階級), year (年), and frequency (出現頻度). Includes a legend for wind speed and a note about the data source.

表1-0-4 棄却検定表 (風向別出現頻度) (標高50m)

Table with columns for direction (風向), year (年), and frequency (出現頻度). Includes a legend for wind direction and a note about the data source.

表1-0-5 棄却検定表 (風速階級別出現頻度) (標高50m)

Table with columns for wind speed (風速階級), year (年), and frequency (出現頻度). Includes a legend for wind speed and a note about the data source.

女川原子力発電所2号炉

表添2-0 棄却検定表 (風向) (地上高10m)

Table with columns for direction (風向), year (年), and frequency (出現頻度). Includes a legend for wind direction and a note about the data source.

表添2-1 棄却検定表 (風速) (地上高10m)

Table with columns for wind speed (風速階級), year (年), and frequency (出現頻度). Includes a legend for wind speed and a note about the data source.

表添2-0 棄却検定表 (風向) (地上高71m)

Table with columns for direction (風向), year (年), and frequency (出現頻度). Includes a legend for wind direction and a note about the data source.

表添2-1 棄却検定表 (風速) (地上高71m)

Table with columns for wind speed (風速階級), year (年), and frequency (出現頻度). Includes a legend for wind speed and a note about the data source.

泊発電所3号炉

表添2-2 棄却検定表 (風向) (標高20m)

Table with columns for direction (風向), year (年), and frequency (出現頻度). Includes a legend for wind direction and a note about the data source.

表添2-3 棄却検定表 (風向) (標高20m)

Table with columns for direction (風向), year (年), and frequency (出現頻度). Includes a legend for wind direction and a note about the data source.

表添2-4 棄却検定表 (風向) (標高84m)

Table with columns for direction (風向), year (年), and frequency (出現頻度). Includes a legend for wind direction and a note about the data source.

表添2-5 棄却検定表 (風向) (標高84m)

Table with columns for direction (風向), year (年), and frequency (出現頻度). Includes a legend for wind direction and a note about the data source.

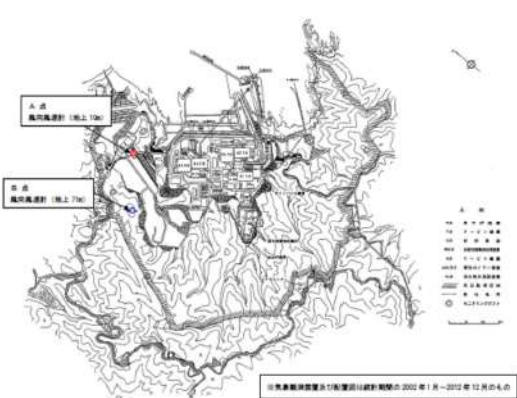


相違理由

【女川, 大飯】個別解析による相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		<p>表添2-6 棄却検定表 (風向) (小樽特別地域気象観測所) (標高 12.3m) ※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">統計年</th> <th colspan="11">観測場所:小樽 (%)</th> <th rowspan="2">判定 ○:合格 ×:不合格</th> </tr> <tr> <th>1988</th><th>1989</th><th>1990</th><th>1991</th><th>1992</th><th>1993</th><th>1994</th><th>1995</th><th>1996</th><th>1997</th><th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風向</td> <td colspan="11"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>2.80</td><td>3.34</td><td>2.83</td><td>2.88</td><td>3.20</td><td>2.69</td><td>2.95</td><td>3.05</td><td>2.92</td><td>2.92</td><td>2.75</td><td>2.48</td><td>3.10</td><td>1.72</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>NE</td> <td>2.82</td><td>2.89</td><td>2.46</td><td>2.93</td><td>2.45</td><td>2.91</td><td>2.85</td><td>3.15</td><td>1.72</td><td>2.93</td><td>2.40</td><td>1.58</td><td>3.03</td><td>1.97</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>ENE</td> <td>4.30</td><td>4.11</td><td>3.59</td><td>4.13</td><td>3.34</td><td>2.90</td><td>4.38</td><td>3.04</td><td>3.80</td><td>4.22</td><td>4.05</td><td>4.50</td><td>6.10</td><td>1.84</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>3.88</td><td>2.88</td><td>2.81</td><td>3.44</td><td>2.15</td><td>3.96</td><td>4.44</td><td>3.31</td><td>2.92</td><td>3.51</td><td>2.47</td><td>1.90</td><td>3.84</td><td>3.10</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>ESE</td> <td>6.42</td><td>6.57</td><td>5.98</td><td>6.18</td><td>6.09</td><td>7.43</td><td>5.34</td><td>5.72</td><td>5.97</td><td>5.98</td><td>6.17</td><td>4.11</td><td>7.50</td><td>6.84</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>SE</td> <td>2.53</td><td>2.70</td><td>2.79</td><td>2.63</td><td>2.66</td><td>4.24</td><td>2.94</td><td>2.47</td><td>2.25</td><td>2.71</td><td>2.80</td><td>2.03</td><td>4.06</td><td>1.84</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>SSE</td> <td>1.44</td><td>1.82</td><td>1.51</td><td>1.38</td><td>1.20</td><td>1.67</td><td>1.38</td><td>1.13</td><td>1.22</td><td>1.30</td><td>1.41</td><td>1.35</td><td>1.97</td><td>0.65</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>1.23</td><td>1.58</td><td>1.19</td><td>0.98</td><td>0.76</td><td>0.81</td><td>0.86</td><td>1.02</td><td>0.87</td><td>1.19</td><td>1.03</td><td>0.87</td><td>1.51</td><td>0.93</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>SSW</td> <td>1.20</td><td>1.28</td><td>1.45</td><td>1.43</td><td>1.07</td><td>0.78</td><td>0.98</td><td>1.08</td><td>1.24</td><td>1.15</td><td>1.22</td><td>1.65</td><td>1.75</td><td>0.69</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>SW</td> <td>3.89</td><td>4.19</td><td>4.17</td><td>3.96</td><td>4.96</td><td>3.90</td><td>3.92</td><td>4.09</td><td>4.31</td><td>4.28</td><td>3.85</td><td>4.82</td><td>6.81</td><td>1.89</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>WSW</td> <td>10.28</td><td>10.81</td><td>10.69</td><td>11.40</td><td>11.40</td><td>14.20</td><td>15.77</td><td>20.15</td><td>22.02</td><td>23.03</td><td>20.23</td><td>21.67</td><td>27.10</td><td>17.70</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>10.33</td><td>10.84</td><td>11.45</td><td>10.27</td><td>11.68</td><td>20.54</td><td>21.93</td><td>19.14</td><td>19.59</td><td>18.68</td><td>18.68</td><td>13.57</td><td>22.48</td><td>14.80</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>WNW</td> <td>11.24</td><td>9.53</td><td>10.53</td><td>9.14</td><td>8.81</td><td>12.60</td><td>10.30</td><td>9.27</td><td>9.84</td><td>10.9</td><td>9.76</td><td>8.73</td><td>14.63</td><td>4.73</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>4.82</td><td>5.63</td><td>5.09</td><td>5.15</td><td>5.26</td><td>8.44</td><td>6.44</td><td>3.14</td><td>5.90</td><td>3.34</td><td>5.53</td><td>3.88</td><td>6.66</td><td>4.20</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>WNW</td> <td>3.11</td><td>4.21</td><td>4.11</td><td>3.79</td><td>4.77</td><td>4.66</td><td>4.78</td><td>4.69</td><td>4.86</td><td>3.78</td><td>4.11</td><td>4.21</td><td>5.11</td><td>3.91</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>NNW</td> <td>2.17</td><td>3.54</td><td>2.84</td><td>3.23</td><td>3.21</td><td>3.94</td><td>2.77</td><td>3.97</td><td>3.33</td><td>2.91</td><td>3.11</td><td>3.03</td><td>3.87</td><td>2.20</td><td>○</td> </tr> </tbody> </table>	統計年	観測場所:小樽 (%)											判定 ○:合格 ×:不合格	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	平均値	風向													N	2.80	3.34	2.83	2.88	3.20	2.69	2.95	3.05	2.92	2.92	2.75	2.48	3.10	1.72	○	NE	2.82	2.89	2.46	2.93	2.45	2.91	2.85	3.15	1.72	2.93	2.40	1.58	3.03	1.97	○	ENE	4.30	4.11	3.59	4.13	3.34	2.90	4.38	3.04	3.80	4.22	4.05	4.50	6.10	1.84	○	E	3.88	2.88	2.81	3.44	2.15	3.96	4.44	3.31	2.92	3.51	2.47	1.90	3.84	3.10	○	ESE	6.42	6.57	5.98	6.18	6.09	7.43	5.34	5.72	5.97	5.98	6.17	4.11	7.50	6.84	○	SE	2.53	2.70	2.79	2.63	2.66	4.24	2.94	2.47	2.25	2.71	2.80	2.03	4.06	1.84	○	SSE	1.44	1.82	1.51	1.38	1.20	1.67	1.38	1.13	1.22	1.30	1.41	1.35	1.97	0.65	○	S	1.23	1.58	1.19	0.98	0.76	0.81	0.86	1.02	0.87	1.19	1.03	0.87	1.51	0.93	○	SSW	1.20	1.28	1.45	1.43	1.07	0.78	0.98	1.08	1.24	1.15	1.22	1.65	1.75	0.69	○	SW	3.89	4.19	4.17	3.96	4.96	3.90	3.92	4.09	4.31	4.28	3.85	4.82	6.81	1.89	○	WSW	10.28	10.81	10.69	11.40	11.40	14.20	15.77	20.15	22.02	23.03	20.23	21.67	27.10	17.70	○	W	10.33	10.84	11.45	10.27	11.68	20.54	21.93	19.14	19.59	18.68	18.68	13.57	22.48	14.80	○	WNW	11.24	9.53	10.53	9.14	8.81	12.60	10.30	9.27	9.84	10.9	9.76	8.73	14.63	4.73	○	W	4.82	5.63	5.09	5.15	5.26	8.44	6.44	3.14	5.90	3.34	5.53	3.88	6.66	4.20	○	WNW	3.11	4.21	4.11	3.79	4.77	4.66	4.78	4.69	4.86	3.78	4.11	4.21	5.11	3.91	○	NNW	2.17	3.54	2.84	3.23	3.21	3.94	2.77	3.97	3.33	2.91	3.11	3.03	3.87	2.20	○	<p>【女川, 大飯】個別解析による相違 ・泊は代表性を確認しようとする気象データが比較的古いため、データの拡充のため付近の気象官署についても確認を行った。</p>
統計年	観測場所:小樽 (%)											判定 ○:合格 ×:不合格																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	平均値																																																																																																																																																																																																																																																																																													
風向																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
N	2.80	3.34	2.83	2.88	3.20	2.69	2.95	3.05	2.92	2.92	2.75	2.48	3.10	1.72	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
NE	2.82	2.89	2.46	2.93	2.45	2.91	2.85	3.15	1.72	2.93	2.40	1.58	3.03	1.97	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ENE	4.30	4.11	3.59	4.13	3.34	2.90	4.38	3.04	3.80	4.22	4.05	4.50	6.10	1.84	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
E	3.88	2.88	2.81	3.44	2.15	3.96	4.44	3.31	2.92	3.51	2.47	1.90	3.84	3.10	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ESE	6.42	6.57	5.98	6.18	6.09	7.43	5.34	5.72	5.97	5.98	6.17	4.11	7.50	6.84	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
SE	2.53	2.70	2.79	2.63	2.66	4.24	2.94	2.47	2.25	2.71	2.80	2.03	4.06	1.84	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
SSE	1.44	1.82	1.51	1.38	1.20	1.67	1.38	1.13	1.22	1.30	1.41	1.35	1.97	0.65	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
S	1.23	1.58	1.19	0.98	0.76	0.81	0.86	1.02	0.87	1.19	1.03	0.87	1.51	0.93	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
SSW	1.20	1.28	1.45	1.43	1.07	0.78	0.98	1.08	1.24	1.15	1.22	1.65	1.75	0.69	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
SW	3.89	4.19	4.17	3.96	4.96	3.90	3.92	4.09	4.31	4.28	3.85	4.82	6.81	1.89	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
WSW	10.28	10.81	10.69	11.40	11.40	14.20	15.77	20.15	22.02	23.03	20.23	21.67	27.10	17.70	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
W	10.33	10.84	11.45	10.27	11.68	20.54	21.93	19.14	19.59	18.68	18.68	13.57	22.48	14.80	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
WNW	11.24	9.53	10.53	9.14	8.81	12.60	10.30	9.27	9.84	10.9	9.76	8.73	14.63	4.73	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
W	4.82	5.63	5.09	5.15	5.26	8.44	6.44	3.14	5.90	3.34	5.53	3.88	6.66	4.20	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
WNW	3.11	4.21	4.11	3.79	4.77	4.66	4.78	4.69	4.86	3.78	4.11	4.21	5.11	3.91	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
NNW	2.17	3.54	2.84	3.23	3.21	3.94	2.77	3.97	3.33	2.91	3.11	3.03	3.87	2.20	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		<p>表添2-7 棄却検定表 (風速) (小樽特別地域気象観測所) (標高 12.3m) ※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">統計年</th> <th colspan="11">観測場所:小樽 (%)</th> <th rowspan="2">判定 ○:合格 ×:不合格</th> </tr> <tr> <th>1988</th><th>1989</th><th>1990</th><th>1991</th><th>1992</th><th>1993</th><th>1994</th><th>1995</th><th>1996</th><th>1997</th><th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速</td> <td colspan="11"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0.5~0.4</td> <td>4.90</td><td>5.32</td><td>4.93</td><td>4.55</td><td>6.05</td><td>7.93</td><td>6.10</td><td>5.14</td><td>4.13</td><td>3.21</td><td>3.43</td><td>6.87</td><td>1.67</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>0.5~1.4</td> <td>21.40</td><td>22.41</td><td>21.08</td><td>19.69</td><td>20.83</td><td>17.71</td><td>16.58</td><td>21.92</td><td>21.27</td><td>25.21</td><td>20.93</td><td>22.51</td><td>26.29</td><td>15.07</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>1.5~2.4</td> <td>28.54</td><td>27.86</td><td>28.72</td><td>27.06</td><td>25.90</td><td>24.89</td><td>24.10</td><td>27.33</td><td>28.25</td><td>27.80</td><td>28.95</td><td>28.04</td><td>30.87</td><td>22.69</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>2.5~3.4</td> <td>22.44</td><td>23.19</td><td>20.48</td><td>20.01</td><td>19.32</td><td>18.84</td><td>20.47</td><td>19.86</td><td>18.94</td><td>18.16</td><td>20.10</td><td>19.71</td><td>22.93</td><td>17.27</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>3.5~4.4</td> <td>12.20</td><td>11.86</td><td>12.29</td><td>13.52</td><td>12.27</td><td>14.17</td><td>13.84</td><td>11.98</td><td>13.06</td><td>11.89</td><td>12.79</td><td>12.04</td><td>15.05</td><td>10.55</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>4.5~5.4</td> <td>6.90</td><td>5.90</td><td>6.21</td><td>6.50</td><td>7.57</td><td>8.03</td><td>8.00</td><td>7.18</td><td>8.01</td><td>6.82</td><td>7.33</td><td>7.00</td><td>8.42</td><td>5.23</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>5.5~6.4</td> <td>2.70</td><td>3.00</td><td>2.81</td><td>4.20</td><td>3.79</td><td>4.99</td><td>4.32</td><td>3.75</td><td>4.00</td><td>3.54</td><td>3.75</td><td>3.15</td><td>4.50</td><td>3.00</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>6.5~7.4</td> <td>0.98</td><td>1.82</td><td>1.48</td><td>1.90</td><td>1.40</td><td>2.35</td><td>2.10</td><td>1.40</td><td>1.74</td><td>1.21</td><td>1.64</td><td>1.80</td><td>2.64</td><td>0.64</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>7.5~8.4</td> <td>0.57</td><td>0.84</td><td>0.70</td><td>0.79</td><td>0.52</td><td>0.67</td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>0.80</td><td>0.55</td><td>0.71</td><td>0.64</td><td>1.27</td><td>0.15</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>8.5~9.4</td> <td>0.26</td><td>0.45</td><td>0.42</td><td>0.42</td><td>0.18</td><td>0.27</td><td>0.38</td><td>0.33</td><td>0.24</td><td>0.19</td><td>0.22</td><td>0.19</td><td>0.32</td><td>0.09</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>9.5~</td> <td>0.27</td><td>0.00</td><td>0.18</td><td>0.41</td><td>0.13</td><td>0.28</td><td>0.31</td><td>0.18</td><td>0.13</td><td>0.09</td><td>0.19</td><td>0.08</td><td>0.47</td><td>-0.09</td><td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1988~1995年については風向風速の観測は3時間ごとに行われている。</p>	統計年	観測場所:小樽 (%)											判定 ○:合格 ×:不合格	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	平均値	風速													0.5~0.4	4.90	5.32	4.93	4.55	6.05	7.93	6.10	5.14	4.13	3.21	3.43	6.87	1.67	○	0.5~1.4	21.40	22.41	21.08	19.69	20.83	17.71	16.58	21.92	21.27	25.21	20.93	22.51	26.29	15.07	○	1.5~2.4	28.54	27.86	28.72	27.06	25.90	24.89	24.10	27.33	28.25	27.80	28.95	28.04	30.87	22.69	○	2.5~3.4	22.44	23.19	20.48	20.01	19.32	18.84	20.47	19.86	18.94	18.16	20.10	19.71	22.93	17.27	○	3.5~4.4	12.20	11.86	12.29	13.52	12.27	14.17	13.84	11.98	13.06	11.89	12.79	12.04	15.05	10.55	○	4.5~5.4	6.90	5.90	6.21	6.50	7.57	8.03	8.00	7.18	8.01	6.82	7.33	7.00	8.42	5.23	○	5.5~6.4	2.70	3.00	2.81	4.20	3.79	4.99	4.32	3.75	4.00	3.54	3.75	3.15	4.50	3.00	○	6.5~7.4	0.98	1.82	1.48	1.90	1.40	2.35	2.10	1.40	1.74	1.21	1.64	1.80	2.64	0.64	○	7.5~8.4	0.57	0.84	0.70	0.79	0.52	0.67	1.00	1.00	0.80	0.55	0.71	0.64	1.27	0.15	○	8.5~9.4	0.26	0.45	0.42	0.42	0.18	0.27	0.38	0.33	0.24	0.19	0.22	0.19	0.32	0.09	○	9.5~	0.27	0.00	0.18	0.41	0.13	0.28	0.31	0.18	0.13	0.09	0.19	0.08	0.47	-0.09	○																																																																																		
統計年	観測場所:小樽 (%)											判定 ○:合格 ×:不合格																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	平均値																																																																																																																																																																																																																																																																																													
風速																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
0.5~0.4	4.90	5.32	4.93	4.55	6.05	7.93	6.10	5.14	4.13	3.21	3.43	6.87	1.67	○																																																																																																																																																																																																																																																																																										
0.5~1.4	21.40	22.41	21.08	19.69	20.83	17.71	16.58	21.92	21.27	25.21	20.93	22.51	26.29	15.07	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1.5~2.4	28.54	27.86	28.72	27.06	25.90	24.89	24.10	27.33	28.25	27.80	28.95	28.04	30.87	22.69	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
2.5~3.4	22.44	23.19	20.48	20.01	19.32	18.84	20.47	19.86	18.94	18.16	20.10	19.71	22.93	17.27	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
3.5~4.4	12.20	11.86	12.29	13.52	12.27	14.17	13.84	11.98	13.06	11.89	12.79	12.04	15.05	10.55	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
4.5~5.4	6.90	5.90	6.21	6.50	7.57	8.03	8.00	7.18	8.01	6.82	7.33	7.00	8.42	5.23	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
5.5~6.4	2.70	3.00	2.81	4.20	3.79	4.99	4.32	3.75	4.00	3.54	3.75	3.15	4.50	3.00	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
6.5~7.4	0.98	1.82	1.48	1.90	1.40	2.35	2.10	1.40	1.74	1.21	1.64	1.80	2.64	0.64	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
7.5~8.4	0.57	0.84	0.70	0.79	0.52	0.67	1.00	1.00	0.80	0.55	0.71	0.64	1.27	0.15	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
8.5~9.4	0.26	0.45	0.42	0.42	0.18	0.27	0.38	0.33	0.24	0.19	0.22	0.19	0.32	0.09	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
9.5~	0.27	0.00	0.18	0.41	0.13	0.28	0.31	0.18	0.13	0.09	0.19	0.08	0.47	-0.09	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		<p>表添2-8 棄却検定表 (風向) (寿都特別地域気象観測所) (標高 13.4m) ※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">統計年</th> <th colspan="11">観測場所:寿都 (%)</th> <th rowspan="2">判定 ○:合格 ×:不合格</th> </tr> <tr> <th>1988</th><th>1989</th><th>2000</th><th>2001</th><th>2002</th><th>2003</th><th>2004</th><th>2005</th><th>2006</th><th>2007</th><th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風向</td> <td colspan="11"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>7.44</td><td>6.71</td><td>6.70</td><td>6.60</td><td>6.46</td><td>7.82</td><td>6.89</td><td>7.41</td><td>6.88</td><td>7.71</td><td>7.05</td><td>7.00</td><td>8.12</td><td>3.98</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>NE</td> <td>1.80</td><td>1.44</td><td>2.40</td><td>1.79</td><td>1.63</td><td>2.15</td><td>2.08</td><td>2.16</td><td>2.29</td><td>1.62</td><td>1.98</td><td>1.53</td><td>2.98</td><td>1.29</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>ENE</td> <td>0.85</td><td>0.84</td><td>0.98</td><td>0.61</td><td>0.64</td><td>0.73</td><td>0.70</td><td>1.14</td><td>1.14</td><td>1.16</td><td>0.91</td><td>1.13</td><td>1.37</td><td>0.45</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>0.67</td><td>0.66</td><td>0.87</td><td>0.67</td><td>0.68</td><td>0.63</td><td>0.61</td><td>0.49</td><td>0.59</td><td>0.61</td><td>0.60</td><td>0.73</td><td>0.72</td><td>0.47</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>ESE</td> <td>0.57</td><td>0.59</td><td>0.82</td><td>0.45</td><td>0.38</td><td>0.40</td><td>0.60</td><td>0.67</td><td>0.57</td><td>0.57</td><td>0.50</td><td>0.62</td><td>0.82</td><td>0.22</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>SE</td> <td>0.90</td><td>0.82</td><td>0.88</td><td>0.65</td><td>0.72</td><td>0.88</td><td>0.84</td><td>0.70</td><td>0.69</td><td>1.06</td><td>0.80</td><td>0.86</td><td>1.12</td><td>0.48</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>SSE</td> <td>5.49</td><td>4.20</td><td>4.22</td><td>3.91</td><td>3.73</td><td>3.93</td><td>3.71</td><td>4.85</td><td>3.92</td><td>4.47</td><td>4.88</td><td>3.08</td><td>6.68</td><td>3.10</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>15.81</td><td>13.71</td><td>17.28</td><td>16.20</td><td>16.79</td><td>22.89</td><td>19.28</td><td>19.72</td><td>22.10</td><td>18.96</td><td>18.98</td><td>16.13</td><td>24.30</td><td>13.68</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>SSW</td> <td>15.47</td><td>14.92</td><td>14.43</td><td>13.90</td><td>13.34</td><td>11.84</td><td>12.69</td><td>12.59</td><td>12.72</td><td>11.88</td><td>13.05</td><td>11.88</td><td>15.59</td><td>10.51</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>SW</td> <td>3.43</td><td>5.11</td><td>4.13</td><td>3.96</td><td>4.52</td><td>3.47</td><td>3.49</td><td>4.02</td><td>3.67</td><td>3.76</td><td>3.84</td><td>4.21</td><td>5.24</td><td>2.84</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>WSW</td> <td>4.85</td><td>3.65</td><td>4.81</td><td>3.95</td><td>3.92</td><td>4.98</td><td>4.51</td><td>4.86</td><td>4.68</td><td>5.81</td><td>4.84</td><td>3.40</td><td>6.26</td><td>3.02</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>5.28</td><td>3.88</td><td>4.06</td><td>3.85</td><td>5.16</td><td>4.28</td><td>5.61</td><td>5.08</td><td>4.07</td><td>5.18</td><td>4.83</td><td>4.74</td><td>6.28</td><td>3.41</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>WNW</td> <td>4.31</td><td>3.86</td><td>3.91</td><td>2.92</td><td>3.81</td><td>3.38</td><td>4.81</td><td>3.80</td><td>3.80</td><td>3.60</td><td>2.80</td><td>3.66</td><td>5.36</td><td>2.42</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>11.28</td><td>13.22</td><td>11.72</td><td>11.19</td><td>11.92</td><td>9.71</td><td>10.15</td><td>10.80</td><td>11.11</td><td>9.83</td><td>10.64</td><td>12.38</td><td>15.83</td><td>7.95</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>NNW</td> <td>14.72</td><td>14.78</td><td>17.36</td><td>18.20</td><td>18.65</td><td>14.43</td><td>15.33</td><td>14.37</td><td>15.20</td><td>17.80</td><td>15.65</td><td>15.10</td><td>18.11</td><td>13.19</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>NNW</td> <td>5.28</td><td>4.78</td><td>5.82</td><td>4.68</td><td>6.51</td><td>7.03</td><td>6.28</td><td>6.75</td><td>6.02</td><td>6.82</td><td>6.23</td><td>5.48</td><td>7.81</td><td>4.93</td><td>○</td> </tr> </tbody> </table>	統計年	観測場所:寿都 (%)											判定 ○:合格 ×:不合格	1988	1989	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	平均値	風向													N	7.44	6.71	6.70	6.60	6.46	7.82	6.89	7.41	6.88	7.71	7.05	7.00	8.12	3.98	○	NE	1.80	1.44	2.40	1.79	1.63	2.15	2.08	2.16	2.29	1.62	1.98	1.53	2.98	1.29	○	ENE	0.85	0.84	0.98	0.61	0.64	0.73	0.70	1.14	1.14	1.16	0.91	1.13	1.37	0.45	○	E	0.67	0.66	0.87	0.67	0.68	0.63	0.61	0.49	0.59	0.61	0.60	0.73	0.72	0.47	○	ESE	0.57	0.59	0.82	0.45	0.38	0.40	0.60	0.67	0.57	0.57	0.50	0.62	0.82	0.22	○	SE	0.90	0.82	0.88	0.65	0.72	0.88	0.84	0.70	0.69	1.06	0.80	0.86	1.12	0.48	○	SSE	5.49	4.20	4.22	3.91	3.73	3.93	3.71	4.85	3.92	4.47	4.88	3.08	6.68	3.10	○	S	15.81	13.71	17.28	16.20	16.79	22.89	19.28	19.72	22.10	18.96	18.98	16.13	24.30	13.68	○	SSW	15.47	14.92	14.43	13.90	13.34	11.84	12.69	12.59	12.72	11.88	13.05	11.88	15.59	10.51	○	SW	3.43	5.11	4.13	3.96	4.52	3.47	3.49	4.02	3.67	3.76	3.84	4.21	5.24	2.84	○	WSW	4.85	3.65	4.81	3.95	3.92	4.98	4.51	4.86	4.68	5.81	4.84	3.40	6.26	3.02	○	W	5.28	3.88	4.06	3.85	5.16	4.28	5.61	5.08	4.07	5.18	4.83	4.74	6.28	3.41	○	WNW	4.31	3.86	3.91	2.92	3.81	3.38	4.81	3.80	3.80	3.60	2.80	3.66	5.36	2.42	○	W	11.28	13.22	11.72	11.19	11.92	9.71	10.15	10.80	11.11	9.83	10.64	12.38	15.83	7.95	○	NNW	14.72	14.78	17.36	18.20	18.65	14.43	15.33	14.37	15.20	17.80	15.65	15.10	18.11	13.19	○	NNW	5.28	4.78	5.82	4.68	6.51	7.03	6.28	6.75	6.02	6.82	6.23	5.48	7.81	4.93	○	
統計年	観測場所:寿都 (%)											判定 ○:合格 ×:不合格																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1988	1989	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	平均値																																																																																																																																																																																																																																																																																													
風向																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
N	7.44	6.71	6.70	6.60	6.46	7.82	6.89	7.41	6.88	7.71	7.05	7.00	8.12	3.98	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
NE	1.80	1.44	2.40	1.79	1.63	2.15	2.08	2.16	2.29	1.62	1.98	1.53	2.98	1.29	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ENE	0.85	0.84	0.98	0.61	0.64	0.73	0.70	1.14	1.14	1.16	0.91	1.13	1.37	0.45	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
E	0.67	0.66	0.87	0.67	0.68	0.63	0.61	0.49	0.59	0.61	0.60	0.73	0.72	0.47	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ESE	0.57	0.59	0.82	0.45	0.38	0.40	0.60	0.67	0.57	0.57	0.50	0.62	0.82	0.22	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
SE	0.90	0.82	0.88	0.65	0.72	0.88	0.84	0.70	0.69	1.06	0.80	0.86	1.12	0.48	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
SSE	5.49	4.20	4.22	3.91	3.73	3.93	3.71	4.85	3.92	4.47	4.88	3.08	6.68	3.10	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
S	15.81	13.71	17.28	16.20	16.79	22.89	19.28	19.72	22.10	18.96	18.98	16.13	24.30	13.68	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
SSW	15.47	14.92	14.43	13.90	13.34	11.84	12.69	12.59	12.72	11.88	13.05	11.88	15.59	10.51	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
SW	3.43	5.11	4.13	3.96	4.52	3.47	3.49	4.02	3.67	3.76	3.84	4.21	5.24	2.84	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
WSW	4.85	3.65	4.81	3.95	3.92	4.98	4.51	4.86	4.68	5.81	4.84	3.40	6.26	3.02	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
W	5.28	3.88	4.06	3.85	5.16	4.28	5.61	5.08	4.07	5.18	4.83	4.74	6.28	3.41	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
WNW	4.31	3.86	3.91	2.92	3.81	3.38	4.81	3.80	3.80	3.60	2.80	3.66	5.36	2.42	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
W	11.28	13.22	11.72	11.19	11.92	9.71	10.15	10.80	11.11	9.83	10.64	12.38	15.83	7.95	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
NNW	14.72	14.78	17.36	18.20	18.65	14.43	15.33	14.37	15.20	17.80	15.65	15.10	18.11	13.19	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
NNW	5.28	4.78	5.82	4.68	6.51	7.03	6.28	6.75	6.02	6.82	6.23	5.48	7.81	4.93	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		<p>表添2-9 棄却検定表 (風速) (寿都特別地域気象観測所) (標高 13.4m) ※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">統計年</th> <th colspan="11">観測場所:寿都 (%)</th> <th rowspan="2">判定 ○:合格 ×:不合格</th> </tr> <tr> <th>1988</th><th>1989</th><th>2000</th><th>2001</th><th>2002</th><th>2003</th><th>2004</th><th>2005</th><th>2006</th><th>2007</th><th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速</td> <td colspan="11"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0.0~0.4</td> <td>0.87</td><td>0.62</td><td>1.32</td><td>0.67</td><td>0.84</td><td>0.95</td><td>0.92</td><td>0.96</td><td>0.70</td><td>0.69</td><td>0.74</td><td>1.61</td><td>1.22</td><td>0.20</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>0.5~1.4</td> <td>15.85</td><td>18.53</td><td>16.82</td><td>17.67</td><td>15.47</td><td>19.00</td><td>15.84</td><td>12.78</td><td>12.87</td><td>16.10</td><td>14.81</td><td>17.91</td><td>18.81</td><td>19.25</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>1.5~2.4</td> <td>20.79</td><td>24.64</td><td>22.80</td><td>21.20</td><td>23.92</td><td>22.07</td><td>22.04</td><td>22.30</td><td>23.78</td><td>25.41</td><td>22.77</td><td>24.78</td><td>26.18</td><td>19.36</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>2.5~3.4</td> <td>18.84</td><td>21.53</td><td>20.43</td><td>20.28</td><td>20.72</td><td>17.57</td><td>18.16</td><td>18.76</td><td>17.42</td><td>20.12</td><td>19.89</td><td>22.72</td><td>18.29</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>3.5~4.4</td> <td>18.31</td><td>18.08</td><td>16.58</td><td>19.54</td><td>18.11</td><td>17.76</td><td>16.85</td><td>16.37</td><td>16.78</td><td>16.30</td><td>17.41</td><td>15.25</td><td>20.26</td><td>14.83</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>4.5~5.4</td> <td>12.50</td><td>10.22</td><td>10.88</td><td>13.77</td><td>10.89</td><td>13.98</td><td>12.61</td><td>13.18</td><td>14.78</td><td>10.72</td><td>12.33</td><td>10.65</td><td>16.00</td><td>8.60</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>5.5~6.4</td> <td>6.73</td><td>5.72</td><td>6.43</td><td>7.71</td><td>6.63</td><td>7.94</td><td>7.09</td><td>6.16</td><td>5.93</td><td>5.65</td><td>7.08</td><td>5.82</td><td>8.80</td><td>4.54</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>6.5~7.4</td> <td>3.34</td><td>2.73</td><td>3.28</td><td>2.82</td><td>2.68</td><td>4.72</td><td>3.72</td><td>4.40</td><td>3.82</td><td>2.93</td><td>3.38</td><td>2.08</td><td>5.24</td><td>1.30</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>7.5~8.4</td> <td>1.28</td><td>1.06</td><td>1.06</td><td>1.20</td><td>0.83</td><td>2.02</td><td>2.10</td><td>1.88</td><td>1.83</td><td>0.95</td><td>1.45</td><td>1.29</td><td>2.84</td><td>0.26</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>8.5~9.4</td> <td>0.45</td><td>0.44</td><td>0.50</td><td>0.43</td><td>0.47</td><td>0.72</td><td>0.60</td><td>0.71</td><td>0.58</td><td>0.41</td><td>0.58</td><td>0.44</td><td>0.92</td><td>0.14</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>9.5~</td> <td>0.31</td><td>0.25</td><td>0.34</td><td>0.18</td><td>0.15</td><td>0.47</td><td>0.59</td><td>0.63</td><td>0.82</td><td>0.54</td><td>0.41</td><td>0.47</td><td>0.85</td><td>-0.02</td><td>○</td> </tr> </tbody> </table>	統計年	観測場所:寿都 (%)											判定 ○:合格 ×:不合格	1988	1989	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	平均値	風速													0.0~0.4	0.87	0.62	1.32	0.67	0.84	0.95	0.92	0.96	0.70	0.69	0.74	1.61	1.22	0.20	○	0.5~1.4	15.85	18.53	16.82	17.67	15.47	19.00	15.84	12.78	12.87	16.10	14.81	17.91	18.81	19.25	○	1.5~2.4	20.79	24.64	22.80	21.20	23.92	22.07	22.04	22.30	23.78	25.41	22.77	24.78	26.18	19.36	○	2.5~3.4	18.84	21.53	20.43	20.28	20.72	17.57	18.16	18.76	17.42	20.12	19.89	22.72	18.29	○	3.5~4.4	18.31	18.08	16.58	19.54	18.11	17.76	16.85	16.37	16.78	16.30	17.41	15.25	20.26	14.83	○	4.5~5.4	12.50	10.22	10.88	13.77	10.89	13.98	12.61	13.18	14.78	10.72	12.33	10.65	16.00	8.60	○	5.5~6.4	6.73	5.72	6.43	7.71	6.63	7.94	7.09	6.16	5.93	5.65	7.08	5.82	8.80	4.54	○	6.5~7.4	3.34	2.73	3.28	2.82	2.68	4.72	3.72	4.40	3.82	2.93	3.38	2.08	5.24	1.30	○	7.5~8.4	1.28	1.06	1.06	1.20	0.83	2.02	2.10	1.88	1.83	0.95	1.45	1.29	2.84	0.26	○	8.5~9.4	0.45	0.44	0.50	0.43	0.47	0.72	0.60	0.71	0.58	0.41	0.58	0.44	0.92	0.14	○	9.5~	0.31	0.25	0.34	0.18	0.15	0.47	0.59	0.63	0.82	0.54	0.41	0.47	0.85	-0.02	○																																																																																		
統計年	観測場所:寿都 (%)											判定 ○:合格 ×:不合格																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1988	1989	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	平均値																																																																																																																																																																																																																																																																																													
風速																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
0.0~0.4	0.87	0.62	1.32	0.67	0.84	0.95	0.92	0.96	0.70	0.69	0.74	1.61	1.22	0.20	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
0.5~1.4	15.85	18.53	16.82	17.67	15.47	19.00	15.84	12.78	12.87	16.10	14.81	17.91	18.81	19.25	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1.5~2.4	20.79	24.64	22.80	21.20	23.92	22.07	22.04	22.30	23.78	25.41	22.77	24.78	26.18	19.36	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
2.5~3.4	18.84	21.53	20.43	20.28	20.72	17.57	18.16	18.76	17.42	20.12	19.89	22.72	18.29	○																																																																																																																																																																																																																																																																																										
3.5~4.4	18.31	18.08	16.58	19.54	18.11	17.76	16.85	16.37	16.78	16.30	17.41	15.25	20.26	14.83	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
4.5~5.4	12.50	10.22	10.88	13.77	10.89	13.98	12.61	13.18	14.78	10.72	12.33	10.65	16.00	8.60	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
5.5~6.4	6.73	5.72	6.43	7.71	6.63	7.94	7.09	6.16	5.93	5.65	7.08	5.82	8.80	4.54	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
6.5~7.4	3.34	2.73	3.28	2.82	2.68	4.72	3.72	4.40	3.82	2.93	3.38	2.08	5.24	1.30	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
7.5~8.4	1.28	1.06	1.06	1.20	0.83	2.02	2.10	1.88	1.83	0.95	1.45	1.29	2.84	0.26	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
8.5~9.4	0.45	0.44	0.50	0.43	0.47	0.72	0.60	0.71	0.58	0.41	0.58	0.44	0.92	0.14	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									
9.5~	0.31	0.25	0.34	0.18	0.15	0.47	0.59	0.63	0.82	0.54	0.41	0.47	0.85	-0.02	○																																																																																																																																																																																																																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図添2-1 気象観測設備配置図</p>	 <p>図添2-1 気象観測設備配置図</p>  <p>図添2-2 気象官署の所在地</p> <p>泊発電所から各観測所までの距離 ・小樽特別地域気象観測所までの距離：約43km ・寿都特別地域気象観測所までの距離：約36km</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象観測設備の設置場所の相違 <p>【女川、大飯】個別解析による相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は代表性を確認しようとする気象データが比較的古いため、データの拡充のため付近の気象官署についても確認を行った。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">(参考 1)</p> <p style="text-align: center;">至近のデータを用いた検定について</p> <p>泊発電所敷地内において観測した 1997 年 1 月から 1997 年 12 月までの 1 年間の気象データについて至近の気象データを用いた検定についても参考として行った。</p> <p>統計年は前述の評価における統計年 1998 年 1 月～2007 年 12 月との連続性を考慮し、2008 年 1 月～2017 年 12 月と設定した。</p> <p>1. 検定方法</p> <p>(1) 検定に用いた観測データ</p> <p>気象資料の代表性を確認するに当たっては、通常は被ばく評価上重要な排気筒高風を用いて検定するものの、被ばく評価では保守的に地上風を使用していることから、排気筒高さ付近を代表する標高 84m の観測データに加え、標高 20m の観測データを用いて検定を行った。</p> <p>(2) データ統計期間</p> <p>統計年：2008 年 1 月～2017 年 12 月 検定年：1997 年 1 月～1997 年 12 月</p> <p>(3) 検定方法</p> <p>不良標本の棄却検定に関する F 分布検定の手順に従って検定を行った。</p> <p>2. 検定結果</p> <p>検定の結果、排気筒高さ付近を代表する標高 84m の観測データについては、有意水準 5% で棄却された項目が 2 項目であり、標高 20m の観測データについては 0 項目であった。</p> <p>検定結果を表添 2-10 から表添 2-13 に示す。</p>	<p>【女川・大阪】個別解析による相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は代表性を確認しようとする気象データが比較的古いため、至近のデータを用いた確認結果を参考として掲載した。 ・棄却数が 2 項目となっているが、先行で代表性があると判断した棄却数の例としては、川内 1, 2 号炉において、標高 45m : 2 項目、標高 75m : 3 項目や、柏崎刈羽 6, 7 号炉において標高 85m : 3 項目という実績があり、本検定での棄却数より多い実績は存在している。

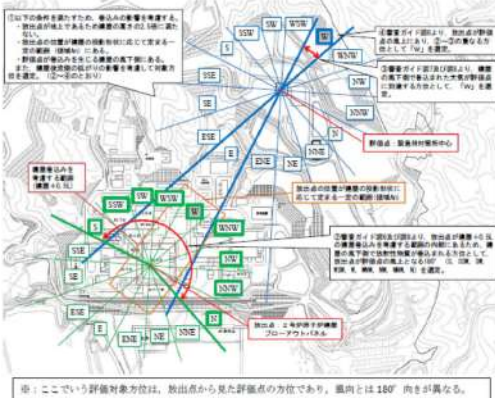
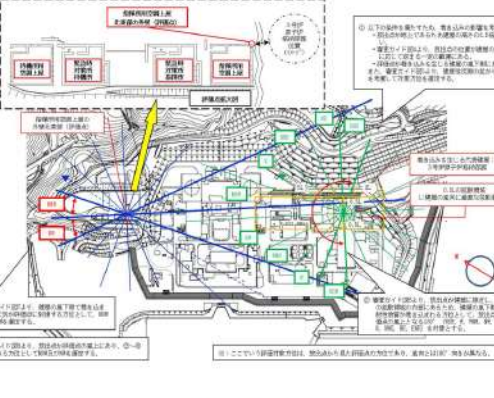
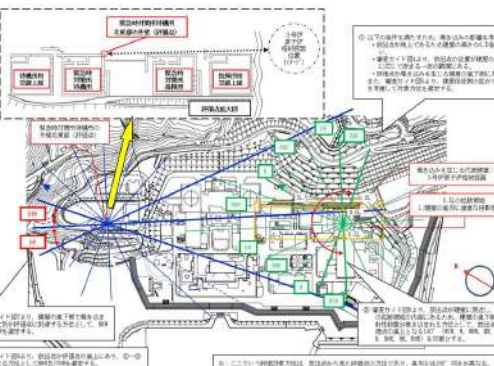
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉 表添2-10 棄却検定表(風向)(標高84m) 表添2-11 棄却検定表(風速)(標高84m) 表添2-12 棄却検定表(風向)(標高20m) 表添2-13 棄却検定表(風速)(標高20m)	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		<table border="1"> <caption>観測場所: 敷地内C点 標高84m, 地上高10m (%)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測年</th> <th colspan="11">観測年</th> <th rowspan="2">平均値</th> <th rowspan="2">1997</th> <th rowspan="2">上限</th> <th rowspan="2">下限</th> <th rowspan="2">判定 ○:合格 △:要確認 ×:要改善</th> </tr> <tr> <th>2008</th><th>2009</th><th>2010</th><th>2011</th><th>2012</th><th>2013</th><th>2014</th><th>2015</th><th>2016</th><th>2017</th><th>2018</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風向</td> <td>N</td> <td>191</td><td>184</td><td>188</td><td>182</td><td>182</td><td>182</td><td>182</td><td>188</td><td>117</td><td>120</td><td>149</td><td>122</td><td>188</td><td>112</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ENE</td> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ESE</td> <td>294</td><td>543</td><td>438</td><td>316</td><td>347</td><td>328</td><td>431</td><td>318</td><td>384</td><td>379</td><td>341</td><td>341</td><td>424</td><td>258</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>E</td> <td>1208</td><td>1202</td><td>1142</td><td>1113</td><td>1028</td><td>1121</td><td>1478</td><td>1213</td><td>1030</td><td>1468</td><td>1244</td><td>1027</td><td>1618</td><td>809</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ESE</td> <td>3191</td><td>3229</td><td>1824</td><td>1841</td><td>2120</td><td>2120</td><td>1920</td><td>1824</td><td>1814</td><td>1818</td><td>1822</td><td>1816</td><td>2025</td><td>2120</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>E</td> <td>563</td><td>483</td><td>434</td><td>385</td><td>381</td><td>464</td><td>484</td><td>509</td><td>572</td><td>489</td><td>480</td><td>331</td><td>647</td><td>313</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SE</td> <td>289</td><td>271</td><td>281</td><td>240</td><td>217</td><td>216</td><td>178</td><td>139</td><td>245</td><td>187</td><td>212</td><td>277</td><td>234</td><td>131</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SSE</td> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S</td> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SSW</td> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SW</td> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>WSW</td> <td>429</td><td>482</td><td>628</td><td>614</td><td>682</td><td>689</td><td>689</td><td>644</td><td>170</td><td>181</td><td>200</td><td>201</td><td>609</td><td>600</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>W</td> <td>1451</td><td>1603</td><td>1921</td><td>1982</td><td>1609</td><td>1841</td><td>1982</td><td>1831</td><td>1585</td><td>1715</td><td>1713</td><td>1410</td><td>2225</td><td>1321</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>WNW</td> <td>1824</td><td>1814</td><td>1828</td><td>1828</td><td>1720</td><td>1715</td><td>1821</td><td>1813</td><td>1813</td><td>1813</td><td>1813</td><td>1813</td><td>1813</td><td>1813</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>W</td> <td>221</td><td>247</td><td>242</td><td>1159</td><td>577</td><td>878</td><td>849</td><td>846</td><td>812</td><td>1021</td><td>941</td><td>840</td><td>1169</td><td>632</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>WNW</td> <td>241</td><td>224</td><td>181</td><td>188</td><td>170</td><td>154</td><td>182</td><td>212</td><td>178</td><td>172</td><td>163</td><td>201</td><td>360</td><td>128</td><td>○</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>観測場所: 敷地内C点 標高84m, 地上高10m (%)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測年</th> <th colspan="11">観測年</th> <th rowspan="2">平均値</th> <th rowspan="2">1997</th> <th rowspan="2">上限</th> <th rowspan="2">下限</th> <th rowspan="2">判定 ○:合格 △:要確認 ×:要改善</th> </tr> <tr> <th>2008</th><th>2009</th><th>2010</th><th>2011</th><th>2012</th><th>2013</th><th>2014</th><th>2015</th><th>2016</th><th>2017</th><th>2018</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速</td> <td>0.0~0.4</td> <td>1.21</td><td>0.81</td><td>0.84</td><td>0.80</td><td>0.87</td><td>0.91</td><td>0.73</td><td>1.00</td><td>0.38</td><td>0.38</td><td>0.38</td><td>0.42</td><td>1.87</td><td>0.25</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.4~0.8</td> <td>0.39</td><td>0.74</td><td>0.88</td><td>0.77</td><td>0.81</td><td>0.78</td><td>0.81</td><td>0.39</td><td>0.77</td><td>0.31</td><td>0.31</td><td>0.31</td><td>0.31</td><td>0.31</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.8~1.2</td> <td>18.84</td><td>18.81</td><td>18.14</td><td>18.19</td><td>18.19</td><td>18.19</td><td>18.19</td><td>18.18</td><td>18.87</td><td>18.87</td><td>18.89</td><td>18.28</td><td>18.89</td><td>18.18</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.2~2.4</td> <td>18.24</td><td>18.30</td><td>18.20</td><td>18.20</td><td>18.20</td><td>18.21</td><td>18.48</td><td>18.48</td><td>18.48</td><td>18.48</td><td>18.48</td><td>18.48</td><td>18.48</td><td>18.48</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.4~3.4</td> <td>11.81</td><td>11.81</td><td>10.82</td><td>11.81</td><td>10.81</td><td>10.81</td><td>11.81</td><td>10.81</td><td>11.81</td><td>11.81</td><td>11.81</td><td>11.81</td><td>11.81</td><td>11.81</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.4~4.4</td> <td>8.98</td><td>9.40</td><td>8.27</td><td>9.17</td><td>8.62</td><td>8.41</td><td>8.98</td><td>8.92</td><td>8.11</td><td>8.42</td><td>8.05</td><td>8.07</td><td>10.24</td><td>7.88</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4.4~5.4</td> <td>1.97</td><td>2.17</td><td>1.99</td><td>2.02</td><td>1.99</td><td>1.99</td><td>2.17</td><td>1.99</td><td>2.17</td><td>1.99</td><td>1.99</td><td>1.99</td><td>2.17</td><td>1.99</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5.4~7.4</td> <td>0.84</td><td>0.84</td><td>0.81</td><td>0.87</td><td>0.83</td><td>0.89</td><td>0.83</td><td>0.83</td><td>0.78</td><td>0.78</td><td>0.78</td><td>0.78</td><td>0.84</td><td>0.84</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7.4~9.4</td> <td>0.38</td><td>0.38</td><td>0.38</td><td>0.38</td><td>0.38</td><td>0.38</td><td>0.38</td><td>0.38</td><td>0.38</td><td>0.38</td><td>0.38</td><td>0.38</td><td>0.38</td><td>0.38</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9.4~</td> <td>0.31</td><td>0.31</td><td>0.31</td><td>0.31</td><td>0.31</td><td>0.31</td><td>0.31</td><td>0.31</td><td>0.31</td><td>0.31</td><td>0.31</td><td>0.31</td><td>0.31</td><td>0.31</td><td>○</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>観測場所: 敷地内C点 標高20m, 地上高10m (%)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測年</th> <th colspan="11">観測年</th> <th rowspan="2">平均値</th> <th rowspan="2">1997</th> <th rowspan="2">上限</th> <th rowspan="2">下限</th> <th rowspan="2">判定 ○:合格 △:要確認 ×:要改善</th> </tr> <tr> <th>2008</th><th>2009</th><th>2010</th><th>2011</th><th>2012</th><th>2013</th><th>2014</th><th>2015</th><th>2016</th><th>2017</th><th>2018</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風向</td> <td>N</td> <td>3.86</td><td>3.69</td><td>3.18</td><td>3.17</td><td>3.00</td><td>3.09</td><td>3.08</td><td>3.77</td><td>5.84</td><td>5.88</td><td>3.80</td><td>3.81</td><td>4.34</td><td>2.68</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ENE</td> <td>2.00</td><td>2.60</td><td>2.62</td><td>2.78</td><td>2.15</td><td>1.90</td><td>2.02</td><td>2.04</td><td>1.74</td><td>1.84</td><td>2.15</td><td>2.18</td><td>2.81</td><td>1.48</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>E</td> <td>7.35</td><td>3.00</td><td>6.79</td><td>3.00</td><td>3.01</td><td>3.00</td><td>4.52</td><td>4.58</td><td>3.81</td><td>4.51</td><td>3.81</td><td>4.51</td><td>5.00</td><td>3.81</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ESE</td> <td>8.84</td><td>8.84</td><td>8.19</td><td>8.77</td><td>8.89</td><td>3.89</td><td>8.14</td><td>8.88</td><td>8.83</td><td>3.81</td><td>8.84</td><td>5.81</td><td>8.72</td><td>4.81</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>E</td> <td>7.88</td><td>8.77</td><td>8.27</td><td>8.89</td><td>10.28</td><td>10.71</td><td>10.78</td><td>10.82</td><td>14.82</td><td>14.74</td><td>10.82</td><td>11.84</td><td>10.18</td><td>3.81</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ESE</td> <td>10.40</td><td>10.80</td><td>10.18</td><td>11.25</td><td>8.89</td><td>8.85</td><td>5.88</td><td>6.82</td><td>6.84</td><td>1.82</td><td>0.82</td><td>11.84</td><td>10.83</td><td>0.81</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>E</td> <td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SSE</td> <td>3.18</td><td>3.18</td><td>3.88</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>3.89</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S</td> <td>1.99</td><td>1.40</td><td>1.19</td><td>1.09</td><td>1.41</td><td>1.28</td><td>1.39</td><td>1.62</td><td>1.71</td><td>0.82</td><td>1.38</td><td>1.88</td><td>2.02</td><td>0.81</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SSW</td> <td>0.80</td><td>0.80</td><td>0.82</td><td>0.73</td><td>0.72</td><td>0.89</td><td>0.89</td><td>0.89</td><td>0.89</td><td>0.78</td><td>0.78</td><td>0.81</td><td>1.04</td><td>0.81</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SW</td> <td>1.39</td><td>1.34</td><td>2.62</td><td>3.80</td><td>1.75</td><td>2.52</td><td>1.83</td><td>1.81</td><td>1.82</td><td>1.89</td><td>1.82</td><td>1.84</td><td>2.71</td><td>0.88</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>WSW</td> <td>2.09</td><td>2.04</td><td>4.89</td><td>3.88</td><td>2.82</td><td>3.82</td><td>3.88</td><td>3.18</td><td>2.88</td><td>1.88</td><td>3.88</td><td>4.88</td><td>4.88</td><td>1.81</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>W</td> <td>5.84</td><td>7.83</td><td>11.89</td><td>10.82</td><td>1.91</td><td>8.88</td><td>8.84</td><td>8.89</td><td>1.89</td><td>6.88</td><td>6.78</td><td>6.82</td><td>12.78</td><td>4.78</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>WNW</td> <td>11.39</td><td>13.85</td><td>18.82</td><td>18.88</td><td>17.88</td><td>18.88</td><td>13.88</td><td>13.82</td><td>15.81</td><td>16.82</td><td>18.88</td><td>18.88</td><td>18.88</td><td>18.88</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>W</td> <td>18.13</td><td>18.11</td><td>18.84</td><td>18.82</td><td>18.82</td><td>18.82</td><td>18.82</td><td>18.82</td><td>18.82</td><td>18.82</td><td>18.82</td><td>18.82</td><td>18.82</td><td>18.82</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>WNW</td> <td>3.41</td><td>7.88</td><td>4.89</td><td>7.89</td><td>8.86</td><td>8.81</td><td>1.80</td><td>1.88</td><td>5.78</td><td>6.18</td><td>6.81</td><td>5.81</td><td>10.81</td><td>3.81</td><td>○</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>観測場所: 敷地内C点 標高20m, 地上高10m (%)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測年</th> <th colspan="11">観測年</th> <th rowspan="2">平均値</th> <th rowspan="2">1997</th> <th rowspan="2">上限</th> <th rowspan="2">下限</th> <th rowspan="2">判定 ○:合格 △:要確認 ×:要改善</th> </tr> <tr> <th>2008</th><th>2009</th><th>2010</th><th>2011</th><th>2012</th><th>2013</th><th>2014</th><th>2015</th><th>2016</th><th>2017</th><th>2018</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速</td> <td>0.0~0.4</td> <td>0.80</td><td>1.84</td><td>0.85</td><td>0.84</td><td>0.43</td><td>1.32</td><td>0.58</td><td>0.87</td><td>0.71</td><td>0.63</td><td>0.84</td><td>0.95</td><td>1.72</td><td>0.80</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.4~0.8</td> <td>3.09</td><td>3.09</td><td>3.09</td><td>3.09</td><td>3.09</td><td>3.09</td><td>3.09</td><td>3.09</td><td>3.09</td><td>3.09</td><td>3.09</td><td>3.09</td><td>3.09</td><td>3.09</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.8~1.2</td> <td>13.82</td><td>13.81</td><td>13.88</td><td>13.88</td><td>13.82</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.2~2.4</td> <td>13.82</td><td>13.81</td><td>13.88</td><td>13.88</td><td>13.82</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.4~3.4</td> <td>11.82</td><td>11.81</td><td>11.81</td><td>11.81</td><td>11.81</td><td>11.81</td><td>11.81</td><td>11.81</td><td>11.81</td><td>11.81</td><td>11.81</td><td>11.81</td><td>11.81</td><td>11.81</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.4~5.4</td> <td>8.78</td><td>8.77</td><td>8.27</td><td>9.79</td><td>12.34</td><td>13.84</td><td>12.87</td><td>12.47</td><td>12.39</td><td>11.67</td><td>11.28</td><td>9.68</td><td>10.43</td><td>7.15</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5.4~7.4</td> <td>7.78</td><td>8.18</td><td>7.87</td><td>8.08</td><td>8.41</td><td>8.08</td><td>7.74</td><td>8.11</td><td>7.22</td><td>8.11</td><td>7.22</td><td>8.11</td><td>8.41</td><td>7.22</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7.4~9.4</td> <td>3.81</td><td>4.81</td><td>3.81</td><td>4.81</td><td>3.81</td><td>4.81</td><td>3.81</td><td>4.81</td><td>3.81</td><td>4.81</td><td>3.81</td><td>4.81</td><td>3.81</td><td>4.81</td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9.4~</td> <td>13.81</td><td>14.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>13.81</td><td>○</td> </tr> </tbody> </table>	観測年	観測年											平均値	1997	上限	下限	判定 ○:合格 △:要確認 ×:要改善	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	風向	N	191	184	188	182	182	182	182	188	117	120	149	122	188	112	○		ENE	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○		ESE	294	543	438	316	347	328	431	318	384	379	341	341	424	258	○		E	1208	1202	1142	1113	1028	1121	1478	1213	1030	1468	1244	1027	1618	809	○		ESE	3191	3229	1824	1841	2120	2120	1920	1824	1814	1818	1822	1816	2025	2120	○		E	563	483	434	385	381	464	484	509	572	489	480	331	647	313	○		SE	289	271	281	240	217	216	178	139	245	187	212	277	234	131	○		SSE	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○		S	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○		SSW	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○		SW	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○		WSW	429	482	628	614	682	689	689	644	170	181	200	201	609	600	○		W	1451	1603	1921	1982	1609	1841	1982	1831	1585	1715	1713	1410	2225	1321	○		WNW	1824	1814	1828	1828	1720	1715	1821	1813	1813	1813	1813	1813	1813	1813	○		W	221	247	242	1159	577	878	849	846	812	1021	941	840	1169	632	○		WNW	241	224	181	188	170	154	182	212	178	172	163	201	360	128	○	観測年	観測年											平均値	1997	上限	下限	判定 ○:合格 △:要確認 ×:要改善	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	風速	0.0~0.4	1.21	0.81	0.84	0.80	0.87	0.91	0.73	1.00	0.38	0.38	0.38	0.42	1.87	0.25	○		0.4~0.8	0.39	0.74	0.88	0.77	0.81	0.78	0.81	0.39	0.77	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	○		0.8~1.2	18.84	18.81	18.14	18.19	18.19	18.19	18.19	18.18	18.87	18.87	18.89	18.28	18.89	18.18	○		1.2~2.4	18.24	18.30	18.20	18.20	18.20	18.21	18.48	18.48	18.48	18.48	18.48	18.48	18.48	18.48	○		2.4~3.4	11.81	11.81	10.82	11.81	10.81	10.81	11.81	10.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	○		3.4~4.4	8.98	9.40	8.27	9.17	8.62	8.41	8.98	8.92	8.11	8.42	8.05	8.07	10.24	7.88	○		4.4~5.4	1.97	2.17	1.99	2.02	1.99	1.99	2.17	1.99	2.17	1.99	1.99	1.99	2.17	1.99	○		5.4~7.4	0.84	0.84	0.81	0.87	0.83	0.89	0.83	0.83	0.78	0.78	0.78	0.78	0.84	0.84	○		7.4~9.4	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	○		9.4~	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	○	観測年	観測年											平均値	1997	上限	下限	判定 ○:合格 △:要確認 ×:要改善	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	風向	N	3.86	3.69	3.18	3.17	3.00	3.09	3.08	3.77	5.84	5.88	3.80	3.81	4.34	2.68	○		ENE	2.00	2.60	2.62	2.78	2.15	1.90	2.02	2.04	1.74	1.84	2.15	2.18	2.81	1.48	○		E	7.35	3.00	6.79	3.00	3.01	3.00	4.52	4.58	3.81	4.51	3.81	4.51	5.00	3.81	○		ESE	8.84	8.84	8.19	8.77	8.89	3.89	8.14	8.88	8.83	3.81	8.84	5.81	8.72	4.81	○		E	7.88	8.77	8.27	8.89	10.28	10.71	10.78	10.82	14.82	14.74	10.82	11.84	10.18	3.81	○		ESE	10.40	10.80	10.18	11.25	8.89	8.85	5.88	6.82	6.84	1.82	0.82	11.84	10.83	0.81	○		E	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	○		SSE	3.18	3.18	3.88	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	○		S	1.99	1.40	1.19	1.09	1.41	1.28	1.39	1.62	1.71	0.82	1.38	1.88	2.02	0.81	○		SSW	0.80	0.80	0.82	0.73	0.72	0.89	0.89	0.89	0.89	0.78	0.78	0.81	1.04	0.81	○		SW	1.39	1.34	2.62	3.80	1.75	2.52	1.83	1.81	1.82	1.89	1.82	1.84	2.71	0.88	○		WSW	2.09	2.04	4.89	3.88	2.82	3.82	3.88	3.18	2.88	1.88	3.88	4.88	4.88	1.81	○		W	5.84	7.83	11.89	10.82	1.91	8.88	8.84	8.89	1.89	6.88	6.78	6.82	12.78	4.78	○		WNW	11.39	13.85	18.82	18.88	17.88	18.88	13.88	13.82	15.81	16.82	18.88	18.88	18.88	18.88	○		W	18.13	18.11	18.84	18.82	18.82	18.82	18.82	18.82	18.82	18.82	18.82	18.82	18.82	18.82	○		WNW	3.41	7.88	4.89	7.89	8.86	8.81	1.80	1.88	5.78	6.18	6.81	5.81	10.81	3.81	○	観測年	観測年											平均値	1997	上限	下限	判定 ○:合格 △:要確認 ×:要改善	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	風速	0.0~0.4	0.80	1.84	0.85	0.84	0.43	1.32	0.58	0.87	0.71	0.63	0.84	0.95	1.72	0.80	○		0.4~0.8	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	○		0.8~1.2	13.82	13.81	13.88	13.88	13.82	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	○		1.2~2.4	13.82	13.81	13.88	13.88	13.82	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	○		2.4~3.4	11.82	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	○		3.4~5.4	8.78	8.77	8.27	9.79	12.34	13.84	12.87	12.47	12.39	11.67	11.28	9.68	10.43	7.15	○		5.4~7.4	7.78	8.18	7.87	8.08	8.41	8.08	7.74	8.11	7.22	8.11	7.22	8.11	8.41	7.22	○		7.4~9.4	3.81	4.81	3.81	4.81	3.81	4.81	3.81	4.81	3.81	4.81	3.81	4.81	3.81	4.81	○		9.4~	13.81	14.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	○	
観測年	観測年											平均値	1997	上限						下限	判定 ○:合格 △:要確認 ×:要改善																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
風向	N	191	184	188	182	182	182	182	188	117	120	149	122	188	112	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ENE	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ESE	294	543	438	316	347	328	431	318	384	379	341	341	424	258	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	E	1208	1202	1142	1113	1028	1121	1478	1213	1030	1468	1244	1027	1618	809	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ESE	3191	3229	1824	1841	2120	2120	1920	1824	1814	1818	1822	1816	2025	2120	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	E	563	483	434	385	381	464	484	509	572	489	480	331	647	313	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	SE	289	271	281	240	217	216	178	139	245	187	212	277	234	131	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	SSE	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	S	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	SSW	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	SW	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	WSW	429	482	628	614	682	689	689	644	170	181	200	201	609	600	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	W	1451	1603	1921	1982	1609	1841	1982	1831	1585	1715	1713	1410	2225	1321	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	WNW	1824	1814	1828	1828	1720	1715	1821	1813	1813	1813	1813	1813	1813	1813	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	W	221	247	242	1159	577	878	849	846	812	1021	941	840	1169	632	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	WNW	241	224	181	188	170	154	182	212	178	172	163	201	360	128	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
観測年	観測年											平均値	1997	上限	下限	判定 ○:合格 △:要確認 ×:要改善																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
風速	0.0~0.4	1.21	0.81	0.84	0.80	0.87	0.91	0.73	1.00	0.38	0.38	0.38	0.42	1.87	0.25	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	0.4~0.8	0.39	0.74	0.88	0.77	0.81	0.78	0.81	0.39	0.77	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	0.8~1.2	18.84	18.81	18.14	18.19	18.19	18.19	18.19	18.18	18.87	18.87	18.89	18.28	18.89	18.18	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	1.2~2.4	18.24	18.30	18.20	18.20	18.20	18.21	18.48	18.48	18.48	18.48	18.48	18.48	18.48	18.48	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	2.4~3.4	11.81	11.81	10.82	11.81	10.81	10.81	11.81	10.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	3.4~4.4	8.98	9.40	8.27	9.17	8.62	8.41	8.98	8.92	8.11	8.42	8.05	8.07	10.24	7.88	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	4.4~5.4	1.97	2.17	1.99	2.02	1.99	1.99	2.17	1.99	2.17	1.99	1.99	1.99	2.17	1.99	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	5.4~7.4	0.84	0.84	0.81	0.87	0.83	0.89	0.83	0.83	0.78	0.78	0.78	0.78	0.84	0.84	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	7.4~9.4	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	9.4~	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
観測年	観測年											平均値	1997	上限	下限	判定 ○:合格 △:要確認 ×:要改善																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
風向	N	3.86	3.69	3.18	3.17	3.00	3.09	3.08	3.77	5.84	5.88	3.80	3.81	4.34	2.68	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ENE	2.00	2.60	2.62	2.78	2.15	1.90	2.02	2.04	1.74	1.84	2.15	2.18	2.81	1.48	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	E	7.35	3.00	6.79	3.00	3.01	3.00	4.52	4.58	3.81	4.51	3.81	4.51	5.00	3.81	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ESE	8.84	8.84	8.19	8.77	8.89	3.89	8.14	8.88	8.83	3.81	8.84	5.81	8.72	4.81	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	E	7.88	8.77	8.27	8.89	10.28	10.71	10.78	10.82	14.82	14.74	10.82	11.84	10.18	3.81	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ESE	10.40	10.80	10.18	11.25	8.89	8.85	5.88	6.82	6.84	1.82	0.82	11.84	10.83	0.81	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	E	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	SSE	3.18	3.18	3.88	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	3.89	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	S	1.99	1.40	1.19	1.09	1.41	1.28	1.39	1.62	1.71	0.82	1.38	1.88	2.02	0.81	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	SSW	0.80	0.80	0.82	0.73	0.72	0.89	0.89	0.89	0.89	0.78	0.78	0.81	1.04	0.81	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	SW	1.39	1.34	2.62	3.80	1.75	2.52	1.83	1.81	1.82	1.89	1.82	1.84	2.71	0.88	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	WSW	2.09	2.04	4.89	3.88	2.82	3.82	3.88	3.18	2.88	1.88	3.88	4.88	4.88	1.81	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	W	5.84	7.83	11.89	10.82	1.91	8.88	8.84	8.89	1.89	6.88	6.78	6.82	12.78	4.78	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	WNW	11.39	13.85	18.82	18.88	17.88	18.88	13.88	13.82	15.81	16.82	18.88	18.88	18.88	18.88	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	W	18.13	18.11	18.84	18.82	18.82	18.82	18.82	18.82	18.82	18.82	18.82	18.82	18.82	18.82	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	WNW	3.41	7.88	4.89	7.89	8.86	8.81	1.80	1.88	5.78	6.18	6.81	5.81	10.81	3.81	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
観測年	観測年											平均値	1997	上限	下限	判定 ○:合格 △:要確認 ×:要改善																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
風速	0.0~0.4	0.80	1.84	0.85	0.84	0.43	1.32	0.58	0.87	0.71	0.63	0.84	0.95	1.72	0.80	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	0.4~0.8	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	0.8~1.2	13.82	13.81	13.88	13.88	13.82	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	1.2~2.4	13.82	13.81	13.88	13.88	13.82	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	2.4~3.4	11.82	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	11.81	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	3.4~5.4	8.78	8.77	8.27	9.79	12.34	13.84	12.87	12.47	12.39	11.67	11.28	9.68	10.43	7.15	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	5.4~7.4	7.78	8.18	7.87	8.08	8.41	8.08	7.74	8.11	7.22	8.11	7.22	8.11	8.41	7.22	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	7.4~9.4	3.81	4.81	3.81	4.81	3.81	4.81	3.81	4.81	3.81	4.81	3.81	4.81	3.81	4.81	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	9.4~	13.81	14.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	13.81	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(参考) F分布検定の計算方法について</p> <p>気象データの代表性はF分布検定法を用いて評価している。F分布検定法は、正規分布をなす母集団から取り出した標本のうち、不良標本と見られるものをX_0、その他のものをX_1, X_2, \dots, X_nとした場合、X_0を除く他のn個の標本の平均を</p> $\bar{X} = \sum_{i=1}^n (X_i \times 1/n)$ <p>として、標本の分散からみて</p> <p>X_0 と \bar{X} との差が有意ならば X_0 を棄却とする方法である。F分布検定の計算方法を以下に示す。</p> <p>(1) 風向別、風速階級別で年単位に出現回数を求める。 (2) (1) のデータを基に、次の計算をする。</p> <p>[平均値] $\bar{X} = \sum_{i=1}^n (X_i \times 1/n)$</p> <p>[分散] $S^2 = \sum_{i=1}^n (X_i - \bar{X})^2 / n$</p> <p>[標準偏差] $S = \sqrt{\sum_{i=1}^n (X_i - \bar{X})^2 / n}$</p> <p>[F値] $F_0 = \frac{(n-1) \cdot (X_0 - \bar{X})^2}{(n+1) \cdot S^2}$</p> <p>[棄却限界値] $X_0 = \bar{X} \pm S \sqrt{\frac{(n+1)}{(n-1)} \cdot F^1_{n-1}(\alpha)}$ <small>(全統計年の標準偏差に判断の誤りの偏差で重みづけした値)</small></p> <p>X_i : 年別出現回数 n : 統計年数 X_0 : 検定年の出現回数 $F^1_{n-1}(\alpha)$: 有意水準 (危険率) α に対するF値 有意水準 (危険率) α : 5% <small>(棄却限界値を超え異常と判断した時に、その判断が誤っている確率)</small></p> <p>$n=10$の場合 $F^1_{n-1}(0.05) = 5.12$</p> <p>(3) F_0 と $F^1_{n-1}(\alpha)$ を比較し検定する。 $F_0 \geq F^1_{n-1}(\alpha)$ なら異常年として棄却し、$F_0 < F^1_{n-1}(\alpha)$ なら採択する。なお、$F_0 < F^1_{n-1}(\alpha)$ は $\bar{X} - S \sqrt{\frac{(n+1)}{(n-1)} \cdot F^1_{n-1}(\alpha)} < X_0 < \bar{X} + S \sqrt{\frac{(n+1)}{(n-1)} \cdot F^1_{n-1}(\alpha)}$ と同義である。</p>	<p>(参考2)</p> <p>F分布検定の計算方法について</p> <p>気象データの代表性はF分布検定法を用いて評価している。F分布検定法は、正規分布をなす母集団から取り出した標本のうち、不良標本と見られるものをX_0、その他のものをX_1, X_2, \dots, X_nとした場合、X_0を除く他のn個の標本の平均を</p> $\bar{X} = \sum_{i=1}^n (X_i \times 1/n)$ <p>として、標本の分散からみて</p> <p>X_0 と \bar{X} との差が有意ならば X_0 を棄却とする方法である。F分布検定の計算方法を以下に示す。</p> <p>(1) 風向別、風速階級別で年単位に出現回数を求める。 (2) (1) のデータを基に、次の計算をする。</p> <p>[平均値] $\bar{X} = \sum_{i=1}^n (X_i \times 1/n)$</p> <p>[分散] $S^2 = \sum_{i=1}^n (X_i - \bar{X})^2 / n$</p> <p>[標準偏差] $S = \sqrt{\sum_{i=1}^n (X_i - \bar{X})^2 / n}$</p> <p>[F値] $F_0 = \frac{(n-1) \cdot (X_0 - \bar{X})^2}{(n+1) \cdot S^2}$</p> <p>[棄却限界値] $X_0 = \bar{X} \pm S \sqrt{\frac{(n+1)}{(n-1)} \cdot F^1_{n-1}(\alpha)}$ <small>(全統計年の標準偏差に判断の誤りの偏差で重みづけした値)</small></p> <p>X_i : 年別出現回数 n : 統計年数 X_0 : 検定年の出現回数 $F^1_{n-1}(\alpha)$: 有意水準 (危険率) α に対するF値 有意水準 (危険率) α : 5% <small>(棄却限界値を超え異常と判断した時に、その判断が誤っている確率)</small></p> <p>$n=10$の場合 $F^1_{n-1}(0.05) = 5.12$</p> <p>(3) F_0 と $F^1_{n-1}(\alpha)$ を比較し検定する。 $F_0 \geq F^1_{n-1}(\alpha)$ なら異常年として棄却し、$F_0 < F^1_{n-1}(\alpha)$ なら採択する。なお、$F_0 < F^1_{n-1}(\alpha)$ は $\bar{X} - S \sqrt{\frac{(n+1)}{(n-1)} \cdot F^1_{n-1}(\alpha)} < X_0 < \bar{X} + S \sqrt{\frac{(n+1)}{(n-1)} \cdot F^1_{n-1}(\alpha)}$ と同義である。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川審査実績の反映

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p> <p>1-2 着目方位の決定と大気拡散評価について</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、緊急時対策所における居住性評価に用いる着目方位、大気拡散の評価、評価地点の相対濃度（χ/Q）についてまとめたものである。</p> <p>2. 大気拡散評価</p> <p>線量評価に用いる大気拡散の評価としては、着目方位、ユニットの重ね合わせ、累積出現頻度を考慮し、評価点におけるχ/Qを求めている。</p> <p>(1) 着目方位の決定</p> <p>着目方位は、建屋による拡がりの影響を考慮し、放出源と評価点を結ぶラインが含まれる方位を正方位、それ以外で建屋影響を考慮する方位を隣接方位とする。</p> <p>図1-2-1に放出源（3,4号機格納容器中心）と評価点（原子炉格納容器から緊急時対策所までの最近接点）の位置関係を示す。</p> <p>これより、3,4号機発災時の緊急時対策所の評価では、表1-2-1のとおり、隣接方位がないため、着目方位がENEの1方位となる。</p> <div data-bbox="107 837 616 1125" style="border: 1px solid black; height: 180px; width: 100%;"></div> <p>図1-2-1 評価対象方位（風向）下の決定 (放出源：3,4号機格納容器中心、評価点：緊急時対策所)</p> <p>※ここでの評価対象方位（風向）は、評価点からの放出点の方位を示している。 着目方位は、放出点からの評価点の方位であり、評価対象方位（風向）とは180°向きが異なる。</p> <div data-bbox="73 1428 654 1474" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>添付資料3</p> <p>被ばく評価に用いる大気拡散評価について</p> <p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いる相対濃度及び相対線量は、実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい値から順に並べて整理し、累積出現頻度97%に当たる値としている。</p> <p>着目方位と評価結果を、図添3-1及び表添3-1に示す。</p>  <p>図添3-1 着目方位 (放出点：原子炉格納容器プロアウトパネル、 評価点：緊急時対策所中心)</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>添付資料3</p> <p>被ばく評価に用いる大気拡散評価について</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の居住性に係る被ばく評価に用いる相対濃度及び相対線量は、実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい値から順に並べて整理し、累積出現頻度97%に当たる値としている。</p> <p>着目方位と評価結果を図添3-1及び表添3-1に示す。</p>  <p>図添3-1 (1/2) 着目方位（緊急時対策所指揮所） (放出点：3号炉原子炉格納容器中心、評価点：指揮所用空調上屋北東部の外壁)</p>  <p>図添3-1 (2/2) 着目方位（緊急時対策所待機所） (放出点：3号炉原子炉格納容器中心、評価点：緊急時対策所待機所北東部の外壁)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 <p>①の相違</p> <p>【女川】設計等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所設置場所の相違 <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="71 135 654 167">【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p data-bbox="71 167 654 199">被ばく評価に用いる大気拡散評価について</p> <p data-bbox="71 199 654 231">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の居住性に係る被ばく評価で用いる相対濃度及び相対線量は、実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい値から順に並べて整理し、累積出現頻度97%に当たる値としている。</p> <p data-bbox="71 231 654 263">着目方位と評価結果を図添1-3-1及び図添1-3-2並びに表添1-3-1に示す。</p> <div data-bbox="71 263 654 837" style="border: 1px solid black; height: 360px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="71 837 654 869">図添1-3-1 着目方位 （放出点：6号炉原子炉建屋中心、 評価点：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）中心）</p>			<p data-bbox="1827 247 2177 279">【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p data-bbox="1827 885 2177 917">【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p>表1-2-1 着目方位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th colspan="2">緊急時対策所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放出源</td> <td>3号機</td> <td>4号機</td> </tr> <tr> <td>着目方位（正方位）</td> <td>ENE</td> <td>ENE</td> </tr> <tr> <td>見込み方位数</td> <td>1（ENE）</td> <td>1（ENE）</td> </tr> <tr> <td>水平距離</td> <td>約650m</td> <td>約760m</td> </tr> </tbody> </table> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表添1-3-1 着目方位並びに相対濃度及び相対線量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th>放出点</th> <th>着目方位</th> <th>相対濃度 [s/m³]</th> <th>相対線量 [Gy/Bq]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所 （対策本部）中心</td> <td>6号炉 原子炉建屋 中心</td> <td>NNW, N, NNE, NE</td> <td>3.6×10⁻⁵</td> <td>1.7×10⁻¹⁰</td> </tr> <tr> <td>7号炉 原子炉建屋 中心</td> <td>N, NNE</td> <td>9.8×10⁻⁵</td> <td>8.1×10⁻¹⁰</td> </tr> </tbody> </table>	評価点	緊急時対策所		放出源	3号機	4号機	着目方位（正方位）	ENE	ENE	見込み方位数	1（ENE）	1（ENE）	水平距離	約650m	約760m	評価点	放出点	着目方位	相対濃度 [s/m ³]	相対線量 [Gy/Bq]	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所 （対策本部）中心	6号炉 原子炉建屋 中心	NNW, N, NNE, NE	3.6×10 ⁻⁵	1.7×10 ⁻¹⁰	7号炉 原子炉建屋 中心	N, NNE	9.8×10 ⁻⁵	8.1×10 ⁻¹⁰	<p>表添3-1 相対線量及び相対濃度並びに着目方位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th>放出点</th> <th>着目方位</th> <th>相対濃度 [s/m³]</th> <th>相対線量 [Gy/Bq]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所 中心</td> <td>原子炉建屋 プローアウトパネル</td> <td>W</td> <td>4.9×10⁻⁶</td> <td>8.0×10⁻¹⁰</td> </tr> </tbody> </table>	評価点	放出点	着目方位	相対濃度 [s/m ³]	相対線量 [Gy/Bq]	緊急時対策所 中心	原子炉建屋 プローアウトパネル	W	4.9×10 ⁻⁶	8.0×10 ⁻¹⁰	<p>表添3-1 相対線量及び相対濃度並びに着目方位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th>放出点</th> <th>着目方位</th> <th>相対濃度 [s/m³]</th> <th>相対線量 [Gy/Bq]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所指揮所： 指揮所用空調上屋 北東部の外壁</td> <td>3号炉原子炉 格納容器中心</td> <td>NW, NNW</td> <td>約9.4×10⁻⁵</td> <td>約7.0×10⁻¹⁰</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所待機所： 緊急時対策所待機所 北東部の外壁</td> <td>3号炉原子炉 格納容器中心</td> <td>NW, NNW</td> <td>約8.8×10⁻⁵</td> <td>約6.6×10⁻¹⁰</td> </tr> </tbody> </table>	評価点	放出点	着目方位	相対濃度 [s/m ³]	相対線量 [Gy/Bq]	緊急時対策所指揮所： 指揮所用空調上屋 北東部の外壁	3号炉原子炉 格納容器中心	NW, NNW	約9.4×10 ⁻⁵	約7.0×10 ⁻¹⁰	緊急時対策所待機所： 緊急時対策所待機所 北東部の外壁	3号炉原子炉 格納容器中心	NW, NNW	約8.8×10 ⁻⁵	約6.6×10 ⁻¹⁰	<p>【女川・大飯】個別解析の相違</p> <p>①の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
評価点	緊急時対策所																																																								
放出源	3号機	4号機																																																							
着目方位（正方位）	ENE	ENE																																																							
見込み方位数	1（ENE）	1（ENE）																																																							
水平距離	約650m	約760m																																																							
評価点	放出点	着目方位	相対濃度 [s/m ³]	相対線量 [Gy/Bq]																																																					
5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所 （対策本部）中心	6号炉 原子炉建屋 中心	NNW, N, NNE, NE	3.6×10 ⁻⁵	1.7×10 ⁻¹⁰																																																					
	7号炉 原子炉建屋 中心	N, NNE	9.8×10 ⁻⁵	8.1×10 ⁻¹⁰																																																					
評価点	放出点	着目方位	相対濃度 [s/m ³]	相対線量 [Gy/Bq]																																																					
緊急時対策所 中心	原子炉建屋 プローアウトパネル	W	4.9×10 ⁻⁶	8.0×10 ⁻¹⁰																																																					
評価点	放出点	着目方位	相対濃度 [s/m ³]	相対線量 [Gy/Bq]																																																					
緊急時対策所指揮所： 指揮所用空調上屋 北東部の外壁	3号炉原子炉 格納容器中心	NW, NNW	約9.4×10 ⁻⁵	約7.0×10 ⁻¹⁰																																																					
緊急時対策所待機所： 緊急時対策所待機所 北東部の外壁	3号炉原子炉 格納容器中心	NW, NNW	約8.8×10 ⁻⁵	約6.6×10 ⁻¹⁰																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

(2)ユニットの重ね合わせ

評価点と複数プラントそれぞれの相対位置関係（方位、距離）を考慮し、それぞれのプラントからの見込み方位に評価点が含まれる場合に当該プラントの χ/Q を足し合わせる。図1-2-2に複数プラントから評価点へのプルーム到達イメージを、表1-2-2に χ/Q の合算のイメージを示す。

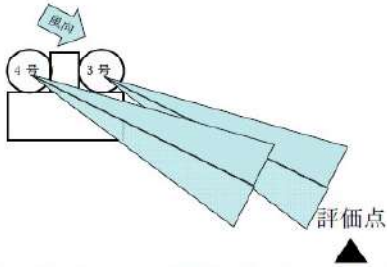


図1-2-2 複数プラントから評価点へのプルーム到達のイメージ

No.	日時	χ/Q		
		3号機からの寄与	4号機からの寄与	2差合計
1	1月1日 1:00	0	0	0
2	1月1日 2:00	$\chi/Q(31)$	$\chi/Q(41)$	$\chi/Q(31)+\chi/Q(41)$
3	1月1日 3:00	0	0	0
4	1月1日 4:00	$\chi/Q(32)$		$\chi/Q(32)$
5	1月1日 5:00		$\chi/Q(42)$	$\chi/Q(42)$
6	1月1日 6:00	0	0	0
...
8760	12月31日 24:00	$\chi/Q(3x)$	$\chi/Q(4y)$	$\chi/Q(3x)+\chi/Q(4y)$

表1-2-2 χ/Q の合算処理のイメージ

(2) 累積出現頻度

相対濃度（ χ/Q ）の評価に当たっては、相対濃度を年間について小さい値から順に並べて整理した結果、表1-2-3のとおり、累積出現頻度97%に当たる相対濃度は約 $3.2 \times 10^{-5} \text{ s/m}^3$ となった

表1-2-3 相対濃度の値（3,4号機合算）

順位	相対濃度(s/m ³)	累積出現頻度(%)	着目方位
...
8363	0.0	97.562	NE
8364	約 3.2×10^{-5}	97.573	ENE
8365	約 3.5×10^{-5}	97.585	ENE
...

女川原子力発電所2号炉

相対濃度及び相対線量の評価に当たっては、年間を通じて1時間ごとの気象条件に対して、相対濃度及び相対線量を算出し、小さい値から順に並べて整理した。評価結果を表添3-2に示す。

表添3-2 相対濃度及び相対線量の値

放出点	評価点	相対濃度		相対線量	
		累積出現頻度[%]	値 [s/m ³]	累積出現頻度[%]	値 [Gy/Bq]
原子炉建屋 ブローアウトパネル	緊急時対策所 中心
		97.01	4.9×10^{-5}	97.01	8.0×10^{-18}
		97.00	4.9×10^{-5}	97.00	8.0×10^{-18}
		96.99	4.9×10^{-5}	96.99	8.0×10^{-18}
	

泊発電所3号炉

相対濃度及び相対線量の評価に当たっては、年間を通じて1時間ごとの気象条件に対して、相対濃度及び相対線量を算出し、小さい値から順に並べて整理した。評価結果を表添3-2に示す。

表添3-2 相対濃度及び相対線量の値

放出点	評価点	相対濃度		相対線量	
		累積出現頻度[%]	値 [s/m ³]	累積出現頻度[%]	値 [Gy/Bq]
3号炉 原子炉 格納容器 中心	緊急時対策所指揮所 指揮所用空調上屋 北東部の外壁
		97.02	9.7×10^{-5}	97.02	7.0×10^{-18}
		97.01	9.4×10^{-5}	97.01	7.0×10^{-18}
		96.99	9.4×10^{-5}	96.99	6.9×10^{-18}
	
	緊急時対策所待機所 緊急時対策所待機所 北東部の外壁	97.02	8.8×10^{-5}	97.02	6.6×10^{-18}
		97.01	8.8×10^{-5}	97.01	6.6×10^{-18}
		96.99	8.8×10^{-5}	96.99	6.6×10^{-18}
	
	

相違理由

【大飯】評価条件の相違
 ・泊は3号炉単独運転を前提とした評価であるため、ユニットの重ね合わせは考慮しない（女川と同様）。

【大飯】
 ・女川審査実績の反映

【女川・大飯】個別解析の相違

①の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																														
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表添1-3-2 相対濃度及び相対線量の値 (6号炉)</p> <table border="1" data-bbox="98 225 629 421"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放出点</th> <th rowspan="2">評価点</th> <th colspan="2">相対濃度</th> <th colspan="2">相対線量</th> </tr> <tr> <th>累積出現 頻度[%]</th> <th>値 [s/m³]</th> <th>累積出現 頻度[%]</th> <th>値 [Gy/Bq]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">6号炉原子炉建屋 中心</td> <td>5号炉原子炉建 屋内緊急時対策 所(対策本部) 中心</td> <td>97.02</td> <td>3.6×10⁻⁴</td> <td>97.06</td> <td>1.7×10⁻¹⁰</td> </tr> <tr> <td></td> <td>97.01</td> <td>3.6×10⁻⁴</td> <td>97.01</td> <td>1.7×10⁻¹⁰</td> </tr> <tr> <td></td> <td>96.99</td> <td>3.6×10⁻⁴</td> <td>96.98</td> <td>1.7×10⁻¹⁰</td> </tr> <tr> <td></td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table> <p>表添1-3-3 相対濃度及び相対線量の値 (7号炉)</p> <table border="1" data-bbox="98 491 629 687"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放出点</th> <th rowspan="2">評価点</th> <th colspan="2">相対濃度</th> <th colspan="2">相対線量</th> </tr> <tr> <th>累積出現 頻度[%]</th> <th>値 [s/m³]</th> <th>累積出現 頻度[%]</th> <th>値 [Gy/Bq]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">7号炉原子炉建屋 中心</td> <td>5号炉原子炉建 屋内緊急時対策 所(対策本部) 中心</td> <td>97.02</td> <td>9.9×10⁻⁵</td> <td>97.06</td> <td>8.2×10⁻¹⁰</td> </tr> <tr> <td></td> <td>97.01</td> <td>9.8×10⁻⁵</td> <td>97.01</td> <td>8.1×10⁻¹⁰</td> </tr> <tr> <td></td> <td>96.96</td> <td>9.7×10⁻⁵</td> <td>96.99</td> <td>8.0×10⁻¹⁰</td> </tr> <tr> <td></td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table>	放出点	評価点	相対濃度		相対線量		累積出現 頻度[%]	値 [s/m ³]	累積出現 頻度[%]	値 [Gy/Bq]	6号炉原子炉建屋 中心	5号炉原子炉建 屋内緊急時対策 所(対策本部) 中心	97.02	3.6×10 ⁻⁴	97.06	1.7×10 ⁻¹⁰		97.01	3.6×10⁻⁴	97.01	1.7×10⁻¹⁰		96.99	3.6×10 ⁻⁴	96.98	1.7×10 ⁻¹⁰		放出点	評価点	相対濃度		相対線量		累積出現 頻度[%]	値 [s/m ³]	累積出現 頻度[%]	値 [Gy/Bq]	7号炉原子炉建屋 中心	5号炉原子炉建 屋内緊急時対策 所(対策本部) 中心	97.02	9.9×10 ⁻⁵	97.06	8.2×10 ⁻¹⁰		97.01	9.8×10⁻⁵	97.01	8.1×10⁻¹⁰		96.96	9.7×10 ⁻⁵	96.99	8.0×10 ⁻¹⁰				<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
放出点			評価点	相対濃度		相対線量																																																											
	累積出現 頻度[%]	値 [s/m ³]		累積出現 頻度[%]	値 [Gy/Bq]																																																												
6号炉原子炉建屋 中心	5号炉原子炉建 屋内緊急時対策 所(対策本部) 中心	97.02	3.6×10 ⁻⁴	97.06	1.7×10 ⁻¹⁰																																																												
		97.01	3.6×10⁻⁴	97.01	1.7×10⁻¹⁰																																																												
		96.99	3.6×10 ⁻⁴	96.98	1.7×10 ⁻¹⁰																																																												
																																																													
放出点	評価点	相対濃度		相対線量																																																													
		累積出現 頻度[%]	値 [s/m ³]	累積出現 頻度[%]	値 [Gy/Bq]																																																												
7号炉原子炉建屋 中心	5号炉原子炉建 屋内緊急時対策 所(対策本部) 中心	97.02	9.9×10 ⁻⁵	97.06	8.2×10 ⁻¹⁰																																																												
		97.01	9.8×10⁻⁵	97.01	8.1×10⁻¹⁰																																																												
		96.96	9.7×10 ⁻⁵	96.99	8.0×10 ⁻¹⁰																																																												
																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1-4 地表面への沈着評価について</p> <p>1. 湿性沈着を考慮した地表面沈着速度の設定について 本評価においては、地表面への沈着を評価する際、降雨による湿性沈着を考慮して地表面沈着濃度を評価している。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の居住性に係る被ばく評価において、エアロゾル粒子及び無機よう素の地表面への沈着速度として、乾性沈着速度0.3cm/s^{※1}の4倍である1.2cm/sを用いている。</p> <p>以下に今回、湿性沈着を考慮した地表面沈着速度を乾性沈着の4倍として設定した妥当性について示す。</p> <p>1. 1 乾性沈着率と湿性沈着率の算定方法について 以下の計算式から乾性沈着率と地表沈着率（単位時間あたりの沈着量）を求める。ここでは放射性崩壊による減少効果については式に含んでいないが、別途考慮している。また、放出源からの放出が継続する時間と沈着を考慮する時間は同じとしている。</p> <p>(1) 乾性沈着率 単位放出率あたりの乾性沈着率は線量目標値評価指針の式と同様に以下の式で表される。</p> $D_{gr} = V_{gr} \cdot \chi / Q_0 \quad \text{①}$ <p>D_{gr} : 単位放出率あたりの乾性沈着率 [1/m²] V_{gr} : 沈着速度[m/s] χ / Q_0 : 地上の相対濃度 [s/m³] (地上放出時の軸上濃度)</p>	<p>添付資料4 地表面への沈着速度の設定について</p> <p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価において、エアロゾル粒子及び無機よう素の地表面への沈着速度として0.3cm/s^{※1}の4倍である1.2cm/sを用いており、有機よう素の沈着速度として1.0×10⁻³cm/s^{※2}の4倍である4.0×10⁻³を用いている。</p> <p>「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」（昭和51年9月28日原子力委員会決定、一部改訂平成13年3月29日）の解説において、葉菜上の放射性よう素の沈着率を考慮するときに、「降水時における沈着率は、乾燥時の2～3倍大きい値となる」と示されている。これを踏まえ、湿性沈着を考慮した沈着速度は、乾性沈着による沈着も含めて乾性沈着速度（添付資料5、6を参照）の4倍と設定した。</p> <p>湿性沈着を考慮した沈着速度を、乾性沈着速度の4倍として設定した妥当性の検討結果を以下に示す。</p> <p>※1 エアロゾル粒子及び無機よう素の乾性沈着速度の設定根拠については添付資料5を参照 ※2 有機よう素の乾性沈着速度の設定根拠については添付資料6を参照</p> <p>1. 検討手法 湿性沈着を考慮した沈着速度の妥当性は、乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度97%値と、乾性沈着率の累積出現頻度97%値の比が4倍を超えていないことによって示す。乾性沈着率及び湿性沈着率は以下のように定義される。</p> <p>(1) 乾性沈着率 乾性沈着率は「日本原子力学会標準 原子力発電所の確率論的安全評価に関する実施基準（レベル3PSA編）：2008」（社団法人 日本原子力学会）（以下「学会標準」という。）解説4.7を参考に評価した。「学会標準」解説4.7では使用する相対濃度は地表面高さ付近としているが、ここでは「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（原子力安全・保安院 平成21年8月12日）【解説5.3】(1)に従い、放出点高さの相対濃度を用いた。</p>	<p>添付資料4 地表面への沈着速度の設定について</p> <p>1. 湿性沈着を考慮した地表面沈着速度の設定について 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の居住性に係る被ばく評価において、地表面への沈着速度として、乾性沈着及び湿性沈着を考慮した沈着速度（1.2cm/s）を用いている。</p> <p>「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」（昭和51年9月28日 原子力委員会決定、一部改訂 平成13年3月29日）の解説において、葉菜上の放射性よう素の沈着率を考慮するときに、「降水時における沈着率は、乾燥時の2～3倍大きい値となる」と示されている。これを踏まえ、湿性沈着を考慮した沈着速度は、乾性沈着による沈着も含めて乾性沈着速度（添付資料5を参照）の4倍と設定した。</p> <p>以下に今回、湿性沈着を考慮した地表面沈着速度を乾性沈着の4倍として設定した妥当性について示す。</p> <p>1.1 乾性沈着率と湿性沈着率の算定方法について 以下の計算式から乾性沈着率と地表沈着率（単位時間あたりの沈着量）を求める。ここでは放射性崩壊による減少効果については式に含んでいないが、別途考慮している。また、放出源からの放出が継続する時間と沈着を考慮する時間は同じとしている。</p> <p>(1) 乾性沈着率 単位放出率あたりの乾性沈着率は線量目標値評価指針の式と同様に以下の式で表される。</p> $D_{gr} = V_{gr} \cdot \chi / Q_0 \quad \text{①}$ <p>D_{gr} : 単位放出率あたりの乾性沈着率 [1/m²] V_{gr} : 沈着速度 [m/s] χ / Q_0 : 地上の相対濃度 [s/m³] (地上放出時の軸上濃度)</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映 【女川・大飯】 評価条件の相違 ・女川では有機よう素について個別のパラメータを用いているが、泊ではエアロゾル粒子と同じ乾性沈着速度として評価しており、保守的な扱いとしている。 ①の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は有機よう素の沈着速度を個別に設定していないため、添付資料6無し。 【女川】大飯審査実績の反映 ・泊は、より記載の充実している大飯と同じ資料構成とした。 ・泊欄の着色は大飯との比較とする。 ・女川とは記載順序や具体的な内容は異なるものの、湿性沈着を考慮した地表面沈着速度を乾性沈着の4倍として設定した妥当性について記載している方針に相違ない。 ・乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度 97%値と、乾性沈着率の累積出現頻度 97%値を比較する手法についても同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>(2) 湿性沈着率 単位放出率当たりの湿性沈着率は評価指針に降水時の沈着量評価の参考資料として挙げられているChamberlain の研究報告*より濃度を相対濃度 (χ/Q) で表現すると以下の式で表される。</p> $D_w = A \cdot \int_0^\infty \chi/Q(z) dz \quad \text{.....(2)}$ <p>D_w : 単位放出率当たりの湿性沈着率 [1/m²] A : 洗浄係数 [1/s] $\chi/Q(z)$: 鉛直方向の相対濃度分布 [s/m]</p> <p>ここで、$\chi/Q(z)$ が正規分布をとると仮定すると、</p> $D_w = A \cdot \chi/Q_0 \cdot \sqrt{2\pi} \cdot \Sigma z \quad \text{.....(3)}$ <p>Σz : 鉛直拡散幅 [m] χ/Q_0 : 地上の相対濃度 [s/m³] (地上放出時の軸上濃度)</p> <p>* Chamberlain, A.C. : Aspects of Travel and Deposition of Aerosol and Vapour Cloud, AERE HPR1261 (1955)</p> <p>(3) 地表沈着率 上記(1)式と(3)式から、地表沈着率は、以下の式で表される。</p> $A = D_d + D_w = V_d \cdot \chi/Q_0 + A \cdot \chi/Q_0 \cdot \sqrt{2\pi} \cdot \Sigma z \quad \text{.....(4)}$ <p>A : 単位時間あたりの地表沈着率 [1/m²]</p> <p>1. 2 地表面濃度評価時の地表沈着率 今回の評価においてグランドシャイン線量が大きい評価点について、地表沈着率は年間を通じて1 時間ごとの気象条件に対して、(1)式及び(3)式から各時間での沈着率を算出し、そのうちの年間97%積算値を取った。一方で、乾性沈着のみを考慮して年間97%積算値を想定した乾性沈着率(すなわちχ/Q の97%積算値×沈着速度)との比を(5)式のようにとると、表1-4-1 のとおり、約1.0 倍であった。地表面沈着率の累積出現頻度97%の求め方については添付1 に示す。</p>	<p>(2) 湿性沈着率 降雨時には、評価点上空の放射性核種の地表への沈着は、降雨による影響を受ける。湿性沈着率(χ/Q)_w(x,y)は「学会標準」解説4.11 より以下のように表される。</p> $(\chi/Q)_w(x,y) = A \cdot \int_0^\infty \chi/Q(x,y,z) dz = \chi/Q(x,y,0) \cdot A \cdot \sqrt{\frac{\pi}{2}} \cdot \Sigma z \cdot \exp\left[-\frac{h^2}{2\Sigma z^2}\right] \quad \text{.....(2)}$ <p>$(\chi/Q)_w(x,y)$: 時刻iでの湿性沈着率 [1/m²] $\chi/Q(x,y,0)$: 時刻iでの相対濃度 [s/m³] A : ウォッシュアウト係数 [1/s] (= 9.5 × 10⁻³ × P_i^{0.75} 学会標準より) P_i : 時刻iで降水強度 [mm/h] Σz : 放射性雲の鉛直方向の拡散幅 [m] h : 放出高さ [m]</p> <p>乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度97%値と、乾性沈着率の累積出現頻度97%値の比は以下で定義される。</p> $\frac{D_d + D_w}{D_d} = \frac{V_d \cdot \chi/Q_0 + \chi/Q_0 \cdot A \cdot \sqrt{\frac{\pi}{2}} \cdot \Sigma z \cdot \exp\left[-\frac{h^2}{2\Sigma z^2}\right]}{V_d \cdot \chi/Q_0} \quad \text{.....(3)}$ <p>2. 評価結果 表添4-1 に緊急時対策所の評価点における評価結果を示す。乾性沈着率に放出点と同じ高さの相対濃度を用いたとき、乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度97%値と、乾性沈着率の累積出現頻度97%値の比は1.2 程度となった。以上より、湿性沈着を考慮した沈着速度を乾性沈着速度の4倍と設定することは保守的であるといえる。</p> <p>表添4-1 沈着率評価結果</p> <table border="1" data-bbox="689 1353 1198 1474"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th>放出点</th> <th>相対濃度 [s/m³]</th> <th>①乾性沈着率 [1/m²]</th> <th>②乾性沈着率+湿性沈着率 [1/m²]</th> <th>比 (②/①)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所中心</td> <td>原子炉建屋ブローアウトパネル</td> <td>約 4.9 × 10⁻⁴</td> <td>約 1.5 × 10⁻⁷</td> <td>約 1.8 × 10⁻⁷</td> <td>約 1.2</td> </tr> </tbody> </table>	評価点	放出点	相対濃度 [s/m ³]	①乾性沈着率 [1/m ²]	②乾性沈着率+湿性沈着率 [1/m ²]	比 (②/①)	緊急時対策所中心	原子炉建屋ブローアウトパネル	約 4.9 × 10 ⁻⁴	約 1.5 × 10 ⁻⁷	約 1.8 × 10 ⁻⁷	約 1.2	<p>(2) 湿性沈着率 単位放出率当たりの湿性沈着率は評価指針に降水時の沈着量評価の参考資料として挙げられている Chamberlain の研究報告*より濃度を相対濃度 (χ/Q) で表現すると以下の式で表される。</p> $D_w = A \cdot \int_0^\infty \chi/Q(z) dz \quad \text{.....(2)}$ <p>D_w : 単位放出率当たりの湿性沈着率 [1/m²] A : 洗浄係数 [1/s] $\chi/Q(z)$: 鉛直方向の相対濃度分布 [s/m³]</p> <p>ここで、$\chi/Q(z)$ が正規分布をとると仮定すると、</p> $D_w = A \cdot \chi/Q_0 \cdot \sqrt{2\pi} \cdot \Sigma z \quad \text{.....(3)}$ <p>Σz : 鉛直拡散幅 [m] χ/Q_0 : 地上の相対濃度 [s/m³] (地上放出時の軸上濃度)</p> <p>* Chamberlain, A.C. : Aspects of Travel and Deposition of Aerosol and Vapour Cloud, AERE HP/R1261 (1955)</p> <p>(3) 地表沈着率 上記(1)式と(3)式から、地表沈着率は、以下の式で表される。</p> $A = D_d + D_w = V_d \cdot \chi/Q_0 + A \cdot \chi/Q_0 \cdot \sqrt{2\pi} \cdot \Sigma z \quad \text{.....(4)}$ <p>A : 単位時間あたりの地表沈着率 [1/m²]</p> <p>1.2 地表面濃度評価時の地表沈着率 今回の評価においてグランドシャイン線量が大きい評価点(緊急時対策所指揮所)について、地表沈着率は年間を通じて1 時間ごとの気象条件に対して、(1)式及び(3)式から各時間での沈着率を算出し、そのうちの年間97%積算値を取った。一方で、乾性沈着のみを考慮して年間97%積算値を想定した乾性沈着率(すなわちχ/Qの97%積算値×沈着速度)との比を(5)式のようにとると、表添4-1 のとおり、約1.2 倍であった。地表面沈着率の累積出現頻度97%の求め方については参考1 に示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊では具体的な評価点を記載した。</p> <p>【大飯】個別解析の相違</p>
評価点	放出点	相対濃度 [s/m ³]	①乾性沈着率 [1/m ²]	②乾性沈着率+湿性沈着率 [1/m ²]	比 (②/①)										
緊急時対策所中心	原子炉建屋ブローアウトパネル	約 4.9 × 10 ⁻⁴	約 1.5 × 10 ⁻⁷	約 1.8 × 10 ⁻⁷	約 1.2										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

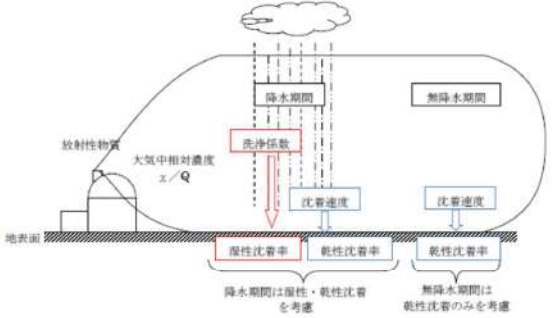
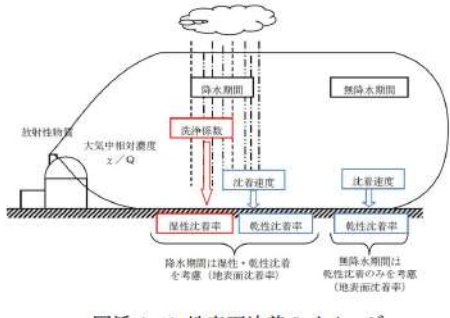
大飯発電所3 / 4号炉																																		
$\frac{D_{0t} + D_{0t}}{D_{0t}} = \frac{(V_{0t} \cdot \chi / Q_{0t} + \Lambda \cdot \chi / Q_{0t} \cdot \sqrt{2\pi} \cdot \Sigma_z)}{V_{0t} \cdot (\chi / Q_{0t})_{97\%}} \dots (5)$ <p>()_{97%} : 年間の97%積算値 χ / Q_{0t} : 時刻 t の地上の相対濃度 [s/m³] (地上放出時の軸上濃度)</p>																																		
表 1-4-1 大飯 3/4 号炉における湿性沈着量評価（緊急時対策所）																																		
累積出現頻度 97% 値	χ / Q (s/m ³) 約 3.2 × 10 ⁻⁵																																	
累積出現頻度 97% 値	① 乾性沈着率 (1/m ²) 約 9.7 × 10 ⁻⁸																																	
	② 地表面沈着率 (1/m ²) (乾性+湿性) 約 9.7 × 10 ⁻⁸																																	
降雨量 (mm/h)	0																																	
降雨時と非降雨時の比 (②/①)	約 1.0																																	
<p>【柏崎刈羽 6 / 7 号炉 主として資料より参考掲載】</p> <p>表添 1-4-1 沈着率評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th>放出点</th> <th>相対濃度 [s/m³]</th> <th>①乾性沈着率 [1/m²]</th> <th>②乾性沈着率 + 湿性沈着率 [1/m²]</th> <th>比 (②/①)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉原子炉 建屋内緊急時 対策所（対策 本館）中心</td> <td>6号炉原子炉 建屋中心</td> <td>3.6 × 10⁻⁴</td> <td>約 1.1 × 10⁻⁶</td> <td>約 1.2 × 10⁻⁶</td> <td>約 1.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7号炉原子炉 建屋中心</td> <td>9.8 × 10⁻⁵</td> <td>約 3.0 × 10⁻⁷</td> <td>約 3.3 × 10⁻⁷</td> <td>約 1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上より、湿性沈着を考慮した沈着率は、χ / Q 97%積算値を使用した場合の乾性沈着率に比べ、4倍を下回る結果が得られたことから、今回の評価において湿性沈着を考慮した沈着速度を乾性沈着の4倍とすることは保守的な評価であると考えられる。 なお、評価に使用するパラメータを表 1-4-2 に示す。</p> <p>表 1-4-2 地表沈着関連パラメータ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パラメータ</th> <th>値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾性沈着速度 V_{0t}</td> <td>0.3 (cm/s)</td> <td>NUREG/CR-4651 Vol.2</td> </tr> <tr> <td>鉛直拡散幅 Σ_z</td> <td>気象指針に基づき計算 $\Sigma_z = \sqrt{(\sigma_z^2 + cA/\pi)}$</td> <td>1時間ごとの値を算出。 ・ 建屋投影面積 A : 2800 (m²) ・ 形状係数 c : 0.5 ・ σ_z : 鉛直方向の平地の拡散パラメータ (m)</td> </tr> <tr> <td>洗浄係数 Λ</td> <td>$\Lambda = 9.5E-5 \times Pr^{0.8}$ (s⁻¹) Pr : 降水強度 (mm/h)</td> <td>日本原子力学会標準「原子力発電所の確率論的安全評価に関する実施基準（レベル 3PSA 編）：2008」（NUREG-1150 解析使用値として引用）</td> </tr> <tr> <td>気象条件</td> <td>2010年</td> <td>2010年1月~2010年12月の1時間ごとの風向、風速、降水量を使用</td> </tr> </tbody> </table>		評価点	放出点	相対濃度 [s/m ³]	①乾性沈着率 [1/m ²]	②乾性沈着率 + 湿性沈着率 [1/m ²]	比 (②/①)	5号炉原子炉 建屋内緊急時 対策所（対策 本館）中心	6号炉原子炉 建屋中心	3.6 × 10 ⁻⁴	約 1.1 × 10 ⁻⁶	約 1.2 × 10 ⁻⁶	約 1.1		7号炉原子炉 建屋中心	9.8 × 10 ⁻⁵	約 3.0 × 10 ⁻⁷	約 3.3 × 10 ⁻⁷	約 1.1	パラメータ	値	備考	乾性沈着速度 V_{0t}	0.3 (cm/s)	NUREG/CR-4651 Vol.2	鉛直拡散幅 Σ_z	気象指針に基づき計算 $\Sigma_z = \sqrt{(\sigma_z^2 + cA/\pi)}$	1時間ごとの値を算出。 ・ 建屋投影面積 A : 2800 (m ²) ・ 形状係数 c : 0.5 ・ σ_z : 鉛直方向の平地の拡散パラメータ (m)	洗浄係数 Λ	$\Lambda = 9.5E-5 \times Pr^{0.8}$ (s ⁻¹) Pr : 降水強度 (mm/h)	日本原子力学会標準「原子力発電所の確率論的安全評価に関する実施基準（レベル 3PSA 編）：2008」（NUREG-1150 解析使用値として引用）	気象条件	2010年	2010年1月~2010年12月の1時間ごとの風向、風速、降水量を使用
評価点	放出点	相対濃度 [s/m ³]	①乾性沈着率 [1/m ²]	②乾性沈着率 + 湿性沈着率 [1/m ²]	比 (②/①)																													
5号炉原子炉 建屋内緊急時 対策所（対策 本館）中心	6号炉原子炉 建屋中心	3.6 × 10 ⁻⁴	約 1.1 × 10 ⁻⁶	約 1.2 × 10 ⁻⁶	約 1.1																													
	7号炉原子炉 建屋中心	9.8 × 10 ⁻⁵	約 3.0 × 10 ⁻⁷	約 3.3 × 10 ⁻⁷	約 1.1																													
パラメータ	値	備考																																
乾性沈着速度 V_{0t}	0.3 (cm/s)	NUREG/CR-4651 Vol.2																																
鉛直拡散幅 Σ_z	気象指針に基づき計算 $\Sigma_z = \sqrt{(\sigma_z^2 + cA/\pi)}$	1時間ごとの値を算出。 ・ 建屋投影面積 A : 2800 (m ²) ・ 形状係数 c : 0.5 ・ σ_z : 鉛直方向の平地の拡散パラメータ (m)																																
洗浄係数 Λ	$\Lambda = 9.5E-5 \times Pr^{0.8}$ (s ⁻¹) Pr : 降水強度 (mm/h)	日本原子力学会標準「原子力発電所の確率論的安全評価に関する実施基準（レベル 3PSA 編）：2008」（NUREG-1150 解析使用値として引用）																																
気象条件	2010年	2010年1月~2010年12月の1時間ごとの風向、風速、降水量を使用																																

女川原子力発電所2号炉																
$\frac{D_{0t} + D_{0t}}{D_{0t}} = \frac{(V_{0t} \cdot \chi / Q_{0t} + \Lambda \cdot \chi / Q_{0t} \cdot \sqrt{2\pi} \cdot \Sigma_z)}{V_{0t} \cdot (\chi / Q_{0t})_{97\%}} \dots (5)$ <p>()_{97%} : 年間の97%積算値 χ / Q_{0t} : 時刻 t の地上の相対濃度 [s/m³] (地上放出時の軸上濃度)</p>																
表添 4-1 泊発電所3号炉における湿性沈着量評価（緊急時対策所指揮所）																
χ / Q	χ / Q (s/m ³) 約 9.4 × 10 ⁻⁵															
累積出現頻度 97% 値	① 乾性沈着率 (1/m ²) 約 2.8 × 10 ⁻⁷															
	② 地表面沈着率 (1/m ²) (乾性+湿性) 約 3.5 × 10 ⁻⁷															
累積出現頻度 97% 値	χ / Q (s/m ³) 約 1.2 × 10 ⁻⁴															
降雨量 (mm/h)	0*															
降雨時と非降雨時の比 (②/①)	約 1.2															
<p>* 地表面沈着率の累積出現頻度 97% 値の時刻の降雨強度が 0 (mm/h) であった。このため、保守的な降雨強度を用いた評価を参考 2 で実施。</p>																
<p>以上より、湿性沈着を考慮した沈着率は、χ / Q 97%積算値を使用した場合の乾性沈着率に比べ、4倍を下回る結果が得られたことから、今回の評価において湿性沈着を考慮した沈着速度を乾性沈着の4倍とすることは保守的な評価であると考えられる。 なお、評価に使用するパラメータを表添 4-2 に示す。</p> <p>表添 4-2 地表沈着関連パラメータ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パラメータ</th> <th>値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾性沈着速度 V_{0t}</td> <td>0.3 (cm/s)</td> <td>NUREG/CR-4651 Vol.2</td> </tr> <tr> <td>鉛直拡散幅 Σ_z</td> <td>気象指針に基づき計算 $\Sigma_z = \sqrt{(\sigma_z^2 + cA/\pi)}$</td> <td>1時間ごとの値を算出。 ・ 建屋投影面積 A : 2700 (m²) ・ 形状係数 c : 0.5 ・ σ_z : 鉛直方向の平地の拡散パラメータ (m)</td> </tr> <tr> <td>洗浄係数 Λ</td> <td>$\Lambda = 9.5E-5 \times Pr^{0.8}$ (s⁻¹) Pr : 降水強度 (mm/h)</td> <td>日本原子力学会標準「原子力発電所の確率論的安全評価に関する実施基準（レベル 3PSA 編）：2008」（NUREG-1150 解析使用値として引用）</td> </tr> <tr> <td>気象条件</td> <td>1997年</td> <td>1997年1月~1997年12月の1時間ごとの風向、風速、降水量を使用</td> </tr> </tbody> </table>		パラメータ	値	備考	乾性沈着速度 V_{0t}	0.3 (cm/s)	NUREG/CR-4651 Vol.2	鉛直拡散幅 Σ_z	気象指針に基づき計算 $\Sigma_z = \sqrt{(\sigma_z^2 + cA/\pi)}$	1時間ごとの値を算出。 ・ 建屋投影面積 A : 2700 (m ²) ・ 形状係数 c : 0.5 ・ σ_z : 鉛直方向の平地の拡散パラメータ (m)	洗浄係数 Λ	$\Lambda = 9.5E-5 \times Pr^{0.8}$ (s ⁻¹) Pr : 降水強度 (mm/h)	日本原子力学会標準「原子力発電所の確率論的安全評価に関する実施基準（レベル 3PSA 編）：2008」（NUREG-1150 解析使用値として引用）	気象条件	1997年	1997年1月~1997年12月の1時間ごとの風向、風速、降水量を使用
パラメータ	値	備考														
乾性沈着速度 V_{0t}	0.3 (cm/s)	NUREG/CR-4651 Vol.2														
鉛直拡散幅 Σ_z	気象指針に基づき計算 $\Sigma_z = \sqrt{(\sigma_z^2 + cA/\pi)}$	1時間ごとの値を算出。 ・ 建屋投影面積 A : 2700 (m ²) ・ 形状係数 c : 0.5 ・ σ_z : 鉛直方向の平地の拡散パラメータ (m)														
洗浄係数 Λ	$\Lambda = 9.5E-5 \times Pr^{0.8}$ (s ⁻¹) Pr : 降水強度 (mm/h)	日本原子力学会標準「原子力発電所の確率論的安全評価に関する実施基準（レベル 3PSA 編）：2008」（NUREG-1150 解析使用値として引用）														
気象条件	1997年	1997年1月~1997年12月の1時間ごとの風向、風速、降水量を使用														

泊発電所3号炉																
$\frac{D_{0t} + D_{0t}}{D_{0t}} = \frac{(V_{0t} \cdot \chi / Q_{0t} + \Lambda \cdot \chi / Q_{0t} \cdot \sqrt{2\pi} \cdot \Sigma_z)}{V_{0t} \cdot (\chi / Q_{0t})_{97\%}} \dots (5)$ <p>()_{97%} : 年間の97%積算値 χ / Q_{0t} : 時刻 t の地上の相対濃度 [s/m³] (地上放出時の軸上濃度)</p>																
表添 4-1 泊発電所3号炉における湿性沈着量評価（緊急時対策所指揮所）																
χ / Q	χ / Q (s/m ³) 約 9.4 × 10 ⁻⁵															
累積出現頻度 97% 値	① 乾性沈着率 (1/m ²) 約 2.8 × 10 ⁻⁷															
	② 地表面沈着率 (1/m ²) (乾性+湿性) 約 3.5 × 10 ⁻⁷															
累積出現頻度 97% 値	χ / Q (s/m ³) 約 1.2 × 10 ⁻⁴															
降雨量 (mm/h)	0*															
降雨時と非降雨時の比 (②/①)	約 1.2															
<p>* 地表面沈着率の累積出現頻度 97% 値の時刻の降雨強度が 0 (mm/h) であった。このため、保守的な降雨強度を用いた評価を参考 2 で実施。</p>																
<p>以上より、湿性沈着を考慮した沈着率は、χ / Q 97%積算値を使用した場合の乾性沈着率に比べ、4倍を下回る結果が得られたことから、今回の評価において湿性沈着を考慮した沈着速度を乾性沈着の4倍とすることは保守的な評価であると考えられる。 なお、評価に使用するパラメータを表添 4-2 に示す。</p> <p>表添 4-2 地表沈着関連パラメータ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パラメータ</th> <th>値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾性沈着速度 V_{0t}</td> <td>0.3 (cm/s)</td> <td>NUREG/CR-4651 Vol.2</td> </tr> <tr> <td>鉛直拡散幅 Σ_z</td> <td>気象指針に基づき計算 $\Sigma_z = \sqrt{(\sigma_z^2 + cA/\pi)}$</td> <td>1時間ごとの値を算出。 ・ 建屋投影面積 A : 2700 (m²) ・ 形状係数 c : 0.5 ・ σ_z : 鉛直方向の平地の拡散パラメータ (m)</td> </tr> <tr> <td>洗浄係数 Λ</td> <td>$\Lambda = 9.5E-5 \times Pr^{0.8}$ (s⁻¹) Pr : 降水強度 (mm/h)</td> <td>日本原子力学会標準「原子力発電所の確率論的安全評価に関する実施基準（レベル 3PSA 編）：2008」（NUREG-1150 解析使用値として引用）</td> </tr> <tr> <td>気象条件</td> <td>1997年</td> <td>1997年1月~1997年12月の1時間ごとの風向、風速、降水量を使用</td> </tr> </tbody> </table>		パラメータ	値	備考	乾性沈着速度 V_{0t}	0.3 (cm/s)	NUREG/CR-4651 Vol.2	鉛直拡散幅 Σ_z	気象指針に基づき計算 $\Sigma_z = \sqrt{(\sigma_z^2 + cA/\pi)}$	1時間ごとの値を算出。 ・ 建屋投影面積 A : 2700 (m ²) ・ 形状係数 c : 0.5 ・ σ_z : 鉛直方向の平地の拡散パラメータ (m)	洗浄係数 Λ	$\Lambda = 9.5E-5 \times Pr^{0.8}$ (s ⁻¹) Pr : 降水強度 (mm/h)	日本原子力学会標準「原子力発電所の確率論的安全評価に関する実施基準（レベル 3PSA 編）：2008」（NUREG-1150 解析使用値として引用）	気象条件	1997年	1997年1月~1997年12月の1時間ごとの風向、風速、降水量を使用
パラメータ	値	備考														
乾性沈着速度 V_{0t}	0.3 (cm/s)	NUREG/CR-4651 Vol.2														
鉛直拡散幅 Σ_z	気象指針に基づき計算 $\Sigma_z = \sqrt{(\sigma_z^2 + cA/\pi)}$	1時間ごとの値を算出。 ・ 建屋投影面積 A : 2700 (m ²) ・ 形状係数 c : 0.5 ・ σ_z : 鉛直方向の平地の拡散パラメータ (m)														
洗浄係数 Λ	$\Lambda = 9.5E-5 \times Pr^{0.8}$ (s ⁻¹) Pr : 降水強度 (mm/h)	日本原子力学会標準「原子力発電所の確率論的安全評価に関する実施基準（レベル 3PSA 編）：2008」（NUREG-1150 解析使用値として引用）														
気象条件	1997年	1997年1月~1997年12月の1時間ごとの風向、風速、降水量を使用														

相違理由	
【大飯】個別解析の相違	
【大飯】記載方針の相違	・ 泊は参考 2 において保守的な降雨強度を用いた検討も実施している。
【柏崎】記載方針の相違 (2-3③の相違)	
【大飯】個別解析の相違	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付1</p> <p>地表面沈着率の累積出現頻度97%の求め方について</p> <p>1. 地表面沈着について</p> <p>図1-4-2及び式(1)に示すように地面への放射性物質の沈着は、乾性沈着と湿性沈着によって発生する。乾性沈着は地上近くの放射性物質が、地面状態等によって決まる沈着割合(沈着速度)に応じて地面に沈着する現象であり、放射性物質の地表面濃度に沈着速度をかけることで計算される。湿性沈着は降水によって放射性物質が雨水に取り込まれ、地面に落下・沈着する現象であり、大気中の放射性物質の濃度分布と降水強度、及び沈着の割合を示す洗浄係数によって計算される。</p>  <p style="text-align: center;">図1-4-2 地表面沈着のイメージ</p> <p><沈着率の計算式></p> $D = D_d + D_w = \chi/Q_0 V_g + \int \chi/Q_{(z)} \Lambda dz \quad \text{..... (1)}$ <p> D : 合計沈着率 (1/m²) D_d : 乾性沈着率 (1/m²) D_w : 湿性沈着率 (1/m²) χ/Q_0 : 地上の相対濃度 (s/m³) (地上放出時の軸上濃度) $\chi/Q_{(z)}$: 鉛直方向の相対濃度分布 (s/m³) V_g : 沈着速度 (m/s) Λ : 洗浄係数 (1/s) ただし、$\Lambda = aP^b$ a, b : 洗浄係数パラメータ (-) P : 降水強度 (mm/hr) z : 鉛直長さ (m) </p>		<p style="text-align: right;">(参考1)</p> <p>地表面沈着率の累積出現頻度97%値の求め方について</p> <p>1. 地表面沈着について</p> <p>図添4-1及び式①に示すように地面への放射性物質の沈着は、乾性沈着と湿性沈着によって発生する。乾性沈着は地上近くの放射性物質が、地面状態等によって決まる沈着割合(沈着速度)に応じて地面に沈着する現象であり、放射性物質の地表面濃度に沈着速度をかけることで計算される。湿性沈着は降水によって放射性物質が雨水に取り込まれ、地面に落下・沈着する現象であり、大気中の放射性物質の濃度分布と降水強度及び沈着の割合を示す洗浄係数によって計算される。</p>  <p style="text-align: center;">図添4-1 地表面沈着のイメージ</p> <p><沈着率の計算式></p> $D = D_d + D_w = \chi/Q_0 V_g + \int \chi/Q_{(z)} \Lambda dz \quad \text{..... ①}$ <p> D : 地表面沈着率 (1/m²) (単位放出率当たり) D_d : 乾性沈着率 (1/m²) D_w : 湿性沈着率 (1/m²) χ/Q_0 : 地上の相対濃度 (s/m³) (地上放出時の軸上濃度) $\chi/Q_{(z)}$: 鉛直方向の相対濃度分布 (s/m³) V_g : 沈着速度 (m/s) Λ : 洗浄係数 (1/s) ただし、$\Lambda = aP^b$ a, b : 洗浄係数パラメータ (-) P : 降水強度 (mm/hr) z : 鉛直長さ (m) </p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯審査実績の反映

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉

2. 地表面沈着率の累積出現頻度97%の求め方
 地表面沈着率の累積出現頻度は、気象指針に記載されている x/Q の累積出現頻度 97%の求め方に基づいて計算した。具体的には以下の手順で計算を行った（図1-4-3参照）。

1) 各時刻における気象条件から、式(1)を用いて x/Q 、乾性沈着率、湿性沈着率を1時間ごとに算出する。なお評価対象方位以外に風が吹いた時刻については、評価方位における x/Q がゼロとなるため、合計沈着率もゼロとなる。

図1-4-3の例は、評価対象方位をN、NNEとした場合であり、 x/Q による乾性沈着率及び降水による湿性沈着率から合計沈着率を算出する。評価対象方位（N、NNE方位）以外の方に風が吹いた時刻については、合計沈着率はゼロとなる。

2) 上記1)で求めた1時間毎の合計沈着率を値の大きさに並びかえ、小さいほうから数えて累積出現頻度が97%を超えたところの沈着量を、地表面沈着率の累積出現頻度97%とする。（地表面沈着率の累積出現頻度であるため、 x/Q の累積出現頻度と異なる）

日時	風向	風速 (m/s)	大気安定度	x/Q (g/m ²)	乾性沈着率 (1/m ²) (1)	降水量 (mm/hr)	湿性沈着率 (1/m ²) (2)	合計沈着率 (1/m ²) (1+2)
1/1 1:00	N	1.0	D	$\circ \times 10^*$	$\circ \times 10^*$	0	0	$\circ \times 10^*$
1/1 2:00	NNE	2.2	E	$\circ \times 10^*$	$\circ \times 10^*$	1.0	$\circ \times 10^*$	$\circ \times 10^*$
1/1 3:00	E	3.1	D	—	—	1.5	—	0
...
12/21 23:00	NNE	2.5	D	$\circ \times 10^*$	$\circ \times 10^*$	0	0	$\circ \times 10^*$

図1-4-3の注釈：
 N、NNEが評価対象方位の場合
 降水がない時刻は、湿性沈着率はゼロ

No	出現頻度 (%)	x/Q (g/m ²)	合計沈着率 (1/m ²)
1	0.000	—	0
2	0.003	—	0
...
...	97.004	$\circ \times 10^*$	$\circ \times 10^*$
...	97.010	$\circ \times 10^*$	$\circ \times 10^*$
...
...	100.000	$\circ \times 10^*$	$\circ \times 10^*$

図1-4-3の注釈：
 評価対象方位の時刻のみ x/Q および乾性沈着率が出現
 合計沈着率を昇順に並び替え
 地表面沈着率の累積出現頻度 97%
 合計沈着率の並び替えであり、気象条件によって x/Q は必ずしも昇順に並ぶとは限らない。（従来の x/Q 計算とは順番が異なる）

図 1-4-3 地表面沈着率の累積出現頻度97%値の求め方（評価対象方位がN、NNEの例）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

2. 地表面沈着率の累積出現頻度97%値の求め方
 地表面沈着率の累積出現頻度は、気象指針に記載されている x/Q の累積出現頻度 97%値の求め方に基づいて計算した。具体的には以下の手順で計算を行った（図添4-2参照）。

(1) 各時刻における気象条件から、式①を用いて x/Q 、乾性沈着率、湿性沈着率を1時間ごとに算出する。なお、評価対象方位以外に風が吹いた時刻については、評価方位における x/Q がゼロとなるため、地表面沈着率（乾性沈着率+湿性沈着率）もゼロとなる。

図添4-2の例は、評価対象方位をNW、NNWとした場合であり、 x/Q による乾性沈着率及び降水による湿性沈着率から地表面沈着率を算出する。評価対象方位（NW、NNW方位）以外の方に風が吹いた時刻については、地表面沈着率はゼロとなる。

(2) 上記(1)で求めた1時間毎の地表面沈着率を値の大きさに並びかえ、小さい方から数えて累積出現頻度が97%を超えたところの沈着率を地表面沈着率の累積出現頻度97%値とする（地表面沈着率の累積出現頻度であるため、 x/Q の累積出現頻度と異なる）。

日時	方位 (風向)	風速 (m/s)	大気安定度	x/Q (g/m ²)	乾性沈着率 (1/m ²) (1)	降水量 (mm/hr)	湿性沈着率 (1/m ²) (2)	地表面沈着率 (1/m ²) (1+2)
1/1 1:00	NW (SSW)	1.0	B	$\circ \times 10^*$	$\circ \times 10^*$	0	0	$\circ \times 10^*$
1/1 2:00	NNW (SSW)	2.3	E	$\circ \times 10^*$	$\circ \times 10^*$	1.0	$\circ \times 10^*$	$\circ \times 10^*$
1/1 3:00	E (W)	3.1	B	—	—	1.5	—	0
...
12/21 23:00	NNW (SSW)	2.5	B	$\circ \times 10^*$	$\circ \times 10^*$	0	0	$\circ \times 10^*$

図添4-2の注釈：
 NW、NNWが評価対象方位の場合
 降水がない時刻は、湿性沈着率はゼロ

No	出現頻度 (%)	x/Q (g/m ²)	地表面沈着率 (1/m ²)
1	0.000	—	0
2	0.003	—	0
...
...	97.004	$\circ \times 10^*$	$\circ \times 10^*$
...	97.010	$\circ \times 10^*$	$\circ \times 10^*$
...
...	100.000	$\circ \times 10^*$	$\circ \times 10^*$

図添4-2の注釈：
 評価対象方位の時刻のみ x/Q および乾性沈着率が出現
 地表面沈着率を昇順に並び替え
 地表面沈着率の累積出現頻度 97%値
 地表面沈着率の並び替えであり、気象条件によって x/Q は必ずしも昇順に並ぶとは限らない。（従来の x/Q 計算とは順番が異なる）

図添 4-2 地表面沈着率の累積出現頻度97%値の求め方（評価対象方位がNW、NNWの例）

相違理由

【女川】
 ・大阪審査実績の反映

【大阪】記載表現の相違
 ・大阪は新たに「合計沈着率」という用語を用いているが、泊では添付資料のタイトルにもなっている「地面沈着率」で統一した。

【大阪】記載方針の相違
 ・例示する包圍の相違

【大阪】記載の適正化
 ・泊では図の中での表現「率」と合わせた。

【大阪】記載方針の相違
 ・例示する方位の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																														
<p>3. 累積出現頻度 97%値付近における地表面沈着率 各評価点における地表面沈着率の累積出現頻度 97%値付近の値を表1-4-3に示す。</p> <p>表 1-4-3 大飯 3/4 号炉における地表面沈着率（評価点：緊急時対策所）</p> <table border="1" data-bbox="91 292 633 523"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>風向</th> <th>降水量 (mm/hr)</th> <th>x/Q (s/m³)</th> <th>地表面沈着率 (1/m²)</th> <th>97%x/Qでの沈着率との比*2</th> <th>累積出現頻度 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>8345</td> <td>SW</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>97.557</td> </tr> <tr> <td>8346</td> <td>WSW</td> <td>0</td> <td>3.2×10⁻⁵</td> <td>9.7×10⁻⁸</td> <td>約 1.0</td> <td>97.568</td> </tr> <tr> <td>8347</td> <td>WSW</td> <td>0</td> <td>3.5×10⁻⁵</td> <td>1.1×10⁻⁷</td> <td>約 1.1</td> <td>97.580</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>8414*1</td> <td>WSW</td> <td>0.5</td> <td>5.1×10⁻⁵</td> <td>7.0×10⁻⁷</td> <td>約 7.1</td> <td>98.363</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 97%から累積出現頻度を上げていき、初めて降水が発生したときの値 *2 97% x/Q での沈着率との比率 = (地表面沈着率) / (97% x/Q × 沈着速度) で計算した。なお (97% x/Q × 沈着速度) = 約 9.7 × 10⁻⁸ (1/m²)</p>	No.	風向	降水量 (mm/hr)	x/Q (s/m ³)	地表面沈着率 (1/m ²)	97%x/Qでの沈着率との比*2	累積出現頻度 (%)	8345	SW	0	0	0	-	97.557	8346	WSW	0	3.2×10 ⁻⁵	9.7×10 ⁻⁸	約 1.0	97.568	8347	WSW	0	3.5×10 ⁻⁵	1.1×10 ⁻⁷	約 1.1	97.580	8414*1	WSW	0.5	5.1×10 ⁻⁵	7.0×10 ⁻⁷	約 7.1	98.363		<p>3. 累積出現頻度 97%値付近における地表面沈着率 各評価点における地表面沈着率の累積出現頻度 97%値付近の値を表添4-3に示す。</p> <p>表添 4-3 泊発電所3号炉における地表面沈着率（評価点：緊急時対策所指揮所）</p> <table border="1" data-bbox="1258 317 1800 719"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>方位 (風向)</th> <th>降水量 (mm/hr)</th> <th>x/Q (s/m³)</th> <th>地表面沈着率 (1/m²)</th> <th>乾性沈着率の累積出現頻度 97%値との比率*3</th> <th>累積出現頻度 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>8416^{※1}</td> <td>NW (SE)</td> <td>1.0</td> <td>3.4×10⁻⁴</td> <td>3.5×10⁻⁷</td> <td>約 1.2</td> <td>96.970</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>8418</td> <td>NW (SSE)</td> <td>0</td> <td>1.2×10⁻⁴</td> <td>3.5×10⁻⁷</td> <td>約 1.2</td> <td>96.993</td> </tr> <tr> <td>8419</td> <td>NW (SSE)</td> <td>0</td> <td>1.2×10⁻⁴</td> <td>3.5×10⁻⁷</td> <td>約 1.2</td> <td>97.004</td> </tr> <tr> <td>8420</td> <td>NW (SSE)</td> <td>0</td> <td>1.2×10⁻⁴</td> <td>3.5×10⁻⁷</td> <td>約 1.2</td> <td>97.016</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>8424^{※2}</td> <td>NW (SE)</td> <td>1.0</td> <td>3.5×10⁻⁴</td> <td>3.6×10⁻⁷</td> <td>約 1.3</td> <td>97.062</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 97%から累積出現頻度を下げていき、初めて降水が発生したときの値 ※2 97%から累積出現頻度を上げていき、初めて降水が発生したときの値 ※3 乾性沈着率の累積出現頻度 97%値との比率 = (地表面沈着率) / (乾性沈着率の累積出現頻度 97%値) で計算した。 なお、(乾性沈着率の累積出現頻度 97%値) = 約 2.8 × 10⁻⁷ (1/m²)</p>	No	方位 (風向)	降水量 (mm/hr)	x/Q (s/m ³)	地表面沈着率 (1/m ²)	乾性沈着率の累積出現頻度 97%値との比率*3	累積出現頻度 (%)	8416 ^{※1}	NW (SE)	1.0	3.4×10 ⁻⁴	3.5×10 ⁻⁷	約 1.2	96.970	8418	NW (SSE)	0	1.2×10 ⁻⁴	3.5×10 ⁻⁷	約 1.2	96.993	8419	NW (SSE)	0	1.2×10 ⁻⁴	3.5×10 ⁻⁷	約 1.2	97.004	8420	NW (SSE)	0	1.2×10 ⁻⁴	3.5×10 ⁻⁷	約 1.2	97.016	8424 ^{※2}	NW (SE)	1.0	3.5×10 ⁻⁴	3.6×10 ⁻⁷	約 1.3	97.062	<p>【大飯】個別解析の相違</p>
No.	風向	降水量 (mm/hr)	x/Q (s/m ³)	地表面沈着率 (1/m ²)	97%x/Qでの沈着率との比*2	累積出現頻度 (%)																																																																																																																											
...																																																																																																																											
8345	SW	0	0	0	-	97.557																																																																																																																											
8346	WSW	0	3.2×10 ⁻⁵	9.7×10 ⁻⁸	約 1.0	97.568																																																																																																																											
8347	WSW	0	3.5×10 ⁻⁵	1.1×10 ⁻⁷	約 1.1	97.580																																																																																																																											
...																																																																																																																											
8414*1	WSW	0.5	5.1×10 ⁻⁵	7.0×10 ⁻⁷	約 7.1	98.363																																																																																																																											
...																																																																																																																											
No	方位 (風向)	降水量 (mm/hr)	x/Q (s/m ³)	地表面沈着率 (1/m ²)	乾性沈着率の累積出現頻度 97%値との比率*3	累積出現頻度 (%)																																																																																																																											
...																																																																																																																											
8416 ^{※1}	NW (SE)	1.0	3.4×10 ⁻⁴	3.5×10 ⁻⁷	約 1.2	96.970																																																																																																																											
...																																																																																																																											
8418	NW (SSE)	0	1.2×10 ⁻⁴	3.5×10 ⁻⁷	約 1.2	96.993																																																																																																																											
8419	NW (SSE)	0	1.2×10 ⁻⁴	3.5×10 ⁻⁷	約 1.2	97.004																																																																																																																											
8420	NW (SSE)	0	1.2×10 ⁻⁴	3.5×10 ⁻⁷	約 1.2	97.016																																																																																																																											
...																																																																																																																											
8424 ^{※2}	NW (SE)	1.0	3.5×10 ⁻⁴	3.6×10 ⁻⁷	約 1.3	97.062																																																																																																																											
...																																																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉 (参考2)	相違理由															
		<p>地表面沈着率を乾性沈着率の4倍として設定した妥当性について保守的な降雨強度を用いて評価した結果</p> <p>着目方位のχ/Q及び降雨強度データを用いた表添4-1の評価では、地表面沈着率の累積出現頻度97%値の時刻における降雨強度が0 (mm/h)であったため、ここではより保守的な想定として、降雨強度についてもχ/Qと同様の累積出現頻度97%値を仮定して地表面沈着率を評価した。なお、降雨強度については、より保守的に全方位における累積出現頻度97%値を用い評価した。</p> <p>その結果、より保守的な想定による評価においても表添4-4のとおり地表面沈着率と乾性沈着率との比は3.1であったことから、地表面沈着率を乾性沈着率の4倍として設定することは保守的であると判断した。</p> <p>表添4-4 緊急時対策所指揮所における地表面沈着率と乾性沈着率との比</p> <table border="1" data-bbox="1256 667 1812 866"> <tr> <td rowspan="2">χ/Q 累積出現頻度 97%値</td> <td>① 乾性沈着率 (1/m³)</td> <td>約 2.8×10⁻⁷</td> </tr> <tr> <td>χ/Q (s/m³)</td> <td>約 9.4×10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">全方位降雨強度 累積出現頻度 97%値</td> <td>② 地表面沈着率 (1/m³) (乾性+湿性)</td> <td>約 8.6×10⁻⁷ ※1</td> </tr> <tr> <td>χ/Q (s/m³)</td> <td>約 9.4×10⁻⁵ ※2</td> </tr> <tr> <td>降雨強度 (mm/h)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">降雨時と非降雨時の比 (②/①)</td> <td>約 3.1</td> </tr> </table> <p>※1 着目方位におけるχ/Q累積出現頻度 97%値と全方位における降雨強度累積出現頻度 97%値 1.0 (mm/h) を使用して算出。 ※2 着目方位におけるχ/Q累積出現頻度 97%値を使用。</p>	χ/Q 累積出現頻度 97%値	① 乾性沈着率 (1/m ³)	約 2.8×10 ⁻⁷	χ/Q (s/m ³)	約 9.4×10 ⁻⁵	全方位降雨強度 累積出現頻度 97%値	② 地表面沈着率 (1/m ³) (乾性+湿性)	約 8.6×10 ⁻⁷ ※1	χ/Q (s/m ³)	約 9.4×10 ⁻⁵ ※2	降雨強度 (mm/h)	1.0	降雨時と非降雨時の比 (②/①)		約 3.1	<p>【女川・大飯】記載方針等の相違</p> <p>・泊では、地表面沈着率を乾性沈着率の4倍として設定した妥当性について、さらに保守的な降雨強度を用いて評価した結果を記載している。</p>
χ/Q 累積出現頻度 97%値	① 乾性沈着率 (1/m ³)	約 2.8×10 ⁻⁷																
	χ/Q (s/m ³)	約 9.4×10 ⁻⁵																
全方位降雨強度 累積出現頻度 97%値	② 地表面沈着率 (1/m ³) (乾性+湿性)	約 8.6×10 ⁻⁷ ※1																
	χ/Q (s/m ³)	約 9.4×10 ⁻⁵ ※2																
	降雨強度 (mm/h)	1.0																
降雨時と非降雨時の比 (②/①)		約 3.1																